

令和5年第3回嵐山町議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (8月25日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	10
報告第4号の上程、説明、質疑	18
報告第5号の上程、説明、質疑	19
認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑	21
議案第39号、議案第40号の上程、説明、質疑	40
決算審査特別委員会の設置、委員会付託	42
決算審査特別委員会委員の選任	43
決算審査特別委員会正副委員長の互選結果報告	43
報告第6号、報告第7号の上程、説明、質疑	43
同意第4号の上程、説明、質疑、採決	47
休会の議決	48
散会の宣告	48

第 2 号 (8月30日)

議事日程	49
------	----

出席議員	5 0
欠席議員	5 0
本会議に出席した事務局職員	5 0
説明のための出席者	5 0
開議の宣告	5 1
諸般の報告	5 1
一般質問	5 1
3番 狛 守 勝 義 議員	5 1
7番 畠 山 美 幸 議員	7 2
8番 長 島 邦 夫 議員	9 2
発言の訂正	9 8
散会の宣告	1 0 9

第 3 号 (8月31日)

議事日程	1 1 1
出席議員	1 1 2
欠席議員	1 1 2
本会議に出席した事務局職員	1 1 2
説明のための出席者	1 1 2
開議の宣告	1 1 3
諸般の報告	1 1 3
一般質問	1 1 3
9番 青 柳 賢 治 議員	1 1 3
12番 澁 谷 登美子 議員	1 2 8
10番 川 口 浩 史 議員	1 5 6
散会の宣告	1 7 6

第 4 号 (9月1日)

議事日程	1 7 7
出席議員	1 7 8
欠席議員	1 7 8
本会議に出席した事務局職員	1 7 8
説明のための出席者	1 7 8

開議の宣告	179
諸般の報告	179
一般質問	179
4番 藤野和美議員	179
1番 小林智議員	198
答弁の追加修正の申出	203
休会の議決	221
散会の宣告	221

第 5 号 (9月13日)

議事日程	223
出席議員	224
欠席議員	224
本会議に出席した事務局職員	224
説明のための出席者	224
開議の宣告	227
諸般の報告	227
認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	228
認定第2号～認定第6号、議案第39号、議案第40号の委員長報告、質疑、討論、採決	236
発言の訂正	241
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	241
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	257
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	259
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	261
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	262
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	264
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	267
日程の追加	269
報告第8号の上程、説明、質疑	269
延会の宣告	270

第 6 号 (9月14日)

議事日程	271
------	-----

出席議員	272
欠席議員	272
本会議に出席した事務局職員	272
説明のための出席者	272
開議の宣告	275
諸般の報告	275
発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	275
発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	277
発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	278
発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	280
町長挨拶	282
議長挨拶	283
閉会の宣告	283

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第487号

令和5年第3回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年8月17日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和5年8月25日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 1 名)

1 番	小 林	智 議 員	3 番	狛 守 勝 義 議 員
4 番	藤 野 和 美 議 員		6 番	大 野 敏 行 議 員
7 番	畠 山 美 幸 議 員		8 番	長 島 邦 夫 議 員
9 番	青 柳 賢 治 議 員		1 0 番	川 口 浩 史 議 員
1 1 番	松 本 美 子 議 員		1 2 番	渋 谷 登 美 子 議 員
1 3 番	森	一 人 議 員		

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和5年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第1号）

8月25日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（森議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 佐久間町長）
(行政報告 下村教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 報告第 4号 令和4年度嵐山町健全化判断比率の報告について
- 日程第 7 報告第 5号 令和4年度嵐山町資金不足比率の報告について
- 日程第 8 認定第 1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 3号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 4号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 5号 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定について
- 日程第13 認定第 6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定について
- 日程第14 議案第39号 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第15 議案第40号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第16 報告第 6号 専決処分の報告について
- 日程第17 報告第 7号 専決処分の報告について
- 日程第18 同意第 4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○出席議員（9名）

1番	小林智	議員	4番	藤野和美	議員
7番	畠山美幸	議員	8番	長島邦夫	議員
9番	青柳賢治	議員	10番	川口浩史	議員
11番	松本美子	議員	12番	渋谷登美子	議員
13番	森一人	議員			

○欠席議員（2名）

3番	狛守勝義	議員	6番	大野敏行	議員
----	------	----	----	------	----

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
高橋兼次	副町長
萩原政則	総務課長
安藤浩敬	地域支援課長
岡野富春	税務課長
贄田秀男	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
近藤久代	長寿生きがい課長
藤原実	環境課長
中村寧	農政課長
小輪瀬一哉	企業支援課長
伊藤恵一郎	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
大島真弓	会計管理者兼会計課長
下村治	教育長
高橋喜代美	教育総務課長
馬橋透	生涯学習課長

中	村		寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務
堀	江	國	明	代表監査委員
長	島	邦	夫	監査委員

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。よって、令和5年第3回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

なお、今定例会におきましては、感染症を予防するため、町長、教育長、委員長報告及び議員提出議案以外の発言は、全て自席で着座にて行います。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第8番 長 島 邦 夫 議員

第9番 青 柳 賢 治 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

松本議会運営委員長。

○松本美子議会運営委員長 皆様、おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第3回定例会を前にいたしまして、8月18日に議会運営委員会を開催をいたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外出席者として森議長に、出席要求に基づく出席者といたしまして高橋副町長、萩原総務課長にご出席をいただき、提出されます議案につきまして説明を求めました。

長提出議案については、報告4件、人事1件、予算6件、認定6件及びその他3件の計20件とい

うことでございます。このほか議員提出議案も予定をされております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第3回定例会は本日8月25日から9月14日までの21日間とすることに決定をいたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受付順として、8月30日に1番の狩守勝義議員から3番の長島邦夫議員、8月31日、4番の青柳賢治議員から6番の川口浩史議員、9月1日に7番の藤野和美議員と8番の小林智議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定したことを報告いたしました。

以上です。

○森 一人議長 お諮りいたします。会期につきましては、委員長報告のとおり8月25日から9月14日までの21日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月14日までの21日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。長提出議案は、報告4件、人事1件、予算6件、認定6件及びその他3件の計20件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

堀江代表監査委員につきましては、本日から決算に関する議案審議の際にご出席いただくこととしておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、6月定例会から8月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、教育委員会教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の事務に関する点検・評価報告書が提出されました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、本職宛て提出のありました陳情第4号 宗教によって差別されることのない、公平公正な行政サービスを求める陳情、陳情第5号 核も戦争もない平和な二十一世紀を求める要望書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森 一人議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長。

[佐久間孝光町長登壇]

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和5年嵐山町議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算をはじめ当面する諸案件につきましてご審議賜りますことは、町政進展のため誠に感謝に堪えないところであります。

また、堀江代表監査委員並びに長島議会選出監査委員におかれましては、連日極めてご熱心な審査を賜りまして深く感謝申し上げる次第でございます。

本議会に提出いたします議案は、報告4件、人事1件、予算6件、認定6件、その他3件の計20件であります。各議案の提案理由並びに細部説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和5年5月から7月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条による事務に関する説明書でご報告申し上げますので、ご高覧願いたいと存じます。

さて、現在日本各地で詐欺電話の被害が増えていることは、日々のニュースで取り上げられており、皆様も御存じだと思われまふ。そんな中、嵐山町では議会のご理解をいただき、特殊詐欺を未然に防ぐため、嵐山町特殊詐欺対策電話機等購入補助金の予算をつけさせていただきました。既に多数の申請をいただいておりますが、お近くにご興味のあるような方、対象となり得る方がおりましたら、ぜひお声がけをいただき、後押ししていただきたいと思ひます。今後嵐山町民の中から一人の被害者も出ることがないよう全力で取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

下村教育長。

〔下村 治教育長登壇〕

○下村 治教育長 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会からご報告をさせていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告に関しましては、お手元の資料34ページ下段から41ページをご高覧いただきたいと思います。

なお、資料に加えまして3点報告をさせていただきます。1点目は、コミュニティスクールについてでございます。本年度4月1日から嵐山町学校運営協議会規則が施行され、本町においてもコミュニティスクールの導入が始まりました。まず初めに、5月に菅谷小学校、中学校の合同の学校運営協議会が立ち上がりました。今後も地域と共にある学校づくりを進めてまいりたいと思います。

2点目は、中学校の水泳授業の民間委託についてでございます。昨年度から始めたこの取組は、本年度菅谷中学校にも導入し、中学校は2校とも東松山スイミングスクールにて授業を行うこととなりました。両校とも2、3年生は、7月までにそれぞれ3日間授業を行いました。1年生は、9月以降3日間行う予定になっております。授業の様子を見学させていただきましたが、とても充実した授業が展開されていると感じました。

3点目は、嵐山町ヘルシースポーツ・フェスティバルについてでございます。新型コロナウイルス感染症が5類移行後に行われる初めてのスポーツイベントでしたが、9つの種目に356の方が楽しんでご参加をいただきました。これからも一層の充実を図ってまいりたいと思います。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員に求めます。

松本総務経済常任委員。

〔松本美子総務経済常任委員登壇〕

○松本美子総務経済常任委員 議長の指名がございましたので、総務経済常任委員会から報告を申し上げます。

本日は、正副委員長が体調不良によりまして欠席のため、代読をもちまして報告とさせていただきます。

令和5年8月25日

嵐山町議会議長 森 一 人 様

総務経済常任委員長 狛 守 勝 義

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告いたします。

記

1 調査事項

「ウイズコロナ時代におけるまちづくりについて」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について7月14日、27日、29日、8月5日及び8日に委員会を開催し、調査研究を行った。

7月14日の委員会について

(1) 子どもたちから意見聴取について

8月5日の嵐山夏まつりの会場で実施することを正式に決定し、その方策を検討した。

①依頼団体：S a n d y ' s D a n c e T e a m、駒王太鼓嵐、嵐山ライナーズスポーツ少年団

②聴取方法：イベント出演後30分間程度、アンケートによる聞き取り調査

なお、事前に代表者に依頼し、了解を得て実施することとした。

(2) 若者会議について

開催における重要性は認めつつ、調査研究にもう少し時間を要するため、提言は見送ることと決定した。

7月27日の委員会について

(1) 子どもたちから意見聴取について

3団体への事前依頼の結果報告と意見聴取当日の詳細確認を行った。

①S a n d y ' s D a n c e T e a mは、7月29日のレッスン日にB&G総合体育館でレッスン後に実施する。

②駒王太鼓嵐と嵐山ライナーズスポーツ少年団は、予定どおり8月5日の嵐山夏まつり会場でイベント出演後に実施する。

(2) 「ウイズコロナ時代におけるまちづくりについて」の総括について

今までの調査研究を基に総括を行い、次のように報告することとした。

①コロナで積み上げてきたものが停滞したり、なくなることも多かった。それを回復するようなまちづくりが必要だ。

②通信技術を使った会議でまちづくりへの参加を推進する。

③町の特徴ある教育として、農業体験学習を学校教育の中で推進をする。

7月29日と8月5日の委員会について

7月29日は、Sandy's Dance Teamに対して、8月5日は駒王太鼓嵐と嵐山ライナーズスポーツ少年団に対して意見聴取を行った。（アンケート60枚回収）

○子どもたちの主な意見

①今後やりたいこと

- ・班で給食を食べたい
- ・たくさんのイベントに参加したい
- ・いろいろな学年と触れ合いたい
- ・旅行や制限の少ない学校生活
- ・友だちといっぱい遊びたい

②町にやってもらいたいこと

- ・通学路の整備
- ・学校のトイレをきれいにしてほしい
- ・花火大会やお祭り

8月8日の委員会について

子どもたちへ意見聴取の総括と委員会最終報告について意見交換を行った。

（1）子どもたちの意見聴取の総括

①子どもたちが素直でよく協力してくれた。先生、コーチ、子ども、保護者皆一体となっていると感じた。こういった活動は、今後もますます必要だと思った。

②皆元気がよいというのが一番の印象。

③アンケートにまじめに取り組んでくれ、ありがたかった。

④子どもの活動は送迎が大変。送迎できない家庭は参加が難しいと感じた。

（2）委員会最終報告について

①コロナ禍で現場に出向くという活動が制限されていたが、町民の率直な意見を聴取するため、今後も積極的に現場に出向いていくことが必要である。

②町としても現場に出向き、町民の意見を直接聞くことは、今後のまちづくりに必要である。

③若者会議が今後の課題として残っている。開催に向けて今後も調査研究が必要である。

以上、最終報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員会報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、お引取りを願います。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳文教厚生常任委員長。

〔青柳賢治文教厚生常任委員長登壇〕

○青柳賢治文教厚生常任委員長

令和5年8月25日

嵐山町議会議長 森 一人様

文教厚生常任委員長 青 柳 賢 治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告します。

記

1 調査事項

「人口減少対策について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について6月14日、7月3日及び8月4日に委員会を開会し、調査研究を行った。

6月14日の委員会について

5月18日に視察した子育て支援センターベアリス（立正大学内）、恋たまさいたまサポートセンター（さいたま市）について意見交換を行った。

「子育て支援センターベアリス」について

- ・大学の敷地内にあり、大学が運営しているのが大きな特徴。
- ・学生は学びながら参加でき、実際に子育てしている人の役に立てるので、よい環境。
- ・「屋根のある公園」がコンセプト。落ち着いていて非常によい雰囲気。
- ・困っている人がいつでも相談できるのは学ぶべきところ。
- ・個々のケースで相談しているので、様々な問題を回避できる。
- ・地域の先端的な子どもの居場所を目指している。
- ・父親向けのイベントには「パパの日」と明記してあるので、参加しやすい。
- ・就学前の子どもと商工会青年部、学童、高校生など、各団体と連携してイベントを行うのも有効。

「恋たまさいたまサポートセンター」について

- ・深く立ち入らず、自動マッチングに任せながら本人同士が行うのも一つの方法。
- ・利用率が伸びない点と各市町村の取組具合が違うという点では残念。
- ・町の予算を使っているのもう少しPRが必要ではないか。
- ・市町村へ出張相談会に取り組んでPRしてみても。
- ・1年で60組くらいの成婚率。自由度が高く安全性がある。
- ・商工会や観光協会がバーベキュー場を利用してイベントを企画し、出会いの場を提供してはど

うか。

- ・結婚後、町を出てしまうこともあり、強く宣伝できない面もある。

7月3日の委員会について

委員の意見発表と委員間討議。

「討議した内容等」

(1) 嵐山幼稚園の早朝保育や延長保育導入

・幼稚園は教育、保育園は福祉という枠組みではなく、町の子どもは全て延長保育ができる環境を整えることが必要。

- ・保育園に預かり保育の体制を取ってもらうのがよい。
- ・嵐山幼稚園で利用者は少ないので、親のニーズを把握する必要がある。

(2) ゼロ歳から2歳児を持つ家庭に対する支援の強化

(3) 親元へUターンした人への優遇策

(4) 小学生以上の子どもの遊び場や学習できる居場所づくり

(5) 魅力あるまちづくりのためには、特色ある町のブランディングの必要性

(6) 子育てや空き家の最新情報が分かりやすいようなホームページの掲載

上記のほか、町の人口ピラミッドなどについても検討、審議し、人口減少対策については、子育て世帯に対する支援と施策の充実が現時点では最重要であると全員の意見が一致した。このことをもって次回に提言をまとめることにした。

8月4日の委員会について

提言案について委員間協議を行った結果、人口減少対策について次のとおり提言する。

(1) 人口ピラミッドのいびつな部分に重点を当てた子育て世代への流入促進策やUターン支援策と流出抑制策を集中的に実施する。

(2) 嵐山町立幼稚園は特徴のある「行かせたい幼稚園」としての教育が行われている。この効果を小中学校においても発揮できるように連携を図りながら、誰一人取り残さない豊かな教育の実施。

(3) ゼロ歳から2歳児を持つ世帯に対して、経済的・精神的負担を緩和できる政策を町の子育て支援策の特徴として位置づける。

(4) 小学生以上の子どもたちの遊び場や学習の場について公共施設の開放を進め、地域ぐるみの支え合いを実施する。

(5) 人口減少を反転するためには、国の施策の着実な実施と町全体で子ども・子育てを支えていくという意識の醸成を図る。

以上、最終報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 討議した内容の中で、嵐山幼稚園の早朝保育、延長保育の導入というのがあるのですけれども、延長保育というのはある程度できていますよね。それで、早朝保育というのは、今まで幼稚園でそれを考えたことがないのですけれども、どこからどういう視点でそういうふうな討議した内容というのが、早朝保育というのが出てきたのか伺いたいと思います。既に幼稚園は教育、保育園は福祉という枠組みが3歳から5歳の部分はなくなって、3歳から5歳に関しては教育機関として保育園も幼稚園も位置づけられているのですが、その中での早朝保育というのがここに議題として出てくるのはどういうものか伺いたいと思うのです。どうやって幼稚園を維持していくかというところの中で、早朝保育という話は今まで聞いたことがないので、どうしてこの委員会の中でそれが出てきたのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青柳文教厚生常任委員長。

○青柳賢治文教厚生常任委員長 これは、それぞれの各委員が町の人口減少対策についてそれぞれの私案というか、私見、これを出していただきました。その中でこの（1）に挙げましたのは、嵐山幼稚園においてもそういう早朝保育ができるか、できないかということはまた視点が別ですけれども、最終的に書かれています町の子どもが全て早朝だったり、延長だったり、そういった保育ができるという視点が大事なのではないかというその委員の意見でございます。それで、ここに掲げさせてもらったということです。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私もちよっとびっくりしたのですけれども、町立幼稚園で早朝保育という考え方はなかったと思うのです。確かにバスに乗って皆さん来ているので、早朝保育となると今度は送っていくしかないです、親が。そういうふうな視点というのがこの委員会ではなされたのか。そしてさらに、その早朝保育に対しては何時からの早朝保育というふうな視点を持っていらしたのか分からないのですけれども、新たに職員を別な形で雇用しなくてはならなくて、例えば夏休みの一時預かりの保育みたいなのでも今は検討段階なのにこれが出てくるというのはどうして、何かあまりにちよっととつびな感じがするのです。皆さんの中でこれが出てくるというのは、何だか違うなというふうな感じがしているのですけれども、これは私には理解できません。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青柳文教厚生常任委員長。

○青柳賢治文教厚生常任委員長 これは、ベアリス行ったり、いろいろな視察を経て、委員がそれぞれ視点として持ったわけです。その委員の意見をここには挙げさせてもらった。そして、なお細かく説明しますと、いや、それは保育園の仕事だよということも委員会報告には載っておりますけれども、そういう形で皆さんの中で話は出ました。ですけれども、この（1）の主張されている意見

というのは、やっぱり全ての嵐山の子どもたちが幼稚園、保育園に限らず、そういった早朝保育だったり、延長保育ができるということが大事だということでありましたので、私はこの報告の中に掲載させていただいたということでございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 掲載されるのはいいのですけれども、私すごくやっとな3歳児保育が始まったという中でこういう形が出てきたら、とても何か戸惑うというか、保育園側も早朝保育というのはあるわけです。そして、早朝保育どの程度利用されているか分からないのだけれども、具体的な利用がされている状況を見てこういうふうな提案されているのか。何かすごく唐突な感じがするので、そこら辺についての調査はあったのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青柳文教厚生常任委員長。

○青柳賢治文教厚生常任委員長 あくまでも提言案につきましては、（1）から（5）でございます。我々がこの町の中の人口減少対策をどうしようと、一人一人から自分の考え方、それから今までの調査研究について出してもらったのです。その中にこの話があって、多数の意見は保育園の仕事ではないかというようなこともありましたけれども、私としては町の子どもたちがやっぱり全てその延長保育ができるという視点というのは、これは大事だということで私がここに掲載させていただいて、各委員の承諾もいただいております。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、お引取りを願います。ご苦労さまでした。

次に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

藤野広報広聴常任委員長。

〔藤野和美広報広聴常任委員長登壇〕

○藤野和美広報広聴常任委員長

令和5年8月25日

嵐山町議会議長 森 一人様

広報広聴常任委員長 藤野和美

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり最終報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について6月26日、7月5日、12日及び8月3日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 広報部会

- ・議会だより191号発行について

第2回定例会を主な内容として、6月26日入稿、7月5日初校、12日再校、8月1日発行の予定で準備を進めた。

第22回議会報告会・意見交換会や議会モニターとの意見交換会を特集。また、主な議案や請願審査、一般質問、常任委員会報告などで構成し、表紙にはラベンダーまつりの様子、裏表紙には「この人に聞く」を掲載した。今号もページの適正化に取り組み、全18ページでの発行とした。

(2) 広聴部会

8月3日に広聴部会を開催し、次の内容について審議した。

ア 議会モニターとの意見交換会（4月15日開催）での意見の対応について

○主な意見

- ・一般質問をユーチューブで配信する目的や方法は
- ・傍聴席の階段が急な上、メモを取れるような場所がない
- ・若者会議・子ども議会を進めてほしい

全20件について対応を協議し、議員全員協議会で報告後、ホームページに掲載予定。

イ 6月定例会傍聴者の傍聴後の意見について

○主な意見

- ・一般質問（熱中症対策について）を傍聴しての感想
- ・ごみ集積場の搬出等の課題についての意見
- ・町民の意見を聞く機会を設けてほしいという意見

全3件の意見は、意見・感想としてお聞きし、今後の参考とすることとした。

ウ 議会インターネット配信の検討・実施について

広聴部会にて検討を行ってきた議会のインターネット配信について、配信試験の結果と今後の対応方針は次のとおりとする。

○配信試験について

議場システムに記録されているデータを使用し、令和5年3月と6月定例会における各議員の一般質問ユーチューブ動画を作成。議員と課局長に限定配信を行ったところ、システムに記録された動画を用いてユーチューブ配信が可能であることの結論を得た。

○今後の対応方針

- ・配信方法はユーチューブ（無料）を使用する。
- ・配信する動画は、当面各議員の一般質問とする。

・手順作成、配信ルールの明確化等の課題整理を行うことが必要である。

なお、令和5年度内に公開実施できるよう、次の広聴部会に申し送ることとする。

以上、最終報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、お引取りを願います。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

この際暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時36分

再 開 午前10時50分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第6、報告第4号 令和4年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第4号は、令和4年度嵐山町健全化判断比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和4年度嵐山町健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、報告第4号の細部につきまして説明させていただきます。

報告第4号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、実質赤字比率等4項目につきまして報告させていただくものでございます。

報告書の裏面を御覧いただきたいと存じます。まず、実質赤字比率でございますが、地方公共団体の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字の大きさを団体の財政規模に対する割合で表すものであり、また次の連結実質赤字比率につきましては、一般会計以外の全ての会計も含め生じている赤字の大きさを団体の財政規模に対する割合で表すものでございますが、いずれも赤字では

ございませんので、数値の表示はされておられません。

次に、実質公債費比率でございますが、町の借入金の返済額及び一部事務組合等の返済等を含めまして、公債費の大きさを団体の財政規模に対する割合で指標化して、資金繰りの危険度を示すものでございますが、9.2%でございます。

次に、将来負担比率でございますが、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担の程度を指標化するものでございまして、42.7%でございます。

以上、4項目の比率につきましては、それぞれの指標の括弧内に示しております早期健全化基準に達しておられませんので、本町におきましては健全な財政運営が行われているものと評価されるものでございます。

なお、参考資料といたしまして、健全化判断比率の状況としての各比率の算出数値の資料を添付していただいておりますので、こちらにつきましては後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、報告第4号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 次に、令和4年度嵐山町健全化判断比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、令和4年度嵐山町健全化判断比率について審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月19日に役場205会議室におきまして、長島監査委員と共に実施いたしました。各健全化判断比率は、早期健全化基準を下回るか、または算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果のご報告とさせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際何かお聞きしたいことはございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第7、報告第5号 令和4年度嵐山町資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第5号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第5号は、令和4年度嵐山町資金不足比率の報告についての件でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和4年度嵐山町資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、報告第5号の細部につきましてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の度合いを示すものでございます。

報告書の裏面を御覧ください。令和4年度嵐山町資金不足比率報告書でございます。水道事業会計並びに下水道事業会計ともに資金不足はございませんでしたので、資金不足比率欄に数値の表示はございません。

なお、備考欄の金額につきましては、それぞれの会計の事業費の規模について記載をさせていただいております。

水道事業につきましては、営業収益から受託工事収益を差し引いた金額4億2,507万8,000円を、下水道事業につきましては3億1,867万円を記載しております。

報告第5号の参考資料につきましては、算定様式でございます。上段が水道、下段が下水道でございます。中ほどでございます2の①表(1)が流動負債算定欄、その右(3)が流動資産算定欄、いずれも決算書の水道は368、369ページ、下水は398、399ページの貸借対照表をご参照ください。

次に、下段の表の(8)が資金の不足額または剰余額でございます、(3)の流動資産マイナス(1)の流動負債でございます。その1年に返済する企業債償還金などの流動負債がその年に持ち合わせております現金預金などの流動資産を上回った場合に資金不足が発生いたします。先ほどご説明したとおり、(8)の欄につきましては両会計黒字でございますため、資金不足は発生していないということになります。

次に、(10)及び(12)が事業の規模の欄でございます。こちらにつきましては、決算書の水道は365ページ、下水道は395ページの損益計算書をご参照いただけたらと存じます。営業収益マイナス受託工事収益でございます。

なお、水道にはありませんが、下水は受託工事収益が28万9,000円ありますため、営業収益3億1,895万9,000円から差し引いた3億1,867万円を計上しておりますことをご了承ください。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○森 一人議長 次に、令和4年度嵐山町資金不足比率に関しまして、監査委員の報告を求めます。

堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、令和4年度嵐山町資金不足比率について審査結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月19日に役場205会議室におきまして長島監査委員と共に実施いたしました。各会計の資金不足比率は算定されない状況であり、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、甚だ簡単でございますが、審査結果の報告とさせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わりました。

この際何かお聞きしたいことはございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告でありますので、これにて終わります。

◎認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第8、認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第9、認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第10、認定第3号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11、認定第4号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12、認定第5号 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件及び日程第13、認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件、以上の決算認定6件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 それでは、認定第1号から順次ご説明申し上げます。

認定第1号は、令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額77億5,522万2,409円、歳出総額72億1,560万7,009円、歳入歳出差引額5億3,961万5,400円であります。また、繰越明許費繰越額は4,130万6,000円、事故繰越繰越額は1,089万7,000円であり、実質収支額は4億8,741万2,400円であります。

続きまして、認定第2号につきましてご説明申し上げます。認定第2号は、令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額19億7,682万646円、歳出総額19億2,178万293円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は5,504万353円であります。

続きまして、認定第3号についてご説明申し上げます。認定第3号は、令和4年度嵐山町後期高

齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額2億6,903万34円、歳出総額2億6,472万2,608円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は430万7,426円であります。

続きまして、認定第4号についてご説明申し上げます。認定第4号は、令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件でございます。歳入総額16億2,879万3,386円、歳出総額14億6,094万3,286円、歳入歳出差引額並びに実質収支額は1億6,785万100円であります。

以上、認定第1号から認定第4号までは、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

続きまして、認定第5号についてご説明申し上げます。認定第5号は、令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件でございます。令和4年度業務状況は、給水人口1万7,477人、給水戸数8,275戸、年間総配水量279万420立方メートル、総有収水量260万815立方メートル、有収率は93.21%と、前年度に比べ1.24ポイントの増となりました。

経営状況は、税抜きで事業収益4億8,913万9,980円に対し、事業費用は4億896万8,223円で、当年度純利益は8,017万1,757円であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入額ゼロ円に対し、支出額1億8,478万5,680円で、不足する額は減債積立金、建設改良積立金、過年度損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

続きまして、認定第6号についてご説明申し上げます。認定第6号は、令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件でございます。令和4年度の下水道使用状況は、使用戸数5,211戸、水洗化人口1万945人であり、水洗化率は91.40%であります。また、浄化槽区域内人口は5,307人、管理型浄化槽使用人口は2,144人となっており、これらに対応する年間総汚水処理量は200万8,145立方メートル、総有収水量184万1,065立方メートル、有収率は91.68%でありました。

経営状況は、税抜きで事業収益5億6,486万1,421円に対し、事業費用は5億1,281万4,958円で、当年度純利益は5,204万6,463円であります。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入額2億1,288万3,920円に対し、支出額は2億8,514万9,267円で、不足する額は減債積立金、建設改良積立金、過年度損益留保資金及び当年度損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

以上、認定第5号及び第6号は、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、細部につきましては、会計管理者及びそれぞれの担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 続いて、一般会計歳入歳出決算及び財産に関する調書についての細部説明を求めます。

大島会計管理者兼会計課長。

○大島真弓会計管理者兼会計課長 認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算につきまし

て細部説明をさせていただきます。

最初に、主要な施策の説明書に基づきましてご説明させていただきます。主要な施策の説明書の12ページをお開きください。

1、決算の概要の(1)、総括収支の状況でございます。歳入合計は77億5,522万2,409円、歳出合計は72億1,560万7,009円でございます。前年度と比較いたしますと、歳入で8,053万2,452円、歳出で4,606万7,646円と、いずれも増額となりました。歳入歳出差引額は5億3,961万5,400円でございますが、繰越明許費繰越額が9事業で4,130万6,000円、事故繰越繰越額が1事業で1,089万7,000円でございますので、翌年度繰越額は4億8,741万2,400円となります。

次に、(2)、歳入の款別の状況でございます。単位は1,000円です。主なところを何点か申し上げます。

まず、1款町税ですが、決算額は29億8,934万4,000円でありまして、歳入に占める割合は38.5%でございます。法人税現年課税分及び固定資産税現年課税分等の増額等により、前年度と比較いたしますと2億3,274万4,000円の増額でございます。

次に、11款地方交付税ですが、決算額は10億7,066万3,000円でありまして、歳入に占める割合は13.8%でございます。基準財政収入額が増額したことによりまして、前年度と比較いたしますと3,515万6,000円の減額でございます。

次に、15款国庫支出金ですが、決算額は12億7,520万1,000円でありまして、歳入に占める割合は16.4%でございます。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業補助金、妊娠出産子育て支援交付金等の新規事業もありましたが、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金等の減額等によりまして、前年度と比較いたしますと9,744万5,000円の減額でございます。

次に、18款寄附金ですが、決算額は8,048万4,000円でありまして、歳入に占める割合は1.0%でございます。一般寄附金から産業振興費寄附金まで、ほぼ全ての科目にて増額となり、前年度と比較いたしますと3,152万円の増額でございます。

次に、22款町債ですが、決算額は2億7,620万5,000円でありまして、歳入に占める割合は3.6%でございます。災害復旧債及び総務債費等の増額に対し、臨時財政対策債及び防災債等の減額によりまして、前年度と比較いたしますと2億7,009万8,000円の減額でございます。

次に、13ページの(3)、歳出の款別の状況でございますが、こちらも主なところ申し上げます。単位は1,000円です。

まず、2款総務費ですが、決算額は14億4,612万4,000円でありまして、歳出に占める割合は20.0%でございます。前年度と比較いたしますと5,714万1,000円の減額となりました。増額した主な事業は、電子自治体推進事業、ふるさと納税推進事業、庁舎管理事業等でございます。減額となりました主な事業は、コミュニティ推進事業、戸籍事務事業等でございます。

次に、3款民生費ですが、決算額は23億6,802万円でありまして、歳出に占める割合は32.8%でござ

ございます。前年度と比較いたしますと1,565万3,000円の減額となりました。増額した主な事業は、介護給付訓練等給付事業、子育て世帯応援給付金事業のほか、新規事業の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業等でございます。減額となりました主な事業は、高齢者就業促進事業、子ども家庭支援センター運営事業、児童手当特例給付支給事業のほか、令和3年度のみのものでありました子育て世帯への臨時特別給付金事業等でございます。

次に、4款衛生費ですが、決算額は7億4,381万7,000円でありまして、歳出に占める割合は10.3%でございます。前年度と比較いたしますと1億612万4,000円の増額となりました。増額となりました主な事業は、一部事務組合塵芥処理費負担事業、水道基本料金免除事業等でございます。減額した主な事業は、新型コロナウイルスワクチン接種事業等でございます。

次に、6款農林水産業費ですが、決算額は1億5,677万円でありまして、歳出に占める割合は2.2%でございます。前年度と比較いたしますと217万2,000円の増額となりました。増額となりました主な事業は、農業者支援事業、土地改良事業等でございます。減額した主な事業は、農業次世代人材投資事業、農業用施設整備事業等でございます。

次に、7款商工費ですが、決算額は2億1,917万8,000円でありまして、歳出に占める割合は3.0%でございます。前年度と比較いたしますと4,931万9,000円の増額となりました。増額となりました主な事業は、観光地域づくり法人推進事業等及び新規事業の小規模事業者等価格高騰対策支援事業、観光振興事業等でございます。減額した主な事業は、企業誘致事業等及び令和3年度にありました嵐山町小規模事業者等応援給付金事業、嵐山町販売促進支援金給付事業等でございます。

次に、8款土木費ですが、決算額は5億9,359万1,000円でありまして、歳出に占める割合は8.2%でございます。前年度と比較いたしますと2,654万1,000円の減額となりました。増額した主な事業は、道路修繕事業、生活道路整備事業等でございます。減額となりました主な事業は、橋りょう改修事業、平沢土地区画整理事業等でございます。

次に、9款消防費ですが、決算額は3億3,619万6,000円でありまして、歳出に占める割合は4.7%でございます。前年度と比較いたしますと4,645万6,000円の減額となりました。増額した主な事業は、一部事務組合非常備消防負担事業、防災行政無線施設整備管理事業等でございます。減額となりました主な事業は、消防施設整備管理事業、防災対策事業等でございます。

次に、10款教育費ですが、決算額は5億8,286万5,000円でありまして、歳出に占める割合は8.1%でございます。前年度と比較いたしますと1,986万8,000円の増額となりました。増額となりました主な事業は、小学校施設改修事業、中学校施設改修事業、学校給食運営管理事業のほか、新規事業の嵐山町立小中学校再編事業、幼稚園施設改修事業等でございます。減額した主な事業は、指定文化財保存管理事業のほか、令和3年度のみのものでありました図書館改修事業でございます。

次に、12款公債費ですが、決算額は6億6,809万3,000円でありまして、歳出に占める割合は9.3%でございます。前年度と比較いたしますと366万7,000円の減額となりました。

以上、概要を申し上げましたが、予算執行率につきましては、歳入予算の執行率は98.2%、また歳出予算の執行率は91.3%でありました。

続きまして、一般会計歳入歳出決算書の事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。初めに、歳入でございます。決算書の14、15ページを御覧ください。1、町税ですが、収入済額は29億8,934万3,946円でありまして、前年度と比較いたしますと2億3,274万4,336円の増額となり、1項の町民税から4項の町たばこ税まで全てが増額となりました。

1項町民税です。1目個人の現年課税分の収入済額は8億6,276万7,371円で、前年度と比較いたしますと2,870万7,037円の増額となりました。

また、2目法人の現年課税分の収入済額は3億2,779万3,200円で、前年度と比較いたしますと8,935万9,400円の増額となりました。

2項固定資産税の1目固定資産税の現年課税分の収入済額は16億836万8,569円で、前年度と比較いたしますと9,588万6,119円の増額となりました。

3項軽自動車税の収入済額は5,856万3,800円で、前年度と比較いたしますと298万5,761円の増額となりました。

4項町たばこ税の収入済額は1億1,636万3,891円で、前年度と比較いたしますと1,545万7,365円の増額となりました。

20、21ページをお願いいたします。10款2項1目の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金につきましては、前年度と比較いたしますと2,395万5,000円の減額となりました。

11款地方交付税の10億7,066万3,000円は、基準財政収入額が増額したことによりまして、前年度と比較いたしますと3,515万6,000円の減額となりました。

26、27ページをお願いします。15款1項1目1節の社会福祉費負担金2億4,170万5,253円は、障害者自立支援給付金負担金の増額により、前年度と比較いたしますと2,482万8,689円の増額となりましたが、次のページの2目2節の保健衛生費負担金6,888万4,738円は、新型コロナウイルスワクチン接種の接種率の低減により前年度と比較いたしますと2,808万5,671円の減額となりました。

同じページになります。15款2項1目1節の総務費補助金2億97万5,000円は、地方創生臨時交付金1億8,589万2,000円の交付金等により8,383万3,000円の増額となりました。地方創生臨時交付金の主な事業は、新型コロナウイルス感染症対策事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業となります。

また、2目の民生費国庫補助金2億5,728万2,900円は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業、児童虐待・DV対策総合支援事業などの新規事業等により増額もありましたが、令和3年度のみ交付されました子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金などの減額により1億979万8,915円の減額となりました。

30、31ページになります。15款2項5目1節の社会資本整備総合交付金ですが、都市再生整備事

業交付金及び防災・安全社会資本整備交付金の8,627万9,000円が翌年度へ繰り越したため、収入未済となっております。

32、33ページになります。15款2項7目1節の公共土木施設災害復旧費補助金ですが、昨年7月12日の大雨被害による災害復旧工事に要する経費として交付されたものでございます。

40、41ページをお願いします。18款1項1目の一般寄附金3,393万2,500円は、ふるさと納税1,758件を含む1,763件からの寄附金でございます。昨年度と比較し、667件、953万8,500円の増となりました。

続きまして、歳出でございます。66、67ページをお願いします。2款1項1目、23のふるさと納税推進事業2,963万4,256円は、令和4年度に新規設定いたしましたふるさと納税に係る返礼品代金及び取扱手数料等の支出科目であります。令和3年度までは19の財政管理事業にて支出しておりました。歳入の寄附金のうち、ふるさと納税5,911万8,000円に対しての支出となります。

68、69ページになります。2款1項4目、1の調査管理事業8,487万6,150円の主な歳出は、次のページにあります14工事請負費になります。庁舎中央監視装置更新工事、庁舎空調熱源機器更新工事等でございます。また、電気料金の高騰により光熱水費が前年度と比較いたしますと655万124円の増額となりました。

74、75ページをお願いします。2款1項4目、7の公共公益施設建設基金管理事業2億96円は、公共公益施設建設基金への積立金でございます。

次の5目、1の財政調整基金等管理事業3億2,000万7,917円は、財政調整基金への積立金3億2,000万6,747円及び減債基金への積立金1,170円でございます。

78、79ページをお願いします。2款1項6目、9の地域公共交通支援事業30万2,000円は、熊谷駅から県立循環器呼吸器センター経由小川町駅間を運行している事業者へ支援のため、新規に設定されました事業でございます。

94、95ページをお願いします。2款4項2目、1の参議院議員選挙執行事業1,194万5,478円は、令和4年7月10日に執行されました参議院議員選挙の選挙費用でございます。

102、103ページをお願いします。3款1項1目、11の介護給付訓練等給付事業4億514万5,019円は、前年度と比較いたしますと3,718万1,472円の増額となりました。グループホーム就労継続支援B型利用分等の増額によりまして、給付費が増額したことによるものでございます。

108、109ページをお願いします。3款1項1目、22の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業は、1,882世帯に対し5万円を給付した事業でございます。

124、125ページをお願いします。3款2項1目、10の子ども家庭支援センター運営事業は、延べ812人の利用者と電話やメールによる保護者からの相談等延べ1,540件に対応している事業でございます。会計年度任用職員報酬等は増額しましたが、運営支援業務委託料、工事請負費等の減額により1,361万9,808円の減額となりました。

128、129ページをお願いします。3款2項2目、4の子育て世帯応援給付金事業1,620万6,905円は、コロナ禍において物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、1,608人に対し1人当たり1万円を給付した事業でございます。

142、143ページをお願いします。4款1項3目、7の出産・子育て応援給付金事業は、妊娠届出による申請及び出産による届出により、それぞれ5万円を給付する新しい事業でございます。

146、147ページをお願いします。4款1項4目、12の空き家等管理事業は、空き家実態調査業務委託を実施したものでございます。

150、151ページをお願いします。4款3項1目、1の水道基本料金免除事業は、コロナ禍における物価高騰等に直面する町民及び事業者等への支援として実施する水道基本料金の免除に対して、水道事業会計への補助に要した事業でございます。

154、155ページをお願いします。6款1項3目、2の農業者支援事業は、農業者の担い手や農業団体の育成等農業者の支援を行う事業でございます。新型コロナウイルス感染症の影響、コロナ禍における物価高騰等に直面している町内農業者への支援及び化学肥料高騰による堆肥への転換促進を図る町内農業者の支援を行いました。また、令和4年度に新規就農する人に対して、就農の経営発展のための機械、施設等の導入を支援するための補助を行い、申請件数は2件でございました。

164から167ページになります。7款1項2目、6の住宅リフォーム補助事業から13の小規模事業者等価格高騰対策支援事業は新規の事業となります。6の住宅リフォーム補助事業は32件の申請がありました。7の嵐山重忠まつり運営事業は、令和4年5月15日に開催されました嵐山重忠まつりの事業となります。8の嵐山町内事業者連携支援事業は、各事業者及び町内経済の活性化を図るため、町内事業者が連携して行う取組に対し支援する事業でございます。4事業者へ給付されました。9の嵐山町販売促進支援金給付事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による顧客離れを防止するため、販売促進費用を補助することで事業継続を支援及び新規に創業する事業者を支援するための事業でございます。申請件数は18件でございます。10の小規模事業者等IT化支援事業は、IT化に対し支援するため、嵐山町商工会へ給付しました事業でございます。11の各種申請・経営相談窓口設置事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により様々なサポートを必要とする事業者向けのサポート窓口の設置を行うため、嵐山町商工会へ給付した事業でございます。12の町内企業人材確保支援事業は、コロナ禍における求人セミナー等、対面での情報発信ができない町内企業を支援するため、嵐山町商工会へ給付した事業でございます。13の小規模事業者等価格高騰対策支援事業は、コロナ禍において物価高騰等に直面する町内小規模事業者等への支援を行う事業でございます。申請件数は338件でございます。

172、173ページをお願いします。8款1項1目、4の道路台帳電子化事業は、感染防止対策及びIT化を図るため、道路台帳を電子化する事業でございます。

174、175ページになります。8款1項2目、3の地域環境整備事業は、新型コロナウイルス感染

症対応地方創生臨時交付金を利用して実施した整備事業でございます。

178、179ページをお願いします。8款2項2目、1の河川改良工事2,138万700円は、緊急しゅんせつ推進事業債事業として志賀沢川しゅんせつ工事を、緊急自然災害防止事業債事業として前川護岸整備事業を行った事業でございます。

180、181ページになります。8款3項1目、7の武蔵嵐山駅西口地区整備事業5,383万円は、武蔵嵐山駅西口地区都市再生整備計画事業として、総合案内板等設置工事及び西口トイレ解体工事を行った事業でございます。また、3億7,986万2,000円が翌年度へ繰越しとなりました。

198、199ページをお願いします。10款1項2目、16の学校教育IT推進事業の4,116万2,733円のうち、11役務費の5の手数料はGIGAスクール端末のコールセンター運営事業等でございます。同じページになります。19の学校保健特別対策事業436万7,398円は、各小中学校に抗菌カーテン等感染症対策用品を購入したものでございます。

200、201ページになります。10款1項2目、20の嵐山町立小中学校再編事業800万円は、小中学校再編基本計画に係る資料作成業務として、老朽化状況の調査、整理、基本計画の検討、事業計画基礎資料の作成等を委託した前払金でございます。

210、211ページをお願いします。10款2項1目、5の小学校施設改修事業1,113万8,853円は、各小学校の大便器洋式化工事、菅谷小、七郷小のブランコ更新工事及び菅谷小、七郷小の保健室空調設備更新工事等によるものでございます。中学校の大便器洋式化工事は、10款3項1目の5、中学校施設改修事業にて実施しております。

10款4項1目、3の園児送迎バス運行事業321万4,101円のうち、委託料26万4,000円は、国の補助10分の10を活用しまして、送迎用バス2台に安全装置を取付けいたしました。次にあります4の幼稚園施設改修事業1,753万5,921円は、嵐山幼稚園の換気及び空調設備工事を実施したものでございます。次にあります5の嵐山幼稚園感染症対策事業171万4,932円は、幼稚園の手洗い水道蛇口ハンドルの交換事業と園児用の抗菌椅子等を購入したものでございます。

248、249ページをお願いします。10款6項3目、4の学校給食費負担軽減事業458万8,000円は、物価高騰による食材等の購入支援として補助したものでございます。

同じページになります。11款2項1目、1の道路橋りょう災害復旧事業1,131万9,105円は、昨年7月12日に発生しました大雨災害の復旧事業等でございます。

続きまして、349ページをお願いします。財産に関する調査でございます。1、公有財産の(1)、土地及び建物ですが、土地の決算年度末現在高は、行政財産、普通財産を合わせまして111万5,350平方メートルでした。建物につきましては、行政財産、普通財産を合わせまして5万2,393平方メートルで、決算年度中の増減はありませんでした。財産の土地につきましては、次のページの普通財産の山林が143平方メートルの増、雑種地が349平方メートルの減、その他が87平方メートルの増となり、合計で普通財産の土地は119平方メートルの減でございます。

次に、351ページをお願いします。（２）、出資による権利でございますが、決算年度中の増減におきまして住宅資金貸付預託金が制度廃止に伴い600万円の減となり、埼玉伝統工芸協会出損金が協会の解散に伴い10万円の減となりました。ともに決算年度末現在高はゼロでございます。

次のページをお願いします。２、物品でございますが、金額が50万円以上のものを352ページから355ページに記載してございます。リース期間終了に伴い、町所有となりました学校給食センター厨房機器に変動がございました。ご高覧お願いいたします。

次に、356ページをお願いします。３、基金の状況でございます。積立基金は取崩し、積立て等を行いまして、決算年度末現在高の総額は9基金で17億468万3,000円となりました。また、定額基金は3基金で、決算年度末現在高は現金7,747万1,000円、貸付金2,929万6,000円となりました。また、土地につきましては1,560.17平方メートルでございます。定期基金の運用状況につきましては、別に配付いたしました定額基金運用状況調書をご高覧お願いいたします。

なお、決算の詳細につきましては、令和4年度主要な施策の説明書をご参照いただきたいと思います。

以上で認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての細部説明を終わりにさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 続いて、各特別会計の細部説明を担当課長に求めます。

まず、国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 それでは、認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の264、265ページをお願いいたします。歳入ですが、1款国民健康保険税は収入済額3億5,720万7,452円でありました。収納率は全体で89.7%、前年度の88.7%に対し1ポイント高くなっております。なお、現年課税分では95.6%で、前年度の94.92%に対して0.7%高くなっております。

266、267ページをお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫補助金19万2,000円は、東日本大震災に伴う保険税の減免額に対する災害臨時特別補助金と健康保険証の利用申込支援としての社会保障・税番号システム整備費補助金が国から交付されたものであります。

4款県支出金は、収入済額13億6,374万6,350円でありました。1項1目1節保険給付費等交付金（普通交付金）は、町が行いました保険給付の実績に応じて13億1,824万6,350円、2節保険給付費等交付金（特別交付金）は保険者努力支援分等として4,550万円が交付されました。

268、269ページをお願いいたします。6款繰入金は、収入済額1億6,131万2,600円でありました。1項1目一般会計繰入金は、主な内容としまして保険税軽減分と保険者支援分としての保険基盤安定繰入金等や、新たに4年度から未就学児均等割保険税繰入金が加わって収入済額が9,591万600円

と、2項基金繰入金として国民健康保険財政調整基金6,540万2,000円が繰入れされました。

7款繰越金は、収入済額9,081万6,725円で、1目療養給付費交付金繰越金が1,519万564円と、2目その他繰越金として前年度繰越金が7,562万6,161円でありました。

272、273ページをお願いいたします。以上、歳入合計ですが、予算現額20億2,268万円で、調定額20億1,825万7,326円に対しまして収入済額は19億7,682万646円で行いました。

274、275ページをお願いいたします。次に歳出ですが、1款総務費は支出済額953万506円で、事務執行経費等で行います。

276、277ページをお願いいたします。2款保険給付費は、支出済額13億969万2,967円でありました。主な内容としまして、1項1目一般被保険者療養給付費は11億1,255万1,180円、1項3目一般被保険者療養費は1,086万7,683円でありました。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、支出済額1億8,005万9,207円でありました。支払い件数は3,506件でありました。

278、279ページをお願いいたします。4項1目出産育児一時金は168万円で、支払い件数は4件であります。

5項1目葬祭費は150万円で、支払い件数は30件であります。

280、281ページをお願いいたします。6項1目傷病手当諸費は、新型コロナウイルス感染症による感染または感染が疑われた被保険者に対し、労務に服することができず給与等の支払いが受け取ることができない場合に、傷病手当金を4年度は12件、34万8,670円を給付いたしました。

3款国保事業費納付金は、支出済額4億8,383万90円でありました。これは、国保財政主体である埼玉県から示された額を納付したものであり、内訳としましては、1項医療給付費分として3億2,599万5,688円、2項後期高齢者支援金等分として1億1,541万4,611円、3項介護納付金分として4,241万9,791円でありました。

282、283ページをお願いいたします。6款保健事業費は、支出済額2,681万2,813円でありました。1項1目疾病予防費は、支出済額1,471万1,521円で、内容としましては人間ドック、がん検診等の検診業務、生活習慣病重症化予防対策事業が主なものになります。

2項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係るもので1,192万7,292円でありました。

284、285ページをお願いいたします。7款基金積立金は、支出済額7,345万4,666円で、国民健康保険財政調整基金に積立てを行いました。

9款諸支出金は、支出済額1,845万9,203円でありました。

286、287ページをお願いいたします。9款1項6目保険給付費等交付金償還金は、支出済額1,545万5,564円で、令和3年度分の保険給付費等交付金、普通交付金の精算による返還金であります。

以上、歳出合計ですが、予算現額20億2,268万円に対しまして、支出済額は19億2,178万293円で行

ございました。

288ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、3の歳入歳出差引額は5,504万353円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての細部説明をさせていただきます。

決算書の296、297ページをお願いいたします。歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料は、収入済額2億1,674万3,600円であり、前年度比較2,634万4,840円の増額となっております。収納率は、特別徴収分が100%、普通徴収の現年度分が99.1%でありました。また、令和4年度末現在の被保険者数は3,129人で、前年度と比較して193人、率にして6.6%増加しています。

次に、4款繰入金は収入済額4,805万6,688円で、一般会計から事務費分及び保険基盤安定繰入金として、低所得者等の保険料軽減分を繰り入れております。

次に、5款繰越金は収入済額388万6,710円で、前年度繰越金でございます。

298、299ページをお願いいたします。6款諸収入は収入済額34万3,036円で、延滞金、保険料、還付金等でございます。

以上、歳入合計ですが、予算現額2億7,378万6,000円で、調定額2億7,012万6,474円に対しまして収入済額は2億6,903万34円でございます。

300、301ページをお願いいたします。歳出ですが、1款総務費は支出済額133万8,269円で、これは保険料徴収に要する事務経費でございます。

次に、2款後期高齢者医療広域連合納付金は支出済額2億6,282万6,988円で、これは徴収した保険料及び低所得者等の保険料軽減分の県と町負担分を合わせた額を広域連合へ納付したもので、構成比率が99.3%で歳出のほとんどを占めております。

次に、3款諸支出金は支出済額55万7,351円で、過年度分保険料還付金及び前年度分一般会計事務費繰入金精算返還金であります。

302、303ページをお願いいたします。歳出合計は、予算現額2億7,378万6,000円に対しまして、支出済額は2億6,472万2,608円でございます。

次に、304ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、3の歳入歳出差引額は430万7,426円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時25分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

介護保険特別会計歳入歳出決算について細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、認定第4号 嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての細部につきましてご説明申し上げます。

決算書の314、315ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入の主なものといたしまして、1款保険料でございますが、調定額3億5,610万1,250円に対し、収入済額3億5,105万7,679円、不納欠損額128万7,962円、収入未済額375万5,609円となり、歳入総額に占める割合は21.6%となっております。収納率は98.58%でございます。

次に、2款国庫支出金でございますが、収入済額は3億2,057万9,537円で、このうち1項国庫負担金の介護給付費負担金が定率負担分として2億9,049万9,837円交付されております。

2項国庫補助金の1目調整交付金につきましては、後期高齢者の割合や所得による市町村間の財政力格差を調整するもので、令和4年度調整基準標準給付費の0.92%に調整率を乗じた額を交付する普通調整交付金及び新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった被保険者に対する保険料減免の措置に係る特別調整交付金等で、1,252万6,000円が交付されたものでございます。

次に、316、317ページをお願いいたします。3款支払基金交付金でございますが、収入済額は3億6,502万7,000円で、これは第2号被保険者の保険料が財源となっており、社会保険診療報酬支払基金から令和4年度の標準給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の27%が交付されたものでございます。

次に、4款県支出金の収入済額2億5,194万2,444円につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の定率負担分として交付されたものでございます。

次に、318、319ページをお願いいたします。6款繰入金でございますが、収入済額は2億4,196万4,000円で、1項一般会計繰入金は介護給付費及び地域支援事業費の定率町負担分及び低所得者介護保険料軽減事業費の国、県、町の負担分を一般会計より繰り入れたものでございます。

320、321ページをお願いいたします。2項基金繰入金につきましては、介護給付費の支払金に充てるため、介護保険介護給付費支払準備基金より2,200万円を繰り入れたものでございます。

次に、7款繰越金につきましては、9,814万7,044円を前年度から繰り越したものでございます。

322、323ページをお願いいたします。歳入合計でございますが、予算現額15億9,600万4,000円、調定額16億3,383万6,957円に対して、収入済額は16億2,879万3,386円となっております。

続きまして、324、325ページをお願いいたします。歳出でございますが、主なものといたしまして、1款総務費は支出済額1,810万3,163円で、介護保険事業運営に係る事務執行経費でございます。

次に、326、327ページをお願いいたします。2款保険給付費は支出済額13億945万9,235円で、前年度比マイナス3,765万350円、2.8%の減となっております。なお、歳出決算額に占める支出済額の割合は89.6%となっております。

保険給付費のうち、1項介護サービス等諸費につきましては、指定介護サービス事業者が要介護者に提供したサービス費用の9割から7割を給付したもので、主なものといたしまして1目居宅介護サービス給付費は5億5,031万8,241円で、受給者は年度末現在563人でございます。

3目地域密着型介護サービス給付費は1億2,173万1,550円で、受給者は年度末現在58人でございます。

続きまして、328、329ページをお願いいたします。5目施設介護サービス給付費は4億8,163万8,851円で、受給者は年度末現在157人でございます。

続きまして、332、333ページをお願いいたします。4項高額介護サービス等費は2,485万9,249円で、総数は2,595件でございます。

5項高額医療合算介護サービス等費の支出済額422万5,438円につきましては、医療保険の一部負担金並びに介護保険の利用者の負担の1年間の総額が一定額を超えた分につきまして償還払いで交付したもので、総数は165件でございます。

6項特定入所者介護サービス等費の支出済額2,905万5,560円につきましては、介護保険施設における低所得者の食費と居住費の負担限度額を超えた部分につきまして給付したもので、総数は1,795件でございます。

次に、334、335ページをお願いいたします。3款地域支援事業費につきましては、支出済額3,174万9,503円で、前年度比380万8,031円、13.6%の増となっております。このうち、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援者及び事業対象者に提供した訪問型サービス及び通所型サービス等に係る負担金及び委託料等で、支出済額1,429万2,480円でございます。

次に、344、345ページをお願いいたします。5款諸支出金につきましては、支出済額1億161万7,887円で、主なものといたしましては令和3年度決算における精算分といたしまして、国、県支払基金への返還金並びに一般会計繰出金でございます。

歳出合計は、予算現額15億9,600万4,000円に対して支出済額14億6,094万3,286円、不用額は1億3,506万714円で、執行率は91.5%でございました。

346ページをお願いいたします。最後に、実質収支に関する調書でございますが、3の歳入歳出差引額は1億6,785万100円で、5の実質収支額も同額でございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○森 一人議長 続いて、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算について細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、認定第5号 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定につきま

して細部をご説明申し上げます。

決算書の360、361ページをお願いいたします。令和4年度嵐山町水道事業決算報告書でございます。初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。第1款事業収益は、決算額が5億3,154万1,205円、1,780万円の減、内訳といたしますと1項営業収益は水道料金、加入金などの収入が4億6,741万6,785円で3,150万円の減、2項営業外収益は6,412万4,420円で2,930万円の増。

次に、支出でございます。1款事業費用の決算額が4億3,886万9,007円でございます。内訳につきましては、1項営業費用が4億2,425万7,724円で870万円の増、2項営業外費用は1,424万6,703円で390万円の減、3項特別損失は36万4,580円であり、不納欠損に対し引き当てる額でございます。

356、357ページをお願いいたします。資本的収入及び支出のうち、資本的収入につきましてはございません。

資本的支出の決算額は1億8,478万5,680円でございます。内訳の1項建設改良費は、決算額が1億5,970万4,659円で1,370万円の減、地方公営企業法第26条の規定によります翌年度繰越額は1億1,341万1,000円でございます。

2項企業債償還金は2,508万1,021円であり、720万円の減となっております。

なお、欄外の記載でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,478万5,680円は、減債積立金から2,500万円、建設改良積立金から2,430万円、過年度損益勘定留保資金から1億2,333万7,708円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額から1,214万7,972円を補てんしているものでございます。

366、367ページをお願いいたします。剰余金計算書でございます。令和4年度末の状況についてご説明申し上げます。上段の表、左の資本金でございますが、4年度中の変動はなく、年度末残高は39億385万6,305円でございます。隣の資本剰余金においても受贈財産評価額から国庫補助金までの全項目において変動はなく、4年度末残高合計は2億3,376万124円でございます。一番右隣の利益剰余金でございますが、昨年度処分を行った後の残高2億1,886万2,011円と損益計算書にて算出いたしました当年度純利益を加えた2億9,903万3,768円が4年度末の利益剰余金合計額でございます。資本金、資本剰余金、利益剰余金を合わせた4年度末の資本合計は44億3,665万197円となり、貸借対照表の資本の部と合計が一致いたします。

恐れ入りますが、365ページにお戻りください。令和4年度損益計算書、3条予算の収益と費用を対比させ、その年の利益または損失を表した表でございます。金額表示につきましては税抜きでございます。

1の営業収益4億2,507万7,525円と2の営業費用4億608万9,640円では、収益が上回っておりますため営業利益が1,898万7,885円となっております。3の営業外収益6,406万2,455円と4の営業外費用251万4,003円でも収益が上回っておりますため利益が6,154万8,452円でありますことから、営業外の利益を合わせた額8,053万6,337円が4年度の経常利益となっております。それに臨時的な5、

特別利益と6、特別損失36万580円の差、マイナス36万4,580円を加えますと、4年度の純利益といたしましては8,017万1,757円となりました。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金6万2,011円及びその他未処分利益剰余金変動額4,930万円を加えた当年度末未処分利益剰余金は、1億2,953万3,768円でございます。

次に、381ページをお願いいたします。4年度の資金収支を表すキャッシュフロー計算書でございます。初めに、1の通常業務活動を表示するキャッシュフローでございますけれども、4年度の純利益8,017万1,757円から利息の支払い額までの合計でプラスの2億3,908万8,862円。

次に、2の固定資産の取得や売却を表す投資活動でございますが、左隣の380ページの(3)、ア、令和4年度取得資産によりマイナスの1億4,755万6,687円。

最後に、3の資金調達や企業債の返済を表す財務活動のキャッシュフローでは、返済のみのため、同じく隣の380ページの(2)、企業債の概況の中、本年度償還額マイナスの2,508万1,021円となっております。

この3つの活動の合計額が4年度の資金増加額6,645万1,154円となり、資金期首残高、こちらにつきましては3年度の資金期末残高でございますけれども、17億1,727万4,587円に資金増加額を加えることによりまして、4年度の資金期末残高が17億8,372万5,741円となるものでございます。こちらにつきましては、貸借対照表の2、流動資産の(1)、預金現金と一致いたします。

恐れ入りますが、368ページ、369ページにお戻りください。4年度末時点の状況を表しました貸借対照表につきましてご説明申し上げさせていただきます。左、資産の部の1、固定資産の(1)、有形固定資産でございますけれども、イの土地からホの機械及び装置までは、水源、浄配水場施設及び水道管きょ施設でございます。並びに、への車両運搬具からリリース資産までは、車両や修繕工具等備品でございます。それぞれの資産額の減価償却累計額を控除した上での有形固定資産合計額は37億1,683万4,018円でございます。施設の減価償却が毎年度進むため、1,870万円の減となっております。(2)の無形固定資産、こちらにつきましては電話加入権でございます。68万5,900円であり、増減はございません。有形、無形合わせまして1の固定資産の合計は、37億1,751万9,918円でございます。

2の流動資産、主に現金預金でございますけれども、先ほどキャッシュフロー計算書にてご説明申し上げました4年度資金期末残高17億8,372万5,741円、それに(2)、未収金と貸倒引当金を差し引いた額3,839万6,448円、その他を合わせて流動資産の合計は18億9,732万8,578円となります。前年度より1億2,300万円ほど増加しております。

1、固定資産と2、流動資産を合わせた4年度末に所有する資産総合計額は、56億1,484万8,496円でございます。

右に移ります。負債の部の3、固定負債でございますけれども、未償還企業債残高でございます。1,818万4,746円、修繕工事費や退職給付費の引当金額を加えて、合計で3億7,829万8,523円。

4の流動負債、こちらにつきましては1年以内に支払ったり、引き当てたりするものの合計でございます。2億1,701万1,893円。なお、未償還企業債残高の詳細は、386ページ、企業債明細書をご参照ください。

5の繰延収益、現在まで受け取った国庫補助金などの長期前受金やその収益化の合計5億8,288万7,883円を合わせて、負債合計は11億7,819万8,299円、前年度より2,400万円の増でございます。

その下、資本の部でございますけれども、先ほど剰余金計算書にてご説明申し上げました6の資本金39億385万6,305円と7の剰余金合計5億3,279万3,892円を合わせますと、資本の合計が44億3,665万197円、こちらは8,000万円ほど増加しております。

また、負債の部と資本の部の合計額は、左の資産の部の合計額と一致し、56億1,484万8,496円でございます。

次に、379ページをお願いいたします。令和4年度におきます契約金額100万円以上の工事、委託、物品の重要契約につきまして380ページにかけて記載をしております。全体では16件でございます。

次に、386ページをお願いいたします。上段の企業債明細書でございます。企業債の未償還残高は、合計7件で4,179万8,454円、3年度残高から2,500万円ほど減少しております。

そのほか事業報告書をはじめとします決算附属書類につきましては、ご高覧いただければと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定につきまして細部をご説明申し上げます。

決算書の390、391ページをお願いいたします。令和4年度嵐山町下水道事業会計決算報告書でございます。収益的収入及び支出の収入でございます。1款事業収益は、決算額は5億9,674万7,819円で1,080万円の減、内訳は1項営業収益は下水道使用料などの収入が3億5,084万8,849円で1,770万円の増、2項、補助金等営業外収益につきましては2億4,539万6,095円で2,890万円の減、3項特別利益につきましては50万2,875円、過年度損益修正益でございます。

次に、支出でございます。1款事業費用の決算額が5億4,617万5,941円で850万円の減、内訳は1項、主に維持管理に係る営業費用が5億74万9,543円で310万円の減、2項、企業債利息や消費税の営業外費用は4,541万8,918円で540万円の減、3項特別損失は7,480円で過年度損益修正損でございます。

続きまして、392、393ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。1款資本的収入の決算額は2億1,288万3,920円で680万円の増、こちらにつきましては第1項企業債につきましては7,410万円で400万円の増、2項他会計補助金は1億2,900万円で610万円の増、3項補助金は795万6,000円で60万円の減、4項負担金等は182万7,920円で270万円の減。

次に、支出でございます。資本的支出の決算額は2億8,514万9,267円で1,130万円の増、1項建設

改良費につきましては決算額が4,525万8,334円で730万円の増、浄化槽固定資産購入費は1,871万5,400円で180万円の減、3項企業債償還金は2億2,117万5,533円でございまして、前年度の決算額と比較いたしまして580万円ほど増加しております。

欄外の記載でございますけれども、不足する額につきましては、減債積立金で2,190万4,000円、建設改良積立金で700万円、過年度損益勘定留保資金で562万9,905円、当年度損益勘定留保資金で3,773万1,442円にて補てんをしております。

396、397ページをお願いいたします。こちら下水道の剰余金計算書でございます。4年度末の状況についてご説明申し上げます。上段の左の資本金でございますけれども、令和3年度末残高から変動はございませんでしたので、4年度末残高につきましても変わらず9億252万9,608円でございます。同様に、資本剰余金においても全項目におきまして該当はございません。次に、利益剰余金でございますけれども、昨年度議決をいただき処分を行った残高5,960万9,914円と、損益計算書にて算定いたしました当年度純利益5,204万6,463円を加えた1億1,165万6,377円が4年度末利益剰余金の合計額でございます。資本金、資本剰余金、利益剰余金を合わせた資本合計は10億1,418万5,985円となりまして、貸借対照表の資本の部との合計と一致いたします。

恐れ入りますが、395ページにお戻りください。損益計算書でございます。金額表示につきましては税抜きでございます。

1の営業収益3億1,895万850円と2の営業費用4億7,869万2,002円では、収益が費用を上回っておりますため、営業損失が1億5,973万3,152円となります。3の営業外収益2億4,539万9,696円と4の営業外費用3,411万5,476円では利益が2億1,128万4,220円でありますことから、営業外のその差額5,155万1,068円が4年度の計上利益となっております。それに臨時的な特別利益50万2,875円と6の特別損失7,480円の差49万5,395円を加えますと、4年度の純利益といたしましては5,204万6,463円となりました。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金の914円及びその他未処分利益剰余金変動額2,890万4,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は、8,095万1,377円でございます。

次に、411ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書でございます。1の通常業務活動を表すキャッシュフローでございますけれども、4年度の純利益5,204万6,463円から利息の支払い額までの合計でプラスの8,796万74円。

次に、2の投資活動でございますけれども、こちらは浄化槽購入または流域下水道建設負担金、分担金、負担金並びに一般会計からの補助金などにより、プラスの8,039万6,601円。

最後に、3の資金調達や企業債の返済を表す財務活動につきましては、借入れより返済が多いため、マイナスの1億4,707万5,533円となりました。

この3つの活動の合計値が4年度の資金増加額2,128万1,142円となり、資金の期首残高6,367万1,981円に資金増加額を加えることにより、4年度の資金期末残高が8,495万3,123円となるものでございます。

恐れ入りますが、398、399ページにお戻りください。貸借対照表でございます。左、資産の部の1、固定資産の(1)、有形固定資産でございますが、2の構築物、こちらは下水道管きょやマンホールポンプ場でございます。並びに、ホの機械及び装置、こちらは町管理型浄化槽でございます。それぞれの資産額の減価償却累計額を控除し、又の建設仮勘定を足しまして、有形固定資産総額は54億662万2,526円でございます。昨年度と比較いたしますと1億7,440万円ほど減少しております。

(2)の無形固定資産、こちらにつきましては流域下水道施設の利用権、流域下水道建設費負担金がこれに当たります。4億147万4,231円でございます。1,740万円の増でございます。有形、無形合わせまして、固定資産の合計は58億809万6,757円でございます。

2の流動資産、こちらにも主に現金預金でございますが、先ほどキャッシュフロー計算書にてご説明申し上げました4年度資金期末残高8,495万3,123円、それに(2)、未収金と貸倒引当金を差し引いた額を合わせて、流動資産の合計は1億5,412万8,421円となっております。こちらにつきましては、前年度より2,260万円ほど増加しております。

1、固定資産と2、流動資産合わせた4年度末に所有する資産総合計額は、59億6,222万5,178円でございます。

右に移らせていただきます。負債の部の3、固定負債でございますけれども、未償還企業債残高でございます。15億4,194万6,044円。

4の流動負債、こちらにつきましては2億6,940万1,278円、なお負債の詳細につきましては417ページの負債明細書をご参照ください。

5の繰延収益、現在まで受け取りました国庫補助金などの長期前受金や、その収益化の合計額が31億3,669万1,871円を合わせて負債合計といたしましては49億4,803万9,193円、前年度額より1億8,650万円の減でございます。

その下、資本の部でございますけれども、先ほど剰余金計算書にてご説明申し上げました6の資本金9億252万9,608円と7の剰余金合計額1億1,065万6,377円を合わせますと、資本合計が10億1,418万5,985円、こちらは5,200万円ほど増加しております。また、負債の部と資本の部の合計額は、左の資産の部の合計額と一致し、59億6,222万5,178円でございます。

次に、404ページをお願いいたします。(1)、令和4年度の重要契約につきまして記載をしております。マンホールポンプ清掃業務委託のほか7件、契約合計金額は3,650万9,000円でございます。

(2)、企業債の概況でございます。4年度の借入れが7,410万円、元金償還額は2億2,117万5,533円、よって4年度末企業債の未償還残高は合計115件で17億4,027万5,957円となっております。なお、企業債明細書につきましては、415、416ページに記載をしております。

(3)のア、取得資産でございます。固定資産購入費は、町管理型浄化槽購入に係ります費用でございます。施設利用権は流域下水道施設利用に係るものでありまして、流域下水道建設費負担金でございます。414ページの固定資産明細書に記載をさせていただいております。イの一般会計補

助金の使途でございますが、浄化槽費委託料など収益的収入に充当しているものが6,100万円、企業債元金償還金として資本的収入に充当しているものが1億2,900万円、合わせまして一般会計補助金1億9,000万円を充当しているものでございます。口は、4年度中の取引に対する消費税及び地方消費税納付額でございます。1,238万6,100円でございます。50万円ほど増加しております。

そのほか、事業報告書をはじめとします決算附属書類につきましては、ご高覧いただければと存じます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○森 一人議長 以上で提案説明及び細部説明を終わります。

次に、監査委員から監査結果の報告を求めます。

堀江代表監査委員。

○堀江國明代表監査委員 議長の許可をいただきましたので、令和4年度嵐山町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の6会計及び定額基金の運用状況につきまして決算審査の結果をご報告申し上げます。

審査は、去る7月19日から7月31日までの間、主に役場205会議室におきまして長島監査委員と共に実施いたしました。

審査結果であります。審査に付されました各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに水道事業、下水道事業会計の決算書、業務報告書及び収益費用明細書等は、法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

また、定額基金の運用状況を示す書類の計数についても関係書帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた次第であります。

それでは、一般会計及び各特別会計における決算審査の意見を述べさせていただきます。

令和4年度の我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しとなりました。その一方で世界的なエネルギー、食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増しています。政府としては、こうした景気の下振れリスクに先手を打ち、我が国経済を民需主導の持続的な成長経路に乗せていくため、物価高、円安への対応、構造的な賃上げ、成長のための投資と改革を重点分野とする総合経済対策を策定しました。

そうした中で、嵐山町の財政については、前年度と比べ、個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税とも全て増収であり、約2億3,274万円の増収となりました。また、令和4年度の地方交付税につきましては10億7,066万3,000円で、前年度より3,015万6,000円の減額となりました。

歳入に占める自主財源は、51.3%と昨年度より5.9ポイント上昇しておりますが、人口が減少傾向

にある中、納税者からの持続的な税収増は見込めない状況であり、依然として厳しい状況下での財政運営が続くものと思われます。今後学校の再編に関わる支出、ため池の改修に関わる支出など、数億円規模の負担が見込まれております。また、DX化に伴うシステム更新についても2割程度の負担増が見込まれるとのことであります。そのため、今後の町の財政を左右する稼ぐ力が重要です。今後の町の財政について職員一人一人が経営的視点を持って主体的に考えていく意識改革が必要と昨年度申し上げました。若手職員も積極的に経営的感覚を磨く努力をしている様子が見受けられます。財政が厳しいからこそ、いろいろな知恵と工夫が求められます。

令和4年での実質単年度収支は約1億円でした。そして、財政調整基金の令和5年7月時点での残高は約8億円となっています。今後様々な収支に変化がないとすれば、実質単年度収支は約1億円が新たに発生する支出の原資となり、しかもこの金額が限界の原資額となります。もしも満額が支出されることになれば、財政調整基金に積み立てることができなくなります。それどころか1億円以上の支出が発生すれば、約8億円の財政調整基金の残高を取り崩すことになり、町の体力が低下することになります。このことを全員が改めて認識していただきたいと思います。

続きまして、水道事業会計における決算審査の意見を述べさせていただきます。

令和4年度は、3年度に比べて給水人口は減少しましたが、総有収水量及び有収率が増加しました。当年度純利益は約8,017万円が確保されています。安定供給、安心、安全な水道水、そして安価であることが住みよい町として重要な点であると考えます。今後も設備の更新など計画的に実施し、これまで同様水道事業の適正な運営に努めていただくよう希望いたします。

次に、下水道事業における決算審査の意見を述べさせていただきます。

管路や施設の老朽化が進み、計画的に点検、調査、修繕、更新工事を行っていくことが求められています。今後も設備の更新など計画的に実施し、下水道事業の適正な運営に努めていただくよう希望いたします。

以上、6会計についての審査結果をご報告いたしました。申し上げるまでもありませんが、地方自治体における行政はサービス業であります。これからも奉仕の精神で住民サービスの向上に努めるよう希望いたします。

以上、甚だ簡単でございますが、決算審査の結果報告とさせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

提案説明及び細部説明並びに監査報告の全てが終わりましたので、質疑を行います。質疑は決算議案6件を一括して行います。どうぞ。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

○森 一人議長 日程第14、議案第39号 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び日程第15、議案第40号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上2件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第39号及び第40号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第39号は、令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件でございます。地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和4年度嵐山町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第40号につきましてご説明申し上げます。

議案第40号は、令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件でございます。地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和4年度嵐山町下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第39号の細部を説明申し上げます。

議案書の裏面をお願いいたします。あわせて、大変申し訳ございませんけれども、決算書の367ページも併せて御覧いただけたらと存じます。

こちらにつきましては、水道事業の剰余金処分の計算書の案でございます。こちら未処分利益剰余金でございますけれども、決算書の367ページの上段の表でございます利益剰余金の欄でございます。こちらに中ほどから下が処分後残高及び当年度変動額でございます。そして、その欄の一番最後に当年度の未処分利益剰余金ということでございますけれども、その内訳につきましては、昨年度議決をいただいて処分をさせていただいた4年度におきまして資本的収入の不足額に充てました減債積立金が2,500万円、その下の建設改良積立金は2,430万円、それに先ほどご説明申し上げました水道事業会計におきます令和4年度の純利益8,017万1,757円、この合計額と前年度の繰越利益剰余金6万2,011円、これを合わせた額が4年度末の当年度未処分利益剰余金となっております。額といたしましては1億2,953万3,768円でございます。こちらの剰余金の処分につきまして1億2,945万2,621円の処分についてご提案をさせていただきたいものでございます。こちらのことにつきましては、また来年度に反映されるものでございます。

その処分額の内訳といたしましては、減債積立金へ2,360万円、建設改良積立金へ2,470万円を積み立て、自己資本金へ8,115万2,621円を組み入れて、処分後の残高を8万1,147円とするものでござ

います。なお、こちらの8万1,147円につきましては、5年度への繰越利益剰余金となるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○森 一人議長 続けて40号お願いします。

○清水延昭上下水道課長 続きまして、40号の下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分についての細部をご説明申し上げます。

議案書の裏面をお願いいたします。下水道事業会計につきましても、先ほどご説明したとおり、未処分利益剰余金につきましては前年度の組入額と繰越利益剰余金と当年度純利益の合計額が当年度未処分利益剰余金となっております。その額8,095万1,377円のうち、議会の議決によります処分額といたしまして8,095万1,000円の処分についてご提案をさせていただくものでございます。

処分額の内訳といたしましては、減債積立金に4,702万5,000円を、建設改良積立金に502万2,000円をそれぞれ積み立て、また自己資本金に2,890万4,000円を組み入れ、処分後の残高を377円とするものでございます。なお、この377円につきましては、令和5年度への繰越利益剰余金となるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

◎決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○森 一人議長 お諮りいたします。

本決算認定6件並びに議案第39号及び議案第40号の審査に当たっては、会議規則第39条第1項の規定により9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本決算認定6件並びに議案第39号及び議案第40号は、9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託いたしました本決算認定6件並びに議案第39号及び議案第40号につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本決算認定6件並びに議案第39号及び議案第40号につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎決算審査特別委員会委員の選任

○森 一人議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。以上で、決算関係議案の上程及び委員会付託までを終了いたしました。

堀江代表監査委員、長島監査委員におかれましては、会議に出席をいただきましてありがとうございます。本日はここでご退席をいただきます。

この際暫時休憩いたします。

この場において決算特別委員会を開催いたしますので、執行側にはご退席をいただきたいと思います。存じます。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時54分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎決算審査特別委員会正副委員長の内選結果報告

○森 一人議長 先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長、畠山美幸議員、副委員長、藤野和美議員が内選されました。

この際決算審査特別委員会の委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

畠山委員長。

○畠山美幸決算審査特別委員長 それでは、スムーズな審査をできますよう頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

◎報告第6号、報告第7号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 続いて、日程第16、報告第6号 専決処分報告についての件及び日程第17、報告

第7号 専決処分の報告についての件を一括議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第6号及び報告第7号につきまして関連性がありますので、一括提案させていただきます。

報告第6号及び報告第7号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第6号及び報告第7号は、専決処分の報告についての件でございます。損害賠償請求額の決定について、またそれに伴う令和5年度一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決処分手項の指定についてに基づき専決処分をしたので、議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 報告第6号の細部につきまして説明させていただきます。

専決処分書をお開きください。損害賠償の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和5年7月6日に専決処分を行ったものでございます。

別紙を御覧ください。損害賠償の相手方でございますが、大阪府柏原市国分市場1-7-56、メゾンファミリーユ502の野口康二氏でございます。損害賠償の額は37万4,000円でございます。

次に、事件の概要でございますが、平成31年5月18日に開催された第15回議会報告会の資料において、野口氏が著作権を有するイラスト1件を無断使用し、町ホームページ上で掲載を継続していたものであります。なお、令和5年7月3日にホームページ上から画像を削除し、課長会議において再発防止の注意喚起を行ったところであります。

以上、報告第6号の細部説明とさせていただきます。

引き続きまして、報告第7号の細部について説明させていただきます。

専決処分書をお開きください。令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第4号）につきまして地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和5年7月6日に専決処分を行ったものでございます。

1ページを御覧ください。歳入歳出予算の総額を増額なしとし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億9,460万8,000円とするものでございます。

8ページ、9ページを御覧ください。2、歳出でございますが、2款1項1目、3、総務管理事業の賠償金へ予備費より37万3,000円を充用するものでございます。補正理由は、報告第6号の著作権侵害に基づく損害賠償金を支払うものでございます。

以上、報告第7号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 この際何かお聞きしたいことはございますか。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 議会で起きたことですので、あまり質問するのも何だかと思うのですけれども、この金額について金額の根拠お分かりでしたら伺いたいと思います。

それから、補正予算の金額が37万3,000円となっているのですけれども、この賠償額と1,000円合わないわけですけれども、その違いについてお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えいたします。

損害賠償額37万4,000円で、充用額が37万3,000円ということで1,000円足りないという件ですが、当初予算で1,000円科目設定してありますので、足らなかった37万3,000円を予備費から持っていたものでございます。

続きまして、この金額の根拠でございますが、まず有料サイトのホームページのほうにも記載されております。あと、相手側の弁護士さんからも言われています。1年目の使用料については5万5,000円でございます。2年目以降につきましては3万3,000円でございます。無断使用した場合は2倍を徴収するというふうになっておりまして、計算式で申しますと、括弧、5万5,000円足すことの3万3,000円の4年間、括弧閉じて2倍ということで37万4,000円という金額となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 今川口議員の質問からもありましたけれども、これ議会で起きていることで、やっぱり重大な問題だとして自分たちも考えなければいけないなと思うのですが、先ほどの説明の中で再発防止策について注意喚起をなされたというふうにお話がありました。その概要といえますか、全部ではなくてもどういう方法でどういうことをということを教えていただきたいのと、再発防止策は何か講じられたのでしょうか。お伺いしたいのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えいたします。

まず、弁護士さんのほうから送られてきたのは6月30日付で送られてきました。町のほうは、その後届いたのが金曜日もしくは月曜日だったので、すぐに見まして、あっ、これはまずいなということで、もしくは、ちょっと申し訳ないのですけれども、詐欺と思ったのですけれども、町の弁護士さんにご相談をさせていただきました。無断使用しているということは間違いのないということで、

相手側の弁護士さんと連絡を取ってこの金額になったわけですが、ちょうどそのものが分かったときがたまたま課長会議ございましたので、その日に各課課長さん全員集まっていますから、今町はイラスト使用について、こういうふうに相手の弁護士さんから言われていますと。イラストを使うときは、イラストを使うと文面が柔らかくなって皆さん見やすくなるというのはもちろんなのですが、ネット上にあるものを勝手に使うのではなくて、しっかりそれが有料サイトのものなのか、無料で使えるものなのかよく確認をして、できれば嵐丸くんの町の絵を使うようにということで指導しました。どうしても使いたいときは、必ずしっかり確認をして掲載するようにということで、各課長さんから課員さんのほうに話していただいた経緯がございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 質問の1点目なのですが、ちょっとそれだけではなくて、今回の件の処理はいいのですが、やはりこういうことが起きないように、今後起きないようにというのが再発防止なのでしょうから、それについて注意喚起はどのような内容でされたのかなというのをお聞かせいただきたい。課長会議とかというふうにありましたけれども、どういうことを注意喚起されたのかというのを簡単に結構でございますからお伺いしたいのと、もう一つの質問は、再発防止策は何か講じられたのですかというのを先ほど質問させていただきました。その2点です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 今回の件について、議会報告会で使ったイラストについては有料サイトのものを勝手に使ってというお話から、金額もこういう金額を相手の弁護士さんから示されていると。今後同じようなことが起きないようにということで、資料を作ったり、ホームページに載せるときは必ずそのイラストがフリー素材なのかどうかをしっかりと確認すること、できれば町で作っている嵐丸くんのイラスト等を使うということで、今後こういうことがないようにということで周知したところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。今後こういうことのないようにというのが注意喚起だとすると、どうなのかなというのがちょっと心配なのです。自分たちで起きたことなので、私たちにも責任があるので、今後どうすべきかなと。1つは、再発防止策としては、客観的なものを設けるとというのが一般にそうで、それがあんまり大げさなことになると事務が複雑になるだけですから、それはよくないのですが、例えば対外的な広報をされるときには広報のリリースする直前にチェックリストが必ずあるはずで、第三者の目で見ているはずなのです。そういう手順が恐らくリリースの方法の中におありなのではないかと思うのです、行政の中でも。その点に例え

ば著作権の確認とか、そういった項目が入られるのではないかなというふうに私聞いていて思ったのですが、ただ注意しましょうねというだけではとても私は今後起きないとは限らない。私ら議会も議会報告会とかいろんなもので広報も出していますから、議会報も出していますから、恐らくそういう時点でみんなが一人一人が注意するというよりは、そういうリリース直前でチェックする体制というものの、例えば人権上問題ですねとか、あるいは著作権法上の確認したかとか、そういったことが今後は必要になっていくのではないかなと思ったものですから、ちょっと質問させていただきました。一番合理的で確実な方法があるなら私は結構だと思います。その点だけちょっとお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 毎月課長会議開いていますので、再度外に出すときのイラストについては、課長がしっかり確認するよう、有料サイトのものでないか確認するようしっかりもう一度周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法第180条第1項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第18、同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 同意第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第4号は、嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町教育委員会委員、中澤恵利氏の任期が令和5年9月30日に満了することにつき、引き続き同氏を嵐山町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

中澤恵利氏の経歴につきましては、裏面の資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております日程第18、同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号 嵐山町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決しました。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、8月28日、29日を休会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、8月28日、29日を休会することに決しました。

◎散会の宣言

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時09分)

令和5年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

8月30日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第3番議員 狛 守 勝 義 議員

第7番議員 畠 山 美 幸 議員

第8番議員 長 島 邦 夫 議員

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狛守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木	正志
書記	安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
萩原	政則	総務課長
安藤	浩敬	地域支援課長
岡野	富春	税務課長
菅原	広子	健康いきいき課長
藤原	実	環境課長
中村	寧	農政課長
小輪瀬	一哉	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
下村	治	教育長
高橋	喜代美	教育総務課長
中村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しております。よって、令和5年第3回嵐山町議会定例会第6日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い順次行います。

なお、お一人の持ち時間は質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。重複する質問については、同じ内容の質問、答弁の繰り返しにならないよう、先に質問した方への回答で納得が得られる場合、再質問からお願いいたします。

◇ 狛 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号3番、狛守勝義議員。

質問事項1の広報紙「私たちのまち らんざん」の子どものページについてです。どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） 議長のご指名がございましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。議席番号3番、狛守勝義でございます。

私の質問は大きく3つありまして、まず、最初の1番の広報紙「私たちのまち らんざん」の子どものページについて質問させていただきたいと思っております。

子どものページを設けるということで広報紙「私たちのまち らんざん」7月号と8月号を興味深く拝見しました。7月号では子どものページがどのページなのか分からなく、見直して7ページの「広報紙で言いたいこと、言っちゃおう」の部分だということが分かりました。率直な感想としては、半ページという分量や内容、紙面づくり等、読者に与える印象が薄いように感じました。今

後のまちづくりにおいては、前回の一般質問でも指摘したように、こども基本法の理念を生かし、子どもたちや若者の声を幅広く聴取し、未来につながる建設的な意見は政策に生かしていかなければなりません。その意味では、「広報紙で言いたいこと、言っちゃおう」という企画は評価できると考えています。しかし、今後このページを充実させていくにはまだまだ工夫が必要なことも事実だと思います。そこで、次のことについてお聞きします。

(1)、子どものページを設けるに当たっての経緯と目的は。

(2)、今回のページ作成に当たってのアンケート調査の詳細について。

(3)、7、8月号とも同じような紙面内容になっています。もう少し詳しい内容を載せるなど工夫が必要だと思うが、そのお考えは。

(4)、7、8月号には教育の広場のページがないようだが、この企画はなくなったのか。

(5)、秋には町のホームページがリニューアルされると聞いています。子どもたちの意見を聴くには、町や学校、地域、子ども関係団体などの情報を子どもに分かりやすく知らせることも必要だと思います。リニューアルに当たってホームページ上での子どもたちへの分かりやすい情報提供は可能になるのかお聞きします。

お願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(5)の答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、順次お答えいたします。

まず、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。広報らんざん7月号より、子どもたちの思いを発表する場として「広報紙で言いたいこと、言っちゃおう」という新たな企画がスタートしました。経緯としまして、こども基本法が本年4月に施行され、こども施策に子どもの意見を反映していく中、3月定例会に狛守議員から子どもホームページについての一般質問をいただきました。広聴、広報の担当課としてどんなことができるのか考える中、紙面を見直すタイミングも重なったことから本企画を発案したところ、教育委員会の協力を得ることができました。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。町の広報紙やホームページに掲載されることを事前に話した上で、「学校をもっと楽しくするには」をテーマにホームルームや授業中にアンケートの時間を設けていただいております。子どもたちの素直な思いをタブレットに入力、送信することで集約し、月末に教育委員会を經由して地域支援課に届きます。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、スペースや情報量が少ないことは否めません。ただし、この企画の趣旨は、子どもたちの素直な思いを町民や関係者に広く知っていただくことなので、以前のアンケート結果が掲載され、かついつでも見ることのできる町のホームページへ誘導する内容に工夫したいと存じます。

続きまして、質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。学校教育のページとして、6

月号まで教育相談室、教育の広場を隔月で掲載しておりました。教育相談室は、教育相談主任による子育てに関する悩みへの助言、教育広場は学校だよりのイメージでございます。新たな企画を立ち上げるに当たり、教育相談室、教育広場は連載を終えました。理由としまして、両企画とも長期の連載であり、目線を変えたいという思いから教育委員会に相談し、「広報紙で言いたいこと、言っちゃおう」という新たな企画に置き換わりました。

続きまして、質問項目1の(5)につきましてお答えいたします。本年10月にリニューアル予定の町ホームページでは、子どもたちや外国人に向けたやさしい日本語機能がございます。トップページを含めて全てのページで漢字にルビを振るとともに、分かりやすい表現に変換してくれる機能でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) それでは、順次(1)から再質問させていただきたいと思っております。

経緯につきましては、やはりこども基本法を意識してのことというような形で考えていいのかなというふうに思いますが、その目的としては、例えば広報紙の中に書いてあるのは、言いたいことを言ってしまおうという、意見だけを言うというだけの目的なのか、意見を聞いた後に例えばそれをどのように生かしていくかということまでいかないと、本当の意見を聞いたことにならないのではないかと私は思っているのですけれども、この意見を聞いた後にどういうふうに生かしていくのか、その辺はどのようにお考えなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

まず、私ども地域支援課は広報紙の発行をする担当でございます。私どもこの企画を発案したときに、こども基本法がありまして、いずれ市町村こども計画というところに発展していくときに子どもの意見を聞くということになると思います。私たちは、そのこども計画をつくるに当たって、広報紙でこのような企画を立ち上げまして、町の計画のときに新たに聞くのも含めて少しでも参考になればという思いでこの企画を立ち上げました。改めてこども計画をつくるときに聞くのと、それだと大きなパワーを使いますので、この企画で補える部分があれば少しでもいろんな負担が減らせるのではないかと、そういう思いでこの企画をまず立ち上げたのが1つで、あくまでも広報紙の一つの企画というところで始めたのが正直なところでございます。

これをどのように反映していくかということですが、それはこども計画の中で反映していただくとともに、大体1か月90ぐらいの意見が寄せられます。それを見て、すぐにはなくて、時間をかけて、私たちはこれを町のホームページに、広報では本当の情報量が少ないのですが、この狙いというのはホームページにできれば誘導したいのです。ホームページに行つて

くださいと、そこには今年の7月からの分、90、90、90と270の今の時点、今はまだ180で、もう数日で今度3か月目になりますので、270の意見が掲載されていますと、多分人によって捉え方が違います。私はこの意見がいい、私はこっちがという形で、270の中から宝のような意見を探してくださいというような、そういう趣旨です。ですので、まずはホームページに誘導させていただくような形で、そこからいい意見を見ながらこれを実現していこうかという形で、一步一步着実にさせていただきたいと、そのような感じで始めたものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そうしますと、広報紙ではとにかく意見を集めていくということで、その集めたデータを例えばこども政策に生かすために、いろんな課局がそれを参考にしながら、いい意見を取り出して政策に反映させていくと、そういうふうな段取りの目的で今一応やっているという、そういう認識でいいのですね、それでよろしいですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりでございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） では次に、（2）番目のほうの再質問をさせていただきたいと思います。

（2）番のアンケートの調査の詳細ということで、この答弁を見ますと、ホームルームや授業中にアンケートの時間を設けていただいて、タブレットに入力して、それで集約するというような、そういう形なのですが、例えば小学校4年生というのが7月号でしたよね、8月号は小学校5年生ですよね。それで、小学校4年生、小学校5年生というのは、全校というか、今小学校だったらば3校あるわけです。これ全部同じような形でやられたのか、その辺はどうですか。例えば一部の学校だけとかというのではなくて。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

3校全ての小学生にご協力をいただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 今回は、当然これ最初なので、「学校をもっと楽しくするには」というテーマだったと思うのですけれども、当然これからどんどんテーマも変わっていくというような、今度は8月号は小学校6年とか、次の月は中学1年というふうに、1か月ごとに学年とか、そういう

ものもテーマも変わっていくという、そういう認識でいいのか、その辺。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

夏休み等ありますので、多少ずれますが、基本的には1か月ごとに、今月は5年生、今月は6年生という形で1か月ごとに意見を聞いております。

テーマにつきましては、まず小学1年生から中学3年生までですので、9か月という、9回分ございますので、9回分は同じテーマでいきます。そうしますと多分今年の2月ぐらいで終わりますので、来年の4月号ぐらいから新しいテーマという形になります。テーマは決めてございませんが、私ども今考えているのは、こども計画のときに例えば反映するときにまた改めて、質問項目(1)でもお答えしましたとおり、改めてまた意見を聞くというのが大変になってしまうのであれば、例えば次のときは福祉課等と相談しまして、例えば福祉課でこんなこと聞いてほしいものがあるのかというのを聞いて、それが何個もあってはできませんので、例えば1個なら1個に絞って、それは計画に使えるのかな、では聞いてみましょうかという形で、2回目以降はそういう形で、私どもは兼ねられるようにというのですかね、ながらといたしますか、これが兼ねられるような形でやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) 今の答弁ですと、1つのテーマで例えば9学年あると相当な時間がかかるわけですね。ですから、先ほど課長さんがおっしゃったように、そのテーマをもう少し早め早めに変えていって、いろんなテーマで意見を聞くことによって、いろんな意見のデータが集まってくるということが逆に言えばこども政策、ほかの課局がどういうことをこれからしたほうがいいかというときの参考になるのではないかなと思うのです。ですから、そういった意味では、全部の学年に、全ての学年に同じテーマで聞くというよりも、ある程度テーマを変えながら、その学年に応じて要するにテーマを変えながらやっていくというような考え方があってもいいのかなというふうな、そういう思いをしているのですけれども、その辺はどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

議員さんおっしゃることは、よく私も理解ができます。まず、1回目は今の形でいかせていただいて、2巡目等のときにどのように変えるか検討したいと思うのですが、学校の先生たちの負担にあまりならないように、また子どもたちの負担にならないように、負担になった時点でこの企画は終わってしまうと思います。ですので、できるだけ負担にならずにやらせていただきたいと思って

います。

今この企画を始めまして私が一番よかったのは、校長会に出向いて、この企画をホームページに公開させていただきたいのですと、広報紙だけではだめなのですと、ホームページに蓄積するから、これに価値があるのです。ぜひやらせてくださいとお話をしたときに、教育長さんだったのですが、指導主事の先生に今これが負担にはなっていませんかというふうに聞いていただいたら、負担ではありませんと、思ったよりぎっくばらんな意見が出てきて驚いていますという形で、負担ではないので続けていただいて結構ですというお言葉をいただきましたので、これが私は一番うれしくて、続けられるかなというふうに思っていますので、とにかく学校側の負担にならないのだけは、これだけは守りたいので、その辺は見ながら、ちょっとペースを速めていくとか、そのような形はあくまでも学校ありきという形でご相談させていただきたい。また、こども計画等でこういう意見が聞ければという形も含めながら、バランスを取りながら地域支援課のほうでやらせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 今、1つ子どもたちの問題になっているのは不登校の問題とかという形で、そういうお子さんたちというのは第3の居場所ということで家庭支援センター等に通ったり、また別な方向で生活というか、していると思うのですけれども、例えば家庭支援センターに通っているお子さんたちからの意見とか、そういうふうなものというのは取れているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 私が承知しているのは学校の生徒さんに入力したものが届いているという形ですので、議員さんのご質問等までは私は把握してございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 教育委員会のほうにちょっとお尋ねさせていただきたいと思うのですけれども、今回この企画に当たって教育委員会としてはどういうふうに率直に思ったのか。

そしてまた、先ほど課長さんのほうから、学校サイドではこれはあまり負担になっている状態では今ないというふうなことですけれども、これがどういう方向にいくとちょっと負担になってくるのかなというふうな、その辺のところのお話が聞けたらいいなと思っているのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

今回の企画に際しましては、令和5年1月の町内校長等研究協議会におきまして地域支援課のほうから、広報らんざんへの子ども記事の掲載についてということでアンケート形式でのものをやりたいという申出がございました。その際に、各校の校長先生にも趣旨と方法についてお話をし、了解を得られたところで始まったこととございます。

今回このアンケートを収集する方法でございますが、アンケート用紙を配る方法とタブレットを使った方法、2種類ございますが、小学校の高学年から中学生についてはタブレットを使った回答をするということで、まだ今回小学校の4、5、6年生でしたので、タブレットを使った回答ということでスムーズに回答のほうもできたということで、学校のほうにも今のところは負担なくできていると考えております。

そして、実際に掲載が7月号から始まりまして、紙面の関係上、やはり掲載できる意見というのは限られたものになってしまいますので、先ほど地域支援課長からの答弁にもありましたように、全ての回答につきましてホームページのほうに掲載するという、こちらにつきましても、改めて校長会のほうにご確認しまして、そちらについても了承を得られましたので、掲載を始めたところとございます。今のところ各学校にも負担なくスムーズにできていると感じております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 今回は小4から、8月か9月になるのかな、要するに6年生までということでそんなに負担がなかったと。これが低学年になってくると、やはり入力の問題とかいろいろ出てくるということで、多少今までよりはちょっと負担になるのか、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

こちらにつきましては、小学校の1年生あるいは2年生につきましては、タブレットの回答が難しいというか、そういうことが考えられるような場合には紙によるアンケートを実施しようと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 次に移らせていただきます。（3）番の再質問ということなのですが、もう少し詳しい内容を例えば広報紙の中に載せることでもう少し注目度が浴びれるのではないかなというふうに私自身は思ったのです。例えば7月号を見たときにあれっと思って、一通り見て、もう一回見て、これだなということで、8月号はQRコードがついていましたよね、7月号はついてなかったと思うのですけれども、そういう状況で考えたときに、確かに詳しい内容を書面に載せるということは難しいとは思いますが、例えばこれを半ページではなくて1ページのスペース

の中でもう少しインパクトのある紙面づくりというのを少し工夫していただいて、そこに目がいくような形でというのが1つ工夫としてあってもいいのかなというふうに思ったのです。

実際私自身は、それを見て、8月号のQRコードを携帯で読み取って一応一通り見たのです。それを印刷しようということで、携帯からもできることはできるのですが、今度は逆パソコンを開いてホームページからそこにたどり着くというのをどうすればたどり着くのかというのが本当に、私自身がちょっとたどり着けなかったのですよ、パソコンからだったら、QRコードだったらすぐ入っていたのですが。

ですから、その辺の工夫というものも考えてみたときに、例えば広報紙というのは基本的には大人の方が大体見ますよね。子どもはほとんど見ないと思うのです。そうすると、要するに広報紙である程度インパクトを持たせるということと同時に、スムーズに例えばインターネットのほうで生かせるという、そういうふうなことの誘導の仕方についても広報紙にうまく載せるとか、そういうふうなものというのはもう少し工夫があってもいいのかなというふうに思ったのですが、その点はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 答えいたします。

まだ始めて2回ということですので、広報紙の紙面ですので、順次改善というか、改良ができますので、必要に応じてやっていきたいと思っております。

議員さんおっしゃるように、なかなか私どもも、ホームページの担当課は私ども地域支援課でございますが、今のホームページに関しましては非常に検索がしづらいという形でいろいろお言葉をいただいております。一応今、明日が広報紙の発行の日なのですが、明日のはさすがに間に合いませんので、その次には例えば広報紙のところに、町のホームページのトップを開いて検索のところにこの文字を入れていただいて検索をしてくださいということもできますし、今のホームページは10月中のリニューアルで予定をしておりますので、11月号の広報紙には、少なくとも皆さんにお届けするときには新しいホームページだというふうに、今その準備をしておりますので、例えば新しいホームページのときには検索のところはかなり分かりやすく入れますので、トップページを開いて、この文字を入れてくださいか、もしくは普通のポータルサイトで嵐山町、例えば言いたいこと、言っちゃおう、クリックみたいな感じで広報紙に入れさせていただいて、ホームページからでも、またスマホの検索画面からでも、入力をいただかなくてははいけませんが、アクセスできるような形で、そちらの工夫はすぐにでもできるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） ぜひそういう工夫をしていただいて、スムーズに誘導して、インターネッ

トのほうからでも見れるような形、誰もがです。そういうことをお願いしたいというふうに思います。

では、次に移ります。(4) 番の再質問です。教育相談室、それから教育の広場は一応連載を終了したということなのですから、確かに視点を変える、長年やってきたから視点を変えてという、その気持は分かるのですけれども、ただそれを全て今回の言いたいこと、言っちゃおうということに置き換えるというのは、ちょっとこれは乱暴ではないのかなと私自身は思うのです。町民の方にしても、学校の様子だったり、例えば子どもを育てている保護者の方がどういう悩みを持って、どういう相談をしているのかという、そういう部分だってやっぱり町民の方も知りたい部分ってあるんだろうと思うのです。ですから、それを全てこの「広報紙で言いたいこと、言っちゃおう」というのに置き換えるという、その辺少し考えてもいいのではないかなということなのですから、それはどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

まず、この新しい広報紙を企画するときに、当然今の教育相談室等ありましたので、置き換わるという前提で教育委員会にまず相談をさせていただきまして、いかがでしょうかというふうな形も取らせていただきました。

まず、昨今の物価高騰のあおりを受けまして、今広報紙の単価が、議会報も同じなのだと思うのですが、まず具体的に言いますと1ページが昨年は2.0円で作れたものが今年度は2.6円、3割増しという形になります。さらに言いますと、令和3年は1.5円だったのです、1ページが。それが2.6円という形になりましたので、紙面が前ほど作れなくなってしまっているというのが実情でございます。3分の2に近くに減らさざるを得ない中で、どうしても両方ということができないという形で、ほかの課も町を挙げて大きく紙面の見直しを、かなり削らせていただいております。その中でどうしても2つということにはできないという形で、まず教育委員会にお願いに上がったところ、教育委員会のほうもしようがないという形で、理解をしますという形でお答えをいただきました。それがお答えいただかなければこの企画すらできなかったというふうに、多分両方はできないというふうに考えておりましたので、ご了解いただきましたので、心苦しいというか、調べてみたらかなり長年連載をいただいているものですから、本当に申し訳ないなというふうに思ったのですが、ご了解をいただきました。

また、こども基本法の中で意見を聞くというのが、私はそれをかなり強く重きを向けておりました。今までの教育相談室や教育広場、どちらかというところから、大切なことですから、こちらから情報を、一方的と言ってしまうとちょっと言葉は悪いですが、どちらかというところから出すという形だったのですが、中には広報紙の中に皆さんの意見というページはあっていいの

かなというふうに私は、本当は半分ぐらいあってもいいのかなと思っているので、これはいいきっかけかなと思ひまして、一番はご了解がいただけたからが理由なのですが、そういう形で連載のほうを終えさせていただきまして、今までありがとうございましたという形で、ご了解いただけたものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 分かりました。

それでは、次の（5）番の再質問ということをお願いしたいと思います。前回、前々回でしたか、子どもページ、子どもホームページというようなことを提案させていただいたのですが、それはちょっと無理というようなことで、ただ子どもにも少し分かりやすい、外国人の方にも分かりやすいように10月以降はリニューアルするというような、そういう形です。その誘導の仕方も今までよりは簡単にいくのかどうか、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 答えさせていただきます。

議員さんから、町田市ですとか船橋市という形で具体的にお話をいただきまして、一般質問をいただいて、すぐに業者のほうに4月になりまして確認したところ、あの2つの市はサブサイトといひまして、一般のページの中に第2ホームページという形で設けているような形でございます。

私どももすぐ試算のほうをしたのですが、まず金額的にはやっぱり400～500万円、あれを入れるともう一個のホームページなので、まずかかりますと。それプラス、まずホームページの公開を今回10月中ですが、3月の頭まで延ばしてくださいと、それは、新しく作ったサブサイトに関しては全ての入力職員さんに、全部のコンテンツは、デザインしか業者はしませんので、全ての記事は職員さんが全て手打ちで打っていただきますと。ですから、これで5か月間はかかりますので、そこまでやればできますよというような形でいただきまして、予算の関係があるので、現実には予算のほうのお願いをしておりましたので、400～500万という形で厳しいのですが、一応5年契約になりまして、よければ10年となるのですが、今議員さんがおっしゃったような子どもページをやるには、私個人的な思ひですが、今生成AIがかなり優れていひますので、キッズページというボタンがホームページの上にてきて、押したらAIでがらっと切り替わるような、そういう技術というものは今ありませんかというお話をしたら、そうしたら町田や船橋のようにサブページまで職員が一から手作りで作るといひことはなくなりますので、金額と手間という2つがかかってしまふとなかなかできないので、お金は置いておいて、ワンクリックでこのホームページができませんかといひましたら、今のAIの技術は多分できるだろうとおっしゃる。だから、5年後は期待してくださいと。ただし、よく誤変換というのがありますけれども、AIの変換で言葉が間違つたとか、そういった

ことが、間違いとかありますと。そこの責任問題をクリアをしない限りできないでしょうと。

今国もそこのクリアをすごく考えているということで、やっぱりAIで切り替わったものが、それが言葉が変わってしまったということと、あとは今回もイラストの著作権の関係がありましたけれども、イラストごと切り替わるということもできるだろうと、ただそのイラストが著作権をクリアできるかというのが非常に、AIが考えたイラストが著作権に引っかかるということは間違いなくありますと、この2つがクリアをできたら、恐らく周りの市町村もAIを使いながら、キッズなり、もっとできれば外国人、英語なら英語に、イラストから英語に切り替わる、中国語から全部切り替えると、そういうすばらしいホームページができるようになるので、今はできませんが、技術はある程度までできていますと、ですがもう少し待って、もしかしたら5年後できるかもしれませんというのは、業者のほうと私がお話をしたら、安藤課長の考えはいいところまでできているというふうなので、私も次はできたらいいなというふうなのは思っております。

話が長くなって申し訳ありません。議員さんのおっしゃるやさしい日本語という機能につきましては、トップページの上にボタンを設けますので、そこをクリックするとすぐ切り替わるような形で、そのような機能になっています。これは全ページ全て同じように切り替わるような形ですが、イラストが替わらないというのがやっぱり今の現状でして、背景というのは一般のページのまま、表記している言葉が少し変換をされまして、漢字に振り仮名がつくと、今はその段階という形でご認識いただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） よく分かりました。1についてはこれで終了させていただいて、2のほうに入りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） 2番のらんざんラベンダーまつりとラベンダー園の運営についてです。6月9日から25日まで行われたらんざんラベンダーまつりと今後のラベンダー園の運営について次のことをお聞きします。

(1)、開催期間中の入場者数と町外からの入場者数は。

(2)、総収入とその内訳、概要で結構だと思います。さらに収支結果は。

(3)、今回はテレビなどマスコミなどにも取り上げられることも多かったように思うが、開催における町への経済効果をどのように見ているのか。

(4)、来場者の声、出展者や運営スタッフ等の声にはどういったものがあつたか。また、来年度開催に向けての課題は。

(5)、昨年10月26日に議会から町に対して、千年の苑ラベンダー園の運営事業について提言書が手渡されました。町は議会からの4項目の提言をどのように受け止め、今後の運営に反省させ

ていくのか伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）から（５）の答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、質問項目２の（１）につきましてお答えいたします。らんざんラベンダーまつりの入場者数につきましては、３万２、７４０人でございます。なお、町外からの入場者数につきましては把握できておりませんが、来場者向けに実施したアンケート調査の結果を参考までに申しますと、回答をいただいた方の総数５６９人のうち約９６．７％、５５０人が町外から来場しております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。らんざんラベンダーまつりの総収入は２、９８８万８、２６０円です。内訳ですが、入場料１、５４３万７、１００円、駐車場料金５０５万１００円、摘み取り体験５６６万円、手芸教室１０３万８、０００円、物販２０３万４、６６０円、シャトルバス６６万８、４００円でございます。支出は全体で２、６６０万３、５０２円となり、収支の結果は３２８万４、７５８円の利益となりました。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。今回のラベンダーまつりでイベント会場への出店者全体で約１、１８６万円の売上げが報告されています。また、今回は町内の飲食店を取りまとめた案内をイベント会場にて来場者向けに配架をいたしました。調査を実施しておりませんので、どの程度の効果があったかは分かりませんが、一定数の来場者が町内の飲食店をご利用いただいていると考えております。また、今回ラベンダーまつりがテレビ４件、新聞１５件、ウェブ等２２２件に取り上げられております。これらの広告換算値の合計が約１億３、３００万円と試算されており、大きな経済効果と考えております。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。園内で５６９人の来場者に回答いただいたアンケート調査では、ラベンダーまつりの満足度に関して全体の９０％以上が満足という結果でした。嵐山町への来訪回数を聞く質問では、初めて訪れたという方が約４０％の２４０人で一番多い結果となり、５回目以上の来訪の方が約２５％の１４１人と２番目に多い結果となりました。嵐山町を訪れ、その後リピーターとなっている状況が伺えます。イベント会場への出店者については、アンケート結果において来年も出店したいという意見が約９０％となりました。摘み取り体験や手芸教室のスタッフからは、商品やサービスを工夫することでお客様に喜んでもらうことができよかった、来年も満足してもらえるよう取り組みたいなど、前向きな意見を多くいただきました。逆に、来場者やスタッフからの改善を求める意見としては、入園口や駐車場が遠い、駅からのバスが少ない、イベント広場の足元が悪いなどのご指摘をいただいております。これらのご意見につきましては、来年度以降の課題と考えております。

続きまして、（５）につきましてお答えいたします。提言につきましては、観光協会と共有し、事業展開に生かしていくべく受け止めております。まず、提言１、ラベンダーを中心とした多種多様な四季折々の草花の植栽を展開し、通年で人が集える事業実施への対応についてですが、新規作

物として昨年に引き続きポピーを植栽し、ポピーの開花時期に合わせてラベンダーまつりのPRにつなげる取組を行ったほか、新たな品種としてセンニチコウの試験栽培を行っており、ラベンダーを中心とした草花の植栽により人が集える事業展開を進めております。

提言2、町民へ千年の苑事業をより周知しての町民参加型の事業展開、マンパワーのさらなる活用への対応についてですが、町民がラベンダーに親しみを持っていただくことを目的といたしまして祭り終了後に摘み取り体験イベントを実施し、62名の方に参加いただきました。また、子どもや高齢者のラベンダーへの理解を広げるために町内の福祉関連団体や特別支援学校への花穂の提供も実施しております。また、今回は祭り実施に係る業務につきまして観光応援隊を含む多くの町民にスタッフとしてご参加いただき、町民参加型の事業展開を図っております。

提言3、周辺エリアを含めた事業展開、「風薫る らんざん」の実現への対応ですが、祭りに来場された多くの方にラベンダー園会場や嵐なびにおいて各種パンフレットを手にとっていただき、ラベンダー園以外の観光資源についても知っていただくよう取組を行い、周辺エリアを含めた事業展開を進めております。

提言4、今後も県内外に千年の苑を広く認知してもらうためにも持続可能な事業展開の推進につきましては、質問項目(2)にてお答えいたしました。今回のラベンダーまつりは観光協会の創意工夫や関係者の努力の結果、収支につきまして国からの補助金がない中で約320万円を超える利益を計上することができ、また関連事業者の利益にも貢献できたと考えております。なお、引き続き観光協会と連携を密にし、持続可能な千年の苑事業の展開を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狹守勝義議員。

○3番(狹守勝義議員) それでは、順次再質問させていただきたいと思っております。

今回のラベンダー祭りの入場者数は3万2,740人ということで、お聞きしていますと4万人が一つの目標というようなことであったというふうに聞いています。これは昨年度も同じような形で、4万人が一つの目標で、それにちょっと届かなかったと、今回も届かなかったと。その入場者数が目標に届かなかったという理由を課長さんはどのように捉えているのか、その辺まず最初にお聞きしておきたいと思っております。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 あんまり大きい声では申ししていなかったのですが、目標については当初5万人という目標を掲げておりました。どちらにしても届いていないというのは事実でございます。この目標とした5万人については2019年のグランドオープンの際に1か月間開催をして7万人という来場者があったわけですが、これを日割を計算して、それを今回の開催日時に割り当てたという積算をしております。やはりグランドオープンの際は目新しさ等もありまして周辺

から多くのお客様が見えたかなと、ここにきて何年か続けておりまして、目新しさという部分では少し落ちた要素があったのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 天候ということも問題があるのかなというところもあったと思うのですが、一応その目標を設定して、できるだけそれに近づく入場者数を集めるという、そういう努力はこれからも必要だろうというふうに思います。それで、一応町外からの入場者数については把握してはいないけれども、アンケート結果から見ると大体96.7%、これを町外からというふうに考えていいということの数値と捉えていいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 答えいたします。

逐一入場者の方にどこからいらっしゃいましたかという確認を行っておりませんので、はっきり把握ができないというのが正直なところでございます。したがって、このアンケート調査の結果といたしまして出ております96.7%が町外というところしかはかるべき数値がないというのが本音のところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） なぜこの質問をしたかという、ラベンダーまつりというのは本当の意味の町民のための祭りになっているのかということの指摘なのです。例えばこれがアンケートが569人のうち96.7%が町外という、そうするとこの数字をそのまま鵜呑みにすると、町内からのラベンダー園に入場して楽しむという状況は大分少ない人数だったという結果になりますよね、これは。そうすると、このラベンダー園の祭りというのは嵐山町の町民にとっての祭りになっているかどうかというのは非常に疑問になるところではないかなというふうに、そういうふうに私は思うのですが、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 このアンケート調査の結果から推計される町内からの入場者というのはごく少数かなというのは、議員さんおっしゃる指摘のとおりだと思います。ただ、(2)にも関連してくるのですが、町内の事業者の利益になっている。あとは、入場して楽しむということ以外にも、テレビ放送、民放のテレビ番組で女性のキャスターが中継でこのラベンダーを映しながら、埼玉県に来ていますよと、この景色が埼玉県にあるのですよということで、かなりPRになっているかなと。町民のアイデンティティーといいたまいますか、嵐山はラベンダーがあるのだよとい

う誇らしげな気持ちというのですか、そういうものの醸成には一役買っているかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） その答弁、非常に評価したいと思います。

そういうことで、次の（2）番目のほうの再質問に移らせていただきたいと思います。収支の関係なのですが、一応黒字で328万4,758円の利益、320万ほどの利益ということになったということなのです。その中で、支出の中で、当然タイアップというか、協力していただいている企業さんにどの程度の支払いがあったのか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思っているのです。それが意外と例えばこの収支バランスの中で支出の部分なんかは大きいのではないのかなという、その辺をもう少し改善できるのであれば、もう少し利益も上がってくるのかなというふうな、そういう捉え方もできるかなというふうに思うので、例えばタイアップしている企業さんとか協力していただいている企業さんにどの程度の支出になっているのか、その辺は伺うことはできますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 支出につきましては、先ほど回答を差し上げたとおり2,600万円余りでございますが、そのうち祭り全体の運営につきまして、祭り全体ではないのですけれども、一部を東武トップツアーズさんのほうに業務委託契約によりまして担っていただいております。この業務委託料につきましては、約1,960万円という状況でございます。議員さんおっしゃるとおり、この部分を圧縮することによってまだまだ改善はできるかなというふうに思いますけれども、まだこれは来年度の実施も含めてどういう形でやっていくかということが決まってからの検討事項かなというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 了解しましたので、（3）番のほうに再質問移らせていただきたいと思います。一応マスコミに取り上げられたということで1億3,300万ほどの経済効果というふうに考えていると。マスコミに取り上げられたということはトップツアーズさんの影響もあるのかどうか、それとも今までの祭りの実績によってマスコミ自体が積極的に取り上げてくれたのか、その辺はどんな感じなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

今回の祭り実施に当たってのPRですけれども、トップツアーズさんのほうから関係各企業さん

へのPRは実際実施はしていただいておりますけれども、それ以外にも今回の祭りにつきましては民間のPR会社というものがございまして、そちらに委託契約を結びまして、テレビ、マスコミ、広い各方面にお祭りについての案内を投げ込みをしていただくと、そういう業務の実施をお願いしております。そのほかには、埼玉県の方に県知事に町長のほうで出向いていただきまして、お祭りのPRについて知事に直接協力を求めた。それに基づきまして県の各機関からもいろいろマスコミ各方面に働きかけをしていただいたというものも奏功しているかなというふうに思います。

それで、大変失礼いたしました。先ほどの私の答弁の中でトップツアーズへの業務委託料について申し上げたのですが、1点訂正させていただいてよろしいでしょうか。正しくは1,499万6,000円でした。大変失礼いたしました。おわびして訂正をさせていただきたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○小輪瀬一哉企業支援課長 1,499万9,600円でした。失礼いたしました。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第3番、狛守勝義議員の再質問からになります。どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） それでは、（4）番目の再質問ということでお願いしたいと思います。

非常に好意的なお声をいただいているなというふうな印象なのですが、昨年度も駐車場の問題とか、それからアクセスの問題とか、2年続けてというような状況がちょっと課題として残っているのかなというふうに思うのですが、特に車でいったときに行き方によってスムーズに入り口に入れなくて、逆に回らなければならないとかというような、そういうこともあったようなお話も聞いているのですが、そういう部分のところをもう少し精査しながら来年度に向けてきちっと課題を解決していくということが必要だと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 議員おっしゃるとおりで、駐車場の問題も昨年もたしか出ておりました。ただ、今年もご意見いただいているのですが、同じ状態でいただいた意見ではなくて、できる改善は図っております。その一例といたしましては、バスの駐車場を昨年につきましてはB&Gに設けておりました。バスを降りたお客様が祭り会場まで歩いていくわけですが、道中遠いとか、あの時期ですから暑いとか、たくさんご意見をいただいております。事実でござ

ざいます。今回のお祭りにつきましてはバスの駐車場をバーベキュー場に設けまして、その辺り解消できるように努めております。ただ、その中でもまだやっぱりお客様にとっては遠いですか、足元が悪いですか、そういう意見いただいております。これは、来年度開催に向けて、できるところは改善を図っていきたいと思っております。

車の案内なのですけれども、乗用車の案内です。確かにまどろっこしい案内をさせていただいております。これには理由がありまして、2019年のグランドオープンの際に、先ほども申しましたけれども、7万人のお客様が見えて、前の県道が大渋滞と、地域の方にもかなりお叱りをいただきまして、警察にもお叱りをいただきました。それを検討しての車の案内のルートをこちらでも検討いたしまして、今の形になっております。若干遠回りをしていただくような案内にはなるのですけれども、地域からのお叱り、警察からのお叱りを踏まえての措置ということで考えております。ただ、これが完璧だとは思っておりませんので、できることは来年度に向けて改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） ぜひこの課題を解決して、よりよいラベンダーまつりになるようお願いしたいなというふうに思います。

次の（5）番の再質問ということで、これはこれからのラベンダー園の運営ということについては非常に大事なのかなというふうに思います。我々議会としても、昨年10月だったと思うのですが、一応提言書をさせていただいたわけです。そうした中、当然ながら観光協会と共有して事業展開していくべく取り組んでいると、これは当然だろうと思います。

その中で、まず提言1として、多種多様な四季折々の草花の植栽を展開して通年人が集えるという、これがある意味非常に大切なことだろうというふうに思っています。そういう中でポピーの植栽だったり、今回はセンニチソウの試験栽培とかというようなこともやっているみたいなのですが、これを継続していかないとこの提言1についてはなかなか定着しないのかなというふうに思うのですけれども、来年もこの方向でやっていくのかどうか。

それから、2番目の提言2のところ町民参加型の祭りの展開ということなのです……

○森 一人議長 狛守議員に申し上げます。一問一答でございますので。

○3番（狛守勝義議員） ごめんなさい。では、最初の1つ。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 昨年10月に議会のほうからいただきました提言の1の内容でございます。四季折々の草花を植栽するという関係なのですけれども、昨年に引き続きましてポピーを植栽いたしました。実際ポピーを見に、ポピーに併せて今年はラベンダーも、全体的に、桜もそうだっ

たのですけれども、今年は花が早くて、ポピーと同時に早咲きのラベンダーが咲き始めたということもございまして、これを見に来ていただけるお客さんも大分多かったという結果もございます。また、ラベンダーへの橋渡し役ではないですけれども、ポピーを見に来てくれたお客様にラベンダーもきれいだねとっていただくような、そういう取組です。また、センニチコウにつきましても、こちらもきれいな赤い花を咲かせて、その花はドライにしても加工品として使えるという面白い花でございまして、こういった取組は継続して進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 提言2のほうについてなのですが、お祭りが終わってから町民向けに摘み取り体験イベントとか、そういうことをやってということ、それは非常にいいことだろうというふうに思います。ただ、お祭りの期間中に、先ほどもちょっと入場者数の中で出たと思うのですが、要するに町民の参加が、入場者が少ないという、それを嵐山町の祭りとするためにはお祭りのところに町民の方が出ていただくようなことというのは、やっぱりこれは必要なだろうと思うのです。当然スタッフに我々町民が参加するというのもこれは大事なことだろうし、それから例えば小中学生のボランティアとか、場合によっては障害者の方にも来ていただくような、そういう工夫というのがあって町民参加型というお祭りになっていくのだろうと思うのです。そういう方向性というのをもう少し考えていただくというようなことがこれから大事になってくると思うのですが、その辺の考えはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 提言2の関係でございますけれども、町民の方に気軽に来ていただこうとすると、例えばですけれども、駐車場も無料、入場料も無料にできれば町民の方は気軽に来ていただけるのかなと。ただ、そうすると、お祭り開催に当たっては経費的な部分が当然かかってくることでございますし、それをどうやって手当てするのかという問題も反面出てくるかと思っております。なかなかその辺りのあんばいがバランスが難しいというのが正直なところでございますが、議員さんおっしゃるとおり、なるべく町民の方にも楽しんでいただけるような、幅広い方に参加いただけるようなお祭りを目指して工夫を進めてまいりたいかなというふうには考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 時間の関係もありますので、2番目に関してはこれで、3番目のほうに移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） 3番目です。迷惑なごみ出しの改善策と啓発活動について。ごみの処理方

法が変わり、戸惑いながらも多くの町民はルールを守り、正しくごみ出しをしています。しかし、一部には正しく分別していないごみを平気で出す人や夜間などに他地区のごみ集積場にごみを出す人などの迷惑行為も後を絶ちません。これらの改善に向けて次のことをお聞きします。

(1)、町に対してのごみ出し等苦情の状況は。

(2)、改善に向けての効果的な対応策は。

(3)、改善に向けての今後の啓発活動は。

お願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)の答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。ごみ出しに係る苦情といたしましては、違反シールが貼付されている残置ごみを回収してほしいやごみ袋に入れられた生ごみがカラスなどによってついばまれ、周囲に散乱してしまっているなど、何とかしてほしいなどの苦情が寄せられております。残置ごみに関しては、生ごみを含まないものであれば1週間程度現地に置かせてもらい、出された方による回収を促しますが、それでも回収されない場合は環境課で回収しております。生ごみを含むものに関しては、臭いの関係もございまして、期間を置かず回収させていただいております。ごみの散乱につきましては、連絡をいただければすぐに現地に向かい、回収をさせていただいております。

続きまして、質問項目3、(2)及び(3)につきましては関連がございまして、一括でお答えをいたします。改善に向けての効果的な対応策といたしましては、燃えるごみの処理施設から禁忌品、発酵不適物低減に係る各種提言を受け、令和5年2月から違反シール貼付の徹底を小川地区衛生組合管内町村全体で取り組んでおり、7月以降については収集運搬業者による違反シール貼付枚数の報告を求めることといたしました。報告の中で違反シールの使用枚数の多い集積場の特定や残置ごみの内容物確認を行うことにより、今後の啓発活動につなげたいと考えております。

その上で、今後の啓発活動につきましては、10月号の町広報紙において、管内町村統一で衣替えによる混入が懸念される衣類、布団類及び小型充電式電池、スプレー缶などの危険物混入に係る周知を行う予定となっております。また、ごみ集積場における啓発に関し、燃えるごみの正しい分別に係るポスターを管内町村統一で作成し、町内の各集積場に掲示することを計画しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。どうぞ。

○3番(狛守勝義議員) お願いします。この質問を私がしようと思ったのは、実は私の住んでいる地区で分別されていないごみを区長さんと奥さんが臭い中分別をしていたのです。これが1回、2回ではなくてというのは、話を聞くと1回、2回ではなくて何回もあってというような話があって、その中には例えば引っ越しされてきた方と考えられるようなものもあったのです。というのは、例

えばこの管内というか、周辺の地区の中では分別しなくても全部持って行って処理できるような、例えば鶴ヶ島とか坂戸のほうはそういうふうなシステムになっているみたいなのです。そうすると、そちらから引っ越しをされてきた方、今まではこういうことをしなかったということで、そのまま置いていたりという、そういうような方がいたり、それからやっぱりこれ単身者なのだろうと思うのですけれども、夜中に車で来て、置いてすぐ行くと、別なところの地区から置いてくるという、そういう例も多々あるのだというふうな話があったのです。ですから、そういったものの解決に、これからどのように向き合って一生懸命やっていかなければならないのかということを考えてときに、まず環境課はどういうふうな考えを持っているのかということでこの質問したわけです。

例えばほかのところから、そういう分別をしなくても出せるようなところから、こちらは相当分別してやらなければならないとしたときに、そこのところはどうすればいいのかなということなのです。ここの違反だからということで違反シールをしても、そういうマナーを守らない方というのはそういうのを意外と無視してやってしまうという部分がある。その辺のところをどうすればいいのかなというふうなのは、多分課長さんも皆さんも苦勞するのだろうと思うのですけれども、どうすればいいのかというのは本当悩みどころなのです。真夏の臭くなるような生ごみを分別してるというあの姿を見たときに、そこまで区長さんにやらせるわけにはいかないだろうというふうに思いながら、いろいろ話は聞いていたのですけれども、そんな思いなのです。

そうすると、基本的には効果的な一つとすれば、シールを貼るという、そのくらいしかやっぱりできないものなのですか。その辺はどうですか。違反シールみたいなのを貼って、それであれば期間がきたら環境課に電話して引き取ってもらおうという、それくらいしかやっぱり我々としてはできないのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

議員さんのおっしゃることは私どもも痛感しており、何とかしてこの未分別、もしくは決められた日に出されないごみをどうにか解決すべく、日々環境課のほうも、ご相談や苦情等もございまして、その都度環境課各職員が頭をひねっているところでございまして。今現在、答弁でも申し上げたとおり、違反シールを貼付というのは、これは実はもう大分前から赤いシールの貼付というのはやっておりました。ただ、今回民間委託で分別が少し変わったということもございまして、発酵不適物、もしくは禁忌品がなかなか減らないというのが発端にはなっているのですけれども、収集運搬の運搬員さんの方に今までは目に見える形での場合に貼ってもらうという方策だったのですけれども、今度は手に持って、少し一呼吸を置いて、普通の例えば燃えるごみでしたら、あまりにも重量が重いと、そういった場合はさらにもう一度注視してもらって、それで少しでもその傾向があればシールを貼るといって、少し基準を厳しくさせていただいて、それで違反シールの残置ごみが増

えてしまっているというのも背景でございます。

では、ルールを守っていただくためにはどうしたらということなのですが、多分これは今に始まったことではなく、昔から続いてきた問題というふうに私どもは考えておまして、例えば私どもの努力でいえば、新しく転入された方は、私ども町民課に出向いてごみ分別収集カレンダーを基に少しお話をさせてもらう機会もございますので、そういうときに嵐山町は、先ほどもお話あったように、県南にお住まいの方だったりした場合は、それこそ全部そのまま持っていってくれるというのとはちょっと違うというお話もさせていただいて、なるべく理解を深めていただくというような、そういった小さな努力ではございますけれども、そういうこともしてございます。

どうしても増えてしまう、何とかしてほしいというご相談、苦情もございまして、その節は私どもがその場所で置かれていた写真とかを撮って、そのまま掲示を、ポスターにして看板方式で立てさせていただいたりとか、ご相談があればそういったこともやらせていただいておりますので、あとはもし違反ごみの中にその方が特定されるものが入っていれば直接注意ということもやらせてもらっていますので、ごみをあさるというのちょっと気が引けるところではございますけれども、これは私ども仕事でございまして、その辺はきちっとやらせていただくということで、そのような努力、小さなことでございますけれども、地道にやらせていただいているところが現状でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） では、3番にちょっと確認をして私の質問を終わらせたいと思うのですが、今写真を撮って掲示をしたりというようなお話がありました。そうすると、地区によっては例えば人感センサーライトみたいなやつ、夜間来て置くのを少し脅かすというのですか、そういうところがあったり、それから監視カメラを設置するとかという、そういうことに関しては全然これは問題ないわけですか。その辺のお話だけ聞いて私の質問を終わりにしたいと思うのですが、

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

まず、以前区長会議のときも話が出たことがあるのですが、監視カメラをつけられないかということでお話がございました。そのときもちょっとお話をさせていただきましたけれども、映像にして残すとなると、行政としてはやはりきちっとその根拠をまず設定をしないといけないという点と、あと地元で設置することに対して地元全体で合意が取れているかどうか。これは、一部の方のご意見でつけるということになりますと、またこれはちょっと拙速な部分が出て、後々住民同士のあつれきを生むということにもなりかねませんので、その辺の合意もきちっと確認をさせた

上で、今後そういった環境が整えばやらせていただきますということでお話をさせていただいています。ですので、行政としての根拠なんかも今少し調査研究中でございます。あとは、カメラの調達とか、あとは地元の合意だとか、どのように合意を取っていけばいいのだとか、その辺も今随時調査研究させていただいていますので、今後また進められればと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 私の質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 畠山美幸議員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号7番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1のナラ枯れ対策についてからです。どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） それでは、議長のご指名がございましたので、順次質問させていただきます。7番議員、畠山美幸です。今回の質問は4項目にわたって行いたいと思います。

まず、1番目、ナラ枯れ対策について。今年の4月、キャンプに訪れていた夫婦のテントにナラの大木が倒れ、1人は死亡、1人は重傷とのニュースが目に入り込みました。嵐山町も緑豊かな町なので、どのように町では取り組んでいるのかお伺いします。

(1)、町内においてカシノナガキクイムシの被害状況はありますか。

(2)、公有地内の対策は。

(3)、民地の方へのナラ枯れ対策の周知は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)の答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、質問項目1の(1)、(2)につきましては関連がございますので、併せてお答えいたします。

埼玉県内では令和元年に初めてカシノナガキクイムシ、以下カシナガと省略させていただきます。の被害を確認し、その後県南、中央、北部と急速に被害が確認されております。令和4年11月30日現在の県の情報によりますと、県内32市町でカシナガの被害が確認されております。近隣では東松山市、鳩山町、滑川町、寄居町で被害木からカシナガを捕獲しており、本町におきましても令和3年度よりカシナガによる被害木と思われる樹木について山林管理者から情報提供があり、県寄居林業事務所の専門職員と調査してまいりました。調査箇所につきましては公有地を中心とする5か所行いましたが、そのうち令和4年11月に調査したオオムラサキの森内のコナラよりカシナガの個体が捕獲されました。この確認により、オオムラサキの森を管理する担当課である環境課において被

害拡大を防止する駆除を適切に行っております。

公有地内の対策につきましても、オオムラサキの森同様、担当課による維持管理の中で被害木と思われる樹木を発見次第、防除等適切な対応をお願いしてまいります。

続きまして、質問項目1の(3)についてお答えいたします。町民周知につきましては、山林所有者等に町ホームページで啓発を行っているほか、令和5年9月の町広報紙においても山林所有者にカシナガによるナラ枯れ等を含んだ枯損木等の状況確認をお願いし、道路等への倒木による事故の未然防止と山林の適正な管理を呼びかけております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） それでは、順次質問させていただきます。

先ほど課長が答弁していただいたとおり、1番、2番関連がありますので、併せて質問したいと思うのですが、環境課のほうに確認したいのですけれども、先ほどオオムラサキの森を管理する担当課である環境課において被害拡大を防止する駆除を適切に行っておりますとございますが、どのような駆除を行ったのかお伺いいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

オオムラサキの森を含みます蝶の里公園内で2本、昨年度は確認をしております。その防除方法でございますけれども、まず、その被害木に、かしながホイホイという粘着シートなのでございますけれども、まずそれを巻きます。そうしますと、中からカシナガキクムシが出てきた場合にその粘着シートにつきましますので、それを大体一定の期間を置いて、カシナガキクムシの判定は嵐山町ですと寄居の林業事務所さんがやっておりますので、そちらのほうにそのシートを送って、ここにかかったのがカシナガキクムシかどうかという判定をしていただきます。その上で、もしそれがカシナガキクムシだと特定された場合にその被害木は伐採いたします。

切って小切りにいたしまして、それで薫蒸処理といいまして、殺虫剤を噴霧した後、それが四方に広がらない、あと小切りにした樹木に浸透するように、かなり長期間にわたってその辺薫蒸処理として残置をしまして、ある一定期間がきましたら、それを焼却か何か、いずれにしましても処理をさせていただくと、そのような手順で防除のほうはさせていただきます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 被害が出ているというのを存じ上げなかったものですから、今確認して、2本、オオムラサキの森で確認され、またかしながホイホイを巻いたということで、私ももし何か対策がないのならと思って、かしながホイホイの話をしようと思って一応プリントアウトはしてき

たのですけれども、早速そういう対応をしていただいていたので、それはよかったなと思います。

嵐山町において、昨日も報告がありましたが、昨日の木におきましては風によってあそこの女性教育会館の駐車場で木の枝が落ちて車に傷つけたという報告が町からあったのですけれども、何の木だったのですたっけ、昨日確認したのですけれども、ナラの木ではなくて普通の木だったのですけれども、そういうこともありますし、今回命を落としているというニュースもありましたので、嵐山町においてはこのオオムラサキの森以外にも小千代山もありますし、大平山もございまして、そういうところを歩いて散策されている方がいたときに、本当に万が一倒木されてけがでもされたら大変なことだなと思ひまして、今回この質問を入れさせていただきました。

その後、この2本処理した後は被害状況というのはどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、蝶の里公園内のお話でその後の被害状況をお話しさせていただきます。令和5年度に入りまして、やはり私ども公園内を専門に維持管理していただいている職員がございまして、その方たちにもその辺の注意喚起をさせていただいて、チェックをさせていただいています。その中で報告があった中で、今現在13本被害木が発見されました。こちらに関しましても先ほど同様の処理を行って処分をして、ほかに広がらないように随時やっていく予定でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今蝶の里内においてということで、13本発見されたということで、痕跡がカシナガが木の中に入ることによって外側の木の周りに木くずがぼろぼろ落ちていると、そういうことで第1次発見ができるというような説明もあったのですけれども、そういう状態が13本に見られたということによろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 はい、議員さんおっしゃるとおりでございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今度は農政課長になるのかどうか分からないのですが、蝶の里において13本発見された。先ほど言った大平山だとか小千代山だとか、あとバーベキュー場は河川敷で、こちらの皆さんが遊ぶほうはほとんどそんなに被害を及ぼすような位置には木がないので、大丈夫だと思うのですけれども、バーベキュー場とか学校橋とか、あの辺とかはどのような、調査はなされているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 バーベキュー場と観光施設につきましてですが、ご質問があったときに観光担当である企業支援課長と確認をしましたら、既に点検をしているようで、カシナガに限らず、特に嵐山溪谷バーベキュー場はかなり河川敷に大木が多いということで、常にそこら辺は注意をしている状況です。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 注意を払っていただいて、先ほど言った場所については発見はないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 観光施設においてのカシナガの被害と思われる樹木はないということで認識しております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 町内の公有地の中の関係は大丈夫、先ほどの蝶の里で本当に大変なことになっておりますけれども、それ以外は今は発見がないということですから、ちょっと安心はしましたけれども、今後も注視しながらよろしくお願ひしたいと思います。

それで、（3）のほうに移ります。一応今回9月の町広報紙において、山林所有者にカシナガによるナラ枯れ等を含んだ枯損木等の状況確認をお願ひし、道路等への倒木による事故の未然防止と山林の適正な管理を呼びかけておりますということで、9月号はまだ手元に届いていないのですが、そういう山を持っていらっしゃる方は、あのニュースを見たときにこれは大変なことだと思われると思うので、やはり今後の対策をしていかななくてはならないところもあると思うのですが、もし先ほどの木の下におがくずみたいなのがぼろぼろ落っこちているという状況を確認した場合、民地の方々はどのような順番を追って、もしかしたら9月広報紙にしっかり書いてあるのかもしれないのですが、教えていただきたいと思ひます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

まず、広報紙の啓発についてでございますが、毎年1回は何らかの形で森林所有者の方に適正な維持管理を呼びかけておるのですが、このところカシナガの被害が拡大しておりますので、その意味も含んだ枯損木等の管理ということで呼びかけておりますが、まずカシナガの被害を未然に防止するということは、畠山議員がおっしゃったとおり、コナラ、クヌギ等の根元にプラスという木く

ずが落ちていることを発見していただいて、適正な山林管理の中で発見していただいて、発見していただいた場合はまず町に農政課、環境課等なりに一報を入れていただくということでございます。答弁の中で今まで5か所ほどやらせていただいた中でもそういった通報によるもので、その辺は農政課と山林の管轄である寄居林業事務所の専門員のほうを呼びまして、まずその被害木と思われる木くずの周りにかしながホイホイを巻きます。数週間後に剥がしてみても、そこにカシナガがついているか否かということで被害状況が分かります。

ただ、カシナガのほかに、よく似ているカシナガより少し小さいヨシブエナガキクイムシというのがございまして、環境課で個体を発見する前は全てそのヨシブエナガキクイムシというものの被害でございました。ヨシブエナガキクイムシも同じような形なのですが、カシナガと何が違うかというと、カシナガのほうは雌の背中に菌のうというナラ菌というカビの一種、そういったものがついていて、それが木の中に潜り込んでしまいますと本当に数か月で枯れてしまうというような状況でございます。カシナガ、ヨシブエとも在来の虫でございまして、県でも根絶するのはなかなか難しい。しかし、今何が大切かというと、畠山議員もご心配なさっている人的被害の未然防止、それに県内一斉市町で努めようではないかという対策を取っておりますので、まずは一報、所有者からの一報が一番大切かと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 分かりました。ヨシブエキクイムシとか、その勉強はしてこなかったもので、ちょっと分からないのですが、キクイムシはメスには菌があつて、それが木を、何か菌が悪さをして枯れてしまう。このヨシブエキクイムシとかはそういう菌は持っていないくて、倒木につながるということはないのか、ちょっと確認したいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 今の情報によりますと、カシナガは菌を持って、特に古木なのです。古木について枯らす事実が分かっております。ただ、キクイムシの研究というのがまだ専門家でもあまり進んでいないようで、ヨシブエでも枯れる場合があるということで、県のほうも嵐山の例を参考に研究しているという状況です。いずれにしても、キクイムシがつく樹木については健全ではございませんので、何らかの処置が必要かと思われまます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 1番目の質問は終わりたいと思います。

2番目に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） ごみについて。6月定例会でもごみについて質問をさせていただきましたが、また別の視点での質問をさせていただきたいと思います。

（1）、現在戸別収集については、環境課窓口において申請手続をし、粗大ごみの種類によって粗大ごみシールを購入することになっております。種類によっては分解、壊して出さなければいけないのですけれども、必要となり、自分でできない場合は業者に依頼し、またこれも別途費用がかかります。そのことから、粗大ごみシール購入場所を町内の許可業者、ごみ収集していただいている町内の企業さんございますので、その2か所で購入ができる仕組み、また分解の必要のないものについてはスーパー、コンビニ、個人商店などに依頼し、購入できる仕組みのお考えはないのかお伺いしたいと思います。

（2）、衛生組合に持込みする場合のごみでカーペット、毛布などをきちんと畳み、ひもをかければ廃プラの日、廃プラの日ということでもなくとも別便に持っていくとかのごみ出しができないかお聞きします。

（3）、アパートにごみ置場の設置をしていただけるように設置条例、設置要綱のお考えがあるかお伺いします。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）の答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。粗大ごみの戸別収集に係る処理手数料町の廃掃条例に規定されており、手数料納付後に粗大ごみシールをお渡ししているのが現状となっております。分解が必要な粗大ごみについては許可業者の粗大ごみシールをお渡しして手続を取っていただく仕組みについては、公金の取扱上今後調査研究してまいりたいと思います。また、分解不要な粗大ごみの処理手数料の納入をスーパー、コンビニなどに依頼できるかについても、公金の取扱上不可能ではないものの、収集業者を申請者の住所別に指定しなければいけないといった手続上の問題も存在するため、今後調査研究してまいりたいと思います。

続きまして、質問項目2の（2）につきましてお答えいたします。カーペットなどを別便で廃プラスチックとして収集運搬するとなると収集運搬業務委託における稼働車両台数が増えることとなり、年間委託料の上昇につながってまいります。昨今の物価上昇による人件費、燃料代の高騰により収集運搬に係る年間委託料が年々上昇傾向にありますので、カーペットなどに関しては粗大ごみとして町民による直接持込みを基本としたいと考えております。

質問項目2の（3）につきましてお答えいたします。廃掃法上、町は区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集運搬を処理しなければいけないことが規定されております。現在アパートなどの集合住宅等を建設する際には、設置基準に基づいてごみ集積場の設置を指導しております。ごみ集積場の設置条例、設置要綱の制定につきましては、町の現状を考慮しての可否や近隣の状況を踏まえまして調査研究してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

- 森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

- 森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7番、畠山美幸議員の再質問からになります。どうぞ。

- 7番（畠山美幸議員） それでは、大きな2番の（1）から再質問させていただきます。

答弁をお聞きしましたところ、今後調査研究を行うということで書いてありましたが、やはり高齢者の方からのご相談が本当に多いのです。それで、戸別収集にしましても、小川衛生組合に持っていくという、その持っていくということがおひとり暮らしの高齢者の方とかだとやっぱり厳しいのですけれども、例えば戸別収集の用紙をもらうのに土日、日直さん、日曜日も来ているのですとか、ちょっと分からないのですけれども、例えば息子さんとかお嬢さんとか帰ってきているときに、平日ではなかなか開庁時間に子どもさんも来れなかつたりした場合には土日のときにそういう紙をもらえるという対応は今しているのかどうなのかお伺いしたいと思います。

- 森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

- 藤原 実環境課長 お答えいたします。

紙自体の配付というのは行っておりません。

- 森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

- 7番（畠山美幸議員） 紙というか、粗大ごみシールを、土曜とかだったらお子さんがお休みで、その荷物を見せて、これを粗大ごみにしたいのだといったときに、土曜日とかだったら来れる可能性もあるのかなと思うのだけれども、平日高齢者の方が粗大ごみを出そうと思ってもなかなか厳しいと思うのですけれども、その辺のお考えはいかがでしょうか。

- 森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

- 藤原 実環境課長 お答えいたします。

確かに議員さんおっしゃるとおり、高齢者の方で、なおかつ足がないと、そういう方は大変ご苦労されるというのは重々理解できるのですけれども、例えば今日直というお話も出ましたので、日直を例に取りますと、粗大ごみも品目によってやっぱり単価が決まっております、この粗大ごみはどれだから幾らという判断がなかなか、環境課職員でも迷うときがございます、それはどこに属するのかというのを衛生組合に問い合わせた判断したりとか、そういった場面もございますので、

それを日直職員に委ねるのがちょっと難しいと、その辺が一番課題かなと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） マニュアル化しろと言っても難しいのかもしれないのですが、例えば今見る限りだと500円ぐらいなのですが、また後日金額が変動するかもしれないとかという対応でも何とかならないのかなという。とにかく粗大ごみは粗大ごみシールを購入しないと先には進めないという、そういうデメリットがあるものだから、何か対応を考えてもらわないといけないなということで、私も土日、日直さんがいるのだったら、そういう方に委ねるのもありなのかな、マニュアルシートみたいなを作って置いて、大体こういうものが来たときにはこの値段というふうにしっかり写真と金額とというふうにしてやっていくというやり方が、それでも無理ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

議員さんのご指摘のとおり、粗大ごみの品目ごとに単価を簡素化するというのもやはり一つの有効な手法だと私どもも考えておりますので、それらも含めて今後ちょっと調査研究をさせていただいて、実際に近隣でなく県内とか、関東地域とか、そういったところでもしそのような手法が取れているところがあれば、その辺を参考にまた実現の可能性を模索していきたいと考えておりますので、その点をご理解いただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） これは嵐山町だけの問題ではなく、小川地区衛生組合の管轄全体が多分同じ取扱いになっているのかなと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

粗大ごみの戸別収集の単価は、それぞれ構成市町村によって若干違います。おおむね合っているところもあるのですが、違うところもございまして、それは収集運搬のことですので、ふだんの集積場にある収集運搬もそれぞれ各構成市町村が個別に許可業者とかと契約しているのと同じにそれぞれの市町村で若干違ってきますので、嵐山町としてその辺の単価をどういうふうにしていくかというのはまた今後の検討課題だと考えておりますので、ご理解をお願いできればと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひ簡素化、誰でもが金額の設定ができるような簡素化をぜひ目指してい

ただきたいと存じます。

(2)のほうに移りまして、衛生組合に持込みしなくてはいけないというのが、先ほどもカーペットとか毛布とか、粗大ごみもそうなのですけれども、結局カーペットとか毛布とかタオルケットとか大きなものになると、やはりこれも高齢者の方から言われたのだけれども、小川衛生組合まで持っていけないよと言われたのです。だから、これを例えば小さく切って、燃えるごみではなくて布、タオルケットというのはもともとタオルなわけだから、切って、ひもでくくって衣類として出すのか、そういうことというのは可能なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

カーテン、カーペット、その類は、民間委託に移行したときに、細かく切って出すのも今後はちょっとご遠慮いただきたいというふうに分別の変更がされてございます。ですので、折り畳んでもやはりそれは粗大ごみとして、直接持込みのお話も今出ましたけれども、戸別収集等もちょっとご考慮いただきましてその辺の対応をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) カーペットとかカーテンはいろんな、100%木綿でもないし、するから、それは重々分かるのだけれども、まずタオルケットとかは切って出すというのはいかがなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

タオルケットも切って出すことはちょっとご遠慮いただきたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 言われたのが、小川衛生組合に近い方は、この近辺の方なら近いのだけれども、それだって足があればの話であって、中間地点というか、そういうところをやっぱり造ってもらいたい。あとは、ごみ集積場に、先ほども申し上げたとおり、布の日がうちのほうの地域は火曜日になっているのですけれども、段ボール、布、あと資源プラスチックがうちは火曜日になっているのですけれども、そのときに、あれはどこが来ているのだろう、布の業者さん、また段ボールの業者さんって別々にトラックが来るではないですか。さっきお願いしたときは廃プラの日になんて私も言ったものだから、そうすると別途トラック出さなくてはいけないとか、燃料費が云々とかってなってしまうのですけれども、例えば布でありながら種別が布製品として扱えるものと、

布でありながらカーテンとかカーペットは違うものなのだ、畳んで、きちんとひもで縛って、トラックの前のほうにはカーテン類を並べて、後ろのほうには本来の布製品を入れてというふうに積み方を変えてやるとかというやり方で何とか出すという方法はいかがなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

今現在この資源物の収集業者もワンマンで、配車も本当に必要最小限でやっていただいて、それで何とか委託業務費も抑えているというのが実情でございます、ここのところで業者のほうからも人件費及び燃料費の高騰でかなり厳しいというお声もいただいているところでございます。ですので、同じ荷台の中でまた区分けとなりますと、またその分手間暇かかって、配車の問題とか人の配置の問題とか、いろいろ増加要因になってございますので、今の体制をなるべく維持しながら、費用のほうも最小限で抑えて何とかやらせていただければと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そのトラックの件は理解せざるを得ないのですけれども、先ほどの中間地点っていってもなかなか、やっぱり本来はごみですから、それをストックしておくところを、今見る限りどこに置けるのだろうかと思うと、なかなか場所が選定が難しいなというのがあるのですけれども、中間地点という、南部と北部、中部という形で一時預かりできるようなスペースを造るという考え方はいかがなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

中間地点を設けるのも、やはり場所の選定の問題と、あとそれに伴う手間暇の増加で委託料のほうはどうしても上昇傾向になってしまうと、そういった面もございますので、その辺はまた構成5町村と、あとほかの埼玉県内の広域組合、それぞれの市町村のどのように運用しているかということも今後調査研究の対象としてさせていただければと考えております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 1番、2番で一緒になると思うのですけれども、サステナビリティと今言われていますけれども、そういう観点から粗大ごみをごみとしないで回していくという考え方です。リユース、そういう中で今自治体で、ジモティーというアプリがあるのですけれども、地元の大きなもの、メルカリとかラクマとか、いろんな物品を自分で販売するサイトもあるのですが、大きな物ってやはり運搬費もかかるし、中古品だから、そんなに安く出せないではないですか、運搬費がかかってしまうから。しかしながら、このジモティーというものに限っては地元で、自分が

不必要になった。でも、それが欲しいという方がいた場合のアプリ、課長も御存じだと思うのですけれども、それが自治体で協定を結んでやるという手法があるのですけれども、それは何かお考えがあるかお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

ジモティーさんは、ネット上で登録、住所とか氏名とか、その辺の登録をなされた後、出品をして、それでまた譲りたい人、もらいたい人がチャットでやり取りすると、そのような仕組みとお見受けしております。その辺のやり取りをできる方たちというのが、どうしてもそういうのができる世代というのを考えますと、ネット、今議員さんもおっしゃったように、それぞれヤフオクとか、あとはメルカリとか、あとは実店舗でいうとハードオフとかセカンドストリートとか、いろいろそういった中古品を扱う業者さんもあって、そちらのほうもかなり利用率が高いとお見受けしておりますので、そちらのほうをご利用いただける、ジモティーとかをご利用いただける世代の利用率と、あと役場がジモティーと協定をする、その行政効果は、どちらが高いかということも含めまして今後の検討課題とさせていただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 先ほどもお話ししているように、高齢者の方が困っているという話で、高齢者の方がこういうサイトを使えるかということ、そういう方もいますけれども、なかなか厳しい方もいると思うのです。だから、週末とか、お子さんが帰ってきたときに息子さんや娘さんに、こういうものが邪魔だから、誰か欲しい人いるかなとかいったときに、お子さんたちができるような形で、広報紙にジモティーというものがあるのだということでもまず広報を周知してもらおうということ、あとは自治体と連携内容についてとここに書いてあるのですけれども、自治体と連携し、3つの取組を行うことでリユースによるごみ減量を目指しておりますということで、住民が不要となった再利用可能なものを気軽に持ち込める場を設け、回収品をジモティーに出品します。ジモティーを通して必要とする近隣住民に譲渡できるスキームを自治体と共同で構築していますということで、ジモティーさんはそういうことを協定結んでやりますよと言ってくれているので、ぜひ前向きにこの取組考えてもらいたいのですけれども、町長、いかがでしょうか。まず、では課長、どうぞ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

ジモティーさん、私も拝見しておるのですけれども、リユースの啓発活動が、ほかと協定を結んでいるところの実態を見ましてもリユースの啓発活動が主になっているということでございませ

て、その辺町がジモティーさんとの協定を結んで、それでリユースの活動が向上すると、そのような行政効果がどのくらいあるか。私もちょっと調べましたら、埼玉県内ですと4市1町、あと2組合ですか、全部で7自治体が今のところ結んでいるということでございますので、その辺の他の自治体がどのような成果を上げているかというのもよくよく調査研究させていただきまして今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 続けて、佐久間町長。

○佐久間孝光町長 答えさせていただきます。

今回畠山議員のほうから、こういった状況なのだと、これは本当話を聞いていると全くそのとおりだろうかと、こういった方たちは本当に困っている、やりたくてもできないというような状況が実際に存在すると思いますので、ただ議員さんもお指摘のとおり、このごみの問題というのはやはり小川地区衛生組合の方でやっていますので、そちらのほうに事務関係も通してちょっと調査研究をしていただくように提案をしていきたいと思います。これは嵐山町だけの問題ではないと思いますので、組合全体で考えていって、それで少しでも利用者の方々が安心してそういった処理ができるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

（3）に移ります。アパートにごみ置場の設置をとということで、前回6月議会でも質問させていただいたわけですが、そのときに一応写真を撮って、そのアパートのオーナー様に状況を見てもらいたいということで提案させていただいたわけですが、その後町としてはどのような動きをしていただき、どのような回答をいただいているのかお伺ひしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 答えいたします。

相談があったところに関して、その後写真を撮るところまでは、申し訳ございませんが、やっておりますけれども、直接その管理をしている管理会社の担当者と何回もやり取りをして、管理会社のほうはオーナーの許可が得られないとなかなかそっこのほうが踏み出せない、ごみの散乱するものに対して私どもは具体的に、例えば強固なものでなくてもいいので、ダストボックスみたいなのを設けて散乱の防止対策をやったらどうですかとか、具体的に品目なんかも挙げて交渉はしているのですが、なかなか腰が重いところもございまして、それをすぐに対策を取ってくれるところもありますし、取ってくれないところもある。取ってくれないところに、ではどうすればいいのかというのをまた今後、答弁でも書かせていただいていますけれども、設置基準の中

でそれを設置してもらえるように、設置してもらおう確率が高くなるようにするにはどういうふうな誘導策があるか、その辺も今後考えて実行に移していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） そこで、前回もお話が途中まで、提案までで終わってしまったのですが、要綱ですとか条例とか、そういうものでオーナーさんにも理解していただけるようにということ言っていたわけなのですが、今回はまた再度質問で条例や設置要綱をつくってはいかがですかという質問をさせていただいたわけなのですが、嵐山町においては嵐山町ごみ集積場の設置基準というものを昨日課長に頂いたわけなのですが、これは例規集には要綱とか条例しか載っていないので、例規集には基準は載っていないので、こういうものがあつたのですねということで昨日頂いたわけですが、こちらを見ると附則のところは2番目で、改定後の基準は令和5年6月14日から適用し、同日前の集積場は従前の基準によるということ、6月14日に適用しと書いてあるのですが、これどの部分を直されたというか、この基準の内容をどこを見直ししたのか教えていただきたいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

この設置基準の2のごみ集積場の形状及び構造というところで、散乱、飛散防止対策としてダストボックスを設置することを基本とするというところを主に変えさせていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ありがとうございます。基準だとやっぱりゆるゆるなので、この近隣で条例とか、私もサイトでいろいろ調べたのですが、埼玉県内で条例つくっているところがなかったりして、やっぱり条例というのは大変なのかなと思ったのですが、課長のほうで何か条例つくっているところとか要綱をつくっているところとか御存じでしたら教えてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

まず、条例に関しては、私も自分でいろいろ探してみたのですが、残念ながら見受けることができませんでした。次に、県の主にごみ集積場の分野を担当する課に確認を取ったのですが、やはり県のほうでも把握をしていないと、そのような回答をいただいております。次に、要綱、基準を嵐山町を中心に近隣市町村のを調べましたら、要綱が2つ、あとは基準、全てあと基準を設けて運用していると、そのような状況でございました。

その要綱の中身もちよっと見たのですけれども、やはり私どもがつくっている設置基準とあまり差がないような状況でございました。ですので、業者のほうに強制力を持ってさせるというのがなかなか現実的ではないのかなというのが印象でございます。ですので、例えば集合住宅とかの場合は、あとは何戸かまとめて建てられるように、開発の関係が新しく集積場を造るときのとっかかりになると思いますので、その開発等が出た時点で早めはこちらのほうから、開発業者とか、事業主であれば事業主のほうにこちらから声がけをして、こういったことで近隣との融和もございまして、しっかりとした集積場をぜひ設置していただきたいと、そういうお話もさせていただきたいと思っておりますので、今のところこの設置基準を開始してからまだ開発の事例とかございませぬので、そこには至ってございませぬけれども、今後そのように事業主、建設業者には周知を図って指導していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 共同住宅と今お話がありましたけれども、アパートとか、そういうところのごみステーションの設置についてと、これは要綱でも条例でも何もないのですけれども、江別市さんで設置についてということが書いてありまして、4戸以上の共同住宅（ワンルーム形式及び事務所、店舗等を併用するものを含む）に適用されますということで、ここはごみステーションの大きさまで、ごみステーションの設置ということで、ごみステーションの機材、容積は1住戸につき4人世帯でおおむね120リットル（0.12立方メートル）以上、単身世帯でおおむね90リットル（0.09立方メートル）以上が目安となります。ごみステーション以外の用途とは共用できません。形態、構造については、ごみの飛散防止、防臭、衛生等に配慮されたものにしてください。ボックス型が望ましいというふうにちゃんと細かく書いてありまして、アパートに住もうという方は、空き家をなくすためにはこのごみステーションにボックス型のごみ箱があるかないかで何か居住率が変わるといようなことも書いてありましたので、基準で先ほど6月14日にああいうふう基準も変えていただいているところもございまして、今後それを見ていただいて、業者の方には積極的に、やっぱり居住率もよくなりますよというお話をしながら進めていっていただきたいと思っておりますけれども、何かございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、今現在江別市さんはそういうふう細かく決めていると、町のほうではまだ図面等の様式までは設定しておりませぬので、その辺も含めて業者さんには標準例、推奨例としてこういうのをやってくださいというふうに進めていくということも考えていきたいとも感じております。議員さんおっしゃるような、入居継続率とか、そのこのアパートを選ぶ率とかの、特に

今ごみステーションがきちっとしていると女性のそういった継続率、入居率もかなり高くなって、女性もまず部屋の間取りよりもそこを重視するというお話も私聞いておりますので、そういった話も交えながら、ぜひとも業者さんには近隣の生活環境が悪化しないように、保全されるように、快適で暮らせるように地元との融和も図れるような形でお願いしたいと、そのような話をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） それでは次に、3番目に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 公有地の活用について。町の公有地を駐車場などに利用しているところや売りに出しているところがありますか。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目3についてお答えいたします。

町有財産の活用につきましては、現在土地18件、建物1件、計19件の貸付けを行っており、年間579万円の貸付収入が見込まれているものでございます。また、未利用の町有財産の売払いにつきましては、現在売りに出ている物件はございませんが、払下げの申出等があった場合は売却可能なものにつきましては売払いを行っております。昨年度におきましては、3件の売払いを行い、395万円の売払い収入がございました。町としましては、引き続き町有財産を有効に活用し、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） それでは、再質問させていただきます。

今の答弁の中に土地18件、建物1件、計19件で579万円、年間で収入があるというお話がございましたが、この土地の利用方法ですとか、大体どこら辺なのか、あと建物、この1件についてお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、土地、建物の主なもの、使い道についてご説明させていただきます。

まず、官公庁に対して、埼玉県に対してでございます。川島地区にあります県営住宅小梅団地敷地、37万8,196円でございます。続きまして、埼玉県小川警察署長様へ駅前交番の用地、27万9,810円、七郷駐在所敷地、11万2,349円。そのほか、株式会社NTTドコモ、携帯基地局でございます。場所

は、花見台地内でございます。20万1,600円。続きまして、株式会社アコーディアAH01、ゴルフ場用地でございます。場所は太郎丸でございますので、おおむらさきゴルフ場かと思われま。88万151円。続きまして、フジミ工研株式会社、川島地区でございます。資材置場として20万1,600円。続きまして、一般社団法人嵐山町観光協会、溪谷バーベキュー場の敷地でございます。53万円。続きまして、株式会社カントリークラブ、ゴルフ場の用地でございます。44万2,288円。主な土地につきましては以上でございます。

続きまして、建物でございます。一般社団法人嵐山町観光協会、239万円、こちらはバーベキュー場の売店及び管理棟、野外路、あずまやでございます。金額239万円でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） それと、先ほどの答弁の中にありました3件の売払いを行い、395万円収入があったということですが、この3件はどちらだったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 昨年度の売払いでございますが、3件ございました。まず、デーバー加工サービス株式会社、鎌形地区でございます。事業用地拡張のためということで、74万2,500円。続きまして、嵐山カントリー倶楽部、鎌形地内でございます。ゴルフ場拡張に伴う払下げでございます。312万3,259円。最後に、個人の方、千手堂地区の個人の方です。隣接地のため10平米ございました。8万4,600円。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） いろいろとお貸しして収入を上げているな、あと売って収入上げているというのが理解されました。今回これ何で確認したかといいますと、川島地内に、10年ぐらい前でしたか、広報紙にも載っていたような気がするのですけれども、川島の3区画だったか2区画だったか、販売しますというのが載って、1区画は売れたらしいのですが、まだもう一区画は残っている状態だということを知りまして、あそこ住宅地でもあるので、何で駐車場とかにしないのかなというのがまず1つと、あと売れ残っているのなら、継続的に広告に出すなり広報紙に出すなりして販売すればいいのになと素人考えは思うわけですが、あそこはそのままの理由は何なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議員さんおっしゃるとおり3区でございました。場所は明星食品の職員駐車場の隣でございます。3区画あって、1区画は隣の人が買ってくれたということで、あと2区画が今

も更地に残っておる状況でございます。今現在売りに出ておりませんが、売りに出たときに買い手がいなかったままで、今もそのままの状態なのですが、今後についてということだと思っておりますが、まず今この土地、嵐山町役場で持っているすぐに家が建てられるというところ、ここぐらいしか基本的にはないのです。欲しいという人がいれば、売るのは可能かと思えます。持っているというのは、公共施設を町が買うときに代替地を求めの方等もいますので、多少は持っていてもいいのかな。ただし、すぐに建物ができるところですから、欲しいという方がいたら適正な価格で販売していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今回ホームページの中から固定資産台帳というものを確認させていただいたのです。そこを見れば大体の公有地というか、公共のものの財産が分かるということで。けれども、あれを見ても、学校とかの小学校とか中学校とかという名前とか、先ほど七郷駐在所だとか、そういうものも載っていましたが、それで幾らもうけているというのはあそこには書いていなかったような気がするのですけれども、とにかくエクセルで本当にちっちゃくて見にくかったし、確認のしようがなく、今回こういうふうに質問させていただいて確認しておこうと思っていたわけなのですが、先ほど町有地、以前3筆あった。2筆が今残っていて、欲しい人がいれば売るのは可能なのだと。代替地というのは、西口ロータリーを造るときに代替地持っていなくてはいけなかったらと思うのですが、今あそこもほぼ終結に向かっていくわけですから、あそこを売っているのかどうかというのも全然、そのときは売りに出していたけれども、何年もたっていて、売っている土地なのか何の土地なのか、普通の人には分からないと思うので、今ここ販売していますよという、代替地の心配があったということだけでも、もうないのではないかなと思うので、ぜひまた広告を出してみたらどうなのかなと思うのです。

あそこの管理は、まちづくり整備課が草刈りをやっているのではないのですか。あそこの除草作業はどこが担当しているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 まず、川島地区、先ほどの土地でよろしいでしょうか。先ほどの土地については、普通財産ですから、総務課のほうで除草作業は行っております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 除草作業も今年なんか、うちだって、狭い土地だけでも、何回もやらないと草ぼうぼうになってしまうような状態なので、手間をかけるのなら、売りに出して、今川島もどんどん家が建って、買い求めている方がいらっしゃるから、今がチャンスではないかなと思うのです。今売れるときに売ってしまったほうがいいかなと思うのですけれども、それとか駐車場にす

るとか、そういうお考えはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 まず、先ほど総務課で除草作業を行っていますと私答えたのですが、普通財産ですので総務課で管理はしているのですけれども、除草作業につきましては隣の方が善意でやっていただいて、町で総務課で管理しているところを土地を見に行ったときはいつもきれいになっている状態で、そこについてはほとんど除草作業は行っていない状況です。近くの人が善意で行ってもらっています。

その土地について売ったり貸したりしてはどうですかということですが、先ほど申しましたように、相手方からぜひ購入したいとか駐車場用地で借りたいというお話があったときは貸すなり売るなりをしたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ですから、あそこが公有地で販売しているのかどうかというのが確認、一々役場にあそこは誰の土地ですかと聞きに行くような形になってしまうから、ここは公有地ですか、何かやっておいてあげないと買いたい人も分からないのではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 以前平成25年度に募集をかけて、そのままということですので、もう一度町のほうはよく研究して、持っていてもお金に今なっていない状況ですから、売れるものは売りたいというふうに考えております。一応調査研究して、売る方向で検討してみたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 何で、さっきも言ったけれども、公有地のことを質問したかという、よくあの道路の草がいっぱい生えてきて、あそこ草刈りやってくださいと言うと、嵐山町もお金がなくてなかなかできませんとか、そういうことを職員に言われるぐらいなら、もうちょっと町もよく考えて、いろんなお金になるようなことを考えていってからそういうことを言ってほしいという、町民の方からこの間お叱りを受けたのです。なので、先ほども18件の土地をちゃんと活用していたりとか、建物とか、あと3件の売買があったとかというお話もありましたけれども、やはりどんどんお金にしていきながら、草刈りができるぐらいのお金を頑張っていたらいいかなと思うのですけれども、課長、どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 町で持っている土地については、有効活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 次の4番目、最後の質問に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 特定健康診査、個別がん検診等の期間について。特定健康診査とがん検診を同時期に受けるよう病院に申し出たところ、嵐山町は7月からですと言われたそうです。その後近隣を調べてみますと、比企管内は6月からできるようになっており、特定健診においては年明けまでできる市町がありました。多くの皆様に検診、健康診査をしていただけるよう期間の見直しのお考えはありますか。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 それでは、質問項目4につきましてお答えいたします。

現在は、特定健診の期間が例年6月から12月まで、個別がん検診の期間が7月から12月までとなっております。個別がん検診の始期におきましては、医療機関との調整や通知の準備の課題がございますが、早期開始を前向きに検討してまいります。また、特定健康診査は、その結果に基づき、健診後に生活習慣改善等の保健指導を行っております。個人に合わせた結果判定や相談に一定の期間を要するため、終期を設けて対応しております。

今後とも多くの方に検診を受けていただき、疾病の発病を予防する1次予防に重点を置く対策を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 答弁としましては、特定健診の期間が6月から12月までというのはあれなのですけれども、がん検診をこの方は6月に、そこがん検診をやっているところであったから、同日やっ飛ばさおうと思ったところが嵐山町だけ7月からでないのがん検診できませんよということと言われてがっかりしたということで、また別の日に行くようになったということ伺ったものですから、それはどうなっているのだろうということで今回質問させていただいたら、課長のほうからの答弁は前向きに期間を直していくということですから、ぜひ6月からできるように、特定健診と併せて、休みを取らなくて済むようにできたらいいと思いますので、お願いしたいと思うのです。

それで、先ほど特定健診は保健指導があるから、12月で切って、3か月ないし6か月ぐらいかな、今嵐山町って保健指導は何か月ぐらいやっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 保健指導につきましては、健診が終わって1、2か月ぐらいますと結果が出ますので、その後やらせていただいています、3月末まで実施しております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） この近隣で言いますと鳩山町がなぜだか3月末まで特定健診やっているのです。それで、私も鳩山の議員に、何でこんな3月まで、うちの嵐山町は保健指導があるから、それも見込んで年度内にできるようにということをやっているのだけれども、何でそちらは3月までできるのと確認しましたら、まずはインフルエンザの予防接種が10月1日から始まるらしく、個別健診の時間があまり取れないので、延長してもらっているというようなことと、あとコロナで健診を受ける人が激減したため、少しでも健康のために健診してもらおうということで機会を延ばしたのだという、そういう答弁が返ってきたのです、今嵐山町においては、コロナ禍は本当に健診率が下がっていたと思うのですが、今はどうなのでしょう。今と違ってまだ始まったばかりだから分からないのですけれども、4年度はどうだったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

令和4年度につきましてはまだ集計中ですので答えが出せないのですけれども、令和3年度については特定健診の受診率は40.2%で、がん検診についてはがん検診の種類によってそれぞれ違うのですけれども、よろしいですか。令和3年度のがん検診の受診率については、胃がんが4.8%、肺がんが5.4%、大腸がんが4.5%、子宮頸がんが11.4%、乳がんが5.5%になります。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） すみません、細かく言っていただいております。特定健診につきましては、ほかの市町村、私も全部確認したのですよ、ネットを見て。そしたら、大体12月25日まで、東松山市が1月31日かまでになっていたかな。そんな程度だったので、もしも若干でも延ばせれば延ばしていただきたいかなとは思っています。健診率を上げるためにも。

あと、がん検診につきましては、先ほど来言っておりますように1か月前に前倒ししていただければ多少なりとも一緒に受けていただける方もいると思うので、よろしいかなと思いますので、どうぞ前向きにいろいろ検討していただければと思いますので、私の質問は以上で終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時22分

再 開 午後 2時40分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号3番、議席番号8番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の農地の活性化についてからです。どうぞ。

○8番(長島邦夫議員) 議長から指名されました長島邦夫です。一般質問を行います。

今回は、大項目で3問です。通告書によりまして通告どおりに質問しますので、答弁のほどよろしくお願いいたします。

最初に、農地の活性化についてということをお願いいたします。土地改良等で整備された圃場であっても個人経営では収入が見込めず、維持管理が主になっている。対策として耕作依頼を試みるが、農地の貸し借りは多難でございます。耕作放棄地寸前である。現状農業経営は企業経営、営農集団、認定農業者の大規模経営でなければ成り立たないが、営農集団、認定農業者であっても担い手の問題はついて回っております。結果として農業離れ、耕作放棄地が増える原因となっている。農業は人間の生命線であり、若手就農者には農業の魅力を熱く語る方もいます。今後の農業対策から下記を伺います。

1点目として、町で耕作する営農法人数、認定農業者数、その方が耕作する全体の割合、耕作面積、作付の品種等の現状を伺います。

2番目として、農業公社設立の考えを伺います。

3番目として、観光協会の観光農業の取組について伺います。

4番目として、中間管理機構、農地バンクの現状、推進について伺います。

以上4点です。よろしく。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)、(4)について。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、順次答弁いたします。

最初に、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。町で耕作する営農法人は町内1経営体、町外2経営体で、認定農業者数は34経営体であります。その経営体の耕作する全体割合と耕地面積でございますが、ご質問の範囲での数字については把握しておりません。しかしながら、議員ご質問の範囲に近いものとして人・農地プランにおける認定農業者数を含む担い手の現況についてデータがございますので、説明させていただきます。まず、全体の面積でございますが、372.5へ

クタールです。このうち239ヘクタールが担い手による耕作面積で、割合といたしましては64.1%となっております。次に、作付品種等でございますが、水田では米、麦、大豆、畑では露地野菜、施設野菜となっており、特に北部地域の施設野菜についてはハウレンソウの周年栽培を行う経営体が増えており、町の特徴となっております。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。農地を守る、農業経営を支援する、担い手育成といった基本的な考えを強化、推進する上で町独自の農業公社を設立することは大変魅力的なものでありますが、現在のところ設立の考えはございません。

最後に、質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。町内の機構を通じた農地バンクによる農地の貸付状況につきましては、農事組合法人が約25.6ヘクタール、157筆、一般社団法人が5.8ヘクタール、36筆、個人が2.2ヘクタール、16筆となっております。このほか農業経営強化促進事業による利用権設定が225ヘクタールございますので、農地バンクでの割合は全体の約13%でございます。今後におきましては、多くの農地が農地バンクにより貸付けができるよう、中間管理機構と連携しながら農地集積を推進してまいりたいと考えます。

なお、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の改正によって、これまでの農地の利用、集約化を継続的に進めるための人・農地プランが地域計画と名称を変えて法定化されました。この法定化により、町では町基本構想を改正し、令和6年度末に町農業の将来の在り方、中心経営体の農地利用目標図等が盛り込まれた地域計画を策定する予定となっております。地域計画策定以降の農地の貸し借りにつきましては、農地バンクでの利用権設定が軸となりますので、現在農業経営強化促進事業による利用権設定を行っている方々に周知徹底を図り、継続に当たっては機構を通じて農地バンクでの利用権設定の推進を図ってまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(3)について。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、質問項目の1の(3)につきましてお答えいたします。

観光協会が行っている観光農業といたしましては、千年の苑におけるラベンダー事業が主な取組となりますが、観光農業に対する支援といたしましては、来客数の増加を図るため、観光いちご農園や観光ブルーベリー園についての情報をホームページに掲載しているほか、観光いもほりにつきましてはマップの掲載について準備を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) 詳しく説明していただいております。大卒の質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

町の基本計画の中の4章の基本施策の中の産業の部分の農林のところに関して聞きますけれど

も、基本的な方針として、町は土地改良区内の農地は水田を中心に農地の担い手の集約を進めるとともに、畑については企業参入も視野に入れて集積を進めていきますと書かれているのです。

それで、2番目に入りますが、1番目については現状を聞きましたので、それで結構です。公社というのは、今まで私はいわゆる営農法人の活性化だとか等々を問うてきたのですが、なかなかこれに関しては難しいという答弁をいただけてきました。最近近隣を見渡すと、東松山等では公社設立しているのです。ほかにもあるのかなというふうに探してみたのですが、よく分かりません。東松山以外で近隣でどこかございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

私がちょっと調べた限りで、加須に生産法人格を持ったかぞ農業公社というのがないと認識しております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私がいつもしている認定農業者だとか営農法人というのは、ほとんどが企業体で民間で進めていく部分が多いですから、どうしてもやってほしいと言っても、自立的に自分たちでやるという考えがないと、拡大していきたい、設立していききたいというふうに思わないとなかなか難しい部分があると思うのです。公社の場合は、町、市が基本的な農業政策を持って、これ以上耕作放棄地が広がらないように、とどめるように進めていく考え方があるわけです。町の中には、今のところはよいプランだというふうには書かれておりますが、今のところの考え方はないということですが、営農法人とかの法人でそこに設立をして、担い手もそこで社員の要素を持った担い手がいて進めていかないと、なかなかこれから難しいと思うのです。企業をここにも町の方針として集積をするというふうなことがあったというのは、集積してもやる人がいないというふうなことになってしまうのです。耕作放棄地は広がっていく、その中で対策としては私は公社以外に考えられなくなってきたのですが、いい方法だというふうなことに課長は述べていますが、町で何でそこに入っていけないのか、デメリットとか、何かあったら教えていただきたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

町主導で進めていく、一方的に進めていくというのは、先々のことを考えてあまり好ましくないと思います。答弁の中でも、今後人・農地プランの代わりに地域計画というものを作ってまいりまして、その中でどこの部分を誰がやるという具体的な集積を話し合っって目標地図を作ってまいりま

す。その地域計画をつくる期限が令和6年の3月31日までとなっております。それまでに目標地図を作ります。したがって、それまでに話し合いを持ちます。その中で当然各経営体同士の話し合いも出てきておりまして、またそれを待たずに日々機会を設けて、いろんな認定農業者と話をする機会でも今の各認定農業者、特に水稻をやっている農家はもう手いっぱいということでございます。営農法人についても手いっぱいということでございます。そういった話も出てきまして、これからどういふ公社のようなものが必要なのか、また法人のほうに個人が吸収されるのか、そういった具体的な話も出てくると思いますので、そういった話し合いの中で慎重に農業公社のことも議題として話し合いの中に含めてまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 営農法人であっても、担い手で非常に苦労しているという話を聞きます。まして認定農業者なんかは本当家族形態ですから、家族で1人欠けてしまったら、またそういうふうな状況をするとならばその耕作が耕作放棄地になっちゃうのです。そこには必ず、これからの方針とするとこれ以上耕作放棄地が広がらないようにするには、やっぱり公的なものがそこにどかんと構えていて、いざ何があったとしても町の中、そしてそういう人たちと一緒に考えられる構図がないと、今のところだと自分たちが、今の認定農業者においても、または今言った法人であっても、自分たちの経営が第一ですから、耕作放棄地どうこうと言ったけれども、耕作放棄地なんかあったら困るから、俺たち一生懸命やっているのだというふうなことには、基本的な考えはそうですけども、やっぱりマネジメント、いつでもお金が絡むわけですから、採算が合わなかったらやめていきますよ。そのときにいざとなってブロックになるのは町だというふうに思うのですけれども、町長、その私の考え方についてちょっと考え方をお聞きしたいと思うのですが、どうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今嵐山町の農業を考えると、嵐丸塾というのを中心に新規就農者、特に若い方たちが本当に今元気でやり始めているのです。そこを卒業した方も今ハウレンソウ栽培だとか、そういうことでも頑張っていますし、また女性もそういう中において、ほかの嵐山町以外のところから嵐山町に引越してきて、そこで家まで建てて、農地まで買って、あるいはこっちの若者は何百万という機械を今度購入をして、そしてさらに広げていこうと、これ今個々の人たちが本当に燃えて、いい方向性になっている。そしてまた、営農さんに関しても、昨年度から、一昨年ですか、ドローンによる、種からまいて、それで米作りを始めた。これも本当に大成功、今まで1か月以上の時間かかったのをたった25分か40分でやってしまった。そういう革命的なことが起こって、今それぞれが本当いい方向性にきているのですよね。

それで、例えば今長島議員が言うように法人格をきちんとして、それで受け皿をとという考え方も、それはあるかもしれませんが。例えば大きな企業なんかが新たな会社を設立するときにはマーケティングから何かいろんな調査をやって、これならいけるだろうとぱっと最初からやる。しかし、この辺の自営業者の法人の仕方というのは、まず個人で稼ぎまくって大体1,000万以上の収入を取るようになったら、では会社を設立してください、そのほうが運営面においてもプラスが大きいですというような形の中で進んでいく。

まさに農業というのは個人経営者の集まりみたいなものですから、だから、私は今課長が言ったように、この考え方自体を否定するものではありませんけれども、今頑張っている若い人たちがもう一步大きな形で展開をしていくには、やはり法人化して公社をつくって、そしてお互い協力をする中で進めていったほうがいいだろうという声が彼らのほうからきたときには嵐山町としてもしっかりと応援をしていくという方向性になるかなど。会社をつくって、それで町の方でこういう器をつくりましたから、どうぞ来てください。これは、逆に彼らの今のエネルギーをそぐ可能性が今の段階としてはあるかなというふうに私は感じています。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 新しい方が、農業に燃える方がいろんな農業のマネジメントの中から有機農業を選んだり、拡大的なものを選んだり、いろいろな方法があると思いますけれども、その方の考え方によって大きく自分の考え以外に話が進んでいく場合もありますよね。

今国では、資料としてあるのですけれども、非常に有機農業を進めています。質問ではないので、ちょっとデータだけお話ししたいと思いますけれども、一応有機農業の今現在が0.6%ですよ、農地に対して。それを国は25%まで持っていきたいのだと、それで20年後には6倍にしたいと、それは今個人的な小さな方が有機農業を目指すのには非常にはまっていると思います。それで、この市場もどんどん広がっていくということになると、それを買っていただく方も非常に多くなっていくというふうな状況ですから、有機農業については先が明るいなと逆に思うのですけれども、やっぱり限られた、そんなに多くないですよ。だから、そちらの部分についても町としては重点的に大きな力を注いでいていただきたいなというふうに思うのですが、耕作放棄地は桁が外れてどんどん増えていく。町でも今度、そこの下の1階のエレベーターのところに国のポスターです。「相続した不要な土地、国が引き取ります」と、令和5年の4月27日からということでございます。これから増えてくると思います。

自分では手がつけれないのですよ。今まで代々やってきたところであっても、その一部についてはこの部分だけはやろうかというふうになるところが多いと思いますけれども、やはりほんの2割だとか3割ですよ、相続した。それ以外の方は、うちなんかもそうですけれども、認定農業者の方に預かっていただいているのです。その方がもし不要になったら、全部私のところに返ってくる

のです。返ってきたら、それを自分で相続した土地ですから、こういうふうなものについても考えなくてはならない。さりとてほかに受けてくれる方はいませんから、結局そのあれがうまくいかなければ、国としてもそれを受け取っても何か手当てをしなければ、これから耕作放棄地、耕作地がなくなってしまうということなのです。

だから、これに関しては、国のお金であろうと町のお金であろうと入れて、町の中でマネジメントする。県を含めた、国を含めたマネジメントをしていくというふうな考え方がないと、どんどん悪い方向に進んでいってしまうというふうに思うのですが、課長、こういうような、そんなのなってみないと分からないよというようなことになるかもしれませんけれども、こういう現状があと何年かできると言われているのですよね、10年もすれば。だから、その前にある程度町の中で段階的に、公社等公的なもの、お金が入ったところを考えていかないとまずいかな。公社を一遍につくれと言ってもそれは難しいでしょうけれども、やっぱり町のお金も入れていくというふうな考え方がないと耕地は守っていけないというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今後の課題は議員おっしゃるとおりでございます。特に、畑の施設野菜や露地野菜の農家さんは、町長も答弁のとおり若い方が何人も新規就農しております。しかしながら、水稻に関してが本当にこの先々が不安でありまして、営農法人をドローン等でスマート農業で強化するなどの取組を今までやってきましたが、個々の認定農業者に聞きますと、私が把握している中で、それでも若い後継者がお二人いらっしゃいます。その方をうまく認定農業者のほうに移行して規模拡大の応援をしていきたいと考えております。また、ほかにもそういった人材を発掘ということに全力で努めてまいりたいと思います。公社につきましては、理想でございますので、話し合いの中で提案してまいりたいとも思っております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 認定農業者の方が34名いらっしゃって、私の知り合いのところでも後継者がいるところもあります。いないところもあります。いないところについてはどうなっていくのか、本当に自分ごとも含めて心配ですけれども、34の中のうちのほんの何名しかいないということになると、営農法人というか、または企業参入をどのようにやっていくのか、農業で個々で稼ぐときは収入もあるのですよ、うまくいってれば。ところが、それは自分の身を粉にして働いた場合のあれであって、一定のところ企業さんと同じようにしてお勤めして、ある程度の収入があるようなシステムをつくっていかないと、これは経営というか、経営そのものではなくて農地の維持管理ができなくなるということでご理解をいただきたいなというふうに思うのです。その考え方が

ないと先へ進んでいけませんから、だから課長いわく非常に公社というのは魅力的なものであるけれども、今のところは進めないということでございますので、町の考えの中としてぜひ積極的に真剣にこの部分は考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、中間管理の4番については……

- 森 一人議長 長島議員、(3)の再質問はありますか。
- 8番(長島邦夫議員) 再質問はありますけれども、これは終わってから3番だけお願ひしたいなと思うのですけれども。
- 森 一人議長 通告どおり。
- 8番(長島邦夫議員) 通告どおりですか。
- 森 一人議長 はい。
- 8番(長島邦夫議員) では、3番を先に。

◎発言の訂正

- 森 一人議長 それでは先に、今、中村農政課長から答弁の訂正の申出がありましたので、この際、これを許可いたしたいと思ひます。

中村農政課長。

- 中村 寧農政課長 お時間頂きます。先ほどの答弁の中で誤りがありましたので、訂正させていただきます。

地域計画を定める年度につきまして、正確には地域計画は6年度末でございますので、令和7年の3月31日までとなっております。おわび申し上げて訂正いたします。

-
- 森 一人議長 それでは、第8番、長島邦夫議員。
 - 8番(長島邦夫議員) では、3番の質問をしていきます。現状は、私もある程度把握しているつもりでございます。今後については観光農業をさらに拡大していくという考え方は、現状が主で、これ以上さらに観光協会のほうとして観光農業を進めていく、拡大していくという考え方はあるのでしょうか。
 - 森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

- 小輪瀬一哉企業支援課長 答えいたします。

最初の答弁で申しましたが、今現在観光協会のほうで行っている観光農業の主な取組につきましては千年の苑におけるラベンダー事業というところでございます。ラベンダー事業を圃場をさらに拡大して行うという考えにつきましては、今のところございません。千年の苑以外の場所におきましても、今のところは拡大をしていくと、違う何か内容を実施していくというところも現状では考

えておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 土地を持っていなければ観光協会の中の事業としてはできないわけでしょうから、当然かなというふうに思うのですけれども、千年の苑は現在、今日いろいろ話出ていましたが、ラベンダーを主体として中間管理のほうからお借りをして10年の中でスパンで進めているわけでございます。その中において、ラベンダーのほかのいろいろな草花等もこれから増やしていくふうな計画も私の答弁の中ではなくてお聞きもしています。ラベンダーは観光作物ですけれども、ほかに今ポピーとセンニチソウですか、は植栽を試みているということですが、これから、今あそこの千年の苑10ヘクタールあるわけですけれども、農林61号の作物も作っているわけですけれども、そこのところを含めて何か、どのような考え方があるのか、この先をお聞きしたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 そのほかの草花の取組ということなのですけれども、今年度センニチコウは新たな取組として始めました。また、検討の段階ではカモミールの検討も今年度進めたところではあるのですけれども、まずはセンニチコウということで実施をしております。また、これからいろいろな県のアドバイス等を受けながら、ほかの草花につきましても検討は進めてまいりたいと、観光協会と連携をしてです。そう考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 今農林61号のところを含めたこともお聞きしたのですけれども、あそこのところもこれからずっと同じように維持していく考え方ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 現在農林61号が植えられているエリアについても、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ごめんなさい、同じ作物、農林61号を継続してやっていくということですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 農林61号を主体といたしまして、そのほかの草花等につきましても可能

であれば検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 今年ラベンダーは6ヘクタールでよかったのでしたっけ、4ヘクタールでしたっけ。去年4だとかといたのが今年6に増えたのだなと思ったりなんかもしたのですが、その6ヘクタールを維持したほかに観光作物をいろんなものを考えているということによろしいのでしょうか。基本的にはラベンダーの6ヘクタール、そのところもちょっと確認したいなと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 今年のラベンダーまつり、ラベンダーの植栽につきましては6.5ヘクタール、2万2,000株ということご案内をしていたかと思えます。このラベンダーの植栽のエリアにつきましても、これから祭りの実施方法等も検討を加えながら、その在り方につきましてはよく観光協会と協議を進めて方向性を見いだしていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 3.5ヘクタールがほかの草花の観光用に、農林61号はちょっと違うかもしれませんが、ほかのところを含めて、他のところを含めて観光草花、お客さんをそこに呼んでいく部分にして活用していくというふうなことでよろしいわけですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 農林61号につきましても、うどんを作ったり、ラベンダー園にお越しになったお客様にあの小麦でうどんを作っているのだよというPR等もできますし、広い意味では観光、あそこの圃場に植えられている61号につきましては観光農業の一環と解釈できるのかなというふうに思いますけれども、そういう意味では農林61号も含めましてあのエリアで引き続いて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ラベンダー園を維持していくというのは大変なことだなというふうには思うのです。でも、地元の人はずっとこれからはラベンダー園で活用していただけるというふうな気持ちを持っておるわけですね。前の答弁でも、10年たったら相互の貸し借り、借手、貸手の合意の下に継続をしていくというふうな考え方があるわけですが、この部分については農政課になってしまうのかな、これ。

○森 一人議長 いいのですよ。

○8番（長島邦夫議員） 大丈夫ですか。

○森 一人議長 はい。

○8番（長島邦夫議員） 観光協会のほうで継続的に借りていくという方針に変わりはないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 当初10年という期限をつけてお借りしている土地でございます。地方創生ということで大事業でございまして、10年たったら終わりという考えは現時点ではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 今のお話を聞いて地権者は安心したかなというふうに思いますが、ほかにこの観光協会の観光農業ということになると、イチゴ屋さんとかブルーベリーの関係はほとんど公的なものの支援は今のところは受けていないかなというふうに思うのですが、自力でやっているのだというふうに思うのですが、私のその見方はちょっと違うでしょうか。町のほうでも十分こういう部分は支援しているのだよというところがあったら、教えていただきたいと思えますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

こちらの観光農業に関しての観光いちご園と観光ブルーベリー園でございますが、町の支援といたしましては、2つの団体とも農業団体ということで考えておりまして、農業者フォローアップのほうで管理機等を買う場合の2分の1の支援をさせていただいています。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 2つの団体についても両方の支援をしているということによろしいですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 管理機等の購入以外の補助は出しておりません。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それでは、これについては3番を終わりにして、4番に入っていきますが、細かく答弁をいただいたのですが、ちょっと分からない部分もあるのですけれども、農地バンク、

基本的なことをちょっと聞きたいのですけれども、どのくらいの単位からこの農地バンクの申請と
いうのはできるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 単位の部分で申しますと、面積で申しますと1筆1筆可能でございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それで、中間管理にその部分をお預けするというのではなくて、相対の相手が見つかるあれを農地バンクのほうで進めていくという考え方でよろしいのでしょうか、そこら辺は私もよく分からないのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 中間管理機構の農地バンクの利用権設定につきましては、まず地権者が農地バンクに土地を預けるという形です。預かった農地バンクのほうで借手を探すということなのですが、探すときに、町に情報収集といいますか、借手の状況について尋ねられます。その事務は町と農林公社のほうで連携するという協定書が毎年組み交わされておりますので、そういった協力体制を持って、借手のほうは農地バンクと中間管理コーディネーターという方が地域担当でおるのですが、その方と町と連携して探すということで、必ずしも農地バンクに農地をこれを借りてくれと申しまして、いろんな諸条件がございまして、それをクリアしないと借りていただけないという面もありますので、中間管理機構を使って貸手のほうも連携して探して、貸手がいるという状態でこういった利用権設定になってまいります。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） いろいろところで広報をなさっていますから、関心のある方は非常に思っているかなというふうに思うのですが、何か難しい部分もあるというふうに思うのです。それで、住民の方から、これから町のほうで推奨していくためには、そここのところの自分の持っているのがそれに相当するか、最初にお聞きしたのは、単位は幾らでもいいのですよ、ただ小さな集積された場所でないと駄目だというふうな感じを持っている人もいます。小さい単位で、これで農地バンクのほうで受けてくれるのか、そういうふうな考えを持っている方も随分いるので、やっぱりそこら辺の啓発というのをもう少しよく進めていただいたほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、ぜひよろしくお聞きたいというふうに思います。ご答弁はやっていただけますか、答弁ありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

そういった周知徹底のほうは、今後の地域計画をつくる中で様々な貸手、借手の方等とお話する機会がありますので、徹底のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） どちらにしても、この10年ぐらいで今まで代々引き継いできたものというものがなかなか難しくなっていく、自分で耕作できなくなっていくというのは現状なので、それが今言ったように相続したものを国のほうに提供するというか、何という言い方なのでしたっけね、国が引き取りますと、国が引き取りますということは、無条件でお預けしましたから、私のあれから外れるというふうなことになるのかなというふうな感じに思うので、やっぱりそういう方があまり増えないように、何とかその後対応ができるように町のほうでも考えていただきたいなというふうには思います。

次行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 2番目として森林環境譲与税の活用についてということで質問しました。今年の3月定例会でも質問をしているのですが、いよいよ来年から個人1人当たり1,000円の課税がされるということでございます。町への影響について下記を伺います。

1番目として、町への交付金の予想額。

それと、2番目に、環境譲与税は各自治体に交付されるということでございます。緑を求める自治体、嵐山町以外ですね、との武蔵野、いわゆる嵐山町の樹林の共同の保全について、町有林の共同の運営の考え方についてお伺いをいたします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目（1）について。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目2の（1）についてお答えします。

令和6年度以降、国から譲与される額は全体で約600億円となっており、そのうち9割の540億円が市町村に、残り1割の60億円が都道府県に譲与されます。令和4年度の市町村への譲与額が440億円で、本町への譲与額が250万6,000円であったことから、配分基準が同じであると仮定すると令和6年度以降の推計される譲与額は300万円程度になります。しかしながら、配分基準の見直しを検討するとの報道もございますので、今後の税制改正の動向にも注視していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（2）について。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。

森林環境譲与税の使途については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条において、市町村は森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないことが規定されております。当町において森林環境譲与税を活用した取組はございませんが、花見台地内の町有林において町とNPO団体とで森づくり協定を締結している中で、板橋区の中学校生徒が昨年度には約90名、本年度では約110名が本町に来られ、間伐、下草刈りなどの保全活動を行っていただいた経緯もございますので、今後は森林環境譲与税税を活用した自治体間連携の取組を行えるかどうかを調査研究したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) 1番については結構です。

2番の再質問に入っていきますが、メディアの報道等においても、やはり人口割というものもあるのだという話なのです。それで、こういうふうな、今1番の答弁にありましたけれども、税制の改正の動向、そんなに山林なんかはないところでも人口が多いと非常なお金が交付されると。それは活用ができないので、あるところでメディアでも聞きましたですが、基金のほうに積み立てると、お金がただ横に移動しただけで活用されないというようなことで、これから問題だというような話もしていました。

そういう中において、我が町も森林はありますけれども、人口は少ない。ですから、300万円程度なのでしょうけれども、これをもっといただければ嵐山町の森林の活用にもたくさん活用ができるのだらうと、そういうふうに思うわけですが、何せ入ってくるあがないですから、今のこの最初の質問です。ほかの自治体、多く入ってくるようなところと共同の町の保全は、こちらも提供する部分もあるし、緑を提供する、自然を提供する部分もあるでしょうし、相手からもそれを有効利用するというふうな、都会的な不安定な部分ですよね、そういう部分において、ここに私こういうふうな板橋区との提携をやっているというのは聞いていなかったものですから、知らなかったものから、いいことをやっているのだなというふうな感じはしております。こういうことを、今板橋はうちと協定を結んでいるところだから、非常にやりやすいかもしれません。だから、ほかにもそういうふうな考え方の下に進めていく、そういう考えはございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

ご質問の中で雑木林の共同保全、町有林の共同運営ということで、私のほうで近隣の市町村に、

森林環境譲与税について増える分も加味してどのような施策を持っているかという考えをちょっと聞いてまいりました。やはり議員さん最初におっしゃったように、なかなか具体的な施策が思いつかないと、ほとんど基金積立てが主になってしまっている。中には地域によって林道を多数抱えていて、そっちの修繕とか、あとは森林経営に関しての意向調査のほうを先行させていて、そっちで手いっぱいだと、そのようなところもございましたけれども、おおむねなかなか具体的な施策がまだ考えつかない、これからも予定がされていないということで、嵐山町を取り巻く環境がなかなか整っていないのかなというのが私の実感でございます。現状では、答弁書にも書かせていただきましたけれども、花見台工業団地の裏の町有林でNPO法人と協定を結ばせてもらって、そのところで中学校の生徒さんとかも交えて森林保全なんかの実学の実習というような形で、都会の生徒さんなんかにも嵐山町のよさを触れていただくと、そのような活動を当面は続けていくようになるのかなと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） この花見台の隣接した町有林というのは町とNPO団体とでもう現在やっていますよということなのですけれども、これは森林環境譲与税が絡んではいけないのですよね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

現在は、森林環境譲与税は活用はされておられません。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 私が言っているのは、そういうふうにはたくさん入ってきたところが基金に積み立てて活用方法が見つからない。うちのほうとすると、山林、町有林はかなり抱えていても、その維持管理というのが非常に大変なわけですね。だから、そういうところから、ぜひうちのこういう雑木林、町有林等も使ってエンジョイしませんか。そのときに環境譲与税の例えばその相手先が幾ら幾ら使った行政の中を使って、うちの市の子どもたち、または自然を楽しむところに使っていただきたいというような、そういうふうな協定的なものもこれからは必要になってくるのではないかというふうに思うのですが、全然そこまでは考えていらっしゃらないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたけれども、周りがやはり森林環境譲与税を生かした森林整備とか、本来の目的に沿ったそういった森林保全のほうになかなか具体的に踏み出せない、もしくは

踏み出す、取りあえずまだ予定がないということでございまして、嵐山町のほうからお声がけはできるかとは思いますが、私が直近で聞いた限りではその意思が感じられませんでした。ですので、その環境が整うまでは嵐山町として今ある嵐山町の資源を有効活用した事業を行っていくしかないのかなと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 嵐山町に入る嵐山町分としての交付税の使い方は今までと同じで構わないというふうに思うのですが、やはりよそにはそういう団体が、自治体があるわけですから、それは声を先にかけてほうが勝ちだと思うのです。それはとっくにもう決まっちゃいましたよと、そういうことにならないように、うちの町ではこういうふうなプランも持っているのですが、ぜひうちのこの環境のいいところを使いながら、板橋辺りだったら、例えば板橋の話だと車でも電車でも1時間ぐらいで済むわけですから、そういうふうなつながりもしていけばさらに板橋ともつながりが深まっていくと思うのです。ぜひご検討をしていただきたいと思うのですが、町長、いかがですか、お考えだけで構いませんから。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今の長島議員のご指摘の点、私も全く同じ視点を持っております。既にそういった形の中で水面下においては交渉もスタートしております。これから本当にそここのところが、こちらで持っているもの、それから相手の自治体を持っているもの、これ違いますから、これをうまくマッチングすることによって嵐山町にとってもすばらしいマッチング、そしてこちらにとっても補強できるということで、やっぱりそれは大切な視点だと思いますので、1か所だけではなくて、1か所がある程度のプログラムができてくると、これはただ単に1か所ではなくて、こちらもこちらもこちらも、いろんな形で展開をする可能性は十分に秘めていると思いますので、その辺のところはしっかりと検討させていただく中で進めていきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 水面下でぜひやっていただきたいと思っております。あまり離れてしまわないうちに、先には取られないうちにやっていただきたいと思っております。

それでは、一番最後の3番に入っていきたいと思っております。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） 教育環境整備についてということで質問します。未来ある子どもたちへの環境整備は、町の一大事業と想定される。近年整備されたものは体育館等であり、校舎部分につい

ては皆無に近い。住民として近隣及び自己の知り得る学びの場を見る限り、町の子どもたちは決して豊かとは言えない。町民とすると今後想定される学び場には大きな期待を持たざるを得ないが、町の財源はそれに耐えることができるだろうか。資金計画が重要であり、交付金、借入金、資産の売却、クラウドファンディング、ふるさと納税、寄附等、あらゆる資金調達が必要であるが、考えをお伺いをいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目3につきましてお答えいたします。

教育環境の整備につきましては、多額の財源が必要になることから、いかにして財源の確保を行うかは非常に重要なことだと考えております。交付金につきましては補助率、交付率がよい補助金を活用し、借入れについても交付税措置のある有利な地方債の活用を図り、町の負担の軽減を図っていきたくと考えております。また、その他の資金調達の方法としては、ご質問にもございますが、資産売却、ふるさと納税をはじめとする寄附金についてより一層取組を強化し、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。さらに、公共公益施設建設基金に積極的に積立てを行い、活用していきたくと考えております。町としましては、可能な限り財源の確保を図り、財政負担を少なくできるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 町のほうから議員に説明として、校舎の建て替えの関係で答弁はある程度説明はされているのですが、やはり非常に大きな金額です。それで、その多く見ても半分程度のもので交付金としては想定されますということも聞きました。そういう中において、そのほかに町で説明された以外に町ではスクールバスの運行についてもお金がかかります。また、電動アシストについてもお金が当然かかります。令和11年というふうな想定でございますから、まだ何年かあるわけですが、それを1億、2億というふうに積み立てたとしても、まだまだ何十億という差があるわけです。それは現実なので、ほかから誰かが寄附していただけるか、町のほうで借入れを起こすか、または資産を売却するか、どちらにしろそこで追いつけていくわけだと思うのです。

でも、借入れはなるべく少なくしていく方法を考えていただかないと、一旦借りるとそれが、今の公債費にもありますけれども、何千万として今あるものでも返していかななくてはならないのです。これ以上増えるとなると相当負担が大きいと思います。ですから、そこをいかにして小さくしていくかというのが執行の方々の考えるところだというふうに思うのですが、資産の売却については、私跡地の利用について聞いているのではないですよ。跡地ではなくて、今持っていることについても普通財産についても可能なところはあるような感じがするのですが、予定ができそうな感じはしますか。ここだったら、おおよその資金計画のことについてですから、はっきりそこで申し上げて

いただかなくても、構想としてはこういうものがありますというようなことで結構ですから、ご答弁いただければというふうに思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 町の資産の売却につきましては、先ほど畠山議員さんから質問のありました川島地内にあります土地ぐらいで、ほかにはないというふうに思っております。少ないですけれども、購入する意思のある方がいたら、少しでも売却して建設資金の一部に充てていきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） あらゆるところを考えると、候補に上げていっていただきたいというふうには思います。

ふるさと納税については、ここっていろいろ関心を持って、嵐山町に関心を持っていただいたのだというふうに思うのですが、非常に何か増えているように思えます。全然余談ですけれども、汚染水だと私は思っていませんが、海に放出をするといったところの自治体にここ1週間ぐらいで4倍も5倍もふるさと納税が増えたというようなことでございます。この嵐山町の住民とすると、嵐山町の今子どもたちが通っている校舎というのは決していいと思っていないのですよ。ほかのところを見れば見るほどがっかりするのです。そういうことを考えると、やはり町の現状、そういうものをしっかり話していただいて、説明していただいて、クラウドファンディング等のことも必要かなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 まず、ふるさと納税につきましては、決算のところでも多分話が出るかと思うのですけれども、昨年度約5,900万円、約6,000万円のふるさと納税がございました。今議会の補正予算でふるさと納税に対する金額を増額しまして、7,000万、今年度はということで補正予算を組ませていただいております。今後もふるさと納税をどんどん増やして、資金の一部にしたいというふうに考えております。

あと、長島議員さんから先ほどクラウドファンディングというお話もありましたので、ぜひクラウドファンディングにつきましても調査研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それと、この後質問する方がいるから、私もそんなには深く入りませんが、やっぱりふるさと納税でも今のところは個人の方からいただいたものが主ですよ。まだ企業版はやっていないですよ。やるというふうなお話だったのですけれども、これから嵐山町の中

にも企業さんは増えてきました。そのほかにも、やはり企業としてこういう事業については積極的に寄附をしていくというところも、指定寄附の項目ですよね、その重要性を鑑みて寄附するところが非常に増えているそうです。ぜひ企業版ふるさと納税についてもしっかり考えていただいて取り組んでいただきたいというふうに思います。

そして、最初に申し上げたとおり、なるべく借入れは少なくて済むように、後世にいいものを造ってほしいという気持ちもありますけれども、あまりこの後住民の方が苦勞するというのも大変なことです。よろしく願いをして私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦勞さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 3時45分)

令和5年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

8月31日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第9番議員 青柳賢治議員

第12番議員 渋谷登美子議員

第10番議員 川口浩史議員

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狩	守	勝	義	議員		
4番	藤	野	和	美	議員	6番	大	野	敏	行	議員
7番	畠	山	美	幸	議員	8番	長	島	邦	夫	議員
9番	青	柳	賢	治	議員	10番	川	口	浩	史	議員
11番	松	本	美	子	議員	12番	渋谷	登	美	子	議員
13番	森	一	人	議員							

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝	光	町	長								
高橋	兼	次	副	町	長							
萩原	政	則	総	務	課	長						
安藤	浩	敬	地	域	支	援	課	長				
贄田	秀	男	町	民	課	長						
太田	直	人	福	祉	課	長						
菅原	広	子	健	康	い	き	い	き	課	長		
藤原		実	環	境	課	長						
小輪	瀬	一	哉	企	業	支	援	課	長			
伊藤	恵	一	郎	ま	ち	づ	く	り	整	備	課	長
清水	延	昭	上	下	水	道	課	長				
下村		治	教	育	課	長						
高橋	喜	代	美	教	育	総	務	課	長			
馬橋		透	生	涯	学	習	課	長				

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第3回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 これより議事に入ります。

ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号4番、議席番号9番、青柳賢治議員。

質問事項1のマイナンバーカードをめぐるトラブルについてです。どうぞ。

○9番(青柳賢治議員) 9番議員の青柳賢治でございます。議長の指名いただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目のマイナンバーカードをめぐるトラブルについてでございます。カードと一体化した保険証に他人の情報が登録されるなど、相次ぐトラブルが発生しています。町の状況、そしてこの信頼を回復するために自治体としての再発防止策についてお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

贄田町民課長。

○贄田秀男町民課長 それでは、質問項目1につきましてお答えいたします。

町の状況といたしましては、保険証の点検につきましては国の指示により国保連合会、また後期高齢者医療広域連合会から住所地特例や氏名、仮名表示等で調べるように言われたものが数件ございましたが、確認をした結果、報道されているようなトラブルにつきましては国民健康保険、後期高齢者医療保険ともに本町では発生しておりませんでした。

ご自身のスマホやパソコンを使ってひもづけされた方につきましては、マイナポータル等のアプリを使って確認をしていただくことが一番早く確実な方法になりますので、広報やホームページにより、その周知を図っております。確認方法が分かりづらい方につきましては、電話または窓口で相談していただければお手伝いをさせていただきます。

本町といたしましては、国が進めている再発防止対策や信頼回復に向けた対応の指示に従い、間違いのないよう窓口の対応を引き続き進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） ちょうどこの通告書作成時にマイナカードのトラブルが報道でいろいろされておりました。マイナンバーカード制度そのものは、行政の効率化であったり、国民の利便性の向上、さらには公平公正な社会基盤の実現というようなことで進んでいるわけでございます。そういう中で、進んでいる中で国民健康保険証、国民健康保険のひもづけ、これが進んできていることによってトラブルが相次いでいるということで、町の状況を今お聞きしましたところ、国民健康保険、後期高齢者医療保険、ここが一番町が関わっているところでございますが、報道されているようなトラブルについては発生していないということで答弁いただきましたので、よかったかなと思っています。

それで、どうなのでしょう、マイナンバーカードを通じてのそのほかに言われているところの、いわゆる住民票を取る場合に他人のものが出てきたとか、そういったようなケースというのはこの嵐山町においてはいかなるものなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

前回の議会でもそのような質問をいただきまして、すぐに電算会社に確認したのですが、フジフィルムでしたっけ、間違っただけのような会社のような仕組みとうちのほうは違うので、違う人が出るようなことはあり得ないという確認をいたしましたので、住民票の間違いはございません。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 分かりました。この辺までお聞きしておけば、今国がいろいろと拙速というような言葉も言われているわけですが、私もこのひもづけについて少し調べてみましたが、従来の健保組合だとか、いろいろあるわけですが、紙ベースの保険証でも受給時の指名誤記などは年間で約500万件あるとされているそうです。そんな中で、今回の国民健康保険を含めて健康保険のひもづけは、国民の一人一人を識別できる番号が利用できない。現状の行政における無数の非効率な仕組みがデジタル化されることによって、そのプロセスで顕在化しているのではないかと

というようなことをおっしゃっている学者の方がいらっしゃいました。

それで、私はマイナンバーカード、どちらかというと推進していった、よく首相が言うように、周回遅れというような言葉で今のマイナンバーカードの保険証のひもづけをやっているわけですが、その辺のところは今の町の中で順調に行われてきたという、その事実がやはり大切ですので、私はその辺のところを町民の皆様にはしっかりとお知らせしていきたいというふうに思います。

一応この後1つ聞いておかななくてはいけないのは、後期高齢者、それから国民健康保険ですけれども、どのくらいマイナンバーカードとひもづけをされている、嵐山町の率というのはお分かりになりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

贅田町民課長。

○贅田秀男町民課長 お答えいたします。

嵐山町町内で国民健康保険証に切り替えた比率としまして、令和5年7月末現在、国民健康保険が3,627人中1,824名、50.3%です。後期高齢者医療保険証の切替えをされた方は、これも7月末現在で3,188人中1,380人、43.3%になります。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私は、この保険証のデジタル化、やはり高齢者等の患者が増え続けていくと、そういう日本の中では無駄な医療費、これを減らして効果的な医療サービスを促進させていくという目的があると思っています。ですから、今この加入率ですかね、ひもづけをしている率が国民健康保険で52.3%、後期高齢者で43.3%ですか、これは非常に健闘している数字だと思います。今制度がまだ進んでいる段階ですので、いろいろなことは出てくるでしょう。ですけれども、これは制度がうまくいき出すと、今日もNHKで朝ちょっとマイナンバーのことをやっていたけれども、保険証どうしていますかというようなことでやっていた。それが今日本の国の中がデジタル化になっていくということで進んでいるわけなのです。

今心配なことは、今日もやっていたけれども、デジタルの保険証、マイナンバーを持っていてお医者さんでやるときに、大体9割方が一応医療のお医者さんでもそろえてきていると、そういう顔認証を含めてやってきているということです。ですから、非常にスムーズになったという、アンケートというのかな、答えていた方がいました。そういう意味で、今の現状を含めて、さらになかなか問題があるのかなというふうには感じてはおりますけれども、今嵐山町が進んできているマイナンバーカードについては非常にそういった社会で言われているようなことがなく進んできているということが分かりましたので、マイナンバーカードについてはこれで結構でございます。

2点目に続きます。学校の再編基本計画案の進捗についてでございます。8月になりました。学校再編基本計画案の進捗についてお聞きいたします。あわせて、学校設備関係の修繕の予定につい

てお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

学校再編事業につきましては、再編後の小学校及び中学校の位置は現在の菅谷小学校敷地とすること、開校は令和11年度とすること、再編により遠距離通学となる児童生徒への通学支援を行うことの3点が政策会議において町の方針として決定したところです。学校再編基本計画案の策定に当たっては、学校再編基本計画資料作成業務委託による各種比較検討資料等を活用しながら進め、計画案ができましたら町民の皆様への説明会を開催したいと考えております。

続きまして、学校設備関係の修繕予定についてお答えいたします。今年度になってから菅谷小学校のトイレ修繕工事、菅谷小学校及び菅谷中学校の門扉修繕工事等を実施してまいりました。今後につきましては、今議会の補正予算で雨漏り対策関連等の費用を計上いたしました。特に菅谷小学校は、これまでも雨漏りがひどく、このことによって天井ボードの劣化、破損が進み、その都度対応する状況が続いてきました。今回埼玉県より出向していただいているまちづくり整備課副参事及び専門業者に菅谷小学校の屋上を確認していただいたところ、雨漏りを止めるには大規模な修繕が必要になることが分かりました。

また、学校再編において現菅谷小学校は取り壊す予定であることなどを総合的に判断しまして、一番雨漏りがひどい教室棟3階を教室として使用している児童を他の教室へ移動させ、教室棟3階は今後教室として使用しないことで安全を確保することといたしました。計上しました内容といたしましては、空調設備移設工事、及び教室改修工事です。その他の対策といたしまして、七郷小学校の屋上漏水修繕工事、玉ノ岡中学校の屋上漏水修繕工事及び避雷針修繕工事を計上いたしました。また、七郷小学校の屋内消火設備の改修工事も予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この9月議会が始まりまして、教育委員会のほうから全協におきまして学校再編基本計画案の骨子について説明いただきました。今日は、私も一般質問させていただいてますけれども、この骨子の中で幾つか確認を含めて質問させていただきたいと思っています。総合教育会議等で決まってきたところの新校の開校年度についてでございます。この再編小学校、再編中学校は、ともに新校として令和11年度開校とするという説明なのですが、その理由として校舎の老朽化による早期建て替えの必要性と財政計画上、資金積立期間と有利な補助金を活用する準備期間の必要性の両立を図るというふうなうたわれております。

それで、今この修繕の内容も聞きますと、かなり大規模な部分があるのだろうけれども、県のほうから出向していただいている参事の力によっていろいろな工夫がされているということに対して

私は敬意を払いたいと思います。そして、まず早期建て替えの必要性ということについて教育長のほうに、今修繕のところを含めましたけれども、その辺のところの早期建て替え、この時期が令和11年ということになりますと、現在令和5年でございます。6年、7年、8年、9年、10年、そして11年ですから、6年後ですよ。そういったところについてはいかがお考えになりますですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

ご指摘のように、令和11年開校という計画となりますと、まだ年限はかなり間が空くものでございます。その間、現在最も校舎のほうで老朽化が進んでいるところといたしましては、先ほど補正予算のほうに計上させていただきました、あと課長のほうからも説明がございましたが、菅谷小学校の雨漏りに関すること、それから同じく七郷小学校、玉ノ岡中学校、ここにつきましては建て替え、再編が11年と予定をされておられますけれども、現在学校に通っている子ども、その間に入学してくる子どもたちのそういった安全というものはしっかり担保していく必要ということはとても重要なことだと思っております。したがって、今回の中でご無理申し上げるところも、費用もかかりますので、ございますが、この間再編を行うとしても、その間の子どもたちの十分な安全配慮を行うために先ほどのような工事を進めていくことはもう必須だと思っておりますので、今回このような形をお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 子どもたちは一番、嵐山町の未来の宝ですから、教育長の答弁当然だと思います。いずれにしても、とにかく菅谷小学校の状況というのはかなり教室を移動しなくてはならないような状況で、いずれにしても生徒の数は減っていると言いつつ、大変な学校運営が必要になってくるのかなと思います。

それで、早期建て替えの必要性の中で、今の教育長の答弁で理解しておりますけれども、この後もう一点は、財政計画上の話が出てまいりました。これは総務課長にお尋ねいたしますけれども、資金積立期間というようなことがうたわれておりますけれども、11年開校として今進んでいくとなると、実際には小学校の新築工事は約47億円と、現在でも見積りが出てきています。その辺を含めて、どのような資金、財政計画上資金積立期間を考えて、昨日でしたか、有利なものやっていくということで公共施設の中でありましたけれども、その辺についてはどのように今の時点では捉えていらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答え申し上げます。

今補正におきまして2億円の建設基金の積立てを上程しております。昨年度も2億円の積立てを行っておりまして、今後も財政に余裕がある場合は建設基金のほうに積み立てていきたいというふうに考えております。11年ですから、それまで財政運営をしっかりと、できるだけ建設の基金に積み立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この2億がどこまで積立てしていけるか、嵐山町の体力というのもありますので、ちょっと不安なところもあるのですけれども、いずれにしても半分は自己資金といいますか、必要になってきます。

それで、もう一点、有利な補助金というようなことが文科省の中では大体2分の1、あと国土交通省系などでの立地適正化計画のようなものを含めた、そういった展開のようなものの補助金の活用ということなのですけれども、今現時点ではどのような活用というものが予定されるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

有利な補助金でございますが、まずこちらは国土交通省関係の都市構造再編集中支援事業交付金、こちらを使いましてやっていこうという計画でございます。こちらは、補助率2分の1でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 補助金の方向性は大体分かりましたけれども、今の国土交通省系のものであったとしても、文科省ももちろん半分のものは出ているのでしょうかけれども、そういった後々当然、ここに出てきているのは小学校の新築工事としては概算は約47億円というふうに出ていますので、取りあえずその半分は用意されたとしても、残りをその2分の1補助金ということになってくるのかなと思います。そして、その後その学校の建設ができ終わったとなったときに、補助で出てきた2分の1の部分というのはどのような町としてその後の負担になっていくものなのか。当然これは起債になるのでしょうかけれども、その辺のことについてもお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 財政計画では、学校の建設だけでなく、その他解体費用等を混ぜてシミュレーションしてございます。まず2分の1が補助ということで、逆に言うと2分の1が町で用意しなくては行けないと。先ほど申しました建設基金に積み立てているものを頭金というか、やると残りの金額が出てきます。残りの金額は、借金、起債を考えております。起債についてですが、返済する

ときに交付税措置が有利な交付税を考えると22%交付税が戻ってくる形になりますので、そのようにして財政計画をつくったところをございまして、将来的にマイナスになる財政計画ではなかったということで財政計画ができております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） やはり基本はその辺が一番しっかりしていませんと、これから社会情勢がどういふふうに変化してくるか、いろいろな諸物価の高騰がしてきていますので、なかなかこの先大変なことも予想されるかなと思っています。

一応新校開校についても、再編の新校と11年度開校、それからその理由、これについては今の答弁で理解いたしました。

そして、もう一点、遠距離通学なのですけれども、こちらのほうは我々に示されたものとスクールバスの導入、対象は七郷小学校通学想定の小中学生及び古里地区に在住する中学生とするという形であつておりますけれども、この辺のところはまだ全く骨子なので、これから計画案ができるとどのようにそれが説明、今日の段階ではいただけるのでしょうかね、スクールバスの話はそのぐらいまでなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

基本計画案につきましては今かなり検討しているところでございますが、この基本計画案の中で示されるスクールバスのエリアについては、おおむねまだ細かいことまで詰め切れなところがあると思っております。おおむねこの範囲ということを出して、この後具体的なバスのルートであったり、それからバスを止める場所であったり、そういったことというのがかなり関心が高くなっていると思います。こういったことにつきましては、この後より子どもたちの数ですとか、そういったものの精度が上がってくる統合に向けて、もう少し近い期間のところでは統合の準備委員会をつくりまして、その中で本当に細かな具体のところというのは進めていくことになっていると思います。したがって、現段階で基本計画案の中では、おおむねこの辺りということでスクールバスの支援範囲というのを定めて出していこうと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうしますと、今の骨子が出てきているのですけれども、我々にも説明されましたけれども、基本計画案、議会の報告ということでこの骨子のことを9月議会中にといふふうには私は捉えているのですけれども、計画案そのものは地域の説明会を9月の下旬ぐらいから行っていくというふうな予定だと思うのですけれども、基本計画案そのものというものはそうすると、今

9月、間もなくなります。その計画案そのものはいつ出来上がるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

基本計画案につきましては、現在この骨子に基づいて課内で行っているところでございますが、こちらはまず9月の教育委員会の中でこれをかけまして、教育委員さんの承諾をいただく予定でございます。その後議会のほうにも報告の機会をいただきまして、ご報告をさせていただき、地区の説明会に入りたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） まだ骨子の案の中で、私がお尋ねしたいこと、ほぼ答弁いただきました。

この後また2人の方が学校再開については質問していますので、私のほうは学校再開についてはこのくらいにとどめさせていただきます。

次へ移ります。3点目でございます。都市計画道路の説明会についてです。7月時点で地権者への説明会は開かれていないように聞いております。今年度予算の執行についてお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3につきましてお答えさせていただきます。

都市計画道路平沢一川島線及び月輪一川島線につきましては、令和2年6月に道路線形の変更について関係者の方に対し説明会を開催し、同年11月に都市計画審議会を開催、12月に変更の都市計画決定の告示を行いました。令和3年1月から中心線の測量委託、設計委託等を実施し、昨年度川島地区産業団地予定地までの用地測量及び補償調査を実施したところでございます。現在買収予定の鑑定評価委託業務を発注し、契約したところでございます。今後鑑定結果に基づき土地の買収単価が決定されますので、その結果に基づき、用地費及び補償費を算出させていただきます。

各地権者や権利者の方には個別にそれらの説明を行い、令和5年度は県道深谷一嵐山線交差点から川島地区産業団地予定地までの間について用地買収を進めていく形でいます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうしますと、個別に説明会を行っていくということで、例えば道路買収予定のところ全体に話をしていくよりも、該当している地権者に対して個別に交渉を行っていくという形よろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

令和2年のときに大体の線形については説明させていただきました。その後中心線を入れましたので、そのとき道路のセンターについては皆さんにお話しさせていただいて、センターを入れさせてもらいましたので、大体この辺を通るかなというのは認識していただいているところと思います。また、各土地の測量もしましたので、この場所に大体入ってくるのもある程度説明させていただきます。加えて補償調査もさせていただきましたので、道路に当たる建物や工作物、立竹木についてもこの辺が当たりますよと話しさせていただきましたので、ある程度了承されているかなと思います。

今後は、金額が出てきますので、その金額をもって、このラインでこのものが当たって、幾らで用地買収をさせていただきたいという話しさせていただきます。その金額については、個別にいろいろ変わっておりますので、全体ではなくてこの場ということで、1本1本の木とか一つ一つの建物についての説明を行いますので、個別に説明させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私は、ある程度はそこに関わるような人たち含めた、みんなでつくる道路と言ってはおかしいけれども、町の道路ですから、そういったような、ある程度地権者だけではなくて、そこに付随するような人たちもいらっしゃるわけですよ。そういったこと含めたような地域説明会のようなものというのは、まちづくり整備課とすればある程度もう、線形が変更したりだとか、そういうことの中で説明がつけてあるというような形の捉え方でいいのでしょうかね、どうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 今現在考えておりますのは、まだ用地の場合でございますので、用地についてはこの場所を買わせていただきたい、ここに道路ができていくという状況でございます。基本的に都市計画道路決定をしておりますので、12メートルというのは変わりはございませんので、その中で工事をしていくという流れでございますので、用地の補助については個別に説明させていただきたいと思います。また、道路の形態については、改めてまた説明会等をする必要があれば考えていきたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 分かりました。これは、ある程度地域の方の中で今回の予算を私が説明させてもらったときに、何もそういう説明が今のところまだないよというような方がいらっしゃる

ものだから、確認させていただきました。

次へ移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 4点目でございます。都市計画道路周辺の下水道工事についてです。都計道周辺の住宅の皆さんについては、下水道工事を待ってもらっているような状況でございます。今後下水道工事の工程、それらのものがありましたら、お聞きしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 質問項目4につきましてお答え申し上げます。

平成元年度に認可を受けて以降順次整備を進めてまいりました公共下水道事業でございますが、現在未整備でございます川島地区の都計道周辺にお住まいの皆様には、都市計画道路の整備と合わせてということで、議員おっしゃるとおりお待ちをいただいている状況でございます。今ここにきまして区画整理及び都市計画道路の状況が具体化されてまいりましたため、4年度にこの未整備地区の下水道整備をこれからどのように整備を進めていくのか方針を定めました基本計画を策定いたしましたところでございます。

今後につきましては、区画整理等の進捗状況を念頭に置きつつ、関係各課並びに関係機関と調整を図りながら整備実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） これも今回質問させていただいたのは、都市計画道路の話皆さんのところに私も説明に上がったりしたときに、議員、私たち合併浄化槽で大分長く待っているのだけれどもという話がありまして、浄化槽にも耐用年数がありますから、また新しく入れ替えなくてはならぬとすれば、それなりのまた経費もかかります。どんな進み具合なのだろうかねという中で今日質問させてもらったのですけれども、今の答弁ですと、私は都計道の話もあったりするから、近々町の方からもそういったことについての説明会なども考えてくださっているのではないのかなというようにことでその方にはお話ししてきましたのですけれども、これだと全く都計道の話含めて前へ進んでいかないと待っている皆さんに説明会とかできるような状況ではないということになるのかな、どうなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

昨年度基本計画を策定いたしまして、本年度本来ですとこれから都計道の整備並びに区画整理の進捗状況に合わせて、そこに下水道の本管を布設して、それから未整備地区、こちらが全体で枝線

のところにつきましては大体70件程度の方々下水道の枝線を整備して、接続していただくという順序になっております。こちらにつきましては、川島地区未整備地区を昨年計画しました基本計画の中ではそれを3工区に分けて、これから1工区、2工区、3工区というような形で進めてまいりたいということで、本年度につきましてはその1工区の実施設計、実際に整備に入る実施設計を予定していたところでございますけれども、いろいろ工事の進捗によりましてなかなか本年度中には整備ができる状況にはならないということでございますので、一旦今年度上げさせていただいた実施設計につきましては今回の補正で全額減額させていただいて、実際にその1工区ができるような状況になってから、その前年にまた実施計画を策定して、それで次の年度にその1工区の工事を図ってまいりたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の課長の説明で大体理解しましたけれども、そうするとまだ今年、来年というような説明会には1工区の人たちに対してもできるような状況ではないなというふうに思っていますけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

今年度、来年度というのはちょっと難しい状況でございます。1工区につきましては、先ほど申し上げましたとおり70件と、それと大体800メートルほどの下水道整備がございます。それと、1工区の流末が区画整理地内の下水道の流域管、県の流域管に流末が接続いたすため、区画整理が始まってから1工区が始まるという予定になっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 分かりました。なかなか大変な事業ですけれども、皆さん待っている人は待っているわけなので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

次へ移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 5点目です。天沼の浸食の拡大についてです。この件につきましては、令和3年第4回定例会におきまして質問をさせていただきました。最近の状況は一層浸食が進んでいるということで、その近隣に住んでいらっしゃる方からも状況を見てくれということで言われて、見てまいりました。そのときも道路に面したところは、ある程度危なくないようにと柵をしていたりもしております。財源が一番だということは理解しておりますけれども、地域に対して整備の工程を示すことはできないもののでしょうか、お聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問事項の5につきましてお答えさせていただきます。

天沼の公園につきましては、平成20年に水利組合の方から要望書が出され、その後川島区の区長様からも幾度となく要望書が提出され、その整備は長年課題となっております。昨年度ご答弁させていただきましたとおり、町では町施行工事において搬出させる土砂を活用し、天沼の整備を考えることとしているところでございます。今年度になり、水道工事において土砂が搬出される見込みがあるため、6月に川島1区区長様や水利組合の組合長様、水利利用者の方へ今後の予定について説明させていただきました。今年度は、沼の水を抜いていただき、一部を埋め立てる予定でございます。今後は、新浄配水場の整備が進む中で大量の土砂が搬出される予定となっておりますので、それらを活用させていただき、その後整備を進めていきたいと考えております。

以上、答弁させていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の答弁ですと、6月にうちの地区の区長を含めて水利組合の組合長さんに説明していただいたということでございますけれども、ちょっと半信半疑みたいなところがあって、土が出てこないとなかなかできないことなのだよねという話なのだけれども、今の課長の答弁だと今年度になるということですから、令和5年度土砂が搬出される見込みが出てきたということはその辺確かなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今年度既に下水道工事において発注した事業がございまして、搬出土砂がございまして、昨日とかに搬出業者から、水の埋立てをする前に仮置きで沼の片に土砂を置かせていただきたいという話が急にございましたので、それについても今区長様等に説明させていただいているところでございます。今年度は既に水道工事の土砂が一部仮置場に置いてありますので、それを天沼のほうに持って行って、1,400立米程度なので、全部は埋め立てるわけではございませんが、一部の埋立てをもう既に開始して、その後来年度以降に新浄配水場ができますので、その土を利用して大きく土砂を入れるという計画を既に何回も話しさせていただいておりますので、その方向で進めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 分かりました。天沼の沼は道路に面している部分が広くて、楕円形みたいになって三角になっているのですよね。先の方は小沼とって小さい沼になっているのですけれど

も、むしろその小沼辺りに面しているところのほうが、こっちの住宅のほうが何かかなり浸食してきてしまって心配だなと思っているので、もちろんそれはまちづくり整備課のほうで出た土を有効に使っていただいて、沼をある程度、水利組合の理解もいただいているわけですから、埋めてもらうような形で、その後いろいろと公園化のほうは進めていけばいいかなと思いますので、確実にこれは進めていただきたいと思います。

次へ移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 6点目になります。ごみ集積所の改善傾向についてです。前回は質問しましたが、その後地域でのごみ集積所の改修について改善の方向も見られます。外国籍の住民に対するお願いや理解が重要だと思います。アパートなどの集合住宅のオーナー、または管理会社へのもう一步の徹底ができればさらなる改善につながるように考えております。担当課の見解をお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目6につきましてお答えいたします。

アパート等の集合住宅のオーナーまたは管理会社、以下集合住宅等の所有者等と言わせていただきます。への入居者のごみ出しのルール遵守徹底につきましては、これまでも環境課職員により指導を行っております。特に地元区より相談を受けたごみ集積所の集合住宅等の所有者等には、環境課職員が具体的な改善案を助言し、指導を行っております。したがって、外国籍の住民等へのごみ出しのルール遵守のお願いや理解を進めることも含めまして今後も指導を徹底してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） これは、昨日でしたかね、狛守議員も自分の地区の区長さんがごみの出た後を分別したりしている姿を見たときに、非常に何とも言えない気持ちになっているということだったです。私も前回質問をさせてもらったときには、その地区の嵐山町に住んでいて外に出ていったお嬢さんか何かのごみの散乱の姿を見て、こんなことでは町どうなのと、人が住んでくれるのかねというようなことを言われて、質問させてもらったのですけれども、私もその後、この6月の定例会のときだったか、どなたかのごみの質問に対して、議員も聞いているばかりではなくて、ある程度やれることはやってみろよというのかな、そういったことが身近にあったら、オーナーさんのところへ行ったり、聞いてみたらどうだというようなことを、傍聴者の人かな、アンケートか何かの意見がありました。

それで、私実際に自分の地区でも2か所あって、私なりにはこれはシール、出した者が悪いから

やむを得ないなど、当然1週間たったら片づけたりとかということがあると思っていましたけれども、やっぱりそれではいけないのだと。なぜかという、あると汚れた形になってしまっていると思う。汚れた以上にきれいにはならない、集積所というのは、私はそういうふうに思っています。

それで、あるとき、うちの裏にアパートがあるのです。オーナーさんと確認して、うちの地域でゴミ出ししている中で皆さん心配しているので、徹底してやっていかと、オーナーさんにですよ、それからゴミ出す人に。ある程度、缶でない日に缶がゴロゴロ音がしたのかな、そんなことがあります、実際にそこのアパートを管理しているオーナーさんに来てもらって、そこは外国籍の人が2人かな、女性が住んでいるところだったのです。それを徹底して出す日、それからごみの分別のカレンダーだとかで説明してもらったのです。多少は日本語は分かるのでしょけれども、その後全くきれいになりました。そうはいつでもちょっと曜日が違ったりすることもあります。ですけれども、きれいになった姿というのはやっぱりすごく自分も気持ちがいいし、出す人たちも気持ちがいい。汚してはいけないなというところにつながっていくのだらうと思います。

それで、もう一か所のところも、それはちゃんとしっかりしたブロックの集積所だったのですけれども、ここはやっぱりアパートがあるところで、前後しているような形で紙が散乱したりして、そういう状況だったのですけれども、そこも同じ管理会社さんだったものだから、よく見てもらって、そこのアパートの方に対して徹底してもらったら、すごくやっぱりきれいになりまして、そして、カラスがいるとどうしてもそこからよそへ持って行ってしまうのですよね、近くにある住宅のところを持っていったりして、その人たちからは非常に、こんなにきれいになったと喜ばれました。

それは何を言いたいかといいますと、そこまで今この答弁の中で外国籍の住民のルールを理解を進めることをやってくださっているという、その徹底度というのですか、私が前回質問したときにはそこまでの徹底度を求めていなかったのだけれども、それがやっぱり大事ではないかと。地域にいる美化委員さんとか含めて、もしその改善が図れるのであればそういう形に少し、あっちもそれを美化委員さんとか、そういった人たちに、変な話年間で幾らかの手当は出ていますけれども、それとやっぱり地区を絞って、昨日課長がおっしゃったように、そういう特定する場所は限られていて、ある程度町で把握しているとおっしゃいましたよね。そういう場所というのは町の中でどのくらいあるものなのですか。市街地が多いのでしょうかけれども、特定する要するに散らかっている場所というのは把握されているでしょう。どのくらいあるものなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

特にご相談の多いところというのは、私ども記録を残してしまっていて、それでその記録が令和4年度ですと16件ございました。ですので、その辺の記録を基に重点的に対応を行っている、そのような状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 昨日も課長答弁でなかなか特効薬というか、ないのだよねと、私もそう思います。だけれども、一度本当に徹底してみると、きれいにしてしまうということが起こると出す人たちの意識がかなり変わるので。そのアパートに住む人たちが替わってしまったりするとまた振出しに戻ってしまうところもあるかもしれないけれども、そういう努力は必要だと思うし、ひいてはそれは町の価値を高めていく。衛生面、環境面いいよと、これ大事だと思うので、今後その16か所ぐらいを重点的にやってみるということの必要性も、嵐山町がそれによって評価されてしまうわけですよ。やっぱり散乱しているようなごみのあるようなところの集積所はいかぬというような形の意識が大事だと思うので、その辺について課長、どうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、そのような議員さんがふだんからご活動いただいて成果が出ていると、その辺は環境担当といたしましても大変ありがたく、大いにほかの他地区の参考になるような事例をご紹介いただき、ありがとうございました。

それで、私ども毎年新しいごみ、資源収集カレンダーができたときに管理会社のほうに通知を出しております。その通知が2枚ございまして、1枚目はごみ・資源分別収集カレンダーの配布についてということで文書を作らせていただいて、それにはカレンダーの配布の方法としてホームページでダウンロードできるという点と、製本版があるので、必要部数だけ取りにきてくださいと、そういうご案内をしつつ、特にお願い事項として記載をさせていただいているところがございまして、新カレンダーを部屋付の資料扱いとしてもらって、入居者が替わるごとに新しい入居者にもぜひ引継ぎをして分別収集のご案内をしてほしいと。2点目に、特に外国籍の居住者がいるアパートにつきましては、もしくは一部の部屋を企業名義で賃貸借して従業員に貸し出している、そういう部屋がある場合は分別方法やごみの出し方などについて周知をお願いしますと。加えて、外国語、主に英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語でございますけれども、町のホームページ内にごみ、資源の分け方、出し方という翻訳機能がついたところがございますので、その辺もぜひご利用してくださいという案内をさせていただいています。

さらに念押しのために、2枚目としてアパート専用ごみ収集場の維持管理についてという文書も同封させてもらってございまして、毎年生活衛生上よくないごみ集積場の報告がございますと、主な事例としては、収集日が異なるものを収集場に出している、缶、瓶、ペットボトルなどの未分別のまま集積場に出している、3つ目として引っ越しで出た粗大ごみを集積場などに出されている場合があると、このようなことを記載して注意喚起を促しているところでございます。そして、結びに、

アパート居住者に対しては、最新のごみ、資源カレンダーを配付、周知をしていただきまして、適正なごみの排出をするように指導してくださいと。未分別の分別ができていないごみには違反シールを貼らせていただいて、それは回収できませんので、ほかの居住者とか近隣の住民に多大な迷惑にならないように集積場の定期的な巡回、清掃などをしていただいて、ごみの集積場の維持管理をお願いしますと、そのような文書を送らせていただいています。

そういったものによって、また議員さん言っていただいた事例を、今後また会議がございますので、そういった席上でご案内して、なるべくごみ集積場が荒れないように、生活環境が改善し、保全されるような住みよいまちづくりのほうに向上が図れますように、こちらのほうも鋭意努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解のほうをお願いいたします。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） オリックスのほうの循環組合のほうに分担金が今までとうんと増えてきている状況でございます。その辺のところはさらに集積場を含めてきれいになるような方向性に、嵐山町を含めて小川地区衛生組合が進んでもらわなくては困りますので、担当課が努力しているのはこの答弁でよく分かりましたから、それぞれ集中的にやってみるといこともお願いしたいと思います。

終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 渋 谷 登 美 子 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号5番、議席番号12番、渋谷登美子議員。
初めに、質問事項1の学校再編の進捗についてからです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 学校再編の進捗について、（1）と（2）は青柳さんのを答弁としますので、再質問からいきます。

（3）、町民への説明会の開催について伺います。

（4）、駅東側から学校が全てなくなることは嵐山町の町づくりのロジックとしては無理があると考えます。御存じですよね。嵐山町は町民との協働でまちづくりをしていく、その協働が全くないわけですから、トップダウンですよね。トップダウン方式の学校再編は、憲法92条、地方自治の

本旨、地域主権に反します。見解を伺います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小項目（３）（４）について、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。学校再編基本計画案を策定いたしましたら、パブリックコメント並びに地域説明会を実施いたします。説明会は、９月下旬から１０月上旬に複数回実施したいと考えております。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。学校再編は、町の大きな課題であり、長い時間をかけ、多くの方が関わる中で令和３年６月議会において嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例をご可決いただき、嵐山町小中学校再編等審議会が立ち上がったことにより、本格的に始まりました。審議会の委員は、学識経験者、保護者代表、行政区代表、学校関係者、公募委員により構成され、１８名の委員のうち半数の９名が保護者代表となっております。これは、町民の声、特に学校再編の当事者である保護者の方の声をより反映するためです。また、幼保小中保護者へのアンケートを実施し、より多くの皆様のご意見を頂戴してまいりました。審議会に対する諮問は、小学校及び中学校の将来を見据えた学校の在り方についてであり、審議会において将来の学校の在り方についてご検討いただいた結論として学校再編という答申をいただいたと認識しております。

現在再編等審議会の答申を最大限尊重しながら、再編基本計画案の策定を進めているところでございます。今後基本計画案を町民の皆様に説明し、ご意見をいただくことで基本計画としていく予定です。最終的には、学校設置条例の改正を議会でご議決いただくことをもって学校の統廃合は決定していくものです。このようなプロセスで事務を進めておりますので、憲法９２条の地方自治の本旨に反するものになっているとは捉えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第１２番、渋谷登美子議員。

○１２番（渋谷登美子議員） ６月議会以降の進捗についての再質問からいきますけれども、Ａ１案、Ａ２案、Ｂ案、Ｃ案、それぞれの設計の図を見せていただきましたけれども、まず最初に問題点というのは、私は学校再編の審議会の皆さんの答申もちょっとどうかなというふうに思っているのですが、少なくとも小学校と中学校を別々に造るという形でしたよね。だけれども、実際には別のものになっていなくて、同じ敷地内に同じ形になっている。それが進んでいって、それが４月１３日か、１４日でしたかね、プロジェクトチームでＡ１案になって、それが出てきているわけですが、それはずっと見ていて、これは予算関係だけで検討していて、そして小学校と中学校の行き来の中で、小学校は小学校が中学校に行くよりも中学校の子が渡るほうがよいので、菅谷小の中に造る形に決定した。ですけれども、見ていますと私はおかしいなと思ったのは、少なくとも菅谷小と菅谷中に１つずつ造った場合、仮設校舎が必要になってきて、その部分が高額になっているわけ

ですよね。そこの部分を除くと全く違って、もっと豊かなものになってくるしというような計画が見ていておかしいなというふうに思ったのです。

だから、完全にこれは菅谷地区の方たちに玉ノ岡中学に行かせない形で学校統合をしていくという一つのやり方、それが一番菅谷地区の方たちが了解しやすいだろうなというふうに思って今見ていたのですね。その点についての真偽をまず伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

答申におきまして小学校3校を1校に、中学校2校を1校にという答申をいただきました。その中でどちらの敷地に建てるのかということの中で、小学校、中学校両方とも菅谷小学校の敷地に建てる。これは、議員さんがおっしゃるように仮設を建てないで建設する方法が予算の中においても、また工事の期間においても優位に進められる、負担が少なく進められる、こういったことを考慮いたしまして菅小の敷地に建てるということが決定したと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私は、菅谷中学校の方たちが玉ノ岡中学に一時行くというのかな、区の方たちが、菅谷地区の方が玉ノ岡中に通学するというのは、本当に学校統合というのはどういうものかというのを地域の方が分かるという意味でとても一つの方法としてよかったなというふうに思うのですが、これは菅谷地区の人たちにとってはとてもプラスですが、玉ノ岡地区の人たちにとってはマイナスですよね。だって、学校遠いからここまで行かなくてはいけないということをやっているのですが、そういったことも最初に審議会ずっと聞いていて、どこかに仮設を造らなくてはいけないという形で、かなり審議会の委員さんたちはどこに造るか、どういうふうにしたらいいかということも話し合われていた。だけれども、それが一切なくなっているということですよ。

その点については、私はやっぱり菅谷地区の方が多いので、納得させられやすいというか、菅谷地区の方たちは自分たちの地域に新しい学校が造れて、そして菅谷地区の人たちは人数も増えて、それだけでも満足なので、それは玉ノ岡地区の方たちにとっては非常にマイナスであるけれども、そこの部分というのは全くプロジェクトチームでは考えられていなかったということでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答えいたします。

玉ノ岡中学に菅谷中学校の生徒が一時的に行くという案は、以前の案であったことでございます

が、今回再編等審議会の答申の中でも中学校において2校は1校に統合し、その場所は菅谷小学校または菅谷中学校の場所とするというふうに審議会のほうでも答申をいただいておりますので、玉ノ岡地区の生徒にとりましてそれが不利になるですとか、そういうようなことではないかと捉えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次、どっちにしても全くいい答弁は取れないということは分かっていますので、次に財政計画についてなのですが、財政計画で私もこれはちょっと問題かなと思ってずっと見ていたのですが、財政計画の中で、1つは先ほどおっしゃっていたかねてから気にしていたものなのですが、立地計画の中で市街地の集中、都市計画マスタープラン、そして立地適正計画をつくるのに市街地集中構造計画ですか、それを使って菅谷小周辺に道路を造りますよね。それをしないとその計画案というのはまず難しいということで、確かにそうだろうなというふうに思っています。

それに関しては、県に対して受け入れてもらうように折衝するというので、そこに多分埼玉県からの派遣の出向の方がいらっしゃるから、そのところはうまくやっつけようとするのだろうなというふうには思うのですが、その中で私が前から気がかりだったのは、公共交通計画をつくるということが前提になっていますけれども、その中では公共交通計画についてはこのところで一切触れられていないですよね。公共交通計画をつくらなくて、スクールバスのみでやっつけようという形になっていて、そしてもう一つ気になっているのは七郷地区に拠点をつくるというのは1つあっていいはずなのだけれども、それもなくなって、菅谷地区だけでやっつけよう、非常にコンパクトシティをつくっていく体制になっています。

その財政計画とその部分というのは、私は将来のまちづくりにとってこの財政計画は非常にまづいなというふうに考えています。その点についての考え方を伺いたいと思います。

〔何事か言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） 無理、ではいいです。

副町長は、このプロジェクトチームのトップでしたよね。それに関してどのような考え方があって、嵐山町全体のまちづくりを考えながら、菅谷地区に学校1つに持ってきて、それをやっつけようとするのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 いろいろご意見ございますけれども、我々は我々で出された課題に対して真摯に検討した結果が今の結果でございます。そしてまた、審議会の中でもその旨の答申をいただきましたので、それを最大限尊重するというのも考えることです。それと、どういう補助金、どうした

ら町のお金が少しでも少なくなるのかという中では、いろいろな計画があるわけでございまして、文科省の計画もあるし、国交省の計画もあるし、それらを含めてどこがいいのだろうと。特に国交省の今回のこれから新設するわけでございますけれども、今までの文科省のですと取壊しの費用というのは補助の対象にならないということがございます。ただ、今度の国交省のものについてはそれも含まれるということもございまして、そういうものを考えながら、今の計画が一番いいのではないかというような結論になったわけでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） このところで言ってもしょうがないので、4番に行きます。これ先ほど教育総務課長がお話しなさったのですけれども、私はずっと見ていて、北部地区を歩いていて、住民の方、話ができる住民の方は人の顔を見て話をしますよね。このところずっと歩いているのです。このところというか、議会報告配りながらですけれども、歩いていて、この計画に決して賛成ではない、本当にどうしたらいいのだろうというふうに思っている。特に七郷地区の文化というのがあって、その文化を全くなくしていく形になっていって、今もそうですけれども、七郷小学校には高齢者の方たちが登下校くっついていらっしゃる。それがとても一つのつながりになっているなというふうに思っているのです。そういったものがなくなっていく。そういったことに関して、例えば審議会でやってきたからといって、この審議会というのは選ばれた人であって、この地域の住民の方たちは全くここには関わってきていないです。地域の説明会もしていない。これってなぜ、これが地方自治法の本旨なのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

課長の答弁にもございましたが、この学校再編につきましては長い時間をかけて審議をされてきたものと捉えてございます。今回の具体の動きになった経緯でございますが、審議会がでございます。その前にアンケートも取ってありまして、令和3年度のアンケートの中でも再編はしたほうがよい、状況によってはしたほうが良いという形で非常に多いアンケート結果も得ているところでございます。その中で審議会のほうでこのような答申をいただき、再編の具体の業務に入ったわけでございますが、あくまで案でございます。ここで決めているわけではなくて、これから議員の皆様にも説明いたしました骨子を基にこれから基本計画案を提示をさせていただきます、これをもって地域のほうに説明会に入る予定でございます。その中で恐らくいろいろな意見というのは地域の方から、賛成の意見もあるかと思えます。反対の意見もあるかと思えます、条件付な賛成ということもあるかと思えます。こういったもの、意見を真摯に受け止めながら、これを案を計画に進めてまいりたいと思えます。最終的にはこの学校再編につきましては議会のご議決が必要になるものと捉え

ておりますので、そういった意味でも地方自治の本旨に沿った形で事務が進められているものと捉えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 地方自治の本旨というのは憲法92条ですよ。住民自治と団体自治とありますよね。住民自治が全く損なわれていますよというふうに言っているのです。住民自治の部分というのは、これは見せかけの住民自治ですよ。審議会です。アンケートをやっています。ですけれども、学校統合でこの地域から学校がなくなるということは、学校再編は私は別にそれほど問題にもしていなかったのだけれども、学校がなくなるということがどんなことかということをお聞きしたいです。アンケートを皆さん考えずにやっている、どういうことなのでしょう。そここのところは全く、アンケートでも学校が地域からなくなるということに関してアンケートを取っているわけではないですよ、その点を伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたアンケートにつきましては、具体の学校名で、この学校がここからなくなるという形でアンケートを取ったものではございません。統合というものがこれから先嵐山町にとって必要かどうかということのアンケートでございます。ですから、議員おっしゃられるように、この学校を限定したアンケートではございませんので、その部分については追加でお答えさせていただきたいと思っております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 学校統合が必要だと思っている人はいると思います。私も、中学校の学校統合だったのです、最初の部分は。中学校だけというふうな形で始まっていて、次に学校が1つになるという形になってきて、ここのおかしくなってきたのですけれども、多くの方は、審議会を見ても中学校は部活の問題があるから学校統合が必要なのではないかという形で話があったと思います。小学校に関しては、そここのところはなかったです。小学校に関しては、七郷小と志賀小はというふうな感覚の方が多かったと思うのです。でも、駅東側から学校がなくなるという発想はなかったと思うのです。学校がなくなるということについてどのような話合いがあったのか、少なくとも今のプロジェクトチームで学校がなくなるということについて話合いがあったのかどうか伺いたいです。教育長では無理でしょう、高橋さんでないと自治体に入っていないので。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

駅の東側のほうに一つも学校がなくなる、そういったことについて特に審議会の中でもそういった趣旨での討議というのはなされなかったかと思えます。また、その審議会から出していただきました答申の中には、再三申し上げることで申し訳ございませんが、小学校3校を1校に、中学校2校を1校にという中で、その建てる敷地は菅谷小学校及び菅谷中学校の敷地とするということで、そういったことを読み取りますと、小学校及び中学校はいずれも菅谷地区に持ってくるということが答申の中でいただいたものだとして理解しております。そのことをもってプロジェクトチームのほうも進めておりましたので、小学校及び中学校が菅谷地区に集中することによって七郷地区、駅東側のほうに学校がなくなるということに注目した討議というのは特になされておられません。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、嵐山町全体のまちづくりを考えたときに、これは学校だけでやっていくという問題ではなくて、地域の問題として文化の問題、それから今後の将来性ということを考えてときに、それはなくて単に少子化対策として学校統合を考えたということですよ。そして、私自身は思っているのですけれども、いろんなことを考えてみても、学校統合をして学校がなくなることによってその地域が完全に過疎になっていく。今嵐山町も消滅自治体の一つ、もともと消滅自治体の一つとして挙げられていましたが、これで学校統合によって消滅自治体、七郷地区は完全に消滅していきますよね。そういった観点がなくて、これを話し合いをしなくて、どうして地方自治の本旨に反しないのですかね、伺いたいと思います、町長。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 今渋谷議員さんのほうから様々な観点のほうからご指摘をいただきました。ちょっと整理をさせていただきますけれども、まず菅谷地区の人間が喜ぶから菅谷地区のほうに全て学校を集合というか、そこに建てると、全く違います。これは、玉ノ岡中学校の関係者の保護者の方、先生方、地域の方もこの審議会には入って、そしてその審議を進めてきているわけでありまして。そしてまた、もう一つの大切な視点というのは小中一貫教育ということ、これがもしそういう形で分離をされるとするならば、これはスムーズに小中一貫教育を進めていくのに相当支障が出るというような判断も多分審議委員の方にはあったのかなというふうに思います。そういう形の中から、そういったところにしましょうということになったわけでありまして。

そして、渋谷議員も覚えていると思いますけれども、最初検討委員会というのが平成29年に立ち上がりました。それで、ある程度方向性が出た。そのときも菅谷中学校のほうに1校建てましょうと、小学校、中学校も。しかし、その最終的な段階になって、この検討委員会は条例も設置していない形の中でこれだけ多くの事業を審議していくことはこれはいかがなものかと、これは違法性が

あるのではないかというご指摘をいただく中で、私自身も様々な形で調べさせていただくと確かに議員さんのおっしゃることも一理あるなという中で、私も決断をさせていただいて、再度平成3年のときに新しい条例にのっとったこの審議会を設置をさせていただきました。設置するに当たっては、今高橋課長のほうからも説明がありましたけれども、幼稚園生あるいは保育園、そういった保護者も含めてやっていきましょう。もっと地域の方たち、区長さんだとか、そういった方たちも入って、そして地域の意見も伺いながらこの審議を進めてきたわけでありまして。そして、昨年7月に答申が出たと。この答申が出たことを受けたときに、やはりこの答申を最大限尊重して進めていきますという中でやっている。

それで、住民自治が全くないがしろにされているというようなご指摘もありましたけれども、住民の代表である皆さん、議員さんですから、皆さんの議員さんからも令和3年度の第4回の定例会以降、延べ17人の議員の方たちが一般質問、それも51項目にわたっての質問をしているわけです。それに対して我々は真摯に丁寧にお答えをさせていただく、こういう議論の場においてもしっかりと議論をさせていただいているわけですから、その中で渋谷議員は賛成していない人もいます。当然賛成していない人もいますでしょう。しかし、賛成している人も数多くいるということ。そして、いろんな噂話を言うと、何で学校の再編進まないのと、議会が何かあまり協力的ではないとか、そういう言い方をする人もいます。

だから、いろんな方がいて、この人が言っているからこうだ、この人が言っている。そうではなくて、だから公明正大な条例に従っての審議会を設置して、そこの答申を受ける。答申を受けて、そしてまた新たに庁内にプロジェクトチームを発足させて、そして副町長以下関係課長が全部入って、それで法律的な面、それから教育委員会の考え方、様々なところからやる。それから、あとは環境問題にしても、これはZEB規格なんていうのをやらなければ黙って15%、10%ぐらいの経費が減るわけです。しかし、これからの学校を考えたときに、やはり環境という観点からもしっかりとやった学校を造っていきましょうというような中で今現在進めている段階。

そして、トップダウン方式でと、これは本当に何で、これだけ丁寧に、そして真摯的に議論を重ねてきたにも関わらず、こういった表現を取るのはいかがなものかなというふうに思います。渋谷議員の考え方は異なっているということも認識をしていますけれども、それが全てではないということ。そして、我々が勝手にこういう方向性に持っていったのでもない。ちゃんと、例えば審議会をスタートするときだって保護者のほうから全員からアンケートを取っているのです。また、教職員からも、111名だったかな、アンケートを取って、そういうことをいろんな形で意見聴取もしている。そういうことでありますので、渋谷議員がご心配するような住民自治、そういったものがないがしろにしているという感覚は私は全く持っていない。それどころか嵐山町の教育委員会を中心とした関係者の人たちは本当に粘り強くしっかりと進めていただいているなど、そして答申の中にもあったように一日も早く実現をしてください、それもある。

しかし、先ほど総務課長から財政的な話があった。私だってもっと、9年はどうなの、10年どうなのと言いたいところがあります。しかし、財政計画上、今後10年間の中期のやつを立てたときに、とてもではないけれども、9年度、10年度は難しい可能性がある。11年度だったら、こういうこと。そして、今のシミュレーションにしても、総務課の総額の捉え方と教育委員会の総額が多少違うのです。これなぜか、総務課のほうはもっと厳しい状況で判断してもこれでいけるだろうというところまで考えてやっているのです。だから、そういうことをぜひご理解いただく中で、この事業は粛々と、そしてこれから住民説明会も始まっていきますので、そういった住民の方々からのご指摘があれば、受け入れられるものは真摯に受けさせていただいて、そして進めていって、一日も早くこの学校を開校させていきたいというふうに私は思っています。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 地方自治法138条の問題点があったのです。でも、地方自治法というのは地方自治の本旨から生まれた法律なのです。そこの中でなぜこういうふうな形になっていくかというと、住民自治をしていくために住民の人の意見をしっかり聞いていく、それが条例制定であったということなのですけれども、今回に関してもそうなのですけれども、私は説明会、最初からもっと皆さんの意見をいろんな場所で聞いていくべきであったらと思うています。私が伺っていくと、北部の方たちは必ずしも皆さんのおっしゃるような形ではない。そして、それは言える人だから言える。大体皆さん北部の方たちって、もういいや、もう言ってもしょうがないやというふうな諦めの気持ちです。そういうふうなものを何とかしてならないかなというふうな形で言われていて、私も地方自治の本旨にこれは反していると思っていますので、住民自治に関して特に問題があって、そして団体自治のところでも問題がある。

この補助金の取り方、これに関しても問題があって、地方自治の本旨でいくと少なくとも住民の北部の人たちは何を求めているか、スクールバスではないですよ。学校問題をそのところで解決するというのではなくて、少子化教育、なぜ小さな学校がいけないのか、これは今までの文科省ではないですよ、普通の大人が関わってきた世代、教育の中でそういうふうな観念を持っている。だからこそ、こういうふうな、なぜ子どもが少なかったらいけないの、なぜ子どもは小学校で、中学校で切磋琢磨しなくてはいけないの。競争社会を生きるために学校教育があるのではない。だけれども、その学校教育は集団の中で生きていくために切磋琢磨し、競争教育をするために学校教育がある。だからこそこういうふうな形になってきていて、小さな学校でも十分にやっつけられる。しかも別に一つの学校に統合する必要はなかったわけですよ、最初。だけれども、そういうふうな形になってきている。

これは、私は予算の関係だなというふうに思っているのです。ずっと見てもそうではないとは言えない。そうではないですか。それで、いろいろな建設案見ても、特に北部の方たちの意

見というのはほとんど聞かれていないですよ。文化、そういったものは全く考えていない土壌、その点について審議会でその点を話し合いましたか、伺います。町長ではない方がいいです。町長は分からないから、長過ぎるし。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 トップダウンというところまで言われているので、私も一言言わせていただきます。今北部の人は、北部の人はと、北部の中にはそういうふうを考える人もいるでしょう。しかし、そうでない人も多数いるということも現実です。それを代表して言っているような印象があるので、そういう論法はいかがなものかなと。それから、あとは学校がなくなるということも、こっちには。しかし、だからこそ答申の中でもその跡地利用をしっかりと検討してくださいねと。前回菅谷小学校と鎌形小学校が統合されると、そのときも鎌形小学校の子どもたちの声が消えてしまったと。だから、そのところで子どもたちの声が消えないようにということで、あそこに幼稚園を誘致して、そしてそういう折衷案で見事に乗り切ったわけです。だから、この跡地利用というのはこれから議論が本格的に始まっていくわけですから、そういう中でそういった心配を1つクリアし、2つクリアし、そしてやっていくということがとても私は大切なことかなというふうに思います。

それから、あとは前回の議会のときに、渋谷議員は私に対して答申なんていうのは従う必要はないですよというような趣旨のご発言をしました。この発言こそ全く住民自治というものを無視するような発言ではないかと私は思います。確かに法律的な束縛というか、それはないですけども、でもそれはこれだけ年月をかけて、そしてあらゆる角度から、皆さんだっとういうふうにしたけれども、100%の気持ちで全部賛成しているのではないですよ。本當ぎりぎりのところでいろんなことを考えて、こうだよな、ああだよな、でもこうだよなということでもありますので、ぜひそのところはご理解をいただきたいと思います。

以上。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私が言っているのは、審議会は見せかけの審議会だということです。審議会は、必ずしも全ての住民を代表していないし、北部地区の人は何人いたか分からない。その北部地区の方も1人の方は校長先生でしたよ、区長さんで元校長先生、そういう方だったのです。だから、全体的にそういうような形になった。反対している方は、一生懸命いろいろなことを話していた。だけれども、それも潰すような形で審議会が進んでいた。それを私は見ているので、これは住民自治ではないというふうに、住民自治に反していると考えるので、そのような考え方でこれからは動きますので。

次いきます。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） それはどういうことかお分かりですよね。

学校教育に困難な問題を抱える子どもへの対応についてです。学校適応が難しい子どもの現状として、不登校、2、発達障害等の児童生徒について、3、貧困について。

（2）として、課題のある子どもに対しての支援。公的機関による支援、②として私的機関、家庭への支援。

（3）として、学校外教育機関の子どもへの支援を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、①、②、③、（2）、①、②、（3）について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。学校適応が難しい子どもの現状として、令和4年度嵐山町立小中学校の不登校児童生徒の数は小学校で15名、中学校で25名となっております。

次に、令和5年度嵐山町立小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒数は小学校で49名、中学校で23名となっております。また、通級指導教室を利用している児童生徒数は小学校で45名、中学校で15名となっております。

次に、貧困については、要保護家庭のほかに、教育委員会として各家庭の所得に応じて準要保護家庭を認定し、学用品、修学旅行等の学習に必要な支援を行っております。また、アスポート学習支援センターの力を借りて学習支援を行っております。なお、嵐山町の準要保護世帯の数は、8月現在で147世帯となっております。

続きまして、質問項目2の（2）及び（3）につきましては関連することが多くありますので、併せてお答えさせていただきます。公的機関による支援といたしましては、小川町にございます広域適応指導教室を利用しております。そちらを活用し、学校へ登校できるようにすることを目標に学習に取り組んでいます。加えて、嵐山町子ども家庭支援センターb&gらんざんといった福祉の力を借りての支援も行っております。

次に、発達障害等の児童生徒については、特別支援学級において対象の児童生徒に適した内容の学習支援を行っております。また、菅谷小学校、志賀小学校に通級指導教室という一人一人の児童生徒の障害に応じた特別の指導を行う教室を設置しております。児童生徒は、各教科の指導は主として通常の学級で受け、個別に支援が必要な時間は通級指導教室に通います。菅谷小学校の通級担当は菅谷中学校へ、志賀小学校の通級担当は七郷小学校、玉ノ岡中学校へ巡回し、町内全ての小中学校で通級指導を行っております。

学校外の教育機関への支援として、不登校児童生徒の出席扱いに係るガイドラインを策定いたしました。将来当該児童生徒に不利益がないよう、学校や町教育委員会が子どもたちを支援してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 現状について伺ったのですけれども、不登校の方たち、親御さんすごく問題を抱えていますよね。すごく悩んでいるし、子どもさん自身もすごく悩んでいると思うのです。そういった方たちの、これ1と2と通じるのですけれども、公的な支援というか、まず親御さんたちはどうしたらいいか分からないから、情報を得たいというふうに思っているわけなのですけれども、支援として経済的な支援もあると思うのですけれども、横浜市だったと思うのですけれども、月に1回か2か月に1回、連絡会をつくっているのですね、親御さんの連絡会。そういった形を、不登校に関してはですよ、そういった形をつくって、どうしたらいいか、どんなものがあるかということ自分たちで情報を得ていくような場をつくることはできないかどうか伺います。1と2あわせて不登校についてですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

議員おっしゃるように、不登校の子どもの指導に関しましては保護者への支援ということは非常に重要なことだと思っております。現在嵐山町につきましても、学校から連絡を取る以外にもスクールソーシャルワーカーを配置して、家庭との話を聞いたり、そういったことを進めているところでございます。現在まだ町においては不登校の保護者を集めての連絡協議会というものをつくってはございませんが、そういったことも保護者への支援になるのであれば一つの方法として参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 一人の方がスクールソーシャルワーカーに巡り会うまでに非常に時間がかかったという形でした。もっと月に1回ぐらいやりますよ、何か連絡会がありますというのが必ずどこかに出ていると、そこでアクセスできると思うのです。私昔々、本当に50年ぐらい前なのですが、家庭児童支援相談室というのの相談員をしていたのですが、月に1回、し尿、お漏らしについてとか、言葉の遅い方についてとか、いろいろ月に1回ずつ広報を出していたのですが、そしたら言葉が出ないというのは次に出てくるのではないかと、何か月たったら出てくるのではないかと、そしたらそのときに行こうというふうに親御さんが思って連絡を取るという形があったので、相談場所がありますよ、これについてはというふうな形で広く広報化するということが大切だと思うのですが、スクールソーシャルワーカーに巡り会えば少しいいのですけれども、そうではない形で、とにかく親たちがどういうふうにして自分たちで、いろいろな今方法がありますから、それを自分たちで探していくという方法として、親の会というのかな、そういうのが

あった方がいいと思うので、ぜひお願いいたします。

それと、2番目に行きますけれども、発達障害の子どもについてはいろんな形の支援が必要だと思っておりますけれども、発達障害、インクルージョンという形の発達障害はどの程度考えているのか伺いたいと思います。支援について。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

発達障害の疑い、またはそういった子どもの対応につきましては、今嵐山町におきましては通級指導教室を各学校に設置してございます。通級指導教室は、特別支援学級とはまた違いまして、完全に別の教室ではなくて、通常教室に戻るために週1時間、2時間のトレーニングを積んで戻るのでございます。そういったところを指導を通した中で、そういう課題や生きづらさを持つ子どもがその訓練を通して通常の学級でまた仲間と同じように学びや遊びや、そういったものができるように今町としてはその形でインクルージョンも含めて指導を進めているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） その通級指導というのは各学校にあるというよりは、むしろ菅谷小の中にあるというふうに考えていいのですよね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

通級指導教室に通える体制は、全ての学校で整えてございます。その中で常設でずっとある学校、それから職員のほうを兼務という形で別の学校も兼務をする。それから、今嵐山町におきましては自閉、発達障害の通級指導教室でございますので、そのほかに言語、そういったものはありません。そこにつきましては他の自治体の通級指導も活用する中で、それぞれ子どもに必要な教育的支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第12番、渋谷登美子議員の再質問からです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 貧困についての子どもの支援なのですけれども、アスポート学習支援センターを利用しているということなのですが、具体的にはどのぐらいのお子さんが学習支援を受けているのか伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、アスポートの関係、私のほうからです。この事業は、町村部におきましては埼玉県が実施機関となっていることは御存じかと思えます。なお、学習支援の教室につきましても非公開という形で実施してございます。対象児童は、中学生がメインでございます。対象の人数ということなのですけれども、実際に町村部に対して何人利用していますという報告はございません。これは、直接準要保護の方、あるいは保護家庭のほうからアスポートのほうにお問合せをしていただいて利用するという形なので、実際に嵐山町の児童が何人行っていますというのは町のほうにも報告は直接はございませんので、確認している情報はございません。ただ、複数名利用しているというのは事実でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 分かりました。子どもの貧困ということに関して言うと、格差拡大が広がっていて、学校以外のところでの勉強というのですか、勉強ではなくて、例えばこの前はダンスをするところを視察させていただいたのですけれども、総務経済委員会で。そういうところに行くお子さんというのは、やっぱり親御さんが連れていかなくてはいけないということとお月謝を払わなくてはいけないということがあって、格差の中でそれが一番今学校外では問題が多いかなと思っているのですが、例えば七郷小学校だったらふれあいじゅくがあるのですけれども、嵐山町でそのほかに放課後子ども教室というのがあるのですけれども、そういったふれあいじゅくみたいなのを菅谷小とか、それから志賀小で行う。そして、b & g 家庭支援センターですか、児童支援センターみたいな形で学校外の教育、要するに体験授業ですよね、体験を増やしていくということではできないのかどうか伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

ふれあいじゅく、七郷小を対象にやっておりますけれども、全小学校対象で放課後子ども教室を実施しております。ふれあいじゅくでやっていることと放課後子ども教室でやっていることというのはかなり類似しております、内容としては結構かぶっているところが多いのです。七郷小学校の場合は近くでやっているということで、そちらのほうに七郷小学校の子どもは通っています。放課後子ども教室のほうは全員の対象ということで、七郷小学校の子どもも別に参加してはいけない

ということはないのですけれども、実際参加しているのは菅谷小学校とか志賀小学校の子がほとんどです。そちらの放課後子ども教室のほうを内容を充実させるということで、議員をおっしゃっている格差の問題というのは解消できるかなというふうに考えます。

以上です。

○森 一人議長 福祉課のほうで。それでは、続いて太田福祉課長、お願いいたします。

○太田直人福祉課長 それでは、私の方から子ども家庭支援センターの事業ということで、もともと子ども家庭支援センター、午後、小学生の登室という形でコミュニケーション教室という形で事業を展開してございますが、今年度に関しましては不登校のお子さんの関係も、センターの規模がそれほど大きくないものですから、何十人という受入れということはそもそも想定はしていないのですが、まずセンターの位置づけが居場所というところの部分がございまして、不登校のお子さんを受け入れるといいましても、学校に戻っていくためのステップアップの一つとして捉えています。

その中で学習支援でございますが、教育関係のタブレットを使いまして、その子の状況に応じた指導というよりは支援というのですかね、学びをしたいという気持ちを高めるような位置づけでしていますので、いわゆる学校外の教育という部分でいくと少し違って来るかもしれませんが、学びの気持ちを取り戻すというか、そういうようなところで支援させていただいているのが実情かと思えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 放課後子ども教室を充実させて、ある程度格差の問題を縮小するというのかな、経験数を多くする。私、ふれあいじゅくで子どもさんたちにキャンプとかありますよね。そういうふうなものをもう少しやっている子どもの格差を夏休みの体験としては縮めることができるとか、そういったことがあるのかなと思うので、菅谷小、ふれあい交流センターまで行くのは大変ですよ、子どもたち。それぞれ親御さんが連れていかなくてはいけないので、学校でできると、放課後学童とは違ってまたそういうふうな場があるといいなと思うのですけれども、その点についての考え方はいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

放課後子ども教室は今ふれあい交流センターで行っておりますが、確かに移動に関しましては、小学生ですので、保護者の送迎というのが必要になるかと思っております。各学校で行えれば移動の関係ということの安全の確保については解消ができると思うのですけれども、今スタッフの数であったり、いろいろな状況から学校で開催する形には今嵐山町ではなっていない状況になります。今後放課後子ども教室の在り方も再編等々を含めて同時に考えていかなければいけない内容となっ

てくると思いますので、このことにつきましても今後どのような形が子どもたちの支援にとって最もいいかということを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に、学校外の教育機関での支援というのは、不登校でも卒業できるように支援していくという形の答弁だったと思うのですが、それ以外に学校外の教育機関って結構あるのですよね。それが、不登校の場合ですよ、親御さんが連れていかなくてははいけなかったりとか、個人負担が、公契約が一番ありがたいのは費用負担が少ないということなのですけれども、そういったことについてどのような考え方があるか伺いたいと思うのです。例えばこの前フリースクール c o c o というのに行ってきたのですけれども、親御さん、子どもさんが何人かいて一人の子どもだけを連れてくるとか、一人の子どものために幾らか払うというのはやっぱり厳しいという部分があって、全国の自治体で80ぐらいの自治体だったと思うのですけれども、少し支援しているのですね、教育機関とか親とか保護者に。そういった部分がいずれは必要になってくるかなと思うのですけれども、その点についての考え方はあるでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

おっしゃられるように、そういった民間の施設等を活用しますと経費が発生するものだと思っております。もちろん先ほどの子どもの学習支援という意味では、そういった施設のほうで勉強をしても一定の要件を満たしていれば出席扱いにしたり、そういった形で子どもたちに不利益のないようにはしているところでございます。ただ、経費負担につきましては、現在のところまだ町の方としてそこにお金をすぐすぐに補助を入れるということは今現在では考えていないのですが、今後近隣の動向であったり、そういったところを見ながら研究してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 次は、命の安全教育についてです。刑法が改正され、性暴力の被害者にとっては救済が進みます。116年ぶりの改正ですが、一方では性教育の重要性が指摘されています。刑法改正について命の安全教育ではどのように取り組んでいくか伺います。

2番目として、児童生徒性暴力防止法について教員への周知を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。生徒指導提要にあるように、児童生徒が命を大切に、性犯罪、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、命の安全教育を推進しております。命の安全教育については、埼玉県教育委員会からの7月28日付、「生命(いのち)の安全教育推進事業の取組に関する実践事例集の活用について」という通知を各校に周知し、実践事例集の活用を依頼いたしました。この実践事例集を見ますと、本町で行われている性に関する指導と重なる部分も多くあるように捉えております。教育委員会といたしましても、今後実践事例集の内容と関連させた性に関する指導を行うよう助言を行ってまいります。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。本法律の制定を受けて、学校に通知をするとともに、町校長会において校長から各校教職員に周知するよう指導いたしました。また、県から出されました「児童生徒を性暴力から守るために」のリーフレットを各家庭に配付し、保護者に啓発を行いました。今後も引き続き、教職員による性暴力が決して起きないよう教育委員会として指導を徹底してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) 嵐山町の性教育というのは、具体的には7月28日に生命(いのち)の安全教育推進事業というリーフレットが出てきたということなのですが、それとどのような感じで重なっているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

命の安全教育でございますが、主に性に関する指導という捉えでお話を申し上げますと、まず公教育でございますので、学習指導要領の中で各教科の中に、小学校であれば理科に、それから体育に、中学校であれば保健体育の中に、さらに小も中も特別活動の中にその指導項目が定めてございます。そこにつきましてはまずしっかりと指導をしていくとともに、本町の中学生の場合には病院から医師の方をお招きをして、3年生につきましては特にしっかりと指導をする場所を設けて進めているところでございます。そういった多様な人材であったり、学習指導要領に位置づけられた他教科を横断しての指導というものを進めるようになってございますので、そういったところは今までも進めてきましたし、これからはしっかりと行ってまいりたいと思います。

また、このパンフレットにつきましては、各校に配っておりますが、この中で、さらに今まで行ってきたものの中からこの中でより自校の性に関する指導を充実するために使える資料につきましては、各校の方で積極的に活用するように働きかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 日本の性教育って包括的性教育が非常に遅れているという形に言われていますけれども、嵐山町の性教育は包括的性教育が行われているのか。また、ドクターをお願いして性教育を行っているということですが、どのような方がいらしているのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

昨年度の実績でございますが、埼玉医大の方に協力をお願いして、先生に来ていただいたと承知しているところでございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） いろんな先生がいるのですけれども、もしかして、HPVワクチンを推進する方がいらっしゃるのですけれども、そういう方ではないですか。高橋幸子さんというのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 申し訳ございません、今その方かどうかという資料が手元ございませんので、このような答弁はできないということでご承知いただけたらと思います。申し訳ございません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 以前嵐山では、嵐山町産婦人科医がいるので、その方をお願いするという形でいろんなことをお願いしていたのですけれども、大分前なのですけれども、嵐山町のお医者さんに来ていただくと、今産婦人科医がいらっしゃるのです、そういった方に性教育をお願いするということはできないのでしょうかね、包括的に。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

学校教育の現状に照らし合わせたときに、どのような話をしていただいたらいいかというのは当然学校の教育課程を管理している校長先生の権限であり、さらにはそれを見守る教育委員会の役割だと思っております。そういった中で、どの先生がいいか、そしてその先生が来ていただけるかどうかということもございしますが、そういった中で講師の先生をお願いしていきたいと思っております。もちろん嵐山町にお住まいの先生の中で、そういったことにご理解をいただいてご講演いただけるのであれば、それにこしたことはないと思っております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、以前もなさっているので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、児童生徒の性暴力防止法について親御さんにもパンフレットを送ったということですが、具体的にこういったものを、講演会というか、親御さんへの周知というのはあってもいいのかなと思うのですが、例えばズームでの講座とか、そういったことは必要はないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

保護者のほうに啓発で配付しましたリーフレットにつきましては、児童生徒を性暴力から守るためにということで、ご家庭であったり、お子さんであったりの啓発のものでございます。その中には、相談窓口というものをそのリーフレットの中には掲示してございます。こういったものというのは、常にどこかの形ではこの相談窓口がいつも分かるように工夫しておく必要が教育委員会でもあると思っておりますので、まずこの配付したリーフレットにつきまして配りっ放しではなくて、例えばホームページに上げておくですとか、そういった形を考えていきたいと思っております。今現在の中では、まだこのリーフレットについてズーム等で講演をするですとか、指導をするということは考えているところではございません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 親御さんにとって性教育を子どもにするというのはなかなか難しいことなのです。性教育をする講座というのは、学校でこんなことをしていますよというのをお知らせする機会というのはあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

学校の中でどのようなことを性に関する指導を行っているかということに関しましては、教科書の内容であったり、例えば保護者向けの保護者会等でこういう方を校内研修で行いますよということで各学校でご案内等をした範囲では、または学校だより等でこういう講座を行いましたという形で周知する範囲では性に関する指導について保護者の方に広報する機会はあると思っております。現在におきましては、特段性に関する指導をこういうことをやっていますという形では出しているような形は取ってございません。ただ、引き続き、学校の中身は今開かれた学校というのを目指しておりますので、内容につきましてはできるだけいろいろなものを保護者の方に分かっていたできるように学校には働きかけてまいりたいと思っております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に行きます。ありがとうございます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 郷土芸能の再開についてです。（1）として、休止中の郷土芸能で再開予定はどんなものがあるか。

それから、当初予算では古里獅子舞保存会補助金が13万5,000円、古里祭囃子保存会に4万5,000円が計上してありました。地元だけでなく、嵐山まつりや小中学校で演じることもできると思うのです。地元が可能な方法で支援して、できるだけ持続するためにどんな方法で支援できるかということ伺います。

（3）として、休止が続く場合、録画等の記録での保存について伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、質問項目4の（1）からお答えいたします。現在無形民俗文化財に登録されている民俗芸能（郷土芸能）は、県指定の越畑の獅子舞、町指定の兵執神社獅子舞、古里の祭囃子の3件でございます。越畑の獅子舞につきましては、東日本大震災をきっかけに実施が困難となり、現在も休止しております。古里地区の兵執神社獅子舞と古里の祭囃子につきましては、コロナ禍により中止または休止となっております。各保存会へ再開予定について確認したところ、古里地区は感染症対策を講じつつ、できることを再開したい、越畑地区は再開のめどは立たない旨の回答がございました。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。地元だけでなく嵐山まつりや小中学校で演じることもできるとのご提案ですが、持続するための取り組み方の一つとして参考にさせていただきます。過去には古里祭囃子保存会による七郷小学校3年生を対象とした授業での実演や嵐山まつり、嵐山郷まつりにおける演奏等を実施しております。町では、団体補助金のほか、指定文化財としての管理者報償、用具の修繕費用など経済的な支援を行っておりますが、各保存会と協議し、持続するために必要な支援についても検討してまいります。

続きまして、（3）につきましてお答えいたします。越畑八宮神社獅子舞保存会では、映像のデジタルデータ化及び概要資料を作成しております。古里の獅子舞につきましては、保存会により獅子舞の概要資料、神社や地域の行事等に関する便覧が作成しており、映像については地元住民により8ミリフィルムによる記録がされております。町としましては、活動の継続、休止にかかわらず、映像資料の撮影及びデジタルデータ化等、保存会と連携を図り、民俗芸能の保存、継承に係る取組を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私も越畑の獅子舞は見たことがあるのかなと思うのですけれども、古里の獅子舞ですかね、それは嵐山町でも町民ホールでも成人式実行委員会ができる前に嵐山でやったことがあるのです。町民ホールでやったことがあるのです。それですごくいいなと思っていて、そ

それを何とかして復活させて、ずっと七郷地区の一つの文化、嵐山町の文化として保存したいという、伝統的に持続しておきたいなというふうな思いがあるのです。そうするとき、やはり町がある程度手伝わないと難しいのかな。今コロナで休止しているということなのですからけれども、やって、やってというふうな形ではなく、例えばお祭りの一つの1年間の行事の中でやるものですが、そうではなくて、この機会にぜひこれをやってもらえませんかという形でお願いする。これは成人式か何かでもいいと思うのですし、もうちょっと別なところで、嵐山まつりはちょっと難しいかなと思うので、何かの形で、畠山重忠の会でもいいのだろうと思うのですけれども、機会をつくって、それで実際に演奏して踊っていただけませんかという機会をつくっていくということは、やっていらっしゃる方にとってはとても大きなきっかけになるし、そういった機会をつくるということが必要だと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

古里の獅子舞につきましては、確認しましたところ、答弁書にも書いてあるのですが、この後実施していきたいという意向がございますので、継続されることと思います。獅子舞につきましては練習がかなり必要ということで、通常6回から7回ぐらい練習をするということなのです。そういったこともありますので、地元の方が今後コロナの関係を鑑みまして、獅子舞についてはこれからなので、少し始めたいというお話を伺っております。実際に地元で始まりましたら、議員おっしゃるとおり、どちらかの機会に町の行事の中で実演していただくということは可能かと考えます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、ぜひお願いしたいと思います。

デジタル化についても、そういったデジタルのデータをどこかで公開していくということは必要だと思うのですね、越畑の獅子舞に関して。そういったものをどういう場で公開していくことが必要なのか、できるのか分からないのですけれども、例えば七小とか、ふれあい講座とかで皆さんで見ながら、それをどうやって、難しいのかなと思うのですよね、越畑の場合はそれを実現できることが。データをまず公開して、それを復活させてみようというふうな思いを持っていただけるかどうかポイントだと思うのですけれども、そういった機会というのをどこかで持っていけないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

郷土芸能に関しましては、まず地元の方が継続させていきたいかというか、それをどのように継続していくかという地元の方の意思というのが非常に重要かと考えています。越畑の場合は、続けたくないということではないのですけれども、いろいろな事情でもう教えられる方がいなくなってきたという現状がございます。映像を見ただけでどこまで伝えられるのかというところの問題もございますので、ここにつきましては地元の方ともう一度お話をさせていただいて、越畑の獅子舞につきましては地元の方ともう一回お話をさせていただいて、今後どのような形に持っていくかというのが焦点になるかというふうに考えています。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、ぜひそういうふうな形で、とにかく七郷地区の文化、伝統というのをしっかりある程度持続させていくということがとても大切だと思いますので、お願いしたいと思います。

次です。提案型補助金交付要綱についてです。提案型補助金交付要項の現状について伺います。住民の方から武蔵嵐山を描く展覧会を開催したいという動きがあって、実際にもう動いていらっしゃると思うのですが、武蔵嵐山町を描くという文化イメージをアップさせる企画に対してどのような支援ができるか。経費捻出が難しいというふうに、ポスターなどの経費捻出が非常に難しいことと、また実際にいろいろなところに展示会をする形で働きかけていらっしゃるのですけれども、こういったところに提案型補助金の交付制度というのが対応できると思うのです。それに対してまた嵐山町でどのような支援ができるか伺いたいと思いますが、提案型補助金の再度の公募についての考え方を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）について答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目5、（1）についてお答えします。提案型事業費補助金交付要綱につきましては、平成25年4月に施行され、その後平成30年4月に一部改正をし、現在に至っております。令和5年度におきましては、当要綱に基づき16団体へ補助を行っております。

続きまして、質問項目5、（2）についてお答えします。提案型事業費補助金に関わる公募につきましては、平成25年度から令和元年度まで実施をし、令和2年度より中止をしている状況でございますが、提案型事業費補助金交付項に該当するものであれば申請については可能であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 提案型補助金交付要綱を変えて、本年度16団体が使っているということですが、具体的に提案型補助金要綱が公募されないで提案型になっていくという経緯という

のはどのようなものがあったのか伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 過去はやったことに対して次の年度団体補助をしていたものを提案型に変えて補助をしていたということで、現在については16団体に補助を行っている状況でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 提案型補助金というのは、1団体10万円まで公募を求めて、そしてそれに対して実施していくという形だったのですけれども、私自身が思っているのは例えば今回の武蔵嵐山を描く展覧会、そういうふうな形だったら、自分のところでそんなにたくさんのお金は出せないけれども、とにかく1回目はやってみたいというような形で動いていらっしゃるのですけれども、多分それは後援を取りに行っているの御存じだと思うのですけれども、ほかにも例えば若い人が自転車で、嵐山町のサイクリングコースというのですか、そういうふうな企画をしたいといったときに、そういった形に補助金を出していくとか、そういったことなのです。映画会をやってみたいといったら、幾らかはそれは町の補助金から使うというふうな形でやっているのですけれども、それが全然なくなって、公募していないので、具体的にどんな補助金になっていて、提案型ではないよと思うのですけれども、提案型にしていくと、また新しい嵐山町のいろいろなグループいますよね、その方たちが嵐山町で何かをしていきたいというときに使えると思うのですけれども、それはいかがなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 まず、平成30年4月に一部改正をしたということで、今限度額は10万円から9万円に変わっております。まず、こちらの交付要綱、今もありますので、ぜひ希望がある団体につきましては役場の担当するような課を通してお話しいただければ、この要綱に基づいて該当になれば来年度予算化して補助金のほうは交付していきたいというふうに考えていますので、まず希望があるところをご相談していただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、それは要綱があるということを知っている者でないと使えないのだけれども、広報などにお知らせするということはできないのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 積極的なお知らせは、今までしていたのが令和2年から積極的なお知らせはしていないということで今に至っていますので、ぜひそういう団体がありましたらお声がけしていた

だいて町の方に相談していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 予算化というのは科目設定でやっていくということになるのですか、そのところがよく分からないのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 事前にご相談いただいて、この要綱に合致するようなものであれば、その団体の収支等をいただければ、これだけの補助金が必要だということが分かれば当初で組みますが、科目設定ということも考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） もう一つなのですけれども、これは提案型補助金交付要綱とはまた違うのですけれども、武蔵嵐山を描く展覧会というのを開催するというふうに思っている動いていらっしゃるのですけれども、実際にそれについて例えば経費がかからなくても、場所、そしてパネルとかいうものを持っていかなくてはいけないということがあるのですけれども、そういった支援については嵐山町の方でやっていただけるでしょうか、生涯学習課として。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

武蔵嵐山を描く展につきましては、後援申請いただいております、町と教育委員会のほうに後援申請いただいて、後援するというご回答をしております。その後援申請の中に要望がいろいろございまして、当然嵐山町の名前とか嵐山町教育委員会の名前を使いたいということで、それが第一にポスターを作るときにそれを使いたいということですので、そのことについては了承しております。それ以外に、今おっしゃったようにパネルを使うですとか、あとは職員の動員等も願わされている部分もあるのですけれども、その他の項目につきましては可能な範囲で協力させていただきますというお話をさせていただいております。

以上です。

○森 一人議長 続けて、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 先ほどの予算化についてちょっと申し上げます。予算については、上限額を設けてまして予算の範囲内で交付していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ぜひお願いします。

次、行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 災害時の通信についてです。役場庁舎及び避難場所での災害時の通信の対応について伺います。

まず、（１）として、非常用電力の確保について。

（２）として、職員の非常用電力の操作の訓練について。

（３）として、被災した場合、必要な連絡が取れない事態が起きます。通信衛星に直接アクセスできる資材の確保について伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）、（３）について答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

質問項目６の（１）につきましてお答えいたします。災害対応の拠点となる役場庁舎の４階にディーゼル発電機を設置しております。庁舎の建設時に配備したもので、出力160キロワット、燃料タンク900リットル、稼働20時間でございます。また、9か所の指定避難所に据付け型の非常用電力はありませんが、持ち運びできる小型の発電機を町13台、防災会は合わせて58台所有しております。

続きまして、質問項目６の（２）につきましてお答えいたします。庁舎４階のディーゼル発電機は、停電時に自動で起動します。大型の発電機ですが、庁舎全ての電力を賄うことはできませんので、特定の設備や機器、場所に発電機から直接配線しています。発電機とつながっているコンセントには目印をつけていますので、職員には停電時に電子機器を使用する場合は目印のついたコンセントに差し込むよう伝えてあります。

続きまして、質問項目６の（３）につきましてお答えいたします。町には県庁やその出先機関、市町村、消防本部、防災関係機関など県内約180機関とネットワークを組んだ衛星通信設備を配備しており、通信衛星を介した通話とファクスの送受信ができます。県と町の折半により平成28年度に配備したもので、通信先は限られますが、非常時における最後の通信手段と位置づけております。

また、一般的な衛星電話は所有していませんが、町内全域でつながるデジタル無線設備として親局1機、トランシーバー型18台、車載型2台、固定型3台を整備しております。各避難所に無線機を1台配備し、災害対策本部や各避難所の通信に用います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町の役場の４階に据え付けてあるディーゼル発電機ですけれども、これは今のご答弁ですと皆さんどなたもすぐ使えるような形で訓練されているというふうに考えていいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

まず、役場4階のディーゼル発電機は、停電になりますとほぼ瞬時に発電機が稼働しまして電力が流れるような形になっています。役場の発電機自体はかなり大きいのですが、この役場の庁舎も大きいので、全部電力が当然賅えませんので、発電機から専用の配線というのが出ていまして、必要なところに直接発電機からつながっているというような形になっています。一般的には、消火ポンプですとか、防災無線室とか、そういうようなところと、あとは例えば204、205の会議室ですとか、庁舎1階のロビーのエントランスにも2か所とか、コンセントが出ていますので、基本的には停電をして発電機を作動するというのではなく、電気が行っているところにコンセントを差し使くと、どこに行っているかを知っていることが一番ポイントと、あと何が使えるのかがポイント、このようにご認識いただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 職員の皆さんは、何が使えるかということは皆さん御存じというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

全職員がどこまで承知をしているかという、なかなか難しいかなと。防災の担当者等は間違いなく把握をしておりますし、議会でも作成しました業務継続計画、BCPにちゃんとどこに行っているというふうに記載してありますので、一応このBCP、業務継続計画は誰でも職員が見れるようにはしてあります。見ているかというのは全く別の話ですので、私は担当者としてどこに行っているか当然分かっていますし、地域支援課の防災担当も全て分かっておりますので、あとは職員のレベルというか、そのような形になってございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 電力が取りあえず使えるとなると、通信の問題なのですが、通信衛星に関しては、私もこの質問をするときにスターリンクというのを教えていただいていた、スターリンクというのは割と使いやすいかなと思っていたのですがけれども、嵐山町ではまだそういった形のスターリンクを使うというふうなものは考えていらっしゃるかどうか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

まず、通信衛星にアクセスできるかといいますと、町の地域支援課のところに端末がありまして、そちらと庁舎のこの階段の上のところに大きな実はパラボナアンテナが、議員さん見たことないかもしれませんが、パラボナアンテナがありまして、通信衛星とつながるようにできております。全てが一番いいのはそれが衛星電話のようにどこにでも電話等できればいいのですが、埼玉県内のネットワークを使っておりますので、180の機関ですと衛星通信を使った会話と、あとファクス送受信ができるという形に今なっております。

スターリンクにつきましては、私も興味深く見ておりまして、仮にできるとしますと、アンテナを外に出して、役場の屋内に配線、とにかく衛星ですから、アンテナを外に出さなくていい、これが大原則になります。それを配線をしまして、仮に地域支援課の私の席にルーターのようなところを置いて、そこから通話が、電話でいう親機になりまして、子機のようにコードレスで役場の中が電話がというような形でできるようになったりとか、またその電話を屋外に持って行って、通信衛星の最大の弱点というのはアンテナのほうに向けなくてはいけないというのが最大の弱点ですから、その辺がクリアできればスターリンクはいけるかな、災害にとって非常に強力な武器になるかなというのは思っております。ただ、まだ始まったばかりというような形になりますので、今後の導入をちょっと見たいなと、もしかしたらかなりの武器になると思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それは、私も何か面白い記事だなと思って見ていたので、ぜひ検討してみてください。

次行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） HPVワクチンの接種についてです。

（1）として接種状況について。

（2）として、副反応被害についての情報提供と周知について。

（3）として、男子のワクチン接種を始めている自治体もありますが、考え方を伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 それでは、質問項目7の（1）につきましてお答えいたします。令和4年度の接種状況につきましては、対象者、小学6年生から高校1年生、275人中、接種者が16人、接種率が5.8%です。また、キャッチアップ接種、積極的な勧奨を控えていたことで接種機会を逃した方への接種ですが、対象者は619人中、接種者が74人、接種率は12%です。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。勧奨通知を送る際に、厚生労働省が作成し

たHPVワクチンの効果とリスクについての資料を同封しています。また、町のホームページに埼玉県産婦人科医会が開設している無料オンライン相談について掲載し、ワクチン接種前の不安に対応できるよう情報提供をしております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。男子のHPVワクチン接種については、現在のところ法定外接種に位置づけられており、費用助成の予定はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私もHPVワクチンの副反応の問題というのはなるだけ皆さんにお知らせするようにしているのですけれども、やはりちょっと接種率が高いなというふうな、キャッチアップに関しても本当に12%もいってしまって、これで副反応とかいう感じが出てくるとかなり厳しいなというふうな感じで、今数字をいただいて感想なのですけれども、この勧奨通知を送る際に、厚生労働省が発刊したHPVワクチンの効果とリスクについての資料を同封しているということなのですけれども、この厚生労働省の作った資料というのはあまりよろしくなくて、これはどうかなと思っているのですけれども、HPVワクチンの被害の副反応の方が作っていらっしゃる資料というのがあるのですけれども、小さなパンフレットなのですが、それを一緒に同封するという事はできないか伺いたいと思います。

○森 一人議長 渋谷議員に申し上げます。発言残り時間5分を切りました。

答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

勧奨通知を送る際に厚生労働省が作成した資料を送らせていただいているのですけれども、こちらにつきましては国の方で作成されたパンフレットで、渋谷議員がおっしゃるパンフレットにつきましては私もホームページ等で確認させていただいて存じておりますが、国の資料ではありませんので、送る予定はございません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 厚生労働省の勧奨するところに、こういった被害の状況がありますというのをホームページのアドレスぐらいを入れることはできないでしょうか。それは、今207人か何か裁判で闘っているのですけれども、この裁判が本当に厳しい状況になっていて、10何歳ぐらいで打った方が23、24ぐらい、もっとなっているのかな。そして、まだ全然、立って歩けないとか、そういうふうな状況になっていて、どのような医療があるか探している状況ということがあります。そういったことをお伝えするのも勧奨するに当たっては嵐山町の自治体としての一つの使命でありますし、自治体は無理に勧奨する必要も積極的勧奨をする必要もないわけですから、そういった点に

ついて伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

勸奨につきましては、本人が通知が来たときに恐らく打とうか打たないか考えると思うのです。そのときに今若い人たちというのはスマホを持っていますので、いろいろ情報を自分で考えて情報を得ると私は思っています。ですので、アドレスをそのチラシに載せるかという、それは載せることは考えていないのですけれども、通知が来たときに考えるのではないかと思うのです。それも、先ほど言っていましたけれども、それが性教育にもなるのではないかなと思っていて、そこで考えてもらって、打つか打たないかというのは家族とか相談してもらって決めてもらえばいいのではないかと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは補足的になるのですけれども、男子のHPVワクチンについて今のところ法定外接種に位置づけられていないということなので、それはいいのですけれども、既に男性の方で接種した方で死亡していらっしゃる方がいらっしゃるのです。それを考えると、これは法定外接種に位置づけられていないのでということで費用助成の予定はございませんということでいいと思うのですけれども、熊谷では実際に接種した人に関しては、接種の5万円ですか、それを補助するとか、それから中野区でもそういった形が始まっていますので、それについてむしろ抑えるために今回の質疑をしていますので、その点については十分にご承知おきしていただきたいと思っております。

以上でおしまいにします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時24分

再 開 午後 2時40分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号6番、議席番号10番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の学校再編基本計画についてからです。どうぞ。

○10番（川口浩史議員） （1）、（2）は、再質問からしたいと思います。

(3)、公債費の額について伺いたいと思います。

(4)、公債費負担比率の見通しについて伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小項目(3)、(4)について、萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目1の(3)についてお答えします。新校舎建設に伴う借入金、町債につきましては、約12億5,000万円程度と見込んでおります。1年当たりの償還額は、元金と利子を合わせておよそ1億円程度と推計しております。

質問項目(4)についてお答えします。公債費負担比率につきましては、令和15年度時点で13.2%と推移しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 建設費の予算額が先日の説明では47億ということでご説明あったわけです。

これどのような積算で47億円になったのかお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

建設予定の小学校及び中学校を施設一部共用として考えまして、およそ1万平方メートルの面積を見込みまして、平米単価はおよそ38万円程度を見込んでおります。計算しますと47億円を少し出でてしまいますが、この1万平米というのはかなり広い面積を見込んでおりますので、削減できるところは少し面積を考えながら進めていきたいということで、およそ47億円ということで想定しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) これは何階建てなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

現在のところ、2階建て、あるいは一部においては3階建ても想定しておるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) そうすると、ある程度敷地面積は結構広いということなのですか、2階建てが主のような感じですね。敷地面積は、どのくらいの面積取っているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

すみません、敷地の面積ということで、今計算をしておりますが、想定しているところでは、現在の菅谷小学校の西側の部分に小学校、中学校部分を併せて建設したいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。前検討委員会的时候も1万平米だったと思うのです。あのときも3階だったかな、でもかなり広く感じましたので、ちょっとお聞きしたのですが、そうですか。当然これはRC、鉄筋コンクリートということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

現在はRC造、鉄筋コンクリート造を想定しております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 補助金なのですけれども、先ほど副町長が解体に補助金が出るというお話でしたよね。グラウンド整備にも補助金が出るのですか。それで、大体このくらいの金額を見積もっているのですというのが分かれば伺いたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

現在の菅谷小学校の西側に新築を建てるに当たり、そちらの新しい建物ができましたら引っ越しをしますけれども、その後に現在の菅谷小学校部分を取り壊す予定でございます。そちらにつきましても補助金はもらえるであろうと想定しておるところでございます。

それと、先ほど構造について答弁をさせていただきましたが、追加で答弁させていただきたいのですが、RC造とお伝えいたしましたが、RC造でも内部は木質化をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） グラウンド整備の補助金は出るのですか。それで、金額がもし分かりましたら、両方の。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 答弁漏れで申し訳ございませんでした。グラウンド整備も補助金が出る予定でございます。こちらにつきましては、グラウンドの整備を4,800平方メートルを想定しております。こちらにつきましては、グラウンド整備、またグラウンド整備費を含む外構工事をおよそ約2億円ということで考えておるところでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 それに伴う補助金の額ということですか。

答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

現在のところは工事費が概算でございますが、その工事費の2分の1が補助金で入ってくる見込みとして想定しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 本当にこっちにも来るのかな、2分の1も。いいです。現段階ではそうですか。

4,800平米というのは、今の小学校のグラウンドと比較してどうなのですか、広いのですかね、狭いのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

現在の菅谷小学校のグラウンドとほぼ同程度か、あるいは少し小さくなるかもしれないと想定しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 分かりました。そっちへいく前にちょっと、説明会をするということで、日程は具体的なことはおっしゃらずに9月下旬と10月上旬だということで、具体的にはまだお話できないのですか。できれば、傍聴者もたくさんいますので。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

答弁の中では9月下旬から10月上旬とお答えさせていただきましたが、日程のほうが決まりましたので、お知らせいたします。明日配布の広報と一緒に回覧でお知らせをさせていただく予定とな

っておりますが、説明会の第1回を9月25日月曜日午後7時から、北部交流センター大ホールで行います。第2回の説明会を10月5日木曜日午後7時から、ふれあい交流センター103、104会議室で行います。第3回説明会を10月8日日曜日午後3時から、嵐山町役場町民ホールで行う予定となっております。全3回を予定しており、全日程全て同じ内容となりますので、ご都合のよい会へご参加いただければと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） （3）です。公債費の額が12億5,000万円という、これはどういう試算の下でこれだけの公債費を借りようというふうになったのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 財政担当としては、できるだけ厳しい形で積算をさせていただきました。今教育委員会のほうからは約58億円というふうにお話をいただきましたが、財政担当としては60億円、約60億でシミュレーションさせていただきました。今答弁があったように、補助率は2分の1でございます。ただし、2分の1に該当しないものもございます。基本設計に基づくものについては全て単費となります。本設計及び建築工事費、解体費、その他外構工事につきましては、2分の1で計算をしております。そして、今一生懸命建設基金積み立てていますから、その建設基金を残りの部分に入れまして、残りの部分を全て起債というふうに見込んで24億5,000万円程度と見込んでおります。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 24億円が町の準備するお金ということなのかな、ちょっとよく分からなかった。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 24億5,000万円につきましては、起債、借金の額でございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 24億5,000万円が借金だと、先ほどの12億5,000万円というのは何なの。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 1回目の答弁のときに約12億5,000万円と私が申したみたいだったので、大変失礼しました。約24億5,000万円に訂正をお願いいたします。すみません、大変失礼いたしました。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） こっち見るとあったのだね、ちょっと見ていなかった。そうすると、60億ぐらい値上がりも今後考えますと、そのうちの24億、半分ですよ、25億近い。25億円ぐらい町で準備するということなのですか。ほかに何か入ってくるのかな。交付金か何か見ているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 もう一度ざっぱに説明させてもらおうと、うちの財政担当としては約60億で積算しております。そして、基本設計の部分は補助金ないですけども、残り補助金があるということで、約半分の30億が補助金になります。したがって、残りの30億は町で負担をしなくては行かないと。建設基金等に今積み立ててありますので、その分を除くと24億5,000万円起債をし、これを30年で返済していくという形になります。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 30億を用意、なかなかこれは。しかも、これ令和11年度までに用意なのでしょう。公債費はその後定期的に払えばいいわけですけども、全体の工事費として11年度までには用意しなければならないわけですよ。ちょっと用意する見通しを伺いたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 もう一度、説明が下手ですみません。まず、全体でもし60億かかったとすると、半分が補助金です。残りの30億が町で用意するものでございます。頭金として基金の積立てを今していますので、その分を除いた24億5,000万円を起債をする形になります。町が借金を24億5,000万円起債をし、これを30年で返していくということで、先ほど言いました元金、利子合わせて1年間当たり1億円程度と、償還していく形になりますという回答をさせていただいた形になります。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） やっと分かりました。ただ、町がそうすると用意するお金というのは幾ら用意する予定なのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 財政のシミュレーションでは建設基金を5億円というふうに試算をしております。今回の補正予算で2億円また積み立てますので、積立て後の金額が約4億1,000万円になりますから、あと9,000万円ぐらい積み立てればこのシミュレーションのとおりになりますが、それ以上積み立てればもちろんもっと返済が、起債、借りる金額が少なくなりますので、返済する額も減って

いくという形になります。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 菅中に決定したときに、たしかあのとき35億だったのですよね、35億で学校が建てられると。その半分は補助金で、17億幾らのうち幾らだったかな、町はもっと必要としていたと思ったのですけれども、こんな5億程度では済まない、5億だったら、もう4億1,000万円になるわけですからね、今度の議会で補正予算で。ほとんど町の支出は大体賄ってしまうということですからね、そんなので本当に済むのかなと。分かりました。

そのときに公債費は100%ではないですね、交付税措置があるのは。そのときも90%だったのですよね、10%分は町で負担しなければならないという見積もりだったのですよね。今回どのように見えていたのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 起債については、9割以内というふうになっています。したがって、先ほど申したように60億の半分の30億が町で負担する。その1割、本来ならば3億円あれば残りの27億は起債ができるのですが、今計画としては5億円ためて、1割ではなく5億円にして、残りの約25億を起債をしようという形でございます。

交付税のというお話がちょっと今あったので、約1億円返済しますけれども、交付税措置がございます。22%の交付税措置がありますので、実際には1億円払っても交付税2,200万入ってきますから、差引きだと7,800万円の持ち出しになるかと思えます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 分かりました。公債費負担比率の見通しなのですからけれども、令和15年で13.2%と、今年度末に新年度のときに聞いたときには14.8%までになりますと、去年もそうでしたけれどもね、計算で聞いたときに。一時的には15%を超えるということになるのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えいたします。

財政計画を10年間、令和6年から令和15年までをシミュレーションをつくって、一番最後の令和15年の公債費負担比率13.2%と私が回答しましたが、この間で一番高くなるのが令和13年です。令和13年は13.8%を推計をしております。ちょっと説明させてもらいますと、毎年今起債の額が減っております。だんだん今減っているところですが、建設予定として、11年開校ですから9年、10年、この2年で建設を予定しています。その2年前に本設計に入ります。設計よりやっぱり建設費が多

くなるので、9年、10年度に多くの起債が発生するかと思います。

先ほど教育委員会の方から鉄筋コンクリートの木質化ということでお話があったと思います。鉄筋コンクリートの場合、耐用年数が30年ですので、確認したら起債も30年で大丈夫だというふう聞いております。2年据置き30年ということで計算をさせていただいております。10年に一番起債が多くなりますので、その後の令和13年が一番償還が多い年になりまして、令和13年が13.8%という公債費負担比率というふうになっていて、そこから徐々に下がって行って、令和15年度については先ほど申しました13.2%というふうになる予定となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、令和13年から30年、令和43年だね、30年だから。そこまで、その段階では何%ぐらいになっているのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 お答えいたします。

シミュレーションが令和15年までしかつくっておりません。15年以降はだんだん減っていくだけですので、その後についてはつくっておりませんが、毎年毎年これを1年ずつ延ばしていったりはしたいと思っておりますが、今現在最終年度の例えば令和40年ですか、は幾つになるというのは出してない状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ここももう20何年たっていて、どこがどう壊れるか、早速エアコンが壊れて、修理というか、交換したわけですけれども、そういうものがやっぱりこういう施設というのは出てきますので、当然そのときに起債対象のものは起債したりすると思うのです。一概にそのとおりに低くなっていくかというのはどうだろうかというふうに思います。結構です、それは。何かある。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 川口議員のほうから財政的な心配をさせていただいて、この財政の問題というのは本当に我々も頭を悩ませましたし、これが決まらないと開校年月日も決まらなかったのです。それで、5月のときに菅谷小学校の敷地のところに小中学校を建てますよということだけ決めさせていただいたというのは、その時点ではまだ財政的にしっかりと中期計画も立たなかったのです。その後しっかりと各課局から今後どういう事業が必要なのかというのを全部出してもらって、そしてそういうものを組み込んでやっていると。

それで、最初のところに説明があったと思いますけれども、教育委員会の総額と、それからあとは総務課の総額は違うのです。これは、総務課のほうの総額はもっと、今言ったようにこれからいろんなことが起こっていきますから。ここ現に例えば光熱費にしたって何にしたって一気に上がってるではないですか。だから、そういう不測の事態があったにしてもどうにか乗り越えられるだろうというような、本当に厳しい形の中で財政当局は財政当局として責任を持って積算をしていると。

それから、あとはもう一つの観点からいくと財政調整基金、私が担当して最初に代表監査から、嵐山町の財政がいかに厳しいときかということをととうとやって、川口議員も何で佐久間町長になったら急にそんなこと言うのだよと言ってくれましたけれども、あのときが多分2億2,000万ぐらいだったと思います。しかし、おかげさまで昨年度、今年度の3月末時点においては8億3,000万まで、要するに6億ぐらい積み立てているわけです。それから、あとは公共施設の建設基金、これも私が伺ったときには250万円ぐらいだったと思います。それが昨年度、それで今の段階で2億1,000万まで。そして、この後議会の皆さんに補正予算をお願いをしますけれども、さらにそこから2億円積み上げましょうということで、先ほど課長のほうから話があったような4億1,000万円にすると。これは、5億というのは今計画上の数字ですから、これ6億にしたって7億にしたっていいわけですから、それだけ今度は起債をする額が減るわけですから、そういったことも含めてやっている。

それで、5月のときに場所だけ決めたときに皆さんにお願いしたのは、全課局を挙げて経費の節減、それで公共公益建設基金の積立てに協力をしてくださいということでお願いしました。それから、あとはプロジェクトチームのほうにおいては、高橋副町長以下、技術面においていろんな関連事項があるでしょうから、技術的に建設するに当たってはこういう工夫をすればもっと経済的に効率のいい建物ができるだろうと、これぜひ検討していただきたい。それから、あとは有効な補助金、これもいろんな角度から、一番当初のときには学校だから文科省、当然その頭しかなかったわけです。しかし、いろんなことをやっていくうちに、今回は国交省のやつだと、国交省のやつは解体費用まで、今説明した6億円ですよ。こんなのが出るなんていう補助金は今までなかったですから、だからそういうものも発見して、その方向性でやればさらに全体的にもよくなる。それから、あとはもっと大きいのはふるさと納税ですとか、あるいは様々な指定寄附、一般寄附、クラウドファンディング等を含めて、これも何か使えるものがあつたらぜひ皆さんの知恵を借りたいということでお願いをしております。この中の一つは、今まだまだあれですけども、温めなくてははいけませんけれども、こういうものを利用するとこういうところはある程度カバーできるな。

だから、今日今までお話ししたのは最低の最低です。今度はプラスを、要するにお金をためていくほう、募っていくほう、こちらのほうに関してはまだ施策がいっぱいありますから、だからそれも活用しながら、実際にそういう借入れが起こるときにはもっと圧縮して、もっと財政的には安定した財政を運営できるようにやっていきたいというのが基本的にあります。

これだけ厳しくたって、例えば川口議員のほうから何度もお願いされた18歳までの医療費無料に

する、こういうのだって実現できた。今まで給食費一切駄目だったのが、申し訳ないけれども、3歳以降は全部無料ですよ、2子以降は半額ですよ、そういうところまで踏み込むことができた。それは、国民健康保険の軽減化のやつだって、これは3人以降は無料にしますよと。そういうこともやりながらの中でこういう状況にきていますから、その間私も職員に対して、自分のできることは全部やってくれと、こっちですぐアウトソーシング、そんなことやるのではなく、自分たちで時間があってやれるのだったらやってくれと。それは本当私申し訳ないくらい職員に対しては厳しくお願いをしています。私自身も何か自分でできることがあれば、肉体労働だろうが何でもやりますよと、そういう雰囲気の中でこういう実績も上げることができていることも事実なのです。

だから、さらにこの後川口議員さん、皆さんがそうだと思いますけれども、安心感を持って、そしてこの建設に踏み切れるように財政的にもっともっと知恵を絞ってやっていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今この財政のあれ初めて聞きましたので、精査するには少し私は時間がかかりますので、きちっと精査してみたいと思います。

それで、基本計画にはこういったことは載っているのですかね、これから説明する基本計画には。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えさせていただきます。

基本計画の中では、まだ具体的な校舎の設計はされておりませんので、財政的な問題は学校の基本計画の中では建設費を盛り込んでいるところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○高橋喜代美教育総務課長 失礼いたしました。基本計画の中では現在お示ししている建設費の概算を記載させていただき、大まかな今後のスケジュール等ということで、財政計画の詳しいものは基本計画の中には盛り込んでおりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、基本計画では詳しい幾ら公債費借りるとか、そういうところは、補助金が幾らだとかというのはないわけなのですね、ちょっと確認です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

議員さんの今おっしゃっていただいたとおりでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 分かりました。町長が先頭に立って答弁してくれて、それはありがとうございます。福祉の面で佐久間町長になっているいろいろ前進したのは私も評価しております。ただ、この学校統合等はどうなのだろうなというのはきっちり見てみたいと思いますので。

次行きたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 道路整備についてです。やはり菅谷小の関係なのですが、菅谷小を解体するということがただいまの答弁でもあったわけです。そうしますと、この機をやっぱり逃してはいけないと思うのです。駅からバイパスまで1本の道路で道路整備して、町の発展性、ポテンシャルとかと言うのですか、ポテンシャルを高めていくことが必要ではないかと思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目2につきましてお答えさせていただきます。

菅谷小学校解体後の箇所に道路整備をとのことでございますが、新たな学校施設の土地利用を優先する必要がございます、現状では難しいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 学校を菅谷小学校に決定してしまったからなのですけれども、少なくとも財政的状况を見たら令和7年で、そんな先ではないな、でも2年ぐらいの間あるわけですよね。今後の嵐山町のある面というか、そんな大きくはないな、でも結構重要な道路になっていくと思うのです。今あっち曲がり、こっち曲がりでやっとバイパスに出たという状況から考えると、駅というのは非常に利用が多いわけです、町民の。バイパスも多くの人が走るし、町民も走っていくという道路でありますから、そこが直接結ばれるということは私は今後のまちづくりの視点からして必要ではないかと思うのですけれども、ちょっと考え違いますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

道路につきましてはいろんな考え方がございますので、真っすぐあった道路がいいとか言う人もいますし、いやいや、曲がった道路の方が安全性が高いよという意見がございます。昔はそういうバイパス的なものが主流で、そういう道を造るのが多かったのですけれども、今現在は嵐山町ではなくて新しい区画整理を見ても狭い道路をわざと造ったり、そういうふうを考えているところでご

ざいます。

ただ、この場所につきましては学校施設を優先する必要があるがございまして、菅谷小学校の敷地を小さくして道路を造るといのはなかなか現実的ではないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 学校問題を置いておいて、まちづくりという視点から道路はどうあるべきか。駅とあっち回り、こっち回りしてバイパスに出る道路が最善なのですかということを私は聞いているのです。最善だというふうに担当課は考えているわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

駅に向かう道が真っすぐでないともちづくりが難しいかとなると、その辺土地の状況によって変わってくると思います。今現在は、やっぱり菅谷小学校、中学校の今現状の場所を優先して道路というのを考えるべきでございますので、今現状の土地利用を優先して道路整備も考えていく必要があるかなと考えているところです。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） まちづくりの視点から私は聞いているのです。現状のなんてではないです。こうあったらいいなということで、その考え方を伺っているのです。駅からバイパスというのは、私はあっち曲がり、こっち曲がりしない方がいいのではないかと思うのですけれども、その考え方は違うのだというのであれば、その考え方を私は伺えればありがたいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 お答えします。

まちづくりにとって違う、間違いというのは、考え方の違いはあるので、どれが正解かというのはないというふうに考えているところです。ただ、今現在の町の姿勢としましては、もちろん駅の道路がちょうどありますので、今現在の状況をやって、一番大事なのは歩道を造るとか、そちらの方に重点を置いてやっていくべきだなというのが現在の現状の認識でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 歩道を造るのが大事だって、川島の問題でしょう。そのことだけを言っているわけなのでしょう。ほかには今ないわけでしょう、新しい道路を造るといのは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 お答えします。

今現在都市マスタープランとか第6次の嵐山町の整備計画、町の計画において未整備路線というのは先ほど川口議員さん言われたとおり、1つは都市計画道路、あともう一つは都市計画道路を延ばして千手堂を抜けていくという道が今幹線道路で未整備路線となっているところがございます。こちらについて、この菅谷については未整備路線として考えているところではございませんので、もしするとしたらそちらのほうが優先するかなと考えているところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 菅谷に未整備道路があるということなのですか。どこか新しい道路を造りたいということなのですか。どの辺のことだか伺いたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今現在土地マスタープランとか、先ほど言いましたとおり第6次の総合振興計画において未整備路線、点々となっている道路については、農産物直売所から千手堂を通っていく道がまだ未整備路線として掲示しておりますので、そちらの方が町としての未整備路線と考えているところがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 遠山に行く道路ね、そうですね。私も前あそこは質問しましたけれども、確かにあそこは重要です。一部分は今もあれかな、歩道がないのですよね。今ある、ないですよね、たしか。そこ何か駄目なので。私は、駅とバイパスというのは1本の道路で結んでいくほうが、これからの町の発展性を考えたら必要だというふうに思うのです。この考えが違いますよと、さっきいろんな考え方があるからと言うので、いろんな考え方があるのであれば、ぜひ必要だと思う。否定がない限りは私はそれやっていくべきだと思うのですけれども、まずは考え方なのですよ、考え方を伺いたいと思うのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、何度も同じことになります。町の今の現状の考え方については、現状の菅谷小学校の敷地の現在の土地利用を優先し、やっていくというのが今町の基本的な考え方でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そこまでなのだろうね。どうでしょう、副町長、駅とバイパスが今駅から出れば小学校に当たって、左に曲がって、また今度中学校に当たるから右に曲がると、それよりか1本でつながるほうが町のまちづくりというか、視点としてはそっちの方がいいのではないかという考え方、いかがでしょうか。学校問題ではないですよ、まちづくりです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、私の方からお答え申し上げます。

都市計画のマスタープラン、そして今第6次の総合振興計画、その土地利用の経過図を見ていただければ今町の考え方がそこに載っております。川口議員おっしゃるように、駅からバイパスまで1本の道路、そういうことを考えた時代もございました。ただ、今の現在の現実的なプランではそうになっておりません。先ほど伊藤課長が答えましたけれども、今点線になっている幹線道路は平沢の川島線の川島部分の延長からつきのわ駅に向かっていくところ、それが1個点線です。それともう一つは、先ほどお話申し上げましたけれども、遠山へ向かっていく道路、途中神社がありますけれども、それから千手堂のほうへ、いわゆるバーベキュー場のほうへ行く、そこが今点線になっています。だから、今幹線道路の計画で未整備路線というのはその2路線です。そのほかはございません。

したがって、その都度の考え方にもよるのかも分かりませんが、今伊藤課長が申し上げましたように、今度はあの辺が学校の中心になってくるわけです。そうすると、何が大事かといえば、やっぱり歩道の整備をきちっとすると、そして嵐山女子高の方から駅に向かってまだ未整備の歩道もございまして、そういうものを中心に今度きちっと整備をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 歩道はほとんど整備されているのではないかな、大妻からこっちはね、駅までは。全部歩道は整備されていると思うのです。右側とか左側とかは、それはちょっと行かなくてはならないのですけれども、歩道はあると思うのです。

私は、駅からバイパスまでというのは、これは必要だと思うのです。その上で、教育委員会としては菅谷小に決めていますけれども、まちづくりを、これからの嵐山町を考えてもらったら、菅中の方を考えていくべきだと思うのです。まだ時間あるわけですから、設計するまでには。ぜひ考えていただきたいと思うのです。これで建ってしまったら、もう100年ぐらいの間隔で今のまんまですよ、そうになってしまうわけですよ。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

下村教育長。

○下村 治教育長 ご答弁申し上げます。

現菅谷小学校の敷地内に小学校、中学校を建てるということにつきましては、今まで十分な審議を進めてきたところで得た結論でございますので、現在につきましてはこの計画で教育委員会としてはぜひ進めていただきたいと思いますところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） あそこへ建ててしまたら、これからの嵐山の発展性、ポテンシャルが高まらないということをちょっと申し上げざるを得ないです。これ狛守議員さんが前議会で駅西口に大分空き地があると、あその空き地どうするのですかという質問出ていますけれども、あその道路ができればどうかというのは分かりませんが、よくなったなという感じはすると思うのです。そういう町のことを考えてもいくことは大変大事だというふうに思います。これ以上言っても駄目でしょうから、ね、冷静になってちょっと考え直していただきたいと思います。

次行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） ラベンダーまつりについてです。

（１）、（２）はお聞きしておりますので、これはあれと同じでしょう、狛守議員さんと。

（３）、町の補助金は当初予算内で済むのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

小項目（３）につきまして、小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、質問項目３の（３）につきましてお答えいたします。

ラベンダーまつりの収支がプラスとなり、ラベンダーの生育についても現在のところ問題ありません。当初想定していた費用の範囲内で事業が行われておりますので、補助金の増額は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 入場者数が3万2,740人ということであったわけですが、昨年と同じ、2,231人今年のほうが多いわけですが、課長が狛守議員に、最初は目新しさがあって7万人ぐらい来たということですが、この3万数千人、大体このくらいで推移するかなという見通しですか、ね、ちょっとそこを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 お答えいたします。

6月ということで、天気も安定しないということで天候にも左右されてしまうお祭りだという部分もあるかと思うのですけれども、今年は昨年の反省点でもありましたPRがちょっと遅かったという部分も改善をして、なるべく前倒し、前倒しでいろいろ諸手続についてもPRにつきましても進めてまいりました。その努力の結果もこの人数の増加にはつながっているのかなと思っております。天候にも左右されてしまいますけれども、まだまだPRの仕方等によってはまだ積み上げのほうはできるのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 今年、県知事が来たときには大雨が降ってあいにくだったのですけれども、その雨がやんだ後はかなり晴れが続いたのではなかったかな。意外に雨が降らなかったなという私の記憶なのですけれども、ですから去年は結構降ったような記憶をしているのですけれども、条件としてはよかったのではないですかね、今年は。どう捉えていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 天候については比較的、本当に一日中ずっと雨が降っていたというのは恐らく2日か3日ぐらいで、あとはおおむね天候に恵まれたとは思っております。今年のお祭りにつきましては、天候につきましては条件には恵まれていたかなというふうに思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） （2）に行きます。収支なのですけれども、昨年の収入は4,175万、支出が3,828万、今年が2,988万、支出は2,660万と、その下の端数は切っていますけれども。どんな努力をしてこれだけ支出を削ることができたのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 答えいたします。

まず、入り、出、両方につきまして、入ってくる収入につきましては増やす努力を行い、支出については少なくなるように努力を行っております。具体的には、摘み取りの体験なのですけれども、昨年が320万円程度だったわけなのですが、今年につきましては566万円の増額ができております。摘み取り体験、類似施設の摘み取り体験と比較いたしまして、昨年500円で設定していたのですけれども、もう少し上げてもお客さん喜んでいただけるだろうという判断をいたしまして、今年は1,000円に値上げをしております。あとは、駐車場の料金につきましても無料の駐車場をなくしたりですとか、もろもろ収入を増やす努力をしております。

支出につきましては、お祭りの一部業務委託で東武トップツアーズさんのほうにお願いをしてい

る部分がありましたけれども、その委託料をかなり大きく削減をいたしまして支出の削減を図ったと、支出の削減につきましてはその辺りが、業務委託料を大きく削減したというところが大きい成果かなというふうに思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それで、黒字になったと言うのですけれども、（3）につながるのですけれども、単純に黒字というわけにはいかないわけですよ、町から1,810万円出ているわけですから。町の補助金がなくて黒字になったということであれば、これは立派なことなのですけれども、町の補助金をもらっている間はやっぱり単純に黒字というふうには言えないと思うのですけれども、ちょっと考え方がいいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 そういう考え方もあろうかなと思うのですけれども、観光協会への補助金、議員おっしゃるとおり1,810万円支出しております。内訳なのですけれども、町が行政として取り組むべき観光事業を一部観光協会のほうにやっていただいているということで、そういう位置づけの内容もでございます。

ですので、あとは一概に補助金ゼロにしなくてはいけないということ、町の代わりにPRをしたりだとか、観光協会は事業をやっていただいているという部分がありますので、一概にゼロにするというのはどうかなという部分は私は考えております。

あとは、昨日ですか、狛守議員さんの一般質問の中で町民にとって誇りとなるような施設というものも貢献できたというふうに申し上げたのですけれども、そういう部分で経費をかけても町民の人が喜んでいただけるような、納得していただけるような施設運営ができれば、補助金というものありようは形としては支出するというのも間違いではないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 確かに経費をかけて、憩いの場のような、あるいは公園のような、ああいふ場は私は必要だというふうに思っているのです。ところが、ラベンダーはどういうことで始まったか、稼ぐ力ということですよ。もうけようと、町がもうけようということ始めた事業です。そこが成功しているかどうかというのが一番肝心なことで、いや、そうではないのだ、経費かけたって憩いの場でやるのだという考えにこの時点で変わってしまったのは私はまずいなというふうに思うのです。稼ぐ力になっていないというのが現実ではないですかね、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 議員さんおっしゃる稼ぐという言葉の解釈なのですけれども、いろいろな側面があるかと思えます。観光協会が自らキャッシュを稼ぐという側面もあるかと思えます。もしくは、このラベンダー事業を通してお祭りのときには町内の、町外の方もいらっしゃいましたけれども、事業者の方がお祭りに参加いたしまして1,180万円の売上を上げております。また、そうやって関係者の稼ぐ場をつくってあげるというのですか、そういうものも稼ぐという解釈の一つにはなるかなと私は考えております。あとは、お祭りを実施するに当たっての準備だとか、あとはもちろんお金を使っておりますけれども、それらが全部町外に流出しているわけではなくて、町内で消費されている部分もございますので、一概に観光協会自らが黒字になるように稼ぐという意味合いの稼ぐではないのかなというふうに私は考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 先ほど観光協会のことでここだけではないようなこと、ラベンダーだけではないようなことで観光協会というのがあるのだということでおっしゃっていたので、観光協会は今どこどこで収入を得ているのですかね、収入を得ているというか、利益を上げているというか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 すみません、手元に詳しい資料ないのですけれども、大きな収入源といたしますと学校橋河原で皆さん昨今のキャンプブームでお客さんがたくさんいらっしゃっております。学校橋河原の収入と、収入と言っではいけないのですかね、協力金ですか、の収入と、あとはバーベキュー場における利用料収入、こちらが大きい内容になっているかなと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 観光協会が関わっている事業部門というのは、ほかにどこがあるのですか。

○森 一人議長 観光協会が賄っている事業ということですか。

○10番（川口浩史議員） 関わっている。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ちょっと確認なのですが、バーベキュー場も学校橋も黒字であるということによろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 現状黒字であると認識しております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ラベンダーも黒字だということで認識してよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 先ほど申しましたとおり、お祭り自体は320万円余りの利益を計上できましたけれども、そのほか圃場管理等、苗を手当てしたりですとか、ラベンダー園そのものを年間通した維持管理というものがございますので、そちらを含めると収支的には支出の方が上回っているかなというふうには思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですよ。つまりラベンダーがそれを含めて年間を通して黒字にならなかったら、補助金なしではやっていけないわけです。課長は町からの補助金があって当然だというようなことを言いましたけれども、1,810万円、1,800万円なんていうのは半端な金額ではないですよ、この小さな嵐山町として。これを学校給食費無料に全部持っていくことはどうですか。今急では分からないね。分かります、持っていけますか。

○森 一人議長 川口議員、ラベンダーまつりについてですから、給食費無料ではないです。

○10番（川口浩史議員） 分かりました。いいです。そういうこともできるわけです。ラベンダー、千年の苑が黒字であれば、私は当然町からの補助というのはなくてやっていくべきだ。ないどころか、町に入れているお金があってしかるべきだと。それがもともとの稼ぐ力だと思っています。キッチンカーを入れてくれた人に稼ぐ力だなんて、そんな狭いことで言っているわけではないのです。自治体が稼ぐためにどうするかということで、国は地方創生をあおったというか、声かけたわけです。嵐山町はそれに呼応して、では千年の苑でやりましょうと。やった挙げ句、赤字ではまずいと思うのです。だから、私は質問しているのですよ。赤字、黒字になる見通しというのはなかなか難しいのではないですかね、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 答えいたします。

議員おっしゃるとおり、私も先ほどの答弁でラベンダー園の年間の維持管理費を含めると支出が上回っているということは申し上げました。ただ、それで当たり前だと思っているわけではなくて、ラベンダーの花穂を有効利用、使っていただける企業さんを見つけたりだとか、何とか収支を改善させられるような努力は今継続して行っておりますので、推移を見守っていただければありがたいかなと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） もう一つ確認、補助金は予算内で済むかということで、費用の範囲内で行われて増額は考えていないと。若干戻るといふこともあるのですかね、黒字になっているわけですから。現時点では分からない。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 答えいたします。

補助金を戻すということも可能性としてはゼロではないかなと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） この黒字化というのはなかなか難しいかなと、ただ国からの補助金もらっていますから、すぐやめるといふわけにはいかないわけですよ。最低でも5年というふうに言われているのですけれども、課長はこの前狛守議員に、すぐやめてどうかなというふうなおっしゃっていましたよね。おっしゃっていたと思うのですけれども、期限が切れて、その先というのはいくら期間見たらいいのか伺いたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 狛守議員さんの一般質問の答弁で、土地の賃貸借の期間が10年という当初の期間がございまして、失礼しました、長島議員さんのやり取りの中で、土地の賃貸借期間が切れたら、すぐやめるといふことではないと思いますという答弁を申し上げたのですけれども、国の補助金等をいただきながら嵐山町として始めた地方創生の大きな仕事ですので、10年、土地の賃貸借が終わったから、10年たったから、はい、おしまいということではないのかなというふうには私と考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そういう課長のお考えはよく分かりました。仮にやめるとしたら、どのくらい期限が切れた後やったら、国も人がやっていることですから、感情面で感情的になられるのはいかがなものかと考えますから、どのくらいやったらいいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 先ほど申しましたけれども、事業全体で収支がなるべくよくなるように今取り組んでいるところですので、やめる前提では今のところは考えておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それは分かるのです。だから、もしやめる場合には、こういう期限まではやらないとまずいのではないかということが言えるのではないかなと思うのですね、課長として。やめる考えはないというのは分かりますけれども、私の後学のためにお聞きしたいというだけのことなのですけれども、このくらいはやったほうがいいよというのが何か期間が示せば伺いたいと思うのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 非常に難しいなと思います。いつまでやったら、すみません、正直今の段階では何とも申し上げられないかなというのが正直なところでございます。大変申し訳ありません。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ラベンダーは、もともと始めたのが稼ぐ力と、それが黒字になる見通しがあるのだったら私も待ちますよ。だけれども、その見通しというのはなかなか難しいのではないかと。そうしたら、これ前の町長が、岩澤町長がよく言ってたのですけれども、民間企業の感覚をこの嵐山町行政に取り入れるのだと。私は、嵐山町の行政にそれを取り入れるのは反対でしたけれども、この千年の苑、ラベンダー園はその感覚が必要だというふうに思います。稼げていない以上、1,800万円も支出しているのですから、リターンがないのですから。そうしたら、私はある程度の期限が来たらやっぱり見直すということが必要だというふうに思います。

以上で終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時46分)

令和5年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

9月1日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第4番議員 藤野和美議員

第1番議員 小林智議員

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狛守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
萩原	政則	総務課長
安藤	浩敬	地域支援課長
岡野	富春	税務課長
太田	直人	福祉課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
藤原	実	環境課長
中村	寧	農政課長
小輪瀬	一哉	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
下村	治	教育長
高橋	喜代美	教育総務課長
馬橋	透	生涯学習課長
中村	寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第3回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、9月13日に審議を予定しております認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件から認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件までの決算6議案につきまして、討論する議員は9月11日の午後5時までに議長、私宛てに届け出てください。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 藤 野 和 美 議 員

○森 一人議長 本日最初の一般質問は、受付番号7番、議席番号4番、藤野和美議員。

初めに、質問事項1の高齢者や交通弱者の外出支援についてです。どうぞ。

○4番（藤野和美議員） それでは、議長のご指名がありましたので、4番、藤野和美でございます。一般質問をいたします。

最初に、高齢者や交通弱者の外出支援について。高齢化が進む中、タクシー利用助成だけでなく、様々な外出支援策への要望が高まっている。そこで、以下の点について質問します。

(1)、令和8年度以降の外出支援策についての検討の進捗状況は。

(2)、生活サポート事業の現状は。

(3)、デマンド交通について検討する考えは。

以上です。

○森 一人議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、質問項目１の（１）につきましてお答えいたします。

高齢者外出支援事業につきましては、持続可能性や公平性を考慮し、検討していきたいと考えております。現在は、地域包括ケアシステムの構築を目的とする生活支援体制整備事業の協議体「嵐山支え合い協議会」の移動支援分科会において、地域の協力による移動支援の実施に向け取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（２）について、太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、質問項目１の（２）につきましてお答えいたします。

生活サポート事業につきましては、町内で２つの事業所が事業を展開しております。そのほか町外の４つの事業所が当町において事業を展開しているところです。当該事業における直近３か年の運営費補助の実績でございますが、令和２年度は201万200円、令和３年度260万4,900円、令和４年度253万2,700円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 最後に、小項目（３）につきまして、安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 それでは、質問項目１の（３）につきましてお答えいたします。

デマンド交通の検討ですが、まずは新しい小中学校の開校に併せて運行する予定のスクールバスの空き時間にコミュニティバスとしても活用するのか、町として結論を示すことを優先したいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第４番、藤野和美議員。

○４番（藤野和美議員） それでは、１番から順次質問をいたします。

この答弁の中で、嵐山支え合い協議会の移動支援分科会において、地域の協力による移動支援の実施ということであったのですが、それをもう少し具体的に説明をお願いしますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、お答えいたします。

嵐山支え合い協議会というのは、正式名称が嵐山町生活支援介護予防体制整備推進協議会というものになります。これは、介護保険法に基づく地域支援事業の中で実施されている事業でございます。今までの活動では、嵐丸庵などもこの活動の一環として実施をさせていただいております。

今回の地域の協力による移動支援というのが、実はコロナが始まる前にもう検討してまして、地域の事業所のバスの空き時間を利用して買物ツアーを実施するというところの話までは進んでい

たのですが、コロナがかなり蔓延しまして、その状況で中止となっております。ここに来まして、第5類に移行したということもございますので、再度仕切り直しをして、また地域の声を改めて聞きながら実施をしていくという方向で今進めているところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、介護支援の一環と。介護保険というか、そっちのほうの考え方で、そういう地域協力をということなのですが、そうしますと例えば車椅子のご利用の方とか、いわゆる一般車両ではなかなか難しいケース等々が考えられると思うのですが、車両的にはその辺は考えた上でやっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

車両につきましては、その事業所が所有している車両を活用させていただきたいと考えておりますので、その事業所によりましては車椅子を乗せられる車両もあるでしょうし、ないところもありますので、今後はその辺も話合いの中で検討していきたいと考えております。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、費用的にはどういう形になりますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 費用につきましては、原則事業所のほうでご負担をいただきたいと考えておりますが、いろいろな保険の問題であったりとか、いろいろございますので、その辺も実際に事業所が決まりましたらば検討しまして、町で負担できる部分があればその辺も、町の負担というのも考えていきたいとは考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、具体的には介護認定を受けている方を中心のサポートと、対象としてはそういうふうに理解していいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

この生活支援体制整備事業につきましては、介護認定を受けている、受けていないにかかわらず、高齢者の方の介護予防を目的としたものですので、介護予防のための外出支援ということで考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、いろんな形でこれから検討を具体的に進めていくのだと思うのですが、そうしますと高齢者の外出支援としてはかなり有効的な方策としていけるかなと、今答弁を聞いて思ったのですが、それについてはそういう認識でいいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

今、国でも町でも地域で支え合うというところを、高齢者につきましては進めているところがございますので、これは地域のご協力をいただいて、有効な支援になるかなと考えております。いろいろな課題があると思いますので、地域の方と相談しながら、一遍に全町的に広げるとするのは難しいと思いますので、できるところから1つずつ進めていければと考えております。

以上です。

○森 一人議長 4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、大体のめどというのですか、スケジュール的にはどのぐらいのあれで考えていらっしゃるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

協議体のほうでの話合いが今年度から仕切り直しで始まっておりますので、できれば今年度中にはある程度方向性を出して、来年度以降にまず1か所をモデル的に事業ができればいいかなと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういうことでは、具体的に進めていっていただきたいと思います。

次の（2）に移ります。この生活サポート事業が、2年度からの金額を答弁をしていただきました。これは、その以前は細かい金額は今ちょっとありませんけれども、恐らく倍以上の予算組みがされていたと思うのです。実際にやられた事業所さんが中止をされたことによって、この予算のほうもぐんと減ってしまったという経緯があると思うのです。この3年間の金額、徐々に200万から260万、253万ということで、この辺で推移しているわけですが、担当課の認識としては、いわゆる以前使われた方が取り残されているということは考えられるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、お答えいたします。

平成30年度をもって、町内にございました事業所が閉鎖に伴いまして、この生活サポート事業、少しというか、利用者の方の移動に関する事業が翌年度以降難しくなったという事実はあると思います。ただ、実際にその中でご家族に支援をしていただける方も含めて、当時利用者さんについて確認をした経緯もございまして、加えまして類似のサービスとしまして、既に実施をしていた福祉タクシーの事業もございまして、こちらについては障害の手帳等級でいきますと、身体障害者手帳の3級までの方、それから療育手帳のBまでの方のみを対象とさせていただきますが、令和元年の8月より、それ以外の例えば身体障害者手帳でいきますと4級から6級、あるいは療育手帳のCの方、それから精神保健福祉手帳の取得をされている方、特定疾病の受療証をお持ちの方等にも拡大をしまして、移動の足という形で展開をしてきているところでございます。

取りこぼしということもございまして、担当課として取りこぼしがないように、そういった代替というか、新たな制度もつくりまして実施をしていますので、全くないということにはちょっと言い切れませんが、一定程度、生活サポート事業からそういった他の制度に移行していく方も対応させていただいていると考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） その当時、非常に大きな問題になったわけなのですが、その該当する方が町に申請をしていくとかというのがなかなかないままということが、当然そういうケースもあると思うのです。

ちょっと再度お聞きしますけれども、対象者の方の把握は、町としては全員されている、そういう状況であるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 登録の方の関係でございまして、まずこの制度、対象になる方につきましては手帳の取得関連で、窓口で手帳の交付をする際に併せてお話をさせていただいています。その中で、タクシー券のほうもそうなのですが、一旦ご自分で移動できる方なんかは、登録はしない方もいらっしゃる。ただ、ご家族等でご支援いただく方なんかは、また後日登録をしますというような話もございまして、加えまして少し違ってきているのが令和3年度からですか、高齢者外出支援タクシーとの関連で、手帳を持っていたとしても高齢者の外出支援タクシーのほうの年齢該当する方々は、そちらのチケットを使っていただいで移動するというのも有効な手段ということで周知をさせていただきまして、実際先ほどのちょっとサポートから離れてしまうのですけれども、タクシーに関しましては、障害のほうの関係は1回の乗車につき1枚しか使えなかったのですけれども、外出支援のほうは複数枚利用ということが出来ますので、そういった意味では同じ類似の制

度として、少し自分のお財布から出る費用が抑えられるかなというところではあります。

生活サポートに関しましては、実際先ほど申し上げた町内の2事業所というところ以外にあるのですが、これ実は生活サポート事業所自体が、嵐山町に限らず近隣の市町村でも少しずつ減少しているところもあるものですから、利用者さんの利便性の部分と事業体の存続というところが、少し担当課としても危惧をしているところでございます。そんな中で、令和2年に新たに1つの事業所が立ち上がりまして、現在着々と実績を上げていただいているというところもございますので、把握という部分でいきますと、全ての方という部分は難しいのですが、年間の実利用者の方の状況については当然把握をしておりますので、そういった中で、利用については改めてそういった周知を図っていく等の対策をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） タクシーの場合、車椅子の方等が乗れる車両というのは、ある意味数が当然限られていると思うのです。ただ、（1）のほうで、いわゆる支え合い協議会等々の取組と、今の生活サポート事業を併せて今後しっかりと展開していただければ一つの方向が、明かりが見えてくるかなというふうにもちょっと思っております。それを今後もしっかりとやっていただきたいと思えます。

（3）のほうに移ります。デマンド交通を検討するという点について、答弁でスクールバスのお話がちょっと出てしまったのですが、コミュニティバスとして、これがデマンド交通としてなり得る、その辺もちょっとあれですか、どういう考えでこれが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、スクールバスをコミュニティバスとして使うのかどうかということは、今決まっているわけではございません。小学校再編等審議会の答申の中に、空き時間にコミュニティバスとして使えるように配慮してほしい、考えて検討してほしいということで答申をいただいておりますので、最大限配慮をしますということで、それを優先させていただきますというのが、まず基本的なスタンスです。

それで、町として結論を出したいということをお願いさせていただきましたが、今私どもは教育委員会とお話合いをする中で、まず審議会の中でコミュニティバスとして使えるのか検討してほしいというふうにご意見をいただいた方は、私たちはその言葉が大切ではなくて、その前が大切ではないかというふうにお話をしています。要は、子どもたちのために100%、子どもたちに絶対に迷惑をかけないようなスクールバスをやった上で、空いていたらコミュニティバスとして検討してくださいという、そこで結論をまず出してから次に進みたいと、そのような形でお話をしております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今回はデマンド交通についての質問ですので、そっちのほうにちょっと戻りたいと思います。

県が出しております、これは令和4年4月1日現在、デマンド交通の実施状況というリストがございます。県内では24の市町、実際にこれを実施しているというデータです。近隣では、滑川町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町と、この中では出ております。基本的に、デマンド交通はドア・ツー・ドア、これが基本です。

例えば滑川町では、ワゴン型の車両1台、セダン型の車両2台、これは去年の段階ですけれども、運行していると。今は週5日ですけれども、このデータでは週3日の運行になっておりますけれども、運行事業者は、これは滑川町がやっていると。これは、去年の質問の中でも私も質問いたしましたけれども、こういう形で運行しております。滑川町の場合は会員制でやっているわけですが、5人体制、非常勤職員の方が5名、運転される方が3名、それから受付の方が2名ということでやっています。私が聞いたときには、経費が800万程度だったのですが、今、週5日まで来ていますので、恐らく1,200万ぐらいになっているかなと思っているのですが、ほぼそのぐらいの金額で運営していると。会員さんが、ちょっと数字が、すぐは細かい数字は出ませんが、大体300から400人ぐらいが登録されて、登録されている方は非常にうまく使っておられて、好評だということでございました。滑川町は、会費は取りますが、無料でやっています。それから、小川町は、ここもワゴン型車両1台、セダン型車両14台になっていますけれども、これは500円。これは、小川観光タクシーが事業しているということです。等々、いわゆるドア・ツー・ドア方式のデマンド交通が、このように周辺自治体でも普通に実施されているということなのです。

私は去年の議会でも質問しましたが、例えば今のタクシー券でいいますと、要するに利用するケースの場合、例えば買物、病院等なのです。それから、役場に来るというのもあるでしょう。例えば北部、私が住んでいるところからいいますと、例えば日赤とか嵐山病院に行くのに往復大体7,000円ぐらいかかってしまう。そうすると、例えばタクシー券が48枚あったにしても、1回で大体12枚は使ってしまう。ですから、いわゆる病院に行くものとしての費用としては、やっぱりそのぐらいで、あるいは通常としては使えないという、要するにあつという間になくなってしまうと。例えば市街地の中、要するに町の中だと、今度はそんなに当然費用はかかりませんから、ですから各住んでいるところによって不均衡になっているということです。これが出てしまうと。ですから、買物に行くのもそうです。例えば1メートルで行ける。しかし、我々から見ると、我々というか吉田から見ると、往復で4,000円、5,000円かかってしまう。これは買物には使えないですね。ですから、果たして行政サービスとして考えた場合に地域差が出てしまっていると。これは非常に大きな問題だと私は思っているのです。

ですから、ほかの町は、例えば均一500円とか等々、地域差はないです。なくてやっているわけです。ですから、要するに住んでいるところによって行政のサービスが変わってしまうということは、本来あってはいけないことだと思うのです。その観点で考えると、まず1つは各市町がやっているドア・ツー・ドアのデマンド交通、これを検討する考えがあるかということをお前は質問したのです。それについてはどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

議員さんがおっしゃるデマンド交通、ドア・ツー・ドアの検討をするタイミングというのは、先ほど答弁をさせていただいたとおりで、スクールバスをコミュニティバスとしては使わないというか使えないと、もうその案はなくなります。なので、違う案でいきましょうということになれば、いよいよデマンドを検討するという当然タイミングになります。ただ、当然今のタクシー券、恐らく1,000万円以上、町の予算のほうに当たっていますので、こちらをどういうふうに変えていくのかというところでなりながら、併用等考えながら行うと思います。

また、デマンド交通を行うに当たっては、今具体的に滑川町のお話が出ました。滑川町は、私も知っている限りは全額町が持っていて、よく言う特別交付税で戻ってくる分というのがあります。小川町も、全部今町で行っているのですが、特別交付税の分がありません。ですので、町としては今までお答えさせていただいたとおり、町全体ではやりたいのですが、できるだけ有利な補助制度をいただきたいというのは思っておりますので、タイミングとしては、今お話ししたようなタイミングになろうかなと思っています。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、スクールバス等々というのが、具体的には令和11年度開校ですよね、予定が。要するに、タクシー券の制度が、当面令和7年度。ですから、前回私が質問したときの回答では、7年度まではタクシー券があると、制度として。それ以降については検討していますという答弁があったのです。ですから、その進捗状況をお聞きするというのが、今回の一つの目的でもあるわけですが、そのスクールバスのコミュニティバス云々かんぬんとはちょっと次元の違う話なのです、これ。要するに、スクールバスをコミュニティバスとして使えるかどうかというのは、それは当然検討課題であるでしょう。私が質問しているのは、そのことではなくて、タクシー券の次の制度についてどういうふうな検討をやっているのかということをお聞きしているわけですから、ちょっと認識が違うかなと思うのですけれども、その点どうですか。

ごめんなさい。コミュニティバスという認識をもう少し詳しく、併せて。

○森 一人議長 併せて。

○4番（藤野和美議員） いや、いいです。では、コミュニティバスについての認識をちょっと。

○森 一人議長 認識につきまして、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

コミュニティバスというのは、一般的な路線バスのようなイメージを取っていただければというふうに思っております。また、議員さん令和11年の4月の開校というふうにおっしゃいました。スクールバスをコミュニティバスとして使った場合は、確かに令和11年です。そうではなくて、私も教育委員会と相談しているのは、まずスクールバスとして大まかな方針が出たら、それがまず使えるのか使えないのかというのが分かるはずというふうにお話をしています。例えば契約形態で空いている時間はもうないので。コミュニティバスとして使える以前に、空きませんと、スクールバスの空いている時間はもうありませんというふうに言われてしまえば、その時点でもうコミュニティバスの検討は終わりますので、そうすればデマンド交通等の検討に入れますので、私どもは待っているというところとちょっとせかしているようなのであれなのですが、スクールバスとして大まかに方針が出た時点で、私どもがそれをまずコミュニティバスとして使えるのかどうか検討して、そこで使える、使えないを早めに決めたいというふうに思っているものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） いわゆるコミュニティバスの考え方、路線バスの、要するに停留所に行って、この方式はこの町でもやった経緯があると思うのです。実際には、停留所に行くまでが大変な人たちが外出支援を求めているわけですから、停留所に行くということ自体が難しい人たちのための話を今しているわけです。ですから、そこでコミュニティバスとはやっぱり次元が違うのです。

だから、要するに路線バスのものは、使う人数が少なくて廃止になったはずなのです。これは、滑川町も同じような経緯で、このデマンド、ドア・ツー・ドアに変えたという、各町がやっぱり停留所方式は、これはいわゆる高齢者とか交通弱者のための外出支援策とは次元の違う話です。それは、ちょっと認識をしっかりと改めてもらわないと。その辺についてはどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

まず、認識が違うというふうにお話をいただきました。このデマンドタクシーにつきましては、例えばときがわ町ですとか鳩山町が比較的進んでいるというふうに言われております。このデマンドタクシーの一番の特徴につきましては、完全な赤字路線だということです。赤字がどんどん、どんどん、言葉は悪いですがけれども、積み重なって行って、それを全額町が負担すると。そこにいい補助制度があると。運賃収入では、多分1割、2割だというふうに言われています。その残りの

8割の部分、例えば国の補助金が入ったり、特別交付税ですと8割の、ありますよというような形になっておりますので、特別交付税というのも全て8割というふうに当てにするのも危険ですので、一定のというよりも、かなりの大きな財政負担を伴いますので、そこでなかなかちゅうちょしてしまうというのが実情でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 滑川町の経費を先ほどちょっと言いましたけれども、車のリース代と、それから職員の経費含めて、私が週3日の段階では800数十万円だったのです。嵐山町のタクシー券、もう1,000万超えています。ほぼ同じ金額で、実はあれを運営しているのです。

ですから、赤字というのであれば、嵐山町のタクシーも赤字ですよ、そう考えれば。でも、公共交通の、この外出支援の場合は赤字とか黒字とかという次元の、ちょっとその話ではないです。これ、外出支援ですから、赤字黒字は関係ない。どう外出を支援していくのだと。いろんな、ありますよ、理由は。

ですから、補助を使う。今、課長が言っている補助というのは、最初町が車を購入するとき、だから恐らくときがわ町とか鳩山町は、国の補助をもらってあって車両を購入していると思うのです。そのときのことをおっしゃっているのかと思うのですけれども、滑川町は車をリースしているのです。購入していません。リースです。ですから、そういうものも含めて検討を、総合的なこのデマンド交通について検討をする考えがあるかどうかということをお聞きしているわけです。これについては、町長はどうですか、これについて。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、今タクシー券を利用して、そして外出タクシーの支援をやっております。当初、最初スタートした頃は、大体300万円行くか行かないかぐらい。しかし、途中から500円券1枚しか使えないのでは、ちょっと使い勝手が悪いので、何枚か一緒に使えるようにしてもらえないかという要望があって、ただ総額的には増やすことは必要ないですよというような提案もある中で、そういった方向性でかじを切っていた。そういうふうになると、今度は使い勝手がよくなったせいか、今年度は多分1,000万ではとても足りないと思います。多分1,500万ぐらいは行くかなというふうに、私も何となく見込んでおります。そういうことを考えると、今藤野議員が提案していただいたその考え方、今それで3人のドライバー、2人の受付、それから車両はリース、会員制にしているというようなことの中で、本当にこの1,200万円程度の予算でできているかどうか。これは、しっかりと嵐山町としても検討をしていく。

もちろん今、課長のほうからお話があったようにスクールバスとの兼ね合いで、このスクールバ

ス自体をコミュニティバスとして使えるかどうかということも同時並行ですと同時に、今の話も今から検討するという事は、とてもやっぱり理にかなった形になるかなというふうに思います。やり方によっては、今嵐山町が組んでいる予算以下で、さらに地域差の解消にもつながるかもしれない。予算的にもよくなるかもしれない。そして、利用者にとってももっと便利になっていくという可能性が非常に感じられましたので、それは学校のスクールバスとはまた別の次元で、また検討していくということはしていきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） では、そういうことですね。検討をしていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（藤野和美議員） 2番、遊休農地対策について。

今後、遊休農地の増加が予想される。そこで、以下の点について質問します。

（1）、農地バンクの利用の現状と今後の活用方向は。

（2）、町としての遊休農地活用促進策は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、質問項目2の（1）につきましてお答えいたします。

町内の機構を通じた農地バンクによる農地の貸付状況につきましては、農事組合法人が約25.6ヘクタール、157筆、一般社団法人が5.8ヘクタール、36筆、個人が2.2ヘクタール、16筆となっております。このほか、農業経営強化促進事業による利用権設定が225ヘクタールございますので、農地バンクでの割合は全体の13%でございます。

また、令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法の改正によって、これまで農地の利用、集約化を継続的に進めるための人・農地プランが地域計画と名称を変えて法定化されました。この法定化により、町では町基本構想を改正し、令和6年度末に町農業の将来の在り方、中心経営体の農地利用目標図等が盛り込まれた地域計画を策定する予定となっております。地域計画策定以降の農地の貸し借りににつきましては、農地バンクでの利用権設定が軸となります。農地バンクによる賃借は、複数の出し手の農地を集約して担い手等に貸すことも可能になるなど、農地の賃借、集積を効率的に進める手段として活用したいと考えております。

続きまして、質問項目2の（2）につきましてお答えいたします。遊休農地につきましては、全国的にも深刻な問題であり、当町においても同様であると認識しております。当町におきましての遊休農地活用事例といたしましては、過去に観光果樹園ふるさとのブルーベリー園、勝田の梅林の

事業が代表的でございますが、残念ながらその後の取組はございません。振り返りますと、かつては過去の取組のように大規模に遊休農地を解消する傾向にありましたが、現在ではなかなか困難かと考えます。また、所有者一人の力でも心細く解消に向けての糸口が見えてこないとも思います。こうした状況を踏まえると、たとえ10アールに満たない農地であっても地域等の仲間を募って遊休農地を解消し、楽しく活用する、(仮称)農地守り隊のような小さな団体を育成し、町で支援できる体制を検討し、多くの団体が町内に生まれ、小規模であっても一歩ずつ遊休農地の解消に向けて活動できるよう機運を高めてまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 農地バンクについては、長島議員も質問されていたわけなのですが、この遊休農地(1)番、(2)番、一緒にちょっと再質問いたします。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番(藤野和美議員) この答弁の中でも、これまでのブルーベリー園や勝田の梅林という例が出ているわけですが、やはり町として特産物を推奨していくということがないと、個々の地権者、所有者が考えて展開するというのはやっぱり限界がある。それから、遊休農地になっていること自体が、当然所有者の高齢等によって、所有者自身がその土地を再耕作するというのは非常に難しいと、現実的に。そこが、やっぱりもう現状だと思うのです。ですから、今はどんどん、どんどん増えていく。かろうじて草刈りだけはしているけれども、作物は作っていないとか、もうぎりぎりのところまで来ている方が、非常に私がお聞きする中でも多いのです。増えてきているわけです。

ただ、その中で、今一つの取組として、吉田地区のほうでも小川和紙ありますけれども、和紙の関連で必要な、要するにトロロアオイという紙と紙をくっつけるためのものというのが、今耕作を始めているグループがいらっしゃいます。それから、コウゾ、和紙の原料ですけれども、こういうものを今作り始めて2年、3年でしょうか、今年は非常に品質のいいものができたということで、出雲のほうでも使われているということでおっしゃっていましたが、これは一つの大きな取組だと思うのです。例えばコウゾといいますと、私の家の周りもそうですけれども、放っておいても生えてきてしまうという、どんどん、どんどん、もともと土地に合っているわけなのです。だから、それが要するに農産物として生かせる方向が見えてくれば、土地としては非常に可能性のある土地だと思うのです。

ですから、その辺は一つ町として研究をして、やっぱりこういう作物はどうだろうかというのをどんどんある意味研究もし、提案もしていくと。これが、やっぱり町としていろいろ当然取り組んでいると思うのですが、その辺をもう少し前に進めるということはどうかと思うのですけれども、それについてはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

議員ご提案のトロロアオイやコウゾの和紙の原料でございます。少し前に、議員から吉田地区の仲間が遊休農地を活用してそういったものを作っているというお話をお伺いしました。お隣が和紙の産地の小川町ということで、非常に取引の相手も見つかる可能性もあると考えますし、面積もかなり作付に必要だということで、大きい面積の農地が解消するにはもってこいかなと考えております。

また、トロロアオイやコウゾの和紙の原料のほかにサツマイモ、これはちょっと町で遊休農地を解消するための何か特産品がなくてはということでしたので、今農政課のほうで町として考えているのは、サツマイモのほうを各新規就農者や農家等に勧めているところでございます。そういったところを、議員がおっしゃったように、一つ特産品になるものというのを近々に決めていきながら、遊休農地解消の提案の作物にしていきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 我々のほうも、サツマイモを今年から作り始めたりなんかしているのですが、やっぱりその場合、この答弁の中にも農地守り隊という、仮称がついていましたけれども、やっぱり一人ではなかなかこれをやる気にはならないのです。ところが、やっぱり集まってみますと、集まってくる、いろんなアイデアも出るし、次これしようという、どんどん、どんどんアイデアも出てきます。ですから、守り隊と、そういう団体、共同体というか、それについての例えば支援の方策についてはどんなものが考えられるでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、お答えいたします。

現在、町で農業者に対して行っております支援の代表的なものは、皆さんご承知のとおり農業者フォローアップというのがございます。農業者、生産組合の組合員、認定農業者等が対象となっております。そのほかに、観光イチゴ農園ですとかブルーベリー園の団体にも補助を出しております。そういった中で、その要項を少し、対象の農業者、団体等の拡充をしまして、そういった（仮称）農地守り隊のような団体にも支援ができるように、ちょっと考えていきたいと思っています。

私が、（仮称）農地守り隊と答弁いたしましたところは、非常に今、地域守り隊ということで町道などの草刈りなどをやっている取組が非常にいいなと思ひまして、調整区域なんかですと、ちょっと道路の除草プラス水路の除草等もやっておりますので、また地域守り隊につきましては規約をつくっております。ぜひとも農地守り隊の団体にも規約はつくっていただいて、しかも遊休農地を

解消する団体の中に地権者も巻き込んでいただきますと支援がしやすいのかなと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういった意味では、一つの方向が見えてくるかなというふうに思っております。それにつきましても、農業問題はいろんな問題が山積するということか、逆に解決していけば明るい未来が当然見えてくる。決して暗い話ばかりでは当然ないわけで、ただやっぱりそういういろんな方策を継続的に、それから専門的に推進していく。それは、当然町の行政の役割だと思うのです。

ただ、そのときに、これは長島議員が質問もされておりました。いわゆる公社という一種の振興公社、いわゆる専門部隊、これがやはり農業分野には、当然土地活用もそうです、それから特産物もそうです。ほかのいろんなもろもろ含めて、当然農政課が頑張っているわけですがけれども、プラスやっぱり専門家みたいな、やはり専門的にそこの分野を推進していく。その役割を持った、この機能が、ちょっと行政に必要なのではないかなというふうに思っているわけなのです。それについては、課長、何か考えはありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

中村農政課長。

○中村 寧農政課長 長島議員のご質問の中でもお答えしましたが、公社は非常に魅力的でございます。ただし、今嵐山町の農業を取り巻く中では、まだ公社の設立というのはちょっとハードルが高く考えております。そういった中では、今のところそういった農業の指導者の普及員という専門職も町にはおりません。その点は、うまく県と連携してやっております、県の方も熱心に、新規農業者を含めた多くの方を指導していただいています。また、そういった方々の機運を高めるためにも、将来的にはそういった方向性も検討してはいきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） ちょっと農業分野の専門、公社等の方向を考えますと、それについてはあれですか、町長はそれについてはどんな考えをお持ちでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今、中村課長のほうからもお話があったように、専門家を置いて、これこれこうだということができれば、これは非常にいいことかなというふうには思います。ただ、嵐山町の現在の農業のその実態、そういったことからすると、少し時期が早いかな。先日も長島議員のほうから公社のご意見もいただきましたけれども、これはもうちょっと嵐山町の農業が成熟していった、次の段階に大き

くステップアップしていく。そういったときには、こういったところまで含めて考えていくということは必要かなと思うのですけれども、今の段階としては、今課長のほうからも話があったように、県のほうのやっぱり専門の方たちもいますので、そういった形のご指導をいただきながら、今のところは進めていくということが、現在の嵐山町の農業にとっては一番適正な形かなというふうに思っています。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私は、成熟させるために必要なのではないかというふうに思っているわけです。それについては、また要望をいたしまして、次の質問に入りたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（藤野和美議員） 3、ラベンダー園について。

（1）、今年のラベンダーまつりの評価は。

（2）、今後の運営の方向は。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、質問項目3の（1）につきましてお答えいたします。

今年のラベンダーまつりに関しましては、観光協会の創意工夫や関係者の努力の結果、天候にもおおむね恵まれ、テレビやラジオ、新聞等で多く取り上げられたことから、昨年度より2,231人多い3万2,740人の方に入場いただくことができ、大野埼玉県知事にも来場いただきました。収益については、収入面と支出面について改善を図り、国の補助金がない中で利益を計上することができました。利便性については、観光バス駐車場の変更や手芸施設の活用などの施設面の見直しを行い、昨年度からの課題について改善を図りました。イベント広場には、昨年度より多くの事業者に出店いただき、売上げについても昨年度より増加を達成することができました。また、祭り終了後には、町民がラベンダーへ親しみを持っていただくことを目的といたしまして、摘み取りイベントを実施し、多くの方に参加いただきました。来場者アンケートの結果については、多くの方に満足いただいております。ご来場いただいたお客様に楽しい時間を提供することができ、また嵐山町の知名度向上に寄与できたと考えております。これらを勘案し、今年のラベンダーまつりは成功と考えております。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。今年のラベンダーまつりでは、国からの補助金がない中でも利益を計上することができました。今後も引き続き観光協会と連携を密にし、ラベンダー事業全体の黒字化を目指しつつ、持続可能な事業展開を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） （1）番、（2）番関係がありますので、全体で再質問をさせていただきます。

祭りにつきましては、昨年、今年と3万人を超えた形で、ある意味安定した入場者ということが言えるかなというふうに思います。昨日のほかの議員さんの答弁の中でも、支出の改善、それから収入の改善ということで、非常に祭り自体は黒字化というか、今後この方式でいけば安定して運営していけるだろうという方向はお聞きしたところでございます。

今後のラベンダー園について考えますと、やはり圃場整備のコスト、これをどうするかというのが、やっぱり一つ今後の課題かなというふうに私は思っているわけですが、その中で一つの鍵が町民参加、マイラベンダークラブ、この辺の状況は今どういうふうになっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 マイラベンダークラブにつきましては、千年の苑の圃場の中の一部の区画を設けまして、町民、一部事業者もいらっしゃいますけれども、自らラベンダーを耕作していただきまして、事業に活用したり、自分でおうちで楽しんだりとかしていただいております。また、定期的にラベンダーを活用した教室等も、町と連携をして観光協会等のご協力もいただきながら実施をしているところでございます。いずれにしましても、町民のラベンダーに親しんでいただくという意味合いにおいては、マイラベンダークラブは大きな意味があると考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を11時20分といたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時20分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第4番、藤野和美議員の再質問からになります。どうぞ。

○4番（藤野和美議員） マイラベンダークラブ、実際にやっている方は非常に熱心にされていて、株も本当に大きな株に生育されて、ラベンダー園の中でも非常に大きな特徴ぐらいになってきているかなというふうに思っているところでございます。

答弁の中で、ラベンダー事業全体の黒字化を目指しつつ持続可能な事業展開を等々答弁があるわけです。議会のほうでも提言をいたしまして、四季折々、通年要するに楽しめる場としてということで提言もしたわけでございます。そのためには、センニチコウを今回植えてということで、新しい花も植栽するという取組をしようとしているわけですが、やはり黒字化ということになっ

てきますと、祭りの費用、本来は昔は祭りの収益で年間の圃場整備までという考えが、当初はあったと思うのです。ただ、現実的には、現状の要するに祭りそのものは赤字を出さないで運営していくと、これが現実だと思うのです。

ただ、祭りの効果はブランディング、嵐山町でいえばラベンダーと、これは非常に大きな効果を年々これ上げてきていると、私も評価しております。これをベースにしながら、どう黒字化していくかという、そうしますと、いわゆるラベンダーの期間以外の時期に花があると。これがセンニチコウであったり、それからポピーであったり、それから今後いろんな展開が当然考えられると思うのです。要するにラベンダーの期間以外の時期にお客さんが見えて、そのお客さんがどういう形で、いわゆる収益の中で、下世話に言えばお金を使っていただけか。この辺の仕組みをつくらないと、全体の黒字、圃場整備、恐らく2,000万ぐらいは当然かかっていると思うのです。ですから、その辺のやっぱり仕組みを制度設計としてしっかりしていかないと、黒字の道というのはなかなか難しいだろうと。それは、協会の仕事だと言えばそれまでなのですが、町がこれまで投資を随分しております。ざっと言えば、町のお金だけでも2億円ぐらいは恐らくかかっていると思うのです。これを、やっぱり何としても黒字にして、逆に町に、町からいえば投資しているわけですから、その分は収益として町に返ってこない、事業としては意味がないと、そういう考えは当然あると思うのです。

その一つ四季折々のという中で、これは大野議員が提案も以前してございましたけれども、例えば四季折々の花の中の一つとして、ある方がバラを植栽されていると。どんどん増えてきているので、植える場所がなかなかないということで、ではそこを、ラベンダー園の一角にバラを植栽させてもらってという提案がというお話がありました。例えば町民の方が、別にあの全部をバラ園にするということではないのですけれども、要するに四季折々というものの一つの取組として、そういう方法もあり得るのではないかと思うのです。ですから、町民参加の一つの形としてそういうことが考えられないかということについてはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 それでは、お答えいたします。

議員ご提案ということで、ありがとうございます。バラということでお話しいただきました。私も勉強不足ではあるのですけれども、バラといいますと、近隣だと川島町ですとか、あとは伊奈町ですとか、バラを一生懸命やっているかなというのは承知をしております。非常に花もきれいですし、人を呼ぶ要素というのは高い花ではあるかなというふうには感じております。町民参加の一つの形としてという部分も含めて、どういった展開ができるかという、そのスタートの部分からなると思うのですけれども、研究はしてみたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) ラベンダーまつり以外の期間に多くの人においでいただくというこの戦略。おいでいただくときに、イベント、祭り、経費をかけないで散策していただくという形に当然なるうかと思うのです。一々お祭り、イベントをやっている。これは、当然もうコストがかかって、どうにも逆に採算が取れない状態をつくってしまいますので、私はあそこは散策する場所として展開していくと。

そのときに、一つ必要なのは駅からの動線をしっかりつくっていくと。これは、駅の使い方にも当然関係するわけですが、駅西がロータリー整備されて、当然もう近々にはきれいにもうなってくると思うのです。そのときに併せて、やはり乗降客を増やしていくと。そのためには、ラベンダーもしかり、それから嵐山溪谷の紅葉もしかり、それから当然菅谷館、歴史もあります。ですから、歩く方を、要するに私はウォーキングの町ということを提案もしているわけですが、要するに歩く方を、散策する方を増やしていくと。その動線をしっかりしていくと。そのときに、ラベンダーだけではなくてほかの花もあれば、そこで散策するコース、例えば桜もあるでしょう、いろんなことある。散策する方は、現実に今大勢いらっしゃいます、花以外にも。ですから、環境としてはあの場所は非常に最適な場所だと。ですから、その仕組みを、一つは動線をしっかりとやしていくと。ただ、動線といっても決して大きなものを造るわけではなくて、矢印一つあるだけで、それからマップを作って等々であれば、そんなにコストのかかる話ではないです。

もう一つは、これも協会のやることだと言ってしまうとそれまでなのですが、例えばバーベキュー場をもう少し整備をして、あそこでお金を使っただけ。食事の面とかお土産の面とか、こういうもの等々を戦略として考えていけば、年間私は2,000万ぐらいの売上げは十分にプラスができるだろうというふうに思っているわけですが、その辺についてを協会のほうに提案していくという考えはあるでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 答えいたします。

議員おっしゃるとおり、バーベキュー場、嵐山溪谷、ラベンダー園、あの周辺は桜並木もございます。非常に魅力的な場所でありまして、ウォーキング含めて、お客さんが多くいらっしゃるエリアであると当然のことながら考えております。誘導の一つの手段として、マップの整備、あとは誘導する看板類でしょうか、を充実させるということは大切かなというふうには考えております。今現在も、もう何年前になるのでしょうか、もう10年以上前にはなるのですけれども、ちょっと嵐丸くんのデザインの入ったような、少しこう柔らかいデザインの看板を設置はしてあるかと思えます。そういったものもございますので、もう一度再点検をするなり、あとはマップも、現状もあのエリアに誘導するものというのは既存のものはあるのですけれども、さらに磨き上げるというのでしょ

うか、内容を分かりやすくしたりですとか、そういったことは観光協会と併せて一緒に連携をして工夫をしてまいりたいかなと考えております。

また、バーベキュー場で利益を上げていこうかと、おっしゃるとおりだと思います。現状でも、たくさんお客さんいらっしゃっておりますので、さらにお客様のニーズを捉えて、今現在準備中ではあるのですけれども、水上のアクティビティー、サップという、サーフボードを大きくしたようなものをパドルを持ってこぐというアクティビティーの事業化に向けても今調査研究をしておりますので、ほかの、近隣にも類似施設たくさんできております。競争ですので、差別化を行いまして、お客さんに選んでもらえるバーベキュー場を目指して、観光協会とともに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これもまた以前に質問した中でご紹介したことなのですが、伊豆の松崎町では田んぼに花を、種をまいて、3月から4月にかけて大きなイベントに今なってきました。その田んぼは、当然その後、うなって、また米を、稲をやっていくと。水田として当然使っていく。ですから、新たな施設を造らなくても、今ある状態の中で、ちょっとした工夫で観光資源等にもなっていくと。これ十分に、周辺地域はその可能性、大平山も含めて、もう観光資源として、当然十分な素質は持っています。ただ、素質は持っていますが、やっぱりちゃんとそれを観光資源として仕上げていくためには、やっぱり手だてが必要だと。大蔵館跡もそうです。

ですから、そういう意味でその辺の戦略を、今後観光協会とともにというか、町としての、これはDMO自体がそういう目的で取り組んできたはずですので、その辺も含めて、周辺も含めての今後の戦略について、町としてどういうふうを考えているのか、ちょっと最後にお聞きしておきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

小輪瀬企業支援課長。

○小輪瀬一哉企業支援課長 答えいたします。

総合振興計画もしくは総合戦略等にも、町は観光事業充実を図って、交流人口を増やして、なおかつ町のPRを行っていくとうたっております。この辺りは町の仕事として捉えておりまして、観光協会と連携をして、さらに盛り上げていけるように進めてまいりたいと考えております。

まさに、繰り返しのようになってしまうかもしれませんが、嵐山溪谷、ラベンダー園、桜堤、町の南部地域のあのエリアは本当にすばらしい場所で、たくさんのお客さん、紅葉の時期にも見えておりますので、さらに観光協会と連携をして、磨きをかけて来場者に喜んでもらえるように、また町民の方も自信を持ってもらえるように、そういう場所にこれから進めていけたらいいなというふうに考えております。

以上でございます。

〔「終わります」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 小 林 智 議 員

○森 一人議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号8番、議席番号1番、小林智議員。
初めに、質問事項1、ふるさと納税の取組の状況についてです。どうぞ。

○1番（小林 智議員） 議長の指名ありましたので、一般質問させていただきます。議席番号1番、小林智でございます。質問事項、通告書に沿って1番からご質問申し上げます。

ふるさと納税の取組の状況について。令和4年度の受入実績と活用実績がホームページにて公表されています。令和4年度の実績を踏まえて、以下の質問をいたします。

（1）、活用実績の各事業の内容（使い道）と寄附者の選択された使い道及び各事業への支出の管理（支出決定等の方法）について。

（2）、受入実績と活用実績の差額（繰り越された寄附金）の管理の方法と在り方。

（3）、ふるさと納税全体の収支額、これは受入件数、受入金額、返礼品、事務委託等の費用、それから実質収納額と町外へのふるさと納税による町税の減収見込額。

（4）、ふるさと納税による地方交付税等への影響試算。

（5）、今後の取組姿勢について。

以上、伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）から（5）について答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 質問項目1の（1）についてお答えいたします。

令和4年度の活用実績につきましては、地域猫活動推進事業費補助金10万円、嵐山重忠まつり実行委員会補助金170万円、観光関連消耗品11万4,000円、こども医療費給付金500万円、嵐山幼稚園幼児用プールの購入35万2,000円、菅谷小学校ブランコ改修236万5,000円の計6事業、963万1,000円となっております。

寄附者が選択された使い道につきましては、寄附が多い順に申し上げますと、自治体へお任せ1,758件、社会福祉事業659件、教育環境事業290件、環境保全事業190件、文化財保護事業110件、産業振興事業94件、スポーツ振興事業89件となっております。各事業の支出の管理につきましては、寄附を受けたものは、ふるさとづくり基金及びスポーツ振興基金に一度積立てを行い、予算の策定段階において活用できる事業の選定を行い、基金から繰入れを行っております。

続きまして、質問項目1の（2）についてお答えします。収入実績と活用実績の差額につきましては、寄附者が選定された用途ごとに区分して、ふるさとづくり基金及びスポーツ振興基金に積立てを行い、管理しております。

続きまして、質問項目1の(3)についてお答えします。令和4年度のふるさと納税につきましては、受入件数が3,190件、受入金額が5,911万8,000円となっております。一方、返礼品等に要する経費につきましては、2,963万4,000円となっており、実質的な収納額につきましては、2,948万4,000円となっております。また、令和4年度中の町外へのふるさと納税は5,047万2,000円となっており、これに伴う令和5年度の個人町民税の減収額につきましては、2,403万8,000円となっております。

質問項目1の(4)についてお答えいたします。ふるさと納税による普通交付税の影響につきましては、寄附金税額控除された2,403万8,000円のうち75%の1,802万8,000円が基準財政収入額から控除されることとなります。

質問項目1の(5)についてお答えします。ふるさと納税につきましては、嵐山町の魅力を知っていただくとともに、自主財源の確保をするための有効な手段だと考えております。令和4年度につきましては、返礼品の提供事業者に新たに3事業者が加わり16事業者となり、返礼品も123品目となり、前年度に比べ33品目拡大いたしました。引き続き、ポータルサイトの拡大や返礼品の充実を図り、寄附先として選んでもらえるよう取組を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。それでは、再質問に入りたいと思います。

今回のふるさと納税の取組の状況についての質問も、この件につきましては、私は再三にわたって質問いたしてきました。今日は今までの取組の別の観点から、全体像と総合収支だとか、そういうことについて、やっぱり町民が認識しないといけないと思いますので、その辺についてお答えをいただきました。これについて、この後再質問させていただきたいと思います。

(1)から(4)につきましては関連がございますので、基本順次行きますけれども、全体で1つの質問とさせていただきます。

それでは、(1)の活用実績の各事業の内容と寄附者の選択された使い道、こちらなのですけれども、ご答弁いただきましたとおり、こちらについてはホームページに公開されております。もちろん自治体お任せが一番多くて3,259万4,000円、それから地域猫活動が319万、以下、先ほどご報告ありましたので全部読み上げませんが、6項目の使い道に分けて、それぞれ使い道、用途を限定したふるさと納税が行われています。総額で3,190件、5,911万8,000円というお答えをいただきました。

それで、これはそれぞれに使っておるのですけれども、例えば地域猫活動をはじめとする環境保全活動、これは、はじめとするという言い方で、地域猫活動だけに限るのではありませんよという形で、環境保全事業全体にお使いいただけるものなのだと思うのです。今日は、答弁者として環境課長以下、企業支援課長、教育委員会の方にもお越しいただいたのは、この辺に、現場のほうとしてどんな取り組み方をされているのかなということをちょっとお伺いしたいと思います。

最初に、今最初の地域猫について190件、319万5,000円、これはもうかなり前からやっていて、コ

ンスタントにこういう金額がふるさと納税いただいていると思うのです。これについて、環境課長のほうで、ふるさと納税いただいたものに対する事業としてどのようなお考えがあるのか、ちょっと聞かせていただければと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

環境課の担当業務としてやっている事業で、こちらのふるさと納税の寄附目的にかなう事業といましては、地域猫活動推進事業ということで、嵐山町地域猫活動推進事業補助金として、猫の不妊、去勢手術費用、それ以外の例えば捕獲費、治療費、子猫保護費等に係る費用の補助を行っております。令和4年度は、10万円を満額使用させていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。先ほども質問させていただいたのは、そういった事業に実際使っていただいておりますけれども、このふるさと納税があることによって、そういったこういう環境課が抱えるいろいろな課題についての使い道というのは、いろいろな幅もまた広がるのではないかと思います。その辺について、今後も含めて、こんなことに使えたらいいのではないかとか、こういうことに使っていきたいとか、そういうお考えちょっとありましたらお聞かせ願いたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

議員さんおっしゃるように、環境課の環境保全事業というのは多岐にわたるものがございます。この地域猫保護活動もそうでございますけれども、私どもが担当しております蝶の里公園、ホテルの里、そういったところの枯損木、下草刈り等の保全事業も行っておりまして、そういった事業、もしくはそれぞれ、そのほかにも環境保全に係るものとしては、再三ご質問いただいているごみの集積場とか、その辺の生活環境の保全、そういった幅広いところに使用できるのかなと環境課としては考えておりますけれども、こちらのほうは基金管理は財政担当が行っておりますので、財政担当課とよく話し合い、協議をした上で、充てられるものは充てていくと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。これは環境課さんだけではなく、ふるさと納税のやっぱり基本的な目的というのは各自治体が、我々嵐山町としても、いろいろ一般質問等でもこ

ういう事業をやったらどうかとか、あの辺が足りないのではないかとお話ししても、やはり限られた財政の中でというのは必ず出てきてしまう。その一つの解決として、こういったふるさと納税というのがあるのだらうと思うのです。だから、せっかくこういう形でご寄附いただいた内容は、各執行に当たる方もその辺を積極的に活用して行って、こういうことに使えるのではないかという形でどんどん発案していただいて、もちろんこれは総務課のほうで、財政全体で基金を取りまとめていますから、その辺でこういった形で今まで足りなかったものが使えるのではないかということでご提案いただいて、有意義に使っていききたいなと思っておりますので、ぜひそういうふうにしていただけたらと思います。全部お伺いしたいところなのですが、基本は。

それと、もう一つ、小中一貫教育の推進をはじめとする教育環境事業という形で290件、500万、これもいただいているのです。これと、杉山城跡をはじめとする文化財保護事業、これ110件、190万。そんなに大きい金額ではないのですが、こういった形で文化財保護だとか教育環境の改善とかいう形でいただいていますので、この辺に、今環境課長に聞いたことと同じなのですが、現在の取組とこういうことに活用できるのではないかという、そういうものがありましたらお聞かせ願えたらと思うのですけれども。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、嵐山町に住んだことのない方などは、観光や環境に着目して寄附してくださる方が多いと思われていますが、ふるさと納税の本来の目的に沿うような形で、嵐山町で育ち、幼稚園や小学校を卒業された方が、今は町外に住んでいて、嵐山町の教育に関心を持って教育環境事業を指定して寄附をしてくださっているのではないかと考えております。そういったご趣旨に沿いまして、令和4年度において幼稚園のプールや学校のブランコ修繕ができたことに大変感謝しております。

幼稚園のプールにつきましては、園児が安全に夏、外での活動ができるようにプールが実施できまして、大変園児に好評で、楽しく使わせていただいております。また、小学校のブランコにつきましても、遊具の安全点検をした際に危険箇所がありまして、しばらくの間ブランコが利用できない状況になっていたところを、こういったものを活用させていただき、ブランコの修繕ができ、やはり小学校ではブランコというのは大変人気のある遊具でございますので、修繕が終わりまして使っていていいよとなったときに、小学生が大変もう多く順番を待つような形で使っているというふうにご承知しております。こういったことで、今後も教育環境の充実ということに着目したご寄附をいただければ、財政担当のほうと協議をしていきまして、有効な使い道を検討していけたらと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 杉山城関連でありますか。

次に、馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、私のほうから文化財保護事業についてお答えいたします。

こちらにつきましては、嵐山町は杉山城跡とはじめとします文化財が豊富にありますので、こちらの保全ということで使わせていただいているものと認識しております。前段に嵐山重忠まつり実行委員会とありますけれども、こちらのほうが文化財の関係ということで利用されたかどうかというのは把握しておりませんが、生涯学習課としましては、杉山城の保全ということで管理のほうに使用していると認識しております。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。使い道につきましては、特に教育関係につきましては、先ほど高橋課長のほうからも話がありましたように、子どもたちは遊ぶ遊具とかがなかなか修理が進まないとか、あるいは撤去して新しいものにしたいのだけれども、なかなか財政の厳しいところがあると。こういうものは、ふるさと納税する側からしても一番目につくところ、やっぱり子どもたちのものに使ってもらいたい、あるいは福祉のものに使ってもらいたいとか、こういうことが一番目に行くところだと思うのです。こういう改善にどんどん使っていただければ、寄附していただいた方へのやっぱりお応えになっていくのではないかと思いますので、この辺につきましては、せっかくいただいたものですから積極的に活用して使って、子どもたちのためであるとか、あとは文化財でもなかなかやっぱり予算が回らなくて後回しになってしまう、こういったことについても積極的に活用していただけたらなと思っております。

それで、こちらのほうにつきましては、いろんな項目について、資金使途に当てはめていろいろいただいているのですけれども、全般としてこれは総務課長にお聞きしたいのですけれども、この辺の項目を新たに追加するとか、そういったお考えとか、そういったときどうしているのかというのをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 事業につきましては、今現在8事業プラス自治体にお任せということになっておりますので、今現在、新たに事業を増やす考えは今のところございません。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎答弁の追加修正の申出

○森 一人議長 開会冒頭、藤野和美議員の質問事項1、高齢者や交通弱者の外出支援についての答弁の追加修正をしたい旨の申出がございましたので、この際これを許可いたします。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

午前中の1、高齢者、交通弱者の外出支援についての(2)、生活サポート事業の現状の答弁の中で、障害者福祉タクシーと高齢者の外出支援タクシーの利用の枚数の関係で、私のほうで障害者のほうが1枚というところをお伝えしたと思いますが、今年の4月1日から、より利便性を高めるため、福祉タクシー並びに障害者等タクシー、この2つのタクシー券の事業につきましては、利用料金が1,000円を超える場合は1回の乗車につき2枚使える形に変更になってございますので、その点を追加させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

○森 一人議長 それでは、第1番、小林智議員の再質問からになります。どうぞ。

○1番(小林 智議員) それでは、再質問の続きをさせていただきたいと思います。

今、(1)のところをやらせていただいているのですけれども、最後に(1)のところでは活用方法といいますか、いわゆる使い道、これはきちんと納税者が指示したところに従って、その形に事業へ使っていただくのが一番正しい方法だと思いますし、そうあらねばならないと思います。その上で、支出決定等の方法はどうかと先ほどお聞きしたのですけれども、先ほどの答弁の中で、全ての寄附を受けたものは全てふるさとづくり基金及びスポーツ振興基金に一度積立てを行って、予算の策定段階で活用できる事業に振り分けるというようなご答弁をいただきました。心配されたのは、やっぱり言うてはなんですけれども、目的外に利用されたり、そういうことはないですね、それぞれの目的に応じて積み立てられた額に従って、その事業にきちんと使われているのですよねということは、やっぱり納税者というか、ふるさと納税で寄附をされた方の思いもあるわけですから、その辺はきちんとやっていただきたいと思います。

これは当然、支出決定については予算策定段階とありますから、補正予算も当然含まれている話だろうと思うのです。この時点で、これはこの目的でふるさと納税の基金取崩しで活用しようという判断は、その策定段階の例えば補正予算なり予算に対する庁内の会議等で、その辺についても検討されているのでしょうか、お伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 先に訂正をさせていただきます。

先ほど活用事業の件数ですが、自治体にお任せを交ぜまして、全てで7事業のほうに振り分けております。お詫びして訂正させていただきます。

毎年、寄附されたものについては、スポーツ振興基金とふるさとづくり基金に一回積みまして、新年度予算もしくは補正予算のときに、この事業に使えるだろうということで、これは財政担当のほうで振り分けをさせていただいている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

それから、これ今訂正もありましたが、全部で7つの事業ですよ。7つの事業で、2つの基金に入れていきますから、中できちんと分別管理されているのだと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議員さんご指摘のとおり、まずスポーツの振興という部分は間違いなくスポーツ振興基金でございます。残りについては、全てふるさとづくり基金に入れているのですが、その中でも自治体にお任せの部分が幾らであった、環境保全が幾らであるということはしっかり分けて、使ったら残額が幾らというのも、入ってきた金額も含めて全部管理しておりますので、そこに適正にその事業に振り分けをして使わせていただいている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございました。

これは（2）のほうに入っているのですけれども、（2）では受入実績と活用実績の差額、要するに私はその年度に入ったものはその年度に使っている部分もあるのだろうなと思ったので、全部基金に繰り入れるというさっきお話がありましたので、結果としてこれ全部基金に入ってから、そこから必要な分だけ取り崩しているということですよ。であれば、この辺の管理の仕方というのは繰り越されようが何しようが、全部一旦入れて、そこから必要な事業に振り分けているということであるから、間違いなく管理は基金の中で管理されているという理解でよろしいのでしょうか。ちょっとその2番。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議員さんおっしゃるとおりでございます。ただし、今年度、この事業に前年ま

で寄附された基金を充てて、そこでお金が余った部分は、またふるさとづくり基金のもともとあった事業のところに戻しているという形になります。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

ふるさと納税される方は、もちろんタイムリーに使ってほしいし、必要なものは、もう緊急度のあるものはどんどん先に使ってほしいというのも寄附者の考えでもあるでしょうから、今のところ使い道がないからずっと置いておきましょうということではなくて、必要な事業を組み立てて、必要な範囲でどんどん使っていくというところがやっぱり寄附者の思いにもかなるでしょうから、そういう取組をぜひお願いしたいところであります。

それで、続きまして、(3)番のところの一般のお金の出入りと同じように総合収支というのをちょっと見るべき、総合収支という言葉が正しいかどうかはあれなのですけれども、総合収支ということを見ても今後見ていく必要があるのではないかなということでお尋ねしたものでございます。私は、もうちょっと個人的に勝手に、総合収支というのを何度か前のときもちょっとお話ししたのですけれども、表を作らせていただいて、実は私が参考にしているのが、まず今回の例でいえば、町から開示されているものが、まずは自治体お任せとかその他の事業とかという目的別の、用途別の形で寄附の件数、金額が開示されています。例えば令和4年度分はという形で今も開示されているので、その数字をまず基に置いて、今回については3,190件の5,911万8,000円、令和4年度は受けましたよという形で分かっています。この数字は、ふるさと納税による基本的な収入。

そこから、当然要した費用というのが、これが大きくて、これは当然返礼品に払われています。それから、送料に使われています。それから、決済事務に費用がかかっています。それが大きいのが、先ほどご答弁にもありました、例えばふるさと納税を扱うサイトです。その契約先も大分増えているということで、ほとんどがここを通っているのではないかと思います。ふるさと納税のサイトを通して寄附されるし、返礼品の発送もされているのだらうと思います。ですから、その事務費が相当膨らんでいるというところで、こちらのお聞きしている範囲と、先ほどのこととちょっと数字は違うのですけれども、私の試算ですと2,889万3,767円というのが費用総額だったので、お答えのほうでちょっと端数が違っておりますけれども、それはちょっと私の、どれを入れるか入れないかの違いだらうと思います。おおむねこの数字でした。これが総額なのですけれども、例えば返礼品は、物自体は1,587万ですよね。次に多いのが、やはりふるさと納税のサイトに支払う事務コスト、委託費用です。これが835万1,162円。次が送料、送料はやむを得ないです。433万370円。返礼品と送料足して約2,000万です。約2,000万が返礼品と返礼品を送るお金にかかっている。いわゆるこれは、返礼品そのものにかかっている。これは当然やむを得ないものだらうなど、やはり事務コストがどうしても高くなる。

ただ、ふるさと納税が始まった頃、先進的な市町村何やったかといったら、自分たちでやったのです、これ。自分たちの港で取れた魚を一生懸命梱包して送るということをやったものですから、相当な事務負担が出て大変な事態が起きたということで、いろんなサイトがそれをでは肩代わりしましょう、決済も肩代わりしましょう、物を送るのも管理しますよというサービスが増えてきている、それが今の形なのだろうと思います。それは、例えば嵐山町でいえば嵐山町の職員を使って、これのコストをかけたら大変なことになりますから、そういうサイトを活用するのは全く合理的だと思いますからいいのですけれども、どうしてもこのところが、今回でも総収入6,000万ありますけれども、約5,900万ありますけれども、800万が、これ事務コストだけで使われている。費用のうちの全体の14%かかっているということです。返礼品自体と送料で34%かかっている。だから、この事務コストが3番目に大きいということで、やっぱりこのコストもなかなかばかにできないなということです。

トータルで費用が2,800万……さっき申し上げた数字なのですけれども、そうするとこれ、ふるさと納税の総額に対してどのくらいかという、実は49%、単純な割り算すると49%行っています。たしか、これ50%を超えてはいけないのですよね、ちょっとぎりぎりかなという気もしたので、びっくりしたのですけれども、実は数字の取り方は、総務省に報告されている令和4年度の実績等というのが総務省のホームページにあるのですけれども、そこには全国の市町村の今の数字が全部載っています。どのくらいのふるさと納税を受けたか、返礼品に幾ら使ったか、送料に幾ら使ったか、事務に幾らか、この数字は全国の市町村、県も含めて全てのものが載っているエクセルシートがございます。そこから嵐山町分を私取り出してみたのが、さっきの実は数字なのです。それで見ると49%、これぎりぎりだと思ったのですけれども、実はふるさと納税の額が、総務省の使っている統計、多分町から報告されているのでしょうけれども、ふるさと納税額が5,900万ではなくて6,900万という報告がされているのです。これは恐らく事務の間違いではなくて、総務省の取り方が、ふるさと納税だけではなくて個人からの寄附総額で入れているのではないかなと。嵐山町の場合、篤志の方がいらっしゃって、個人の方で多額の寄附をさせていただいている方がいらっしゃるので、恐らくその部分が入った数字が分母になってしまっているというところで、その分母でいうと、先ほどの費用のコストが42%。ですから、総務省のページに載っている嵐山町の計数だと、返礼品等に要した費用は全体額の42%ですよという数字が出ています。なので、どっちが正しいか、ちょっとその辺は統計の取り方なので何とも言えないのですけれども、町のほうはふるさと納税に本当に絞った形で5,900万という形を取っていて、要した費用は全額拾っているということなので、町のほうが厳格に49%ぎりぎりですけれども、なっているというところなのかなと。これは事務的なことなので、そんなに細かく言ってもしょうがない。

いずれにしても、我々が知らなければいけないのは、5,900万もいただいたのですごいのだけれども、コストは2,890万ぐらいかかっていますよ。そうすると、では実質入ってきたものは幾らかとい

うと、さっきの引き算すると約3,000万、細かい数字で約3,000万。だから、もらった額の51%、さっきの49%の逆です。51%が町の収入に、ふるさと納税の実収入になっているという見方ができるのだと思います。これが、一旦収支としてございます。今度は逆に、これで実際3,000万、町はふるさと納税令和4年度は受け取ったということの理解で、もうそれはそのままでもよろしいのだらうと思います。

ただ、もっと総合的に見ると、では逆に嵐山に税金を納めている方がほかのふるさと納税を使うではないかという議論があります。これについても、本当に真面目な町民の方は、嵐山町に住んでいてよそに税金を振り向けるなんてとんでもないとおっしゃる方が私の近くにもいるのですけれども、確かにそういう厳格な考え方もあります。ただ、こういう国の制度ができているのだから、これはお互いさまなのではないかというのは私も思っていますし、自分たちが受ける以上、出るのもこれは当然認めないといけないですよねというところで、町がその統計によると753人、5,231万9,797円という数字が出ています。ですから、さっき3,000万がふるさと納税の実入りですよというお話ししましたがけれども、実は他市町村、他県にふるさと納税した金額が5,231万9,000円、これ総額ですから。ただ、このうち町民税が2,434万6,540円、約さっきの半分ぐらいです。それが、町民税相当額です。町民税税額が、では嵐山町幾ら減ってしまったかということ、今の2,434万6,540円、私の試算ですけれども、それが、これ私というか、総務省の帳票から拾ったのですけれども、この数字が町の税収が減った分というふうに見ることができる。3,000万実収入があって、2,400万町から出ていっているという見方も一方ではできるのではないかということなのです。

ここまでだと、あんなに苦勞して5,900万ももらったのに600万しか入ってこないのということになるのですけれども、皆さんは行政の方ご存じのとおり、地方交付税交付金で他市町村に出た分の75%は補てんするというルールになっていますから、そうするとさっきの2,434万6,540円の75%相当は補てんされる、それが1,825万9,905円なのです。これが補てんされますから、差引き、実質その歳入が減少、さっき2,400万も町税が減ったと言いましたけれども、そのもし補てんが確実にいっているのであれば、608万6,635円が実減少額です。1,800万戻ってきますから、地方交付税措置で。そうすると、実質600万町から出ていって3,000万入ってきたというのが、要は大まかな見方になるかなと。それで差引きすると、実質の歳入増になった金額から実質歳入減になった金額を引くと2,413万7,598円、これも総務省の統計から全部数字拾いました、の金額がふるさと納税の、言い方悪いですがけれども、これは勝ちの部分、プラスの部分なので、町でも大変努力して返礼品を探したりなんなりしてご寄附をいただいた5,911万8,000円で、実質いろんなもの、出ていったものとか総合的に見ると、2,413万7,598円は町の歳入にプラスしたと、令和4年度でプラスしたと見ることができるのだと思うのです。

こういう見方は、一般的にはふるさと納税は何の役に立つのだとおっしゃる方もいるから、こういう数字はきちんと把握して行って、町民にこれを公開して行ってほしいと思うのですけれど

も、まずここで確認、その前にちょっと確認したかったですけれども、地方交付税措置というのは、私もちょっと財政経験ないので分からないのですけれども、75%補てんするというのですけれども、この辺は具体的にそれは確認取れるのでしょうか、ちょっとそれをお伺いいたしたいと思えます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 75%の基準財政収入額から控除されるという形になりますので、基準財政需要額が前年と同じであれば、その分だけ交付税が増えるというふうに理解しております。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) 分かりました。これ何年か前から、前々の総務課長さんからも、やっぱり同じ質問したときに、なかなか地方交付税というのは複雑なやりくりになっていて、実際これだけ戻っているのかどうかはちょっと不安だねという話もちょうとあったような気がしたものですから、これは確実に、要は計算上はちゃんと措置されていると見るができるということですね。そうすると、先ほど私が総合収支という長々とお話ししましたけれども、その見方というのは、端数はともかく、おおむね間違いないと見て差し支えないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 小林議員さんが申した金額、ちょっと多少差異がありますけれども、町のほうでは、総合収支という言い方していいかどうか分かりませんが、2,347万円ほどプラスであるというふうに計算しております。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。このことが実は確認したくて、このことはなかなか町民であるとか、ふるさと納税する方にも非常に分からない部分ですよね。こういう形で、例えば5,900万円丸々入ったのかいという言い方も、それはできないし、逆にこれ町が損してしまっているのではないのという見方も間違いだよということで、正確にこの辺は公表していてもいいのではないかと思うのです。この辺について、ぜひそれを、総合収支という言い方確かに変かもしれませんけれども、ふるさと納税で皆さんのおかげでこれだけの差引きの収支になっていますよということは町のホームページ等で公表して行って、定期的に公表されて行ってほしいのですけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 今も細かいそこまでは公表していませんが、ぜひ公表していきたいというふう
に考えております。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

(1)から(4)までの中で、最後にもう一つだけ。今、公表の話で前向きなお話いただいたので、これは本当にありがたいことで、そういった形で積極的に町民に公表してもらいたいのですけれども、もう一つは先ほどの用途別にふるさと納税してもらったというのは、たとえどれかを選んだにすぎないにしろ、ふるさと納税のサイト上で選ぶ項目があるから、何かぼちっと選んだだけかもしれないけれども、やっぱりどんな思いでもその気持ちが入っているわけですから、その金額に対して何に使われたか、これもぜひ公表していくという方法も一つの方法だろうと思うのです。やっぱりふるさと納税、確かに返礼品もらってよかったねと、でもそういえば何に使ったのかねというところも町としては積極的に公表して行って、おかげさまでこういう事業ができましただったり、こんなことに役立させていただきましたというのは積極的に広報していくべきだと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 4年度の実績については、活用実績ということでホームページに公表しておりますので、引き続き5年度以降も同じように公表していきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

では、続きで(5)番なのですけれども、今後の取組姿勢なのですけれども、何でもまたこの話をお聞きするかというと、やっぱりふるさと納税については、非常に職員の皆様もそうですけれども、町民もいろんな思いがあります。やっぱり方法論として、国の制度とはいえ、あまりよくない制度ではないかと思っていられる方もいるし、いやいやこれは国がつくった制度だからどんどん積極的にやって、他町村の税金でももらってしまったほうがいいのではないかと考える人もいます。だから、それを倫理的にどうだというふうにも、やっぱりちゅうちょされる方もいるのですけれども、私はこれは国の制度で、こういう方法、ふるさと納税という方法は、やっぱり地方創設と裏表というか同時の考え方だと思うのです。地方が自らの工夫で自らの市町村を組み立ててほしいという一つのこれ方法論なのではないか、そのための源泉を自分で見つけていってもいいのではないか。要するに、こういう事業をやってこうするのだから、ふるさと納税ただ返礼品というだけではなくて、本来の目的はそれだったはずですから、そういう形で、ここのふるさと納税の歳入増を積極的に取

りにいくという姿勢もあっていいのではないかなということを私ちょっと思ったものですから、ただこれについてはいろんな思いもあるでしょうから、ちょっと町の姿勢についてお伺いしたいと思います。今後の姿勢ということです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 町は今後、小中学校の建設にも大分お金がかかっていきます。ふるさと納税、力を入れる入れないで、大分歳入の金額が変わっております。先ほど年間の収支というお話をさせてもらいましたが、令和2年度まではマイナスでございました。交付税措置を見ないで、単純に入ってきた金額と住民税の出ていく金額だけを差引きしたときに、やっと令和3年が約110万、4年度が540万という形で、ここにプラスになってきましたので、引き続き返礼品の数を増やしたり、寄附の業者さんを増やしたり、ふるさと納税のサイトを増やしたり等して、昨年度が約6,000万でしたが、今回の補正で今年度7,000万です。1億円に向けて、収入を増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

ちなみに、これも総務省に統計が出たときに、そこから引っ張り出してきて私グラフも作ってみたのですけれども、比企郡の状況です。令和4年度が、嵐山町さっき言ったようにちょっと1,000万プラスになってしまっていますけれども、嵐山町は6,962万3,000円という数字が出ています。それから、一番多いのは吉見町2億1,753万円、令和4年度の実績です。もちろん、あそこはイチゴとかいろんなことがあるので多いのかなというのは想像つくのですけれども、2億円です。次に多いのが嵐山町です。令和4年度で6,962万3,000円。その次が、川島町3,639万7,000円。続いて、鳩山町の2,021万9,000円。同じくらいで、小川町が2,014万8,000円。滑川町は1,035万8,000円です。

それで、これ総務省のところには、平成20年から令和4年までのが一括して数字が出ているのです。なので、ちょっとそこから抜き出して、それを全部見てみたのですけれども、平成20年から令和4年まで見ていくと、どの市町村も大体平成27、28年頃から早めに取り組んだところは、どんどん取り組んで上がってきています。例えば滑川町さんは、今までほとんど26万とか22万とか、令和2年ぐらいまでほとんど取り組んでいなかった。だけれども、令和3年になってやっと100万に乗った。実は、令和4年で1,000万乗った。10倍になっているのです。だから、最近になって取組が強化されているということなのではないかと思うのです。

よその町はともかくとして、嵐山町でいえば、取組が明確になった令和元年が470万なのですけれども、令和2年が249万、ちょっと落ちたのです。令和3年、この辺からかなり明確に返礼品等も増やしていただいたのだと思うのですけれども、4,659万、今年が7,000万です。新年度がまたそのぐ

らの目標といたしますか、そういうふうに予算措置、補正予算が入っています。そういった形で取り組んでおられる。ほとんど右肩上がり、例えば吉見町さんとか嵐山町でも上がっているのです。これは、この状況、ふるさと納税の仕組みが変わらない限り、もうちょっとこれが進んでいくのかな。そうすると、多分1億という声もすぐ、もう吉見町さん2億ですから、聞こえてくる。1億という一つの歳入のものがあると、これは歳入に占める大きなウェートになるし、何かを事業するための大きな力になってくるのではないかなと私なんかでも思うわけです。ですから、私、前々からふるさと納税というのは、もう積極的に、要は計画的に、戦略的にやってもいいのではないかなと。

もちろん大阪のほうの某市のように、返礼品やり過ぎてしまって、ちょっと総務省からお叱りを受けるようなところも出てくるから、ニュースになったりするのですけれども、もちろん総務省の言っている範囲内で返礼品を考えていって、町をアピールすることによってそういった収入が得られる。これは、大きな力になっていくのではないかなと思う。先ほど、入ったものはその目的に使いながらも基金に積み立てていく。そのふるさとづくり基金を使って、いろんなやれなかった事業ができる。本来なら、通常の税収のほうから財源を割り当ててやったものが、このふるさと納税でカバーできる。それをどんどん、ということは間接的に、これは学校建設資金の一部にも組み込まれる。今、行政のほうで2億円積めることができましたという、これは決算の中の話なのであんまり言いませんけれども、そういうことが言えるのも、背景の一つにはこういうものも入ってくるのではないかな。だから、私はこれぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

もう一度伺います。ちょっと課長、先ほどは前向きな意見いただいたので、その辺も踏まえていかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 議員さんおっしゃるとおり、ふるさと納税力を入れて、町の財政、今後の財政が厳しくなりますが、少しでも役に立てるように頑張っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。ふるさと納税は、以上とさせていただきます。

では、2番に移りたいと思います。企業版ふるさと納税の取組の進捗状況について伺います。昨年12月の一般質問にて、魅力ある事業を展開できるよう調査研究を進め、国の認定に向けて準備すると答弁されていますが、進捗と見込みについて伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

質問項目2につきましてお答えいたします。本町における企業版ふるさと納税の進捗でございます。

すが、内閣府より令和5年3月31日に地域再生計画が認定されましたので、寄附を募れる状態になっております。現在は、制度全体を勉強しながら、どのようなプロジェクトで寄附を募っていくのか検討している段階でございます。具体的には、県内の銀行2行と話し合いを進めており、町単独では寄附したくなるプロジェクトの創成や企業とのマッチングに力不足であるため、成功報酬を支払うことで銀行とタイアップしたいと考えます。ただし、本町にゆかりがある、またはプロジェクトに共感して直接寄附の申入れをいただいた場合は、成功報酬は不要です。明確な時期まで申せませんが、しっかり準備してスタートいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。これも、前回私のほうで質問させていただいて取組をお約束いただいたところで、実際もう既に地域再生計画が認定されたということでございます。

何点か、細かい点をお聞きしたいと思います。地域再生計画が認定されましたけれども、これは令和4年度第2回という理解でよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

令和4年度第4回というような形になっております。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

こちらの地域再生計画なのですが、当然内容まで知らされていない、これは公開されていないかと思うのですが、地域再生計画で一つのプロジェクトが認定されているわけですから、そのプロジェクトの概要についてお知らせいただけますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

地域再生計画のプロジェクトにつきましては、企業版ふるさと納税を募るに当たり、事業を絞るのではなく、できるだけ幅広く、まずは受皿としては幅広くしておりますので、もう抽象的ですが、雇用をつくる事業、人の流れをつくる事業、安心して結婚・出産・子育てができる事業、住みよい環境をつくる事業というような形で4つ、ここはどこの市町村も大体同じでございます。ここから各市町村がプロジェクトを組んで、雇用をつくる事業のこの部分に寄附をお願いできませんでしょうかみたいな、こんな形でプロジェクトを組んでいくような形になっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

そもそもこの企業版のふるさと納税の取組が、なかなか二の足を踏んでいらしたというのは、前々回も一般質問させてもらったときに、事前にやっぱり総合振興計画等、町の計画がなければ、その中からどれをとという形でやっていくのだということなので、そこが難しいのだというお話もありました。ということは、今回ので全般どこからでも組立てができるような形で認定をいただいたということなのでしょうか。幅広くということは、そういうことでよろしいのでしょうか、お願いいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 答えさせていただきます。

大まかにはできたのかなと思っておりますが、具体的に例えば学校再編になると、多分計画は1回変更して、そのような文言を加えてというような形になろうかと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） いよいよ本格的に企業版のふるさと納税に取り組まれるということで、プロジェクト管理だとか企業の募集であるとか、そういったことで非常にいろんな技術も要ったり人手もかかったりすることで、ということでこれは銀行2行に話をする、要はコンサルのような形で一緒に協定していくというふうに思えるので、そういう理解でよろしいか。そういうところにお声がけして、その2行にいろんな組成からいろんなお手伝いをいただいて、例えば企業探しだとか仕組みづくりだとか、そういうことをお手伝いいただくと、そんな理解でよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 答えいたします。

理想的には、銀行さんにかなり入っていただいて、プロジェクトの組成ですとかお願いができればいいかなというふうに思っているのですが、企業版ふるさと納税の私ども勉強させていただいて一番の難しいところが、先ほどの一般的なふるさと納税というのは、お金を基金に積んで翌年度に使えるというような、そんなようなイメージだと思いますが、この企業版ふるさと納税は、実際に町の予算が計上された事業でしか寄附が受けられません。かつ繰越しも、基本的には繰越しができないということですので、寄附を見越して新たなプロジェクトを起こしました、寄附が集まりませんというわけにはいきませんので、ここが非常に苦しいところでございます。

銀行さんともう4月からお話をさせていただいているのですが、銀行さんは、もう正論そのもので、ふだん嵐山町や各自治体が行っている事業、普通に行っている事業で寄附を募ってもなかなか

企業さんはしてくれませんよと。嵐山町にゆかりがあって、まず嵐山町に寄附をしたいのだ、事業はその次という方であれば、それなりにいますけれども、プロジェクトに共感をして寄附をしてくれるというのは、最初の1年はいろいろゆかりもあるでしょうけれども、だんだん厳しくなってくるので、何かやっぱりプロジェクトをつくりませんかというのが銀行さんのおっしゃり方です。

お話をしていくと、やっぱり新規事業でやりませんかというお話が出てきます。そこに、どの程度お手伝いいただけるですとか、銀行さんも、お一方ポータルサイトの方を連れてきて、成功報酬というのは、今銀行は大体10%となります。1,000万円の寄附をいただいた場合は、100万円を成功報酬でということはどうでしょうか。コンサル的なことは、ある程度こちらでやりますという形でお話をいただいて、という形で進めさせていただいていますが、やっぱり新規事業となると、なかなかこちらも正直言って厳しいです。寄附が集まりません、でも事業は行いますとはできませんので、一度そこで正直一回銀行さんとお話が終わってしまったというか、コンサルタント的にはいただくのですが、新規事業はちょっとできませんという形でお話をさせていただきました。

これから、まずは今行っているもう事業の中からピックアップをして銀行さんとお話をしたところ、多いのはやっぱり3月決算の企業が多いと。3月決算の企業は、大体12月ぐらいから企業版の納付先等をだんだん探していくので、それに間に合わせた形でやっていきたいとまず思っております。ここの今回募る事業につきましては、新規プロジェクトというのはございません。今あるプロジェクトで、まずは組成をして、また来年以降、目玉ができたときには形になろうかと思えます。その目玉事業というのも、寄附を当てにするというよりは、今嵐山町で予算計上して、新しい事業ですと、そのようなものを目玉事業という形で何とか売りにして企業に寄附を募っていくと、そのような今戦略になろうかと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

先ほどご答弁があったとおり、企業版納ふるさと納税は、それは、さあどうぞといったところで、それを見て、例えばネットで見て、ではやりましょうという人はほとんどいないのではない、企業の場合。やっぱりゆかりもある企業であるとか、嵐山町に関係ある企業とか、懇意にしているところであるとか、そういうところになる。そうすると、ただ嵐山町に本店があると多分できないのだと思うのですけれども、その辺の縛りというのは本店があるかないかだけでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えさせていただきます。

ちょっと私も勉強不足で難しいのですが、地方税法上の本店、本社というような形になりますので、私どもの調べ方ですと、税務課に設立届というのを出します、法人の。設立届のところ、主

たる事務所という欄があります。そこに、嵐山町どこどこ書かれたところに関しましては、恐らくこれに該当しますので、企業版ふるさと納税の、もう議員さんご承知のとおりと思いますが、9割の税額控除という有利な税額控除は受けられないと。一般の寄附は受けることはできると思いますが、一般が3割、企業版が9割というような税額控除は受けられないと。そのような形で認識しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ふるさと納税の仕組み、企業版というだけありまして、やっぱり町に例えば法人住民税を納めている。これは、支店とか工場があるだけでも納めていますから、多分それは町に納めているのだけれども、可能だということなのです、主たる事務所ですから。例えば登記でいえば、主たる事務所の本社所在地ですよ。そういうものとほぼ同等だ。先ほどの届出の中に主たる事務所とあると、それはこれに抵触してしまうでしょうということ、それ以外は逆に、例えば嵐山町に大きな工場を持っているとか営業所があるとか何かあると、でも本店は東京ですよとか、あるいはどこかですよという形であると対象になるということだろうと思うのです。

そうすれば、やっぱり花見台の工業団地があったり、いろんなところでやっぱり工場があったりということで、町とお付き合いのあるところもたくさんあるわけですから、そういった方たちとのところからプロジェクトに共感をいただいご寄附いただける。やっぱり企業版ふるさと納税は、一般の寄附よりも企業にとっても大変有利になっていますので、その辺を逆に持ちかけられれば、これも大きな成功になるのではないかなと思うのですけれども、そういった意味では、もう例えばそういった話合いとかお声がけみたいところ、こういうのに嵐山町でも取り組みたいというようなお話は話したり、そういうことはされているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

安藤地域支援課長。

○安藤浩敬地域支援課長 お答えいたします。

4月から寄附が募れることになっておりまして、時間がかかってしまいました。今、私どもで考えておりますのは、12月の頭には少なくともホームページには載せて寄附を募れる。3月決算の企業さんを見てと思っておりますので、まず最低でもポータルサイトは別として、ホームページ上に企業版ふるさと納税始めましたという題ではありませんが、嵐山町でもこのような形で始めましたと。プロジェクトに関しましては、今あるプロジェクトの中から各課にいろいろお願いしまして、もう現年事業ですので見繕うような形になりますが、そちらが上がってからと思っています。

ただし、町内の企業さんですと、1回はやってくれるかもしれませんが、2回目、3回目がかしたらというのがありますので、アプローチは当然させていただきますけれども、一応その辺の戦略というのは考えながらやらせていただければと思っています。まだ、経験を積みながら、どう

いうやり方がいいのかということも考えながらやらせていただければと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

企業版ふるさと納税も、先ほど質問したふるさと納税も、寄附をするかしないかは相手次第という歳入上の一番の問題があつて、やはり執行に当たる方はその辺が、例えば財源というのが不安定では事業はできないわけですから、その辺について、非常に前向きにもう一步踏み出せないというところはあるのだろうとは思いますが、やっぱりこういう仕組みで成功されている自治体も大勢あるわけですから、その辺については前向きな形で、せつかく踏み出したのですから、大きな成功を得られるようにプロジェクトの組成をぜひお願いしたいと思います。2番については、以上とさせていただきます。

よろしいですか、3番に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○1番（小林 智議員） 町道の台帳整備と公開及び道路愛称について。

令和4年度事業で取り組まれた道路台帳整備の内容と公開の見込み及び道路の愛称についての取組の状況を伺います。お願いします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、質問項目3につきましてお答えさせていただきます。

町の道路台帳は、以前はAゼロ版の紙面にて窓口閲覧をしておりました。よって、新型コロナウイルス感染症対応時においても、ビニールカーテン等非接触対応ができずにいたところでございます。昨年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にて、非接触化とIT化の事業メニューがございましたので、交付金を活用し、電子化を行いました。令和5年度からは、パソコン画面を使用し閲覧等を行っているところでございます。

整備内容とのご質問でございますが、あくまでも、これまでの紙ベースにて閲覧、管理していた道路台帳を電子化したものでございます。ただし、公開ウェブ化はしておりません。他市町村が行っている道路網図の公開につきましては、町道1、2級路線につきましては既にPDF版で公開しており、その他生活道路においては窓口対応させていただいているところでございます。活用状況を鑑みても、道路台帳の電子化によりスムーズな窓口対応ができておりますので、引き続き現在のまま対応していきたいと考えているところでございます。

また、道路の愛称の取組につきましては、以前ご回答させていただきましたとおり、例えば町制施行何十周年といった区切りのイベント時に実施していきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 課長の今ご指摘のとおり、実はこの質問、もう何度かさせていただいて、回答もほぼ同じなので、ただ今回道路台帳整備というのですか、そういう電子化されたということで、1つは電子化のメリットといいますか、これで例えば事務が楽になったね、あとは住民サービスがよくなったねというところをちょっとお聞きしたかったわけなのですけれども、その点について、例えば公図の交付であるとかそういったもの、あるいは要は窓口で閲覧したり、あるいはこれは何号線というのとか、あの道は何々というようなことに対する迅速な回答だとか、正確な回答とか、あるいは内部の事務がこのくらい合理化されたとか、そういったようなものというのはいくつかありでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

ここに書かせていただきましたとおり、以前はAゼロ版の本当の紙でやりましたので、この場所のこの辺というのを言われてから、奥から大きな紙を持ってきて、その場で開いて見させていただきました。例えばAゼロ版の脇の道路とかは、2枚、3枚に分かれたりしておったり、地番を言われても道路台帳でしかないので、道路台帳の場所を見ながら、この場所かな、この場所かな、ここですかというのをさせていただきました。

今、電子化しましたので、地番で、この地番の前の道路は何番ですかと言われても、地盤検索でその道路が分かるというふうになります。もちろん道路の番号が分かれば、どの番号も分かります。一番大きいのは、地番を言うだけであれば、地番の前の道路が何号線で、幅員何メートルあるかというのを、それで窓口で画面を置きましたので、その行った人と一緒に画面を見ながら、この場所ですかというのを表示しながら対応できます。印刷においても、Aゼロ版の紙でございましたので、先ほど言いましたとおり、紙のAゼロ版を持って、コピー機を使って印刷するときは、ちょっと大きい紙を印刷する場合がございますので、なかなか印刷も苦勞したところがございます。今は、すぐにボタンを押せばA3版の紙、場所が500分の1とか、指定の縮尺で印刷もできますので、この辺はかなり簡素化というか時間の短縮になったというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。今回の電子化、前回聞いたときも市販というか、一般的な流通しているソフトウェアを使ってやられたということなので、ただその機能は相当かなりいろんな形ができるものなのだけれども、嵐山町で今必要なものはこの範囲かなということで、絞った形で利用いただいているような話をちょっと伺ったわけです。

ただ、実現できたのは、その台帳整備、要は文字情報だけではなくて、地図情報がシステムの中

での地図情報という形ではリンクして、図面も同時にちゃんと画面上に出てくるということができるようになったということですね。それでよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 道路台帳の画面上の幅員と道路台帳調書というのがございますので、それも全て電子化されたということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。ということは、これもやるかやらないかの問題でもあるのですけれども、やがては公開できるという前提にはなるということですね。そのニーズとあれが理解されればということですね。ニーズがなければいいのですけれども、前々からこれ、私が何でこの問題ずっとやっているかといえば、会議の席上でも、2の何号線とか3の何号、どこだよという話になって、イメージが全くつかないわけです。そういうときに、議会での資料なんかには、事前にまちづくり整備課さんで地図に落とししてくれているから、その紙を頂けるから、この辺かというのは分かるのですけれども、数字だけで2の何号線の工事がと言われても、確かにぴんとこない。何かこれ、ではそれをネットで見れば、ああ、ここかというのが分かるというのが一番いいのかな。他町村を見ると、先進的ですか、余裕のあるところというのですか、そういう市町村ではそういうことをもう実現しているというのを見たものですから、何とかその辺も将来はならないかなというところで、ちょっとこの辺にこだわって言わせていただいて、なかなか数字で言われても分からないものですから、たしか起点がどこで終点がどこみたいな表示しかないのです。だから、そういうのがなかなか分かりにくいというので、ぜひこれは最終形態だったらそういうところまで、近い将来とは言わず、何年かかけて実現していただけたらと思います。

実は、私も道路は、町に町道は何本あるのと調べてみようかなと思ったのです。以前も全く同じ質問していた。町では、既に公開している、固定資産台帳が実は公開されているのです。要は、今回も決算ありますけれども、決算の公会計の中で、そのソフトで町では変換していますよね。要は、複式簿記の形の損益計算書と貸借対照表の形を取ったものをたしか公開されているのです。あれは多分、国の指示でこういうものを作れというので、国に報告か何かされているのかな。それが公開されていて、実は2年ぐらい前にちょっとそういうものを、町はここまで公開しているのだというのがあって、それ見るとそこに当然附属情報で固定資産明細表があって、固定資産台帳そっくりそのまま載っているのです。その中から道路という項目で引き抜くと、ほとんどずらっと出てくるのです。その本数をざっと数えて、このくらいの本数ではないですかと言ったら、ちょっと何本か誤差がありましたけれども、大体そのほうになっている。だから、そういった意味で、既に電子データ、これは道路台帳とは違いますけれども、そういった形で、一方ではもう既に公開されているものな

のです。

だから、そここのところをもう一工夫すればできてしまうかもしれないし、ぜひそういった形で、要は町民が調べようと思ったときに自力で見られる。町の役場の窓口行かなくても、そういったことはもう公開情報なのだから、見られるという状況をつくっていくというのは、私大事なのだと思うのです。公会計のほうの固定資産台帳を、私実際見ているのですけれども、その辺の公開の情報というのは、実際どういうあれになっているのですか。何かございますか。なぜ公開しているのか。例えば一方ではなかなか公開してくれないで、こっちはもうばさっと全部一気に公開していただいているのですけれども、分かりませんか、その辺は。では、これはまた後で聞かせていただきたいと思います。

いずれにしても、そういった形で出ているので、例えば学校なんかでも学校のリストが全部、建物のリストだとか、そういったもの全て見られる状況になっているのです。だから、これをやりようによってはいろんな形で、我々の側だけでも分析も可能、やればですけれども、可能な状況をつくれているわけですから、物によって公開されている。こここのところはなかなかできてくれないというのが、非常にちぐはぐだなというような印象を持ちましたので、これについてもぜひ、あれは実際は使いにくいのですけれども、非常に使いにくいものだけれども、データとしてはあるということなので、分かりやすい道路台帳という形で公開に、ぜひ一步でも進めていただけたらと思います。

この質問の最後なのですけれども、愛称の問題なのですけれども、これも実はさっきの1の何号線と言われてもというのとあれなのですけれども、例えば1がつく、主要町道ですよ。そういったものなんかについても、結構愛称をつけていってもいいのではないかなど。分かりやすいのは、例えば1-2とか何か言われても、ああ、花見台のあの真っすぐな道ねというのは、花見台の町道とか、花見台何とかだとかというような言い方してくれたほうがよっぽど分かりやすいなというのはありますから、愛称をつけることによって親しみも湧くし、そういったものはもう各町村で取り組んだりしているし、過去を調べるといろんな方の議員さんがやっぱりそういったことを質問している。ただ、一向にその辺についてはあまりメリットとかを感じていないのではないかなと思う。なかなか進みませんけれども。

その辺に、愛称については、周年行事のときにでもぜひやったらいいのではないですかねというようなご回答なのですけれども、実際あまり愛称というのはメリットを感じませんか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

道路番号については、決まりが特にあるわけではなくて、町村によってばらばらでございまして、嵐山町は主要町道について、1級町道、2級町道、生活道路という3種類に分けて、1級町道は1

の何号線、2級町道は2の何号線というふうにつけております。1級町道は国道と国道を結ぶとか、2級町道は県道を結ぶとかというふうに分けてやっているところがございます。他の市町村では、全部分けずに、区割りはしていますけれども、全て数字でやっている場合がございます、千何番路線とか、そういうところもございますので、それぞれ様々でございます。嵐山町は、1級町道は1級町道で、このメインというか、主要町道というのを位置づけて、それについては名前をつけている。先ほど言いましたとおり、1級、2級町道については既にホームページ等で公開していますので、1級、2級町道はかなり長いので、1級、2級町道の工事といっても長いところのどこかなというのが多分ありますので、それについては工事等では図面をつけてお知らせ等しているところでございます。

愛称につきましても、例えば川越市などにおきましても愛称がついている道路は36路線とか、かなり絞られて、主に観光目的等でつけているのが多いのかなと思いますので、やっぱり町道、もし愛称をつける場合も、絞って1級町道を全てつけるというわけではなくて、メインの観光にも使えるようなところを絞ったりして、愛称をつけるという方向で考えたかどうかと考えているところでございますので、全ての1級町道に愛称をつけるのかという考えは、なかなか難しいかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。確かに一律に愛称をつけるという話ではなくて、おっしゃるとおり観光目的であったり親しみやすさのために、その地域の住民にとって親しみやすい言葉であったりするわけですね。例えば熊谷市なんか、前もお話ししましたけれども、愛称条例があって、その中で全部ではないです。この通り、やっぱりみんながよく使う通りなので、この愛称をつけようかと。例えば熊谷市なんて江南町が後から合併したものですから、最近見ると、あの辺通ってみて、あれ、こんなところに名前がついている、名前の看板があるというのを見かけると、ああ、なるほど、前の役場の通りのここだよねというようにやっぱり名前がついていたりする。

条例をつくることによって、義務的に名前をつけるのではなくて、やはり地域の住民が親しみやすいような形で、愛称ですから公的な名称でなくてもいいわけなので、ぜひそういう取組も考えて、例えば菅谷地区なんかでも、今西口の開発でいろいろ皆さんの、我々もちよっといろいろ会議等で話を聞くのですけれども、例えば停車場線なんて言葉を聞くと、なかなかこれロマンチックな名前の道なのだななんて思ったりするわけですから、愛称というのは結構大事なのではないかなと思います。

ですから、そういうのは何かないと、例えば看板立てるにしたって、勝手に名前つけて立てるわけにいかないでしょうから、何らかの形の要綱なり条例なりというのを用意して、必ずつけるでは

なくて、必要に応じてつけられるような体制をつくってあげればいい。そんなに大それた考えではなくて、とにかく地域住民が親しんでもらうこと、観光に分かりやすいこととか、そんなので結構ですから、1つでも2つでもそんなことができていければなど、その辺について何かありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

確かに議員さんがおっしゃるとおり、愛称を募集する場合も、条例つくったり要綱つくったり、あとは愛称のあるものについての手挙げ方式というか、愛称をつけたかったら出してくださいね、それについては選定委員会、常任の何か愛称の委員会みたいなところについては、そこで検討しますよとやっているところでございます。

比企管内においては、愛称をつけているところは数少ないかなというふうに思います。その中でも、やっぱり町制施行何十周年というイベントで大きく盛り上げるためにやったり、愛称を募集しても数件しか募集がないとなかなか盛り上がるという感じもないので、やっぱりそういうイベントを持って、多くの方がもう一回町を見直してもらおうという、そういう意図も含めて町制施行でやっていると思いますので、嵐山町もそういう機会を捉えて、再度町をもう一回見てもらおう、道路を見てもらおうという、考えてもらうという形でやっていけたらなと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 名前も、愛称も一つですから、愛されるまちづくりのためにはそういった取組もぜひ必要だと思いますので、それを今後お願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月4日、5日、6日、7日、8日、11日、12日を休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、9月4日、5日、6日、7日、8日、11日、12日を休会とすることに決しました。

◎散会の宣言

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時30分)

令和5年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

9月13日（水）午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第39号 | 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第 8 | 議案第40号 | 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第 9 | 議案第33号 | 令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定について |
| 日程第10 | 議案第34号 | 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第11 | 議案第35号 | 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第12 | 議案第36号 | 令和5年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第13 | 議案第37号 | 令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第14 | 議案第38号 | 令和5年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第15 | 議案第41号 | 工事請負契約の締結について（町道菅谷31号線雨水管整備工事） |
| 追加 | | |
| 日程第16 | 報告第 8号 | 専決処分の報告について |
| 日程第17 | 発議第 8号 | 学校施設老朽化に対する補助率の引き上げを求める意見書の提出について |
| 日程第18 | 発議第 9号 | 健康保険証の廃止の見直しを求める意見書の提出について |
| 日程第19 | 発議第10号 | 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について |
| 日程第20 | 発議第11号 | 武器輸出の要件緩和に反対する意見書の提出について |

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狛守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木	正志
書記	安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
萩原	政則	総務課長
安藤	浩敬	地域支援課長
岡野	富春	税務課長
吉田	信子	町民課保険・年金担当副課長
太田	直人	福祉課長
菅原	広子	健康いきいき課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
藤原	実	環境課長
中村	寧	農政課長
小輪瀬	一哉	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
清水	延昭	上下水道課長
大島	真弓	会計管理者兼会計課長
下村	治	教育長
高橋	喜代美	教育総務課長
馬橋	透	生涯学習課長

中	村		寧	農業委員会事務局長 農政課長兼務
堀	江	國	明	代表監査委員
長	島	邦	夫	監査委員

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和5年第3回嵐山町議会定例会第20日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会初日に決算審査特別委員会に付託し、審査願っておりました日程第1、認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第2、認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第3、認定第3号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第4、認定第4号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第5、認定第5号 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件、日程第6、認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件、日程第7、議案第39号 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び日程第8、議案第40号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定6件並びに議案第39号及び議案第40号の審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から追加議案の提出がありましたので、報告いたします。報告第8号 専決処分の報告についての1件であります。9月7日に提出されておりますので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第8号 学校施設老朽化に対する補助率の引き上げを求める意見書の提出について、発議第9号 健康保険証の廃止の見直しを求める意見書の提出について、発議第10号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について及び発議第11号 武器輸出の要件緩和に反対する意見書の提出について、以上の4件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

追加議案1件及び議員提出議案4件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました陳情第6号 令和6年度理科教育設備整備費等補助金予算計上

についてのお願いの写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、鷺田町民課長は都合により欠席しております。代わりに吉田町民課保険・年金担当副課長が出席いたします。

以上で報告を終わります。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第1、認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに決算審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

嵐山決算審査特別委員長。

〔嵐山美幸決算審査特別委員長登壇〕

○嵐山美幸決算審査特別委員長 それでは、朗読をもって報告させていただきます。

令和5年9月13日

嵐山町議会議長 森 一人様

決算審査特別委員長 嵐山美幸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、件名、審査の結果

認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について。認定すべきもの。

決算審査特別委員会報告書

令和5年9月13日

決算審査特別委員長 嵐山美幸

1、付託議案名

認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について

2、審査経過及び結果について

8月25日に開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を、9月4日、6日、7日及び8日の4日間にわたり審査しました。

(1)、9月4日の委員会について

関係する執行部説明員の出席の下、子ども家庭支援センター運営事業、千年の苑ラベンダー園、

学校橋河原キャンプ場トイレ改修工事の現地視察を行いました。

(2)、9月6日の委員会について

関係する執行部説明員の出席の下、課局ごとに審査することとし、議会事務局、税務課、総務課、会計課、地域支援課、町民課、福祉課、健康いきいき課、長寿生きがい課、環境課、上下水道課、農政課の順で質疑を行い、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

議会事務局、議会事務局に対する質疑はありませんでした。

税務課、花見台工業団地の企業からの固定資産税額及び前年度比はとの質疑に対し、令和4年度の固定資産税は54社で5億2,057万円、前年と比べ7,680万円の増で、前年比117.3%、増額になった要因は、製造業者2社と印刷業者の償却資産の増があったためとの答弁でした。

総務課・会計課、地方創生臨時交付金1億8,589万2,000円の用途はとの質疑に対し、コロナ対策の全般の通常分9,963万3,000円の内訳は29事業で、嵐山幼稚園空調設備設置事業1,753万6,000円、農業者フォローアップ事業1,093万7,000円、地域環境整備事業990万8,000円、観光振興事業652万円、学校給食費補助事業560万8,000円など。原油価格・物価高騰対応分4,668万3,000円及び電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援分3,957万6,000円の内訳は14事業に活用しており、主な事業は小規模事業者等原油価格等高騰対策支援事業3,273万円、水道料金基本料金免除事業2,897万9,000円、子育て世帯応援給付金支援事業1,422万円、販売農家原油価格等高騰対策支援事業224万円などであるという答弁でした。

地域支援課、嵐山町まもり隊の組織数と需用費の内容後の質疑に対し、組織数は21団体で菅谷2、川島1、志賀2、むさし台5、鎌形1、大蔵1、遠山1、広野1、勝田2、吉田2、全域1、図書館ボランティア2団体。需用費は主に消耗品で雑草を焼くバーナー、除草剤、草刈刃、混合ガソリンが主なものであるとの答弁でした。

町民課、コンビニ交付サービス事業の利用件数はとの質疑に対し、税証明123件、住民票1,396件、印鑑証明946件の合計2,465件。1件当たりの経費は960円になるとの答弁でした。

福祉課、2つの給金の内容についての質疑に対し、子育て世帯生活支援特別給金は、国の事業として新型コロナウイルス感染症による影響や、物価高騰等に直面する低所得世帯で、令和4年3月末日において18歳未満児童の養育者に対して児童1人につき5万円を、55世帯87名に支給。子育て世帯応援給金は、地方創生臨時交付金を活用した事業で、令和4年9月分の児童手当受給者に対して児童1人につき1万円を、1,012世帯1,608名に支給したとの答弁でした。

健康いきいき課、子宮頸がん検診の対象者数と受診比率はとの質疑に対し、対象者は20歳以上で7,702人中、受診者は689人8.9%との答弁でした。

長寿生きがい課、配食サービス事業支援金支給事業の目的と内容はとの質疑に対し、地方創生臨時交付金で配食事業者2事業者に食材費の補助をした。令和4年9月から令和5年2月までの期間で要支援認定者・事業対象者分昼食46人、夕食13人。要介護者と65歳以上の高齢者のみの世帯で食

事が作られない方へは昼食199人、夕食67人との答弁でした。

環境課・上下水道課、空き家実態調査業務委託料の調査結果とはとの質疑に対し、平成24年171件、平成28年201件、令和4年462件。空き家の多い地域は、菅谷99件21.4%、志賀93件20.1%、川島53件11.5%、平沢47件10.2%で全体の63.2%を占めているとの答弁でした。

農政課、農業者フォローアップ事業の内容はとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染対策分は、農産物生産組合が実施するサービス品イベントに対し393万360円補助。また、組合員が漬物や総菜弁当などの加工品を販売するための冷蔵オープンケースやらんざん営農に農業用ドローン一式。認定農業者等にパイプハウス、各種管理機等7件に対して補助。価格高騰支援分については、原油価格物価高騰に影響を受けている町内販売農家へ支援金を交付。また、牛ふん堆肥への転換をしやすくするため価格を2分の1にした差額分19万9,950円を補助したとの答弁でした。

(3)、9月7日の委員会について

関係する執行部説明員の出席の下、課ごとに審査することとし、企業支援課、まちづくり整備課、生涯学習課、教育総務課の順で質疑を行い、主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

企業支援課、重忠まつりの決算概要はとの質疑に対し、支出合計は177万1,235円。内訳は、イベント費55万円、運営費122万5,235円、イベント内容は武蔵駒王太鼓の演奏、嵐山町剣道会、嵐山なぎなたクラブによる形披露、らんざん重忠検定、菅谷館跡敷地内ガイドツアー、甲冑流鎗馬、大河ドラマパネル展示。子ども向けイベントとして、弓矢ゲーム、千本釣、ヨーヨー釣りを実施。運営費内訳は、交通警備に関する費用、子ども向けイベント委託費、印刷費、消耗品費、修繕費との答弁でした。

まちづくり整備課、エリアリノベーション事業の内容はとの質疑に対し、人材発掘のため嵐山MEET&TALKというトークイベントを嵐山溪谷バーベキュー場、駅東西連絡通路と駅周辺で3回実施。その結果、この事業をきっかけにつながった有志によるクリスマスマーケットを駅東西連絡通路にて開催し、約300人の来場者があったとの答弁でした。

生涯学習課、電子図書館導入事業の町民利用はとの質疑に対し、電子図書館登録者数は156人で、貸出数は280件。利用者年代は、30代、50代が29人、40代24人、60代23人で全体の67%を占めている。若い方の登録は少なかったとの答弁でした。

教育総務課、電子自治体推進事業について、事務効率化、情報共有、正確性向上、負担軽減等導入効果の評価はとの質疑に対し、小中学校の教職員が使用するPCに導入された校務支援システムは、教職員の事務の効率化が進み、負担軽減につながっていると考えている。児童生徒の出席簿、通知表や指導要録等の記載ミスをなくし、正確に迅速に作成することができた。また、校務支援システムは教育課程の管理、児童生徒の個人情報の管理等を行うことができるが、業務のさらなる効率化、負担軽減を行うことが今後の課題であるとの答弁でした。

(4)、9月8日の委員会について

関係する執行部説明員及び監査員の出席の下、歳入歳出を含めた総括的質疑を渋谷登美子委員、小林智委員、青柳賢治委員、川口浩史委員の4人が順次行い、主な質疑と答弁は次のとおりでした。

ゼロカーボンシティ宣言を行った以降の令和4年度における各課の動きについての質疑に対し、宣言後に各課局より、町の施策・計画立案に係る施策の提案を募集した。その提案された施策に関する各課局の業務の執行状況について報告した。環境課では、提案を受けた施策を項目ごとに取りまとめ、類似自治体の取組と比較検討し、町に適合する施策を選定する途上であるとの答弁でした。

ふるさと納税の評価と課題についての質疑に対し、当初の想定を上回る寄附があり、自主財源の確保ができ、基金の増加など町財政の改善につながったと評価する。課題には返礼品の拡大が難しいとの答弁でした。

子ども家庭支援センターの連携の課題についての質疑に対し、開所した平成31年度に校長会で説明を実施したほか、学校を通じてチラシを各家庭に配布した。令和3年度にもチラシを再度配布した。今年度より不登校児童の居場所として運営を行っており、引き続き学校との連携を図っていくとの答弁でした。

公債費負担比率を見ても財政状況が厳しい中、学校建設が計画されているがどう考えるかとの質疑に対して、令和4年度は公共公益施設建設基金が2億円積み立てられており、2億円の積立が今後も継続できるのであれば、起債の額を減らすことになり、いずれは返済原資にもなるとの答弁でした。

(5)、審査結果について

総括質疑終了後、討論はなく、本案を採決し、賛成多数により「認定すべきもの」と決しました。

以上、認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。畠山委員長、ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論につきましては、4名の議員から届出をいただいております。

まず、第12番、渋谷登美子議員の反対討論、次に第1番、小林智議員の賛成討論、次に第10番、川口浩史議員の反対討論、最後に第9番、青柳賢治議員の賛成討論を行います。

それでは、第12番、渋谷登美子議員、どうぞ。

[12番 渋谷登美子議員登壇]

○12番（渋谷登美子議員） 渋谷登美子です。令和4年度決算認定に反対します。

令和4年度は、ウィズコロナ時代をまだ脱することができず、町民の人との関わりは回復傾向に

あったとしても、感染への不安感からマスク着用が必須で、今までのコミュニケーションが疎遠にならざるを得ない関係性に陥ってしまいました。畠山重忠まつり、嵐山まつりなど回復傾向の兆しはありましたが、ふれあい交流センターの講座等は開催できず、町からの町民への対話を促す働きかけは少なかったのです。

その中で、嵐山町の学校再編は進みました。学校再編の審議会は地方自治法138条にのっとりた形で行ったので違法はないのだという主張でしたが、憲法の3原則の一つ、国民主権は無視されて進みました。小学校や中学校は地域の歴史を体現しています。七郷小は七郷地区の文化の象徴でした。志賀小と玉ノ岡中は志賀地区の人口急増に合わせ、地域の人が山林等を提供して新しい学校を造ったという歴史があります。新しい学校を建設するには、それぞれの地区の未来への希望があったはずですが、令和3年度、令和4年度の学校再編は、その地域の住民の意思とは無関係に進みました。学校再編審議会は、菅谷小あるいは菅谷中に中学校2校、小学校3校を統合して建設する。その答申は一つの結果でしかないのですが、地域住民についてはその答申について協議する期間は設けられませんでした。そして、その答申を受け、嵐山町は嵐山町立小中学校再編基本計画作成業務を株式会社綜企画設計埼玉支店に委託しました。地域を無視した行政広域、やはり公金支出に当たります。

菅谷小中学校地区の住民にとっては、学校が新しくなり子ども数が増えるわけですから好ましいことになるでしょう。一方で、学校を廃校することになった七郷小地区、玉ノ岡中地区の住民、そして志賀小地区の住民にとっては近距離の学校がなくなり、学校が象徴する地域文化、若い母親たちのコミュニケーションのネットワークがなくなります。地域の持続性について協議する結論を出す期間を設けることなく、廃校を結論づけたこととなります。地域主権が本来である憲法92条の地方自治の本旨に反する政策を嵐山町は行っているのです。令和4年度の決算では、小中学校再編審議会運営事業については直接的な要請はありませんが、令和4年度の支出の嵐山町立小中学校再編事業800万円の前払い金は、5校全ての学校施設の耐力度調査を行ったわけではなく、七郷小、志賀小、玉ノ岡中を廃校にすることを前提に、菅谷小、菅谷中の耐力度調査のみを行い、それに続いて新校計画案を事業者へ委託したわけです。これは地域主権をないがしろにしており、憲法92条の地方自治の本旨に反しています。

全国的にどこの地域でも、地域主権をないがしろにする事業が起きています。国の補助金政策の誘導による地方自治の崩壊です。民主的で平等で権力の集中しない運営を市町村が目指さない限り、強権の中央集権政治が続くことになり危険です。今、本当に危険な状況になっています。戦争、インフレ、気候変動と複合的な危機が続いていますが、一つ一つ乗り越えるためには、地方自治のセンスを市町村が磨かなくてはいけない、そういう時代に突入しています。様々な工夫で交流人口は増えることはあるかもしれませんが、定住人口が減少し消滅したとき、地域は消滅します。現在の学校再編の手法はトップダウンで行われ、嵐山町の市街地以外の過疎化を促し危険です。この1点

をまず指摘します。

気候変動を抑止するための政策は、学校施設をZEB化するだけではなく、地域循環の経済をつくる必要があります。嵐山町も人口縮小時代に入り、政策は時代に合わせる必要がありますが、地域主権をないがしろにする政策では、地域では幸福感のある生活はできません。再度、地域とは何か、地域主権を優先する政策に方向転換することを望み、反対討論とします。

○森 一人議長 次に、第1番、小林智議員、どうぞ。

〔1番 小林 智議員登壇〕

○1番（小林 智議員） 議席番号1番、小林智です。認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計決算認定に際し、賛成の討論をいたします。

コロナ禍に翻弄された3年の間、令和2年度には歳入規模で86億円に膨らんだ決算から、令和3年度には76億、そして令和4年度も77億円の規模となりました。決算認定の審査を行う中での状況ではありますが、令和4年度の決算は、コロナ感染症がまだまだ完全に終息を見ないながらも、3年間のコロナ禍での町政の運営に一区切りをつけて、さらに令和5年度以降に向けて新しい時代への足固めとなった決算との印象が強く残りました。

令和4年度事業の幾つかを俯瞰的に見渡せば、川島地区産業団地整備事業への業務代行方式による事業に着手し、いよいよ事業が動き始めたこと。また、千年の苑事業では観光地域づくり法人、いわゆるDMOの補助金の活用による独立採算のための足場づくり。駅西口地区整備事業については、課題はまだまだあるものの、着実な進展が図られていること。さらに教育委員会を中心に進めている学校再編事業では、小中学校再編等審議会による答申を受けて、いよいよ再編への準備作業を開始された。そのような中でも、4年度の実業では再編へ向けて、当面の小中学校が抱える数々の課題、例えば雨漏り対策や衛生面からの洋式化など、施設の更新などへ目配りもされている。そのほか価格高騰対策事業にも適切に取り組み、予算に限りはあるものの、給食費補助事業や負担軽減事業にも取り組まれている。農政の面では、国の進める農村地域防災減災事業による農業用ため池の耐震劣化調査も始まり、農業遺産の中心であるため池群の防災工事が、令和12年度までの長期にわたって開始された。この事業は、国の財政上の措置はあるものの、事業が開始されれば町負担も見込まれる。そのような状況の中で、4年度決算では財政調整基金を1億円積み増し8億3,000万円とし、さらに学校再編のための学校建設資金を確保するため、公共公益施設建設基金として新たに2億円を積み増した。4年度決算において、将来に備えて財政計画の準備を始められたことは、代表監査員のご発言にもありましたが、しっかりとした町政の取組であると評価できます。

一方、将来を見渡すと、着実に訪れる冷徹な現実として人口減少が進む中で、歳入面では税込減、歳出面では道路や施設などの老朽化による維持コストの増大、高齢化等による医療費の増大が見込まれ、町財政にとって厳しい未来が予測されます。

それらを踏まえながらも、町長をはじめ町政に携わる職員の皆さんが、嵐山町の明るい未来のた

めに取り組んでいただけることをお願いして、賛成の討論といたします。

○森 一人議長 次に、第10番、川口浩史議員、どうぞ。

[10番 川口浩史議員登壇]

○10番（川口浩史議員） 日本共産党の川口です。2022年度一般会計決算の反対討論を行います。

2022年度は、家事や育児が困難な方に対して育児ヘルパーを創設したり、学校のトイレ洋式化の工事費、さらには町内業者の育成を図るための住宅リフォーム補助制度を再度創設したこと、燃えるごみの処理が焼却から発酵に変わり、気候変動の大きな要因の一つと言われている二酸化炭素の排出が大幅に低減したと思われることなど、これらは高く評価するものであります。

しかし、次の点については認めることができません。まず初めに、嵐山駅西口に大型バスが入れるロータリーの工事であります。大型バスが入れるロータリーの工事は、要望も必要性もないのに進められた工事です。そもそも駅東口には大型バスが入れるロータリーがあり、このロータリーが渋滞をしているのなら、西口に大型バスが入れるロータリーも必要になります。しかし、そんなことはありません。ラベンダーまつりにおいて大型バスが必要だという話もありましたが、駅東口を利用すればよいだけです。駅前のにぎわいづくりということも言われました。果たしてにぎわいがつくられるのか、開通後数年の時を待てば結果は出るわけではありますが、しかし数年後を待たずしても見通しはないと言えると考えます。したがって、無駄な公共事業を認めることができないことは当然ではないでしょうか。

次に、観光地域づくり法人事業です。この補助金は、令和2年度の6,800万円を上回る8,000万円であります。これで国からの補助金は終了となりました。さて、今後の観光地域づくり法人事業として設置したわけですが、果たして黒字化の見通しを持って設置したのか甚だ疑問です。というのも、ラベンダーまつりは346万円の黒字ではありましたが、ラベンダー事業全体では赤字であったわけであります。そして、この事業は稼ぐ力をつけるために取り入れ、国の補助金をもらい続けてきました。したがって、今やめたら補助金返還が求められることになるため、現時点でやめることは進言しませんが、稼ぐ力がついたかが大変大事です。補助金返還が過ぎた先、稼ぐことができなければ、町は補助金支出をやめる決断をするべきと考えます。

次に、学校再編審議会についてです。審議会は、町や教育委員会とは独立した団体であるということは承知しているつもりです。しかし、その審議が一方的な進め方で答申が出たとすれば、受理をしないということもあります。それはどういうことかということですが、統合することが当然のような進め方であったからです。私は、七郷小学校は現在少人数学級ができており、最高の学習環境にあると思います。事実、少人数ゆえの成果を上げています。日本語検定において、最高賞の文部科学大臣賞を受賞しています。このような成果を上げている学校を、統合によって廃校にすることがよいことなのか全く審議されていません。また、いじめや不登校の実態は、少人数学級と35人学級との違いについて、多人数になると増えることが言われているのに審議されていませんでした。

嵐山町の未来を担う子どもたちの教育環境を審議しないで出した答申は、不十分な審議であったと言わざるを得ず、このような答申を尊重するとした町や教育委員会の姿勢を認めることができないのは当然ではないでしょうか。

最後に、同和問題です。既に本町における差別の実相は皆無であります。よって、解放同盟への補助金は全額削除することを申し上げます。

以上の点が改善されますことを求め、私の反対討論を終わります。

○森 一人議長 最後に、第9番、青柳賢治議員、どうぞ。

[9番 青柳賢治議員登壇]

○9番（青柳賢治議員） 政友会の青柳賢治です。令和4年度一般会計決算に対しまして、賛成討論を行います。

私が、令和4年度決算を認定すべきといたします第1の理由についてです。佐久間町長は、令和4年3月、嵐山町ゼロカーボンシティ宣言を表明されました。この宣言に、嵐山町の緑豊かな自然環境を次世代につなげるため、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すものでございます。決算審査の中で、この取決めににつきまして、各課の動きについて質疑がございました。いずれも施策選定の途上ではあるわけでございますけれども、郵送から電子、スマート農業、地産地消の勧め、LED化、エコライフDAYなどなど、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに対する取組が幅広く多岐にわたり、できることから対処している姿勢と、宣言以来、以後の各課の地道な取組につきまして、強く感心させられました。この取組は役場職員に限らず、町民である私たち一人一人に対しても、緑の地球を次代にということに課せられている責務でございます。

2点目でございますけれども、令和4年7月に学校再編に対する審議会から答申が出されました。答申は、3校の小学校を1校に、2校の中学校を1校に、新しい学校の場所は、現在の菅谷小・中学校とするという結論でありました。佐久間町長は、よくぞここまで進めていただいたという答弁をされております。この後、時間を置くことなく、令和4年度第3回定例会におきまして、公共公益施設建設基金積立金2億円を補正予算にて提案され、議決されました。この提案を高く評価いたします。財源の確保なしに、事業は前へ進めません。この積立てで、今まで以上に各課の事業に対する厳しさと工夫が求められたことだろうと推測いたします。学校再編の答申が出され、方向は定まりました。このための積立てであること。でも、日常の町民サービスは低下させないと。執行に当たる町長の言葉で、町民への説明は十分だったろうかなと、少し物足りなさは感じます。でも、これから学校再編基本計画案の説明はこれからです。ここからは、さらなる町民の皆さんの理解と協力をお願いして、町長としてしっかりとリードしていただくことが佐久間町長の仕事ではないでしょうか。

3点目は、第6次嵐山町総合振興計画、将来像「未来へつなぐ ひと しぜん 暮らし とともに 学び育むまち らんざん」、これがスタートして2年目となりました。令和4年度の第2節であり

ます「ひとを育み、学び楽しむまちづくり」における子育て支援、学校教育についての充実度について質疑いたしました。嵐山町の子ども家庭支援センターは、今年度より国庫と町単独での運営になりました。子どもたちの自らを律し、自らをもって立つということを、この力を身につけること、さらには子育てに悩める保護者に寄り添い、その支援をするという目的で設立をされました。なかなかこれといった原因がはっきりしない生徒や、悩みを抱えた保護者に対しまして、親身で温かい対応がされていると、子ども・保護者への支援が確かに届いていると現地視察で感じました。その上で、可能な限り、無気力となった子どもや不安を抱える保護者に対して、支援に取りこぼしがないうように、等しく支援が届くように、これが重要だということに対しまして、福祉の面、学校教育の両面から一層の連携を図っていくという、子どもや保護者の立場に立って答弁がありました。このことは、町民にとって心強いことでもあります。嵐山の子どもたちは、みんな未来の宝なのでから。

コロナからの回復傾向もあって、順調に推移した税収によって各課の事業は進展しました。令和4年度の決算に認定できるものとして、私の賛成討論といたします。

○森 一人議長 以上で討論を終結いたします。

これより認定第1号 令和4年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○森 一人議長 起立多数。

よって、本案は認定されました。

◎認定第2号～認定第6号、議案第39号、議案第40号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第3、認定第3号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第4、認定第4号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第5、認定第5号 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件、日程第6、認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件、日程第7、議案39号 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び日程第8、議案第40号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上決算認定5件並びに議案第39号及び議案第40号を一括議題といたします。

決算認定5件並びに議案第39号及び議案第40号につきましては、さきに決算審査特別委員会に付

託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

畠山決算審査特別委員長。

〔畠山美幸決算審査特別委員長登壇〕

○畠山美幸決算審査特別委員長 それでは、議長のご指名がございましたので、朗読をもって報告いたします。

令和5年9月13日

嵐山町議会議長 森 一人 様

決算審査特別委員長 畠山美幸

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、件名、審査の結果

認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきものの。

認定第3号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきものの。

認定第4号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。認定すべきものの。

認定第5号 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定について。認定すべきものの。

認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定について。認定すべきものの。

議案第39号 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。可決すべきものの。

議案第40号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。可決すべきものの。

決算審査特別委員会報告書

令和5年9月13日

決算審査特別委員長 畠山美幸

1、付託議案名

認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定について

認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定について

議案第39号 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第40号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

2、審査経過及び結果について

8月25日開会の本町議会第3回定例会において、本決算審査特別委員会に付託を受けました上記決算認定及び議案第39号、議案第40号について、9月11日に関係する執行部説明員出席の下に審査し、主な質疑と答弁は次のとおりでした。

認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件では、特定健康審査等事業費についての質疑に対し、令和4年度の受診率は40.9%で前年より0.7%上昇した。未受診の方にターゲットを絞ってSMSを利用した受診勧奨を実施したことなどが受診率向上につながったとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第3号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件では、普通徴収の人数と平均保険料はどの質疑に対し、人数は850人、平均保険料は収入済額で8万2,977円という答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第4号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件では、単年度収支が改善されているが、町の分析はどの質疑に対し、支払準備基金を2,200万円取り崩したことから保険給付費が3,765万円減額となったことが要因であるとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第5号 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件では、新浄配水場の進捗率はどの質疑に対し、総事業費18億2,000万円に対し令和4年度は1%であるとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件では、不納欠損の理由はどの質疑に対し、転居先不明と死亡の2つが大きな要因であるとの答弁でした。

質疑終了後、討論はなく、採決の結果、全員賛成により「認定すべきもの」と決しました。

次に、議案第39号 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査し、質疑、討論はなく採決し、全員賛成により「可決すべきもの」と決しました。

最後に、議案第40号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を審査し、質疑、討論はなく採決し、全員賛成により「可決すべきもの」と決しました。

以上、認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件ほか4件、議案第39号並びに議案40号について、全て審査を終了いたしました。

以上で本委員会の審査経過及び結果について報告を終わります。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

質疑につきましては、認定第2号から認定第6号並びに議案第39号及び議案第40号までを一括し

て行います。質疑をどうぞ。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。畠山委員長、ご苦労さまでした。

討論を行います。

討論、採決につきましては、決算認定及び議案ごとに認定第2号から順次行います。

まず、認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第2号 令和4年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第3号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第3号 令和4年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第4号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第4号 令和4年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第5号 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第5号 令和4年度嵐山町水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論につきましては、届出はございませんでした。

討論を終結いたします。

これより認定第6号 令和4年度嵐山町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は認定されました。

次に、議案第39号 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の討論を行います。

討論を終結いたします。

これより議案第39号 令和4年度嵐山町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

次に、議案第40号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件の討論を行います。

討論を終結いたします。

これより議案第40号 令和4年度嵐山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○森 一人議長 起立全員。

よって、本案は可決されました。

以上で、令和4年度決算認定並びに議案第39号及び議案第40号の審議は全て終了いたしました。

堀江代表監査委員、長島監査委員、ご両名におかれましては各会計の決算監査をいただき、また定例会並びに決算審査特別委員会にご出席をいただきました。そのご労苦に対し、衷心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。ありがとうございました。

この際、暫時休憩といたします。再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○森 一人議長 冒頭、決算審査特別委員会の報告の中で、1点訂正を求められておりますので、この際これを許可いたします。

畠山決算審査特別委員長。

○畠山美幸決算審査特別委員長 すみません。そうしましたら、2ページの企業支援課の重忠まつりの決算概要のところの支出合計です。「177万1,235円」と申し上げましたが、こちら「177万5,235円」に修正をお願いいたします。

以上です。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、議案第33号 令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第33号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第33号は、令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億3,943万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を72億3,404万5,000円とするものであります。

このほか、地方債の追加が1件、変更が1件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 それでは、議案第33号の細部につきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の4ページ、5ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出補正予算でございますが、歳入歳出の今回の補正金額につきましては、款項別にそれぞれ記載させていただいております。

次に、6ページをお願いいたします。第2表、地方債補正でございますが、新たに武蔵嵐山駅西口地区の整備を行うものです。その下段の臨時財政対策債につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い、発行限度額を1,752万1,000円減額し、4,447万9,000円に変更するものです。

それでは、12ページ、13ページをお願いいたします。2の歳入でございます。主なものにつきましてご説明申し上げます。まず、11款1項1目地方交付税1億4,341万1,000円でございます。普通交付税の交付額の決定に伴いまして補正させていただくものでございます。

次に、15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金及び16款2項1目民生費県補助金、3節児童福祉費補助金ですが、補助対象メニューの変更に伴い補正するものでございます。

その下段の3目2節農業振興費補助金、新規就農総合支援事業補助金ですが、経営開始資金事業の対象者の増加に伴い150万円を補正するものです。

その下段の5目1節教育総務費補助金、さわやか相談員設置費補助金及びスクールサポートスタッフ配置事業補助金ですが、交付額の決定に伴い、合計で201万7,000円を減額補正するものです。

次に、14ページ、15ページをお願いします。18款1項寄附金ですが、ふるさと納税の増額を見込み3,000万円増額し、補正後の額を7,001万6,000円とするものでございます。

その下段の19款1項特別会計繰入金、1目国民健康保険特別会計繰入金から3目介護保険特別会計繰入金までですが、令和4年度の事業の確定に伴いまして、それぞれの金額を各特別会計より繰入れをさせていただくものでございます。合計で1,815万9,000円でございます。

次に、20款1項1目1節前年度繰越金ですが、令和4年度の純剰余金の確定により3億3,741万

2,000円を補正し、補正後の額を4億8,741万2,000円とするものです。

次に、22款1項町債でございますが、第2表の地方債補正で説明いたしました2件につきまして、追加や発行可能額の変更に伴いまして補正させていただくものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。3、歳出でございます。こちらにつきましても、主立ったものにつきましてご説明申し上げます。2款1項1目一般管理費の(22)ふるさと納税推進事業でございます。ふるさと納税の増額が見込まれたため、それに対する返礼に要する経費として1,429万9,000円を補正するものでございます。

次に、4目財産管理費の(6)ふるさとづくり基金管理事業でございます。ふるさとづくり基金積立金として3,929万1,000円を計上させていただくものです。令和4年度及び今年度予定される一般寄附及びふるさと納税分3,512万7,000円及び令和4年度の土地売払い分395万円等を基金に積立てを行うため補正するものでございます。

下段の(7)公共公益施設基金管理事業ですが、今回新たに2億円の積立てをするために補正をさせていただき、5目(1)財政調整基金等管理事業では、財政調整基金に新たに1億8,000万円を積立てするため補正させていただくものです。積立てにより、公共公益施設基金が4億979万6,000円で、財政調整基金が7億2,007万2,000円となります。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。3款1項2目老人福祉費、(12)高齢者補聴器購入費補助事業でございますが、20万円を補正させていただくものです。新規事業として、加齢により聴力機能が低下した高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成するための経費で、上限額を2万円を10人を予定しております。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費、(2)農業者支援事業ですが、150万円を補正させていただくものです。新規就農総合支援事業補助金として、令和5年度に新規就農する者に対して営農開始資金を支給するものです。

次に、26ページ、27ページをお願いします。7款1項2目商工振興費、(6)住宅リフォーム補助事業ですが、200万円を補正させていただくものです。補助金申請件数の増額に伴い、新たに20件分、200万円の追加をさせていただくものでございます。

8款1項1目道路橋りょう総務費、(3)道路管理事業の委託料ですが、菅谷地内及びむさし台7号線の測量設計委託料として300万円を補正するものです。

下段、2目道路維持費、(2)道路修繕事業工事請負費の800万円ですが、区からの要望による町道等の修繕に要する経費でございます。

次に、28ページ、29ページをお願いします。(4)幹線道路整備事業委託料ですが、町道1—23号都市計画道路の物件調査委託料として230万円を補正させていただくものでございます。

8款3項1目都市計画総務費、(8)武蔵嵐山駅西口地区整備事業の工事請負費ですが、町道菅谷31号線雨水管整備工事変更増加分及び防鳥ネット設置工事として4,250万円を補正するものでござ

ざいます。

次に、30ページ、31ページをお願いいたします。10款2項1目学校管理費の(5)小学校施設改修事業工事請負費ですが、1,295万8,000円を補正させていただくものでございます。菅谷小学校空調設備移設工事、菅谷小学校教室改修工事及び七郷小学校屋上漏水修繕工事に要する経費を補正させていただくものでございます。

10款3項1目学校管理費の(5)中学校施設改修事業工事請負費ですが、341万円を補正させていただくものでございます。玉ノ岡中学校屋上漏水修繕工事及び玉ノ岡中学校避雷針修繕工事に要する経費を補正させていただくものでございます。

次に、32、33ページをお願いいたします。10款6項1目保健体育総務費の(3)ひとり1スポーツ推進事業の報償費7万2,000円ですが、新規事業として部活動在り方検討委員会の運営に要する経費を補正させていただくものでございます。

その下段、(5)スポーツ振興基金管理事業のスポーツ振興基金積立金として253万7,000円を計上させていただくものでございます。令和4年度及び今年度予定されるふるさと納税分を基金に積立てを行うため補正をするものでございます。

次に、34、35ページをお願いします。13款1項1目予備費でございます。補正前の金額に2,070万3,000円を増額し、補正後の金額を3,908万6,000円とするもので、今後の不測の事態に対応するためのものでございます。

36ページ、給付費明細書以降につきましては、ご高覧いただきたいと思います。

以上、議案第33号の概要説明とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) 31ページなのですけれども、学習用タブレットの修繕料なのですが、これはどのくらいの数が修繕しなくてはいけなかったのか。そして、備品購入費ですけれども、新たなタブレットを買ったのかどうか伺いたいと思います。

あと、同じく31ページですけれども、工事請負費ですが、菅谷小と七郷小、そして玉ノ岡中なのですけれども、これで老朽化の部分というのはどの程度改善ができたのか伺いたいと思います。

それと、33ページ、新規事業の部活動の在り方検討委員会ですけれども、具体的にどのような形で進んでいくのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、まずタブレットの修繕の関係で答弁をさせていただきます。

タブレットの修繕でございますが、令和4年度には46件修理をいたしました。令和5年度になり、現在のところ実際に修繕したものと今後修繕を予定しているものを合わせまして27件ございま

す。現在のところ、当初予算で100万円を計上させていただいてございますが、今後修理に係る費用が不足いたしますので、今回152万円の補正を計上させていただきました。

また、備品購入費でございますが、タブレットは1人1台を使用させていただいておりますが、タブレットにそういった修理が必要な不具合が出た場合に予備機を貸出しをしておりますが、その予備機に不足が生じたため、今回タブレットを予備機といたしまして、10台購入するための備品購入費を計上しております。

続きまして、小学校費及び中学校費の工事請負費につきましてお答えさせていただきます。こちらは、老朽化がどの程度改善できるかということでございますが、現在必要な、当面危険を回避できるように修繕をいたす経費としまして、今回計上させていただきました。菅谷小学校につきましては、空調設備の移設工事といたしまして1,092万3,000円、こちらは教室棟の3階に設置しております空調設備6教室のうちの5台を、空調が設置されていない他の教室に移設し、そちらに教室のほうを移動させていただくというものでございます。その教室の移動に伴いまして、教室の内部の仕切りを、多目的室等大きい部屋を2つに仕切る等の教室改善工事を行いたいと思います。こちらにつきまして、102万3,000円。また、七郷小学校の屋上漏水修繕工事でございますが、こちらは屋上全面を補修するとなると大変多額になってまいりますので、必要な面積267平米分を、漏水修繕工事を行いたいと思います。こちらは、101万2,000円を計上させていただいております。

続きまして、中学校の工事でございますが、玉ノ岡中学校の屋上漏水工事でございます。こちらの対策工事につきましても、全面改修ができませんので、部分的な必要最小限度の雨漏り対策といたしまして112平米、258万5,000円を計上させていただきました。

また、避雷針修繕工事でございますが、こちらは屋上の笠木の上に避雷針を張り巡らせておりましたところ、笠木の欠落により避雷針となっているものがちょっと浮いてしまっている状態がありますので、その避雷針をきちんと張り直す工事でございます。こちらが82万5,000円を計上させていただきました。

学校の建物、校舎等につきましては、修繕をしていきたいところが数多くありますが、当面こちらの工事をさせていただくことで危険箇所を減らすことができると考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 私のほうから、部活動在り方検討委員会についてご説明させていただきます。

まず、こちらの委員会を設置する経緯でございますけれども、国のほうが学校の働き方改革や少子化ということで、学校の部活動を地域に完全移行するということからスタートしております。様々な検討を重ねる中で、現在は方向性が少し変わりました、大きな目標としましては、全ての子どもたちが将来にわたりスポーツ、文化、芸術活動に親しむことができる環境を整えていきましょ

うという形に変わってきております。どのようにしたらその目標が達成できるかということを検討していただくための委員会を設置させていただきます。その委員会の中で、報償費が発生する委員さんを8名想定しております、その方たちに支払いをする報償費を今回補正させていただきます。予定としましては、2回以上会議を開催する予定で計上させていただきます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） タブレットなのですけれども、前年度46件で今年度27件だと、もう既に73件の修繕が必要ということで、さらに10台分をまた新たに予備機として持つということですが、タブレット自体はどの程度の使い方によってどの程度使えるものなのか、大体検討がついてきたかと思うのですけれども、その辺の検討でどのような感じなのか伺いたいと思います。

それと、菅谷小学校の空調設備工事は3階が多目的教室になるという形で分かったのですけれども、これ現在に必要な教室数というのは、菅谷小では必要な教室数は幾つあるのか伺いたいと思います。

七郷小学校に関しましては、267平方メートルを漏水修繕工事ということになっていますが、全体の屋上面積というのはどのくらいで、全部をやるとどのくらいの経費になるかというのは試算されたと思うのですが、その点について伺いたいと思います。

同じく玉ノ岡中学校に関しても、漏水工事は112平方メートルということでした。玉ノ岡中学校はちょっと2校舎ぐらいある、2つあるのかなと思うのですけれども、そのうちのどちらになるのか分からないのですけれども、屋上はどのくらいの面積があって、どの程度の面積の修繕になるのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、タブレットの使い方によってどの程度使えるのかということでご質問かと思いますが、一般的にこういった機械類ですけれども、5年を想定しているかと思いますが。その中でも機器によっては使い方ということではなく、自然と壊れやすいものもございまして、そういったものも含めて修繕になるものもございまして、不注意で落としてしまったとかということの修繕等もございまして。

続きまして、菅谷小学校の必要な教室数でございますが、現在菅谷小学校では各学年を合計しますと、クラスとしては19の教室を使っておりますが、今回の工事に伴いまして引っ越しをするものは、教室棟の3階に4年生、5年生、6年生が各学年2クラスずつの合計6クラス、教室棟の3階に入っております。この3階が大変危険な状態でございますので、こちらの6クラスをほかの階または特別教室棟のほうに順次移していくというふうを考えております。まず、空調機が設置されている部屋に一部分を動かし、その空いた3階の部屋のところから空調機を外して、また違うところにつけてというような形で、現在教室として使っていない部屋のほうに順次空調設備を移しまして、

使えるようにやっていきたいと思えます。こちらにつきましては、移動する順番につきましては、学校のほうとよく相談しまして順次動かしていきたいと考えております。

続きまして、学校の屋上の面積でございますが、まず菅谷小学校が全体の面積でございますと2,318平方メートル、七郷小学校の屋上全体面積が874平方メートル、玉ノ岡中学校の屋上全体面積が1,343平方メートルでございます。もしこちらを全面改修した場合に、どのくらいかかるかを算定しているかということでございますが、菅谷小学校の雨漏り対策を全面した場合には、およそ4,900万円、七郷小学校が全面改修をした場合に、およそ2,000万円、玉ノ岡中学校の全面工事をした場合には、およそ3,100万円と想定しましたので、こちらは全面をすることはなかなか難しいと考え、必要な部分についての改修をさせていただくものを計上させていただいたところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） タブレットなのですけれども、タブレットは今現在1,200台ぐらい購入したのですかね、そのうち46と27だから、5%か6%ぐらいもう既に使えなくなってきたということですよ。2年ぐらいかな、3年間ぐらい……2年たったのですかね。そういうふうな形で考えていいのでしょうか。5年廃棄だから、5年後のものというのは、やはり嵐山町も国からの予算ではなくて、町予算でやっていくというふうに考えているということによろしいのでしょうか。

それから次に、今現在では4年生と5年生と6年生を順次エアコン設置したところに持っていくという形ですけれども、それは9月予算ですから、2学期中に終了するという形で考えているのか伺いたいと思えます。残った上の多目的室にするところというのは、雨漏りがしても大丈夫というふうな形なのですか。全部を雨漏りを修繕すると大変ということで、そうすると修繕しないところは今のところ現状では大丈夫という形で、そのこのところの考え方が分からないのですけれども、それは全面的に改修しないでも3階の多目的室は安全であるというふうに考えられてのことなのか伺いたいと思えます。

あと、七郷小は、特に屋上の漏水に関しては、教室の移動は1回やったのですよね、確か。全面改修すると2,000万円ぐらいになって、そのこのところは手をつけないということなのですよ。その部分に関しては、全く教室としても今後も使わないから、そのまま放置するという形で考えているということでしょうか。

玉ノ岡中学校なのですけれども、私は玉ノ岡中学校の漏水部分というのは通路のところだと思っていたのですけれども、その通路のところではなく、校舎の教室棟かなんかの屋上が漏水しているということなのですか。そのこのところがよく分からないのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、タブレットでございますが、現在支給しておりますものは、令和2年度に購入しました1,111台を小学校及び中学校で使っております。今後このタブレット、現在修理をしながら使っているところでございますが、今後また5年等の時期が来まして、そちらが町の予算全部なのか、また国の補助金が出るのかということについては、まだ決まっておりませんので、補助金が出れば、もちろんそれを活用していくということでございます。

そして、次に菅谷小学校の教室の移動の関係でございますが、私の最初の言い方が不適切であったかと思いますが、多目的室は現在菅谷小学校の管理棟の2階でございます。この多目的室が広いので、2部屋に区切る工事をするというのが1つでございます。そして、管理棟の2階に会議室やPCルームがございますので、こういったところも教室として使っていく。3階に児童会室があるので、こちらも教室として使う。そして、教室棟の1階にある生活科室と2階の教材室、こういったところを今後教室として使っていくために、空調機をそちらに移設するということでございます。そして、教室棟の3階は基本的には使わない。危険ですので、こちらはもちろん教室としても使いませんし、基本的にはこちらの3階は多目的室だとかそういうことに関しても、使うということを想定しておりません。

次に、屋上の工事でございますが、屋上防水につきましては、各学校とも必要な面積につきまして防水工事をさせていただくものがございます。七郷小学校につきましても、こちらは家庭科室の雨漏りが起きておりますので、その家庭科室の上部に当たる部分。また玉ノ岡中学校につきましては、教室棟の学習室の上と教室棟の階段上の部分につきまして、工事を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 下村教育長。

○下村 治教育長 今、課長から答弁がございましたが、一部ちょっと補足をさせていただきます。

菅谷小学校の3階の通常の教室で使っている部分の子どもたちを、他の階であったり他の棟のほうに移動させるという形で雨漏りの対策をしていくということでございますが、空いたその3階の教室でございますが、通常活動する教室としては想定してございませんが、生活室であったり教材室であったりというところを通常教室に移しますので、そうしますとそこに入っていた備品であったり、そういったものを移す場所というのが必要になりますので、そういったものを3階の今まで教室として使っていて、今後は雨漏り対策で子どもを移動させた後の教室というのが、そんな形の活用ということは想定がされるかなと思っているところでございます。一部補足をさせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 申し訳ございません。答弁漏れがございましたので補足させていただきます。

工事が2学期中にできるのかということでございましたが、こちらは補正が可決していただきましたら、各学校と相談しましてできるだけ早く工事の方を進めていきたいと思っておりますが、学校で使う空調機、菅谷小学校の空調機につきましては、夏の冷房だけでなく、冬は暖房器具としても使うということで、順次やっていく期間の中で学校の学習また児童の安全、両方を考えまして、工事の日程のほうは組んでいきたいと思っております。また、七郷小学校及び玉ノ岡中学校につきましても、学校と工事業者のほうと契約もございますので、外の工事になるところは、安全面に配慮しながら工事を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 21ページの補聴器購入費助成金なのですけれども、これは何か条件をつける予定なのでしょうか。所得割とか非課税世帯のみとか、そういう条件がつくのかどうか伺いたいと思います。

それから、25ページの新規就農補助金なのですけれども、ちょっとこの方はどういう方なのか、お話しできる範囲で結構ですので伺いたいと思います。

27ページの下の道路修繕なのですけれども、これはどこの道路なのか。区からの要望等もありますので、多分細かいところもあるのかなとも思いますが、主なところで伺えればと思います。

続いて、29ページの西口の工事費なのですけれども、これ町債のほうも出ていて、ちょっとどんな工事を予定していたのかだけでも、それが駄目なのでこっちに変えたという理解でよろしいのですか。ちょっと工事の内容を伺いたいと思います。それから、町債のほうは交付税措置があるのか、あればどのくらいなのかを伺いたいと思います。

防鳥ネットなのですけれども、防鳥ネットはどのくらいの規模で設置をされるのか伺いたいと思います。私、前これ質問したときに、基本的にはこれは東武がやるのだよという答弁だったと思うのです。ところが、進まないから町がもうやっしまおうということで、こういう決定をしたのか伺いたいと思います。ほかの自治体でもそういう事例があるのかどうか、伺いたいと思います。

31ページの先ほどの空調の関係なのですけれども、菅谷小の。移設は5台というふうに説明あって、教室は6教室を下に持ってくるのだという説明でしたよね。そうすると、1台空調は購入するというわけなのですか。その工事費は入っているのかどうか、伺いたいと思います。

33ページの部活動の在り方委員会なのですけれども、委員はどのような人になる予定なのか。専門的知識を持った人がこの中には入れて、町の人がどのくらいの、ああ、人数は8人だな、入れるのかどうか伺いたいと思います。

最後に、35ページの会計年度任用職員の修繕とあるのです。どのような修繕を予定しているのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

最初に、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 私からは、高齢者の補聴器購入費補助金についてお答えいたします。

こちらの補聴器購入の補助金の対象者は65歳以上で、両耳の聴力レベルは40デシベル以上であり、身体障害者の補装具給付の対象とならない中等度難聴の方が対象となります。こちらの補助につきましては、所得制限等は設けずに、該当する方に助成をしたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 次に、中村農政課長。

○中村 寧農政課長 それでは、新規就農者総合事業の経営開始型資金の、どのような方がもらったかということについてお答えいたします。

この方は、3月に嵐丸塾を卒業した塾生でございます。経営といたしましては、施設栽培を中心に、越畑杉山の圃場でハウレンソウ、葉物野菜、花卉、花の苗等、そういった多岐にわたって経営のほうを展開している男性の方でございます。

以上です。

○森 一人議長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、順次答弁させていただきます。

27ページの道路修繕事業の工事請負費でございますが、既に区からいろいろな要望が来ておりまして、当初の予算がありましたけれども、400万程度予算をいただきましたけれども、既に要望の件数が上回っておりましたので、今回補正させていただいたところでございます。今後、砂利敷き等の箇所、あとほか9か所、全部で10か所。あとは側溝の修繕を4か所、あとは防除舗装対応、そこちょっと砂利敷きよりも固めの修繕を志賀地区で要望されておりますので、それを行ったり、あと都市計画道路、ヤオコーの前の歩道がちょっと木の根が張っておりまして、凸凹になっておりますので、ああいうのも修繕させて、要望が区からというよりか、歩いている方から危ないよという危険の報告がありました。以前からやりたいなと思ったのですけれども、なかなかできなかったもので、この際やらせていただきたいなという要望を含めて、今回800万円させていただくものでございます。

続けて、西口地区の整備工事の内容でございます。次の、今回工事の請負契約の変更でもお願いさせていただいたところでございますが、雨水管改修工事の増加分を3,450万円程度見込んでお願いさせていただくところでございます。雨水管工事につきましては、雨水管自体の工事の金額というのはそれほど変わらないのですけれども、1.5メートル程度掘ると水が出てくるという関係で、一度昨年12月に補正させていただきました仮設の費用がかなりかかってしまうというものでござい

す。仮設がちょっと今度の議会の議案にも係るものですが、一応ウオータージェット方式という、その設計上の土台で設計をして発注したのですけれども、それではなかなか工事が進まないということで、今度はオーガ方式といってドリルでもんでドリルで穴を掘って、仮設矢板をするという工法に変更させていただく等で含めますと、やはりどうしても仮設の工事費の金額が高くなってしまいうということで3,450万という、今の時期では大変申し訳ないのですけれども、補正させていただくことになりました。

防鳥ネットにつきましても、今回町が駐輪場の整備をする場所、面積がちょっと手元がないのですけれども、これについてのみの防鳥ネットの工事でございます。防鳥ネットにつきましては、武蔵嵐山駅では鳥の害が多くて、駅のほうも対応は苦慮しているという答弁を以前させていただきましたが、全面というわけではなくて、今回町が町の施工でやる駐輪場の整備の上だけの防鳥ネットの工事でございます、それにつきまして800万円の予算をいただくものでございまして、全面ではございません。ですから、町が施工の責任者でございますので、町の方だけの工事でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、私からは、31ページ、空調設備の移設でございますが、教室6教室分でございますが、空調設備が既に設置されている教室への移動も見込んでおりますので、5台を移設すれば大丈夫だということで、1台分を購入する予定はございません。

続きまして、35ページ、学校給食運営管理事業でございます。こちらの費用弁償につきましては、会計年度任用職員の採用者が、通勤距離が予定よりも長くなっておりますので、不足分を計上させていただきました。また、修繕料でございますが、給食センターの玄関ドア及びタイルの修繕でございます。玄関ドアのヒンジが故障しまして、現在完全に閉まらない状態になっておりますので、こちらのほうを修繕させていただきたい経費といたしまして、30万6,000円を計上させていただきました。

以上でございます。

○森 一人議長 最後に、馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、私のほうから部活の在り方検討委員会の委員の構成についてご説明させていただきます。

今現在、委嘱する予定の委員さんですけれども、まず学識経験者、嵐山町スポーツ協会会長、嵐山町スポーツ推進委員代表、嵐山町スポーツ少年団本部長、嵐山町学校運営協議会会長、嵐山町立小学校代表、嵐山町立各中学校代表、嵐山町PTA連絡協議会代表、それから嵐山町立中学校部活動顧問代表、それから嵐山町総合型スポーツクラブ代表、その他教育長が認めた者、それ以外に専門的な見地から意見を求めるためにアドバイザーを置く予定です。

以上です。

○森 一人議長 萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 私のほうからは、駅西地区の整備事業について、交付税措置があるのかという質問に対してお答えいたします。

一般単独事業債ですので、交付税措置はございません。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時25分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第10番、川口浩史議員。再質疑からになります。どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 21ページの補聴器の関係なのですが、そうすると40デシベル以下の人がこの補助金の対象ということなのですか。ちょっと違う。ああ、そう。ちょっとではそこを聞きたいのと、そうするとこの40デシベルというのは、当然医療機関にかかって上だか下だか証明された人が補助の対象になるという、そういう理解でよろしいのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、29ページの駅西の関係なのですが、工事の工法はこれで変わるということで、前は年度内に終わるということで答弁あったと思うのですが、ちょっと年度内に工事は終わるのか、超過するのかどうか伺いたいのと、当初7億5,000万円でこの工事できるというふうにお話があったと思うのですが、その金額はもう超えてしまうのかどうか、伺いたいと思います。

それから、33ページの部活動の検討委員会なのですが、課長がいろんな役職の方に委員としてなってもらいたいということで答弁があったわけですが、これを全部足していくと8人を超えると思うのです。8人と答えたわけですが、それはどういうことなのか。実際の委員の人数は何人として見ているのかも、もし8人が違うのであれば、そこを伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 では、大きく3点になります。順次答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、補聴器の購入助成についてお答えいたします。

ちょっと説明の仕方が悪くて申し訳ございませんでした。対象となる方は、40デシベル以上になります。数が大きくなるほど聞こえが悪いというレベルになりますので、40デシベル以上で障害者手帳をお持ちの方の補装具の給付の対象にならない方が対象ですので、細かく言いますと、両耳で40デシベル以上69デシベル以下、もしくは片耳が40デシベル以上で、なおかつもう片耳は70デシベル以上の方が対象となります。

それから、お医者さんの証明された人が対象かということなのですが、申請をいただいた後に耳鼻科に行ってくださいまして、医師の意見書というのを出していただきます。そのときに意見書の項目の中に聴力レベルであったりとか、難聴の種類とかを記入していただきまして、それを町に提出していただいて、審査をして交付決定という形になります。

以上です。

○森 一人議長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

2点質問あったかなというふうにご考慮しております。年度内に終わるかということですが、今年度は補正させていただいて、年度内に終わるよう努力させていただきたいと考えております。ただし、工事によってはいろいろな状況もございますので、延びる場合はまた議決が必要でございますので、そのときはご相談させていただきたいと考えているところでございます。

総事業につきまして、以前は、当初は一番最初の駅西の工事につきましては、約13億と14億弱の工事で、内容を見直して約7億円ぐらいになるというふうに話をさせていただきました。ただ、今回雨水管の工事がちょっと入ってきて、それも工事の内容ではなくて仮設費、施工についての事業が膨らんできて、雨水管の事業が約2億になっているところでございます。当初の駅西の工事については、ですから5億弱でできておりますので、その点は変わらないかなと考えているところでございます。ただ、防災の関係上、雨水管の整備が必要となりましたので、それについては当初の駅西の整備の考え方とはちょっと違った感じで進めておりますので、その点はご理解願いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 最後に、馬橋生涯学習課長。

○馬橋 透生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

先ほど説明不足で申し訳ありませんでした。委嘱を予定している委員のうち、学校長をはじめとする教職員等につきましては報償費が発生しませんので、その方たちを除いた分が8名という予定でしております。委員の数なのですが、20人以内という形で規定を設けようかなという予定でございます。ですので、先ほど説明した中で複数入るところもございまして、今のところ合計の人数が何人というのは決まっていないのですが、20人以内で構成する予定になっております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私のほう、1つ先ほども答弁がありましたけれども、21ページの補聴器の購入費の関係ですが、1点だけお聞きします。

今回は2万円の10人予定ということになっておりますけれども、この申請者が増えてきた場合、

それについて10人で切っていくのか、申請者が多い場合には対処していくのか、それについてをちょっとお聞きいたします。

それからもう一つは、29ページ上段ですけれども、幹線道路整備事業の中で物件調査委託料、これ230万、施工箇所が町道1—23号ということになっております。詳しい場所と内容についてちょっとお聞きかせください。

以上です。

○森 一人議長 それでは順次答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

申請の人数につきましては、今年度につきましては予算の範囲内ということで補助を考えております。

以上です。

○森 一人議長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

幹線道路1—23号線につきましては、都市計画道路の今現在当初でお願いさせていただいた物件調査委託と土地購入費の内容でございます。その中で、既に物件調査というのは昨年度一旦は終了していましたが、6月以降契約になると単価の入替えをする必要がございます。既に物件の内容については調査が終わっていますが、単価を入れ替える必要がございますので、単価の入替えの費用がこの230万円かかるというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 私からは1点だけなのですが、18ページ、ふるさと納税推進事業、真ん中のところの（22）番、こちらのほうが補正されていますけれども、ふるさと納税制度は、この10月からまた制度が変わるといふか、厳格化される予定というふう聞いています。それが、当町のふるさと納税事業に与える影響がどの程度かというところ。それから、返礼率が物自体は30%で、全体は約50%以内に納めなければいけないのだと思うので、結構ぎりぎりだったような気がしますので、この辺に与える影響はどうなのでしょう。それで、それに係る影響範囲が今回の補正に含まれているのかお伺いしたいと思います。お願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 まず、ふるさと納税の増額について簡単に説明させていただきます。

まず、今回3,000万の増額をお願いしたところで、約7,000万という形になっています。4年度の

決算が5,900万円でしたから、約6,000万円でしたから、1,100万円、1,000万円ぐらい多くなっております。今回どういうふうにこの積算をしたかと申しますと、今年度の4月から7月まで、去年の4月から7月までを比べると約1.5倍、もう既に多くもらっております。単純に計算しますと、約6,000万の1.5倍だと9,000万ぐらい入るのかなというふうに想定はできるのですが、何といたっても歳入ですからまず厳しく、そして10月から今議員さんがおっしゃったように見直しがあるということで、見直し前に駆け込み需要もあったのかなというふうに思われますので、ちょっと厳しく去年より1,000万円多くしたという形でございます。

その厳しく10月以降の見直しですが、寄附金に対する経費の算出方法等が変わりまして、今言ったように半分は町の歳入になるわけですが、この経費、かかるものは全て上げなさいということが今度の10月から変わります。例えばふるさと納税に係る職員の給与もカウントしなさいだとか、税金だとワンストップ納税といいましてマイナンバーカード等を使って申請してもらいますけれども、それに係る経費についてもこの経費の中で見なさいというふうになっております。嵐山町、先ほど小林議員さんが言ったように、本当にすれすれのところで手続をしていたのですが、今と同じ状況になると町に入ってくるのが50%以下になってしまいますので、多少見直しをしなければいけないと。多少ということはどういうことかと申しますと、例えば今まで1万5,000円でふるさと納税の金額を設定していたのを、大体1,000円単位ですので1万6,000円とかになってしまいます。そうすると、お客さんが嵐山町に寄附をしようと思っていて選ぶ方だったら問題ないのですが、この商品を買いたいといって他の自治体と比べたときに、お得感があつた方が有利かなとは思うのですが、どこの自治体も10月1日の見直しですから、影響はないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私、12ページ、13ページの県の支出金なのですけれども、子どもの居場所支援臨時特例事業費補助金364万8,000円、そのまた一番下段のところにも、さわやか相談員の設置補助金が22万、これは交付額の決定に伴い補正するので分かるのですけれども、補助対象メニューの変更に伴って事業費が、この財源から一般財源になっているわけす。この辺のところの経緯とか内容についてお尋ねしておきたいのと、今のさわやか相談員についてもそうですし、スクールサポートスタッフの補助金なども交付額の決定に伴いということで減額になっている理由と申しますか、お尋ねしておきたいと思ひます。

○森 一人議長 では、順次答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから、子どもの居場所支援臨時特例事業費補助金の関係で

すが、こちらの当初予算を計上した際には、国のほうのメニューとしてはこれ存在しているのですけれども、県のほうでこの事業のメニューを実施しないということが後日判明しましたので、そうしますと子ども家庭支援センターの一応職員の経費に充てているところがございますので、充てられなくなりますので、再度ほかの要件で該当するものに振替をさせていただいたということがございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、県支出金、教育費補助金のさわやか相談員設置事業費補助金でございますが、こちらにつきましては当初予算で2人分210万4,000円を見込んでおりましたところ、県の予算内ということで188万4,000円の交付決定がございましたので、差額の22万円を減額補正させていただきたいというものでございます。

また、続きまして、スクールサポートスタッフ配置事業補助金でございますが、こちらは今年度5校全ての学校にスクールサポートスタッフを配置させていただいたところでございます。こちらは、県の補助金の要綱によりますと、1人当たりの経費の上限が70万円で、そちらの3分の2が交付されるという要綱でございました。70万円の3分の2で5人分の233万3,000円を当初予算で計上したところ、県の補助金総額の割当てかと思われませんが、令和4年度と同額の53万6,000円の交付決定がございましたので、今回差額の179万7,000円を減額補正させていただいたものでございます。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この減額された部分が一般財源で補充されていますので、このさわやか相談員の22万円の減というのはどうなのでしょう、その相談件数自体なんかも減っていることによってこういう現象が起きているのか、それともこの辺どのように理解しておいたらよろしいのでしょうか。それと、あとの事業は一般財源が出ていますので、通常どおり当初の予定どおり事業が行われているというふうなことでよろしいでしょうか。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから、子どもの居場所支援臨時特例事業費補助金に関連したことですけれども、先ほどの答弁のとおり、こちらは県のほうのメニューがなくなったということで、加えまして15款の国庫支出金の同じ子どもの居場所支援臨時特例事業費補助金729万6,000円、こちらが関連してまして、この2つが減額になってございます。ただし、決算でもちょっとお話を差し上げたのですが、児童虐待、DV対策、相互支援事業費補助金、こちらのほうで小規模のA型という事業の補助金と、それから支援対象児童等の見回り強化事業というメニューがあるのです

けれども、その2つに補助メニューのほうを振り替えさせていただきまして、財源を充当させていただいているということになっております。

以上でございます。

○森 一人議長 高橋教育総務課長。

○高橋喜代美教育総務課長 それでは、さわやか相談員設置補助事業につきましてお答えさせていただきます。

さわやか相談員は2名、菅谷中学校と玉ノ岡中学校に設置しております、相談件数が減ったということはございません。こちらの減額につきましては、スクールサポートスタッフと同様、県全体の予算の中での割り振りの減額と考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第10番、川口浩史議員。反対ですか、賛成ですか。

○10番（川口浩史議員） 反対です。

○森 一人議長 それでは、ほかに賛成討論いらっしゃいますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 それでは、川口浩史議員、反対討論をどうぞ。

○10番（川口浩史議員） 今補正予算は、補聴器購入費助成金がつくなど評価する内容のものがあるわけですが、駅西口の関係費は出ておりますので、これは町民からも私に直接反対をしてほしいということが強く言われておるものであります。そういったことで、西口の費用が出ている以上、この補正予算を認めることができないということで反対をいたします。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号 令和5年度嵐山町一般会計補正予算（第5号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第10、議案第34号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第34号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第34号は、令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,505万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億9,065万9,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当副課長から細部説明を求めます。

吉田町民課保険・年金担当副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 議案第34号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の52、53ページをお願いいたします。2、歳入ですが、3款国庫支出金、1項国庫補助金、4目健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金は、出産育児一時金を42万円から50万円に引き上げたことにより、今年度だけ1件につき5,000円の臨時補助金があり、前年度の実績で申請したため、2万円を増額するものでございます。

次に、7款繰越金、1項1目療養給付費交付金国庫支金は、令和4年度保険給付費等交付金の精算による返還額の確定により1,277万3,000円増額し、補正後の額を1,277万4,000円とし、2目その他繰越金の前年度繰越金を令和4年度決算の確定により4,226万6,000円増額し、補正後の額を4,226万7,000円とするものです。

次に、54、55ページをお願いいたします。3、歳出ですが、2款保険給付費、4項出産育児諸費の1目出産育児一時金は、財源内訳の更正をするものです。

7款基金積立金、1項1目国民健康保険財政調整基金積立金は、4,083万3,000円を新たに基金へ積み立てるものとし、基金の総額を1億9,807万5,926円とするものです。

次に、9款諸支出金、1項6目保険給付費等交付金償還金は、令和4年度の保険給付費等交付金の普通交付金について、支払い実績により額が確定し、国保財源主体である埼玉県に返還するため1,277万3,000円増額し、補正後の額を1,277万4,000円とするものです。

2項1目一般会計繰出金は、前年度一般会計事務費繰入金等について精算するため143万3,000円増額し、補正後の額を143万4,000円とするものです。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 53ページの出産育児一時金の件なのですが、前年度の実績で申請をしたということで、そうすると今回多く来たというのは、赤ちゃんの生まれる人数が増えた結果多く来たという理解でよろしいのですか。違うのかどうか、2万円という金額がちょっと私には分からないのです。42万から50万になったという関係も含めて、2万円というのはどういうことで増えたのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

吉田町民課保険・年金担当副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。

県のほうから、申請するに当たって前年度の実績に伴って申請するよという指示がありましたので、今回前年度4件の実績がございましたので、4件ということで申請をさせていただいた金額になっております。

また、5,000円の補助、単価の件ですけれども、確かに42万から50万円、8万円上がったわけですが、その経緯につきまして県のほうにも聞きましたら、県のほうでもやはり補助単価の5,000円につきましては、その経緯は把握していないということです。単価の5,000円の根拠というのは、どういうふうになったかというのは、県のほうでも把握していなかったという回答をいただいております。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号 令和5年度嵐山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第11、議案第35号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第35号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第35号は、令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ380万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億350万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当副課長から細部説明を求めます。

吉田町民課保険・年金担当副課長。

○吉田信子町民課保険・年金担当副課長 議案第35号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての細部についてご説明申し上げます。

補正予算書の66、67ページをお願いいたします。2、歳入ですが、5款繰越金は令和4年度決算により前年度の繰越額が確定したことに伴い380万7,000円増額し、補正後の額を430万7,000円とさせていただきます。

次に、68、69ページをお願いいたします。3、歳出ですが、3款諸支出金、2項1目一般会計繰出金は、前年度の一般会計事務費繰入金の精算のため11万4,000円増額し、補正後の額を11万5,000円とさせていただきます。

4款予備費は369万3,000円増額し、補正後の額を413万9,000円とさせていただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第35号 令和5年度嵐山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第12、議案第36号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第36号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第36号は、令和5年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,871万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億3,071万円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、議案第36号の細部につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の80、81ページをお願いいたします。2、歳入でございますが、6款1項5目低所得者介護保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減に係る国、県、町の負担金を一般会計から介護保険特別会計に繰り入れるもので、令和4年度の低所得者介護保険料軽減費の確定に伴い、追加負担金86万1,000円を増額するものでございます。

次に、7款繰越金につきましては、令和4年度決算における剰余金が確定したため1億6,784万9,000円を増額し、補正後の額を1億6,785万円とするものでございます。この中には、超過交付金となっている国、県及び支払基金への返還金並びに一般会計への返還金1億3,588万円も含まれております。

82、83ページをお願いいたします。3、歳出の3款地域支援事業費、1項3目一般介護予防事業費の17節備品購入費につきましては、通いの場等で使用するプロジェクターを購入するために7万4,000円を増額するものでございます。

次に、5款諸支出金、1項2目償還金1億1,926万9,000円は、令和4年度の介護給付費負担金並びに地域支援事業交付金の確定に伴い、国、県及び支払基金へ返還するための増額でございます。

次に、2項1目一般会計繰出金1,660万9,000円につきましては、令和4年度の決算に伴い、介護給付費等の町負担分として一般会計から繰り入れたものを後年度精算といたしまして繰り出すた

め、増額するものでございます。

最後に、6款予備費でございますが、3,275万8,000円を増額し、補正後の予算額を3,427万5,000円とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 83ページのプロジェクターの使い方なのですが、それちょっと伺いたいのと、スクリーンは必要ないのですか。ちょっとその点伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 プロジェクターにつきましては、地域における介護予防の取組として、各自主グループで理学療法士等のリハビリの専門職を派遣して指導を実施している事業が幾つかございます。そちらのほうで、今までも地域支援課で所有していたものを活用していたのですが、1台壊れてしまったということで、新たに長寿生きがい課のほうで購入することになりました。スクリーンにつきましては、今まで使っていたものもございまして、購入の必要はございません。以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第36号 令和5年度嵐山町介護保険特別会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を議案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第13、議案第37号 令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第37号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第37号は、令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額については、事業収益に24万7,000円を追加し、総額を5億4,794万4,000円とし、事業費用に228万6,000円を追加し、総額を4億9,989万5,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的支出に7万8,000円を追加し、総額を5億3,197万3,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第37号の細部を説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の97ページをお願いいたします。令和5年度嵐山町水道事業会計予算執行計画（補正第1号）によりご説明申し上げます。収益的収入及び支出の収入につきましては、1款3項1目その他特別利益は、本年度の人事異動により水道施設担当職員の入れ替わりがあり、昨年度賞与引当金と本年度賞与実支給額に賞与引当金戻入益が発生したため、その差額24万7,000円を特別利益に計上するものでございます。

次に、支出でございますが、1款1項1目原水及び浄水費におきましても、人事異動による補正で9万4,000円の増、3目総係費では267万5,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、19節の貸倒引当金繰入額につきましても、4年度決算に伴い未収金が確定いたしましたので、当初計上額から48万3,000円を減額し、補正後の額を2万8,000円とするものでございます。

続きまして、98ページをお願いいたします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目事務費につきましても、人事異動に伴います人件費の補正であります。7万8,000円を増額し、補正後の額を1,446万8,000円といたすものでございます。

次に、91ページ以降にございます予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書並びに予定貸借対照表につきましては、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 97ページの一番下の貸倒引当金の関係なのですが、これ未収金が確定したということですがけれども、未収金確定というのは、これどういうことでこういうことになるのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

こちら水道事業会計におきましては、この節で貸倒引当金繰入額、こちらにつきましては4年度決算の結果によりまして、5年度当初予算に計上していたものを再計算した差額を減額しているものでございます。こちらにつきましては、水道使用料の未収金のみを計上させていただいております。不納欠損につきましては、特別損失のほうに計上しておりますので、この節に関しましては水道使用料の未収の部分のみを計上させていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

議案第37号 令和5年度嵐山町水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第14、議案第38号 令和5年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第38号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第38号は、令和5年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件でございます。

収益的収入及び支出の予定額については、事業収益に100万円を追加し、総額を6億524万7,000円とし、事業費用に356万7,000円を減額し、総額を5億8,688万4,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入に2,200万円を追加し、総額を3億

857万7,000円とし、資本的支出に919万円を追加し、総額を3億6,011万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、議案第38号の細部をご説明申し上げます。

補正予算書の114ページをお願いいたします。予算執行計画（補正第1号）によりご説明申し上げます。収益的収入及び支出の収入につきましては、1款2項2目国庫補助金の防災安全交付金は、下水道ストックマネジメント計画に基づき実施しております下水道管きょの健全度を判定するカメラ調査並びにマンホール調査の当年度発注状況に合わせまして、その申請不足分100万円を増額し、補正後の額を1,340万円とするものでございます。

次に、支出でございますが、1款1項4目総係費の2節給料から12節負担金までは、下水道担当職員の人事異動に伴う補正でございます。合わせて356万7,000円の減額でございます。

次に、115ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の1款資本的収入でございますが、1項企業債は支出の工事請負費に新たに2事業を追加することに伴い、その事業債を1,250万円増額し、補正後の額を1億3,040万円に合わせて3項国庫補助金も950万円増額し、3,883万5,000円とするものでございます。

下段の1款1項1目管きょ建設改良費の委託料、公共下水道枝線管きょ築造工事詳細設計川島地区は、関連する町事業計画との調整により、本年度は実施することが困難でございますので、その全額1,341万円を減額し、一方、工事請負費は新たに嵐山第5汚水幹線の管きょ布設替え工事を2,000万円、菅谷第2マンホールポンプ2号機の入替え工事を260万円増額し、補正後の額を4,745万7,000円とお願いするものでございます。

なお、106ページ以降にございます予定キャッシュフロー計算書及び107ページの給与費明細書及び110ページの予定貸借対照表につきましては、ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 防災安全交付金からも交付金が来ているわけですが、ちょっとぴんとこないのです。防災とか、下水と防災という関係が。これ使って大丈夫なのかなという、ちょっと疑問を持ちますので、お答えいただきたいと思います。

それから、これ一般質問でもあったのですか、川島地区の公共下水道の関係は、道路ができてからここはやるということなのですか。ちょっとそこを伺いたいと思います。

それから、工事請負費なのですけれども、嵐山第5汚水幹線、これは何か支障が出たわけですか。その下のマンホールポンプについても、何か支障が出たので今回工事をさせてもらうということなのでしょうか。伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、順次お答え申し上げます。

まず、防災安全交付金、こちらにつきましては社会資本整備交付金がございます、その中のメニューの一つで防災安全交付金というのがございます。下水道事業につきましても、例えばいろいろ災害によって下水管きょが破壊されてしまうとか、あるいは腐食によって陥没をしてしまう、そういった面から同じく防災の部類に入ってくるものでございます。こちらの交付金を活用させていただいて、令和3年度から花見台幹線を先にカメラ調査を行っております。それに合わせて緊急度の判定を出していただくわけですが、緊急度の高い危ない幹線については、順次入替えを行っていく予定でございます。

次に、川島の区画整備のところの下水道埋設の詳細設計の減額についてでございますけれども、こちらにつきましては、やはり都市計画道路がメインとなっております。メインの都市計画道路の築造に併せて、下水道管きょも埋設していく必要がありますので、その工事に併せて、下水道管きょも水道も併せて布設していく予定でございます。

それと、花見台第5の汚水管きょの入替え工事でございますけれども、こちらにつきましても、先ほど申し上げたカメラ調査によって5年以内に入替えが必要となっている場所でございますので、その部分につきまして国のほうに追加で申請したところ、内示が受け取れましたので、今年度に合わせて約130メートルの管きょ、場所は工業団地から下りてきて、関越のボックスをくぐる手前の130メートルの管きょを入れ替える予定でございます。菅谷第2マンホールポンプ場の2号機ポンプでございますけれども、こちらは4年度の終わりぐらいですか、1月、2月ぐらいに故障をしております、通常マンホールポンプ場には2つのポンプがございます、それが交互運転で水を排出しておるのですけれども、こちらにつきましては、1本で今現在は排出している状況でございますので、こちらにつきましては故障しているマンホールポンプの入替えを1台行うものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

議案第38号 令和5年度嵐山町下水道事業会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第15、議案第41号 工事請負契約の変更について（町道菅谷31号線雨水管整備工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第41号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第41号は、工事請負契約の変更について（町道菅谷31号線雨水管整備工事）の件でございます。町道菅谷31号線雨水管整備工事の施工に関し、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第41号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第41号は、本年3月16日に議決をいただきました町道菅谷31号線雨水管整備工事について変更契約を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧ください。議決をいただく項目につきましては、契約の金額でございます。1億1,000万円で契約したものに866万2,500円を増額し、増額後の総請負契約金額を1億1,866万2,500円とするものでございます。うち消費税の額については78万7,500円を増額し、1,078万7,500円となるものでございます。

議案第41号参考資料を御覧いただきたいと思っております。工事の変更概要でございますが、仮設工施工方法の変更であります。2、変更の詳細でございます。仮設工につきましては、契約締結の議案上程時にご説明させていただきましたとおり、ボーリング調査により約1.5メートル程度掘削させて

いただきますと、水が出る結果となっておりますため、高さ約8メートルの鋼矢板を590枚圧入し、施工するものでございます。当初設計では、鋼矢板を圧入する方法につきましては、地盤の強度の結果に基づき、鋼矢板圧入ウオータージェット併用工法を採用しておりました。契約後の照査を実施した結果、ウオータージェット併用工法では施工が困難となるため、より安価で鋼矢板を圧入できる鋼矢板圧入オーガ併用工法に変更するものでございます。

仮設工の工法につきましては、設計当初による図面はございませんので、下段の3、仮設工法のイメージ図にて説明させていただきます。ウオータージェット併用工法は、この写真にあるとおりウオータージェット、土質の最大N値が50以下の場合に行われる工法でございます。先端から水を噴射し、その力により土の粒子の間隔水圧を高めることにより、粒子が移動しやすい状態をつくり出します。同時に、地上に湧き上がろうとする噴流水で貫入抵抗力を軽減し、効果的に圧入させる方法となっております。水質がウオータージェット併用工法に対する基準値であり、安価であるため、土木工事標準積算基準に基づきまして、設計においてはこちらを採用したものでございます。

3月に議決をいただき、東武谷内田建設株式会社東上営業所と契約を行いました。当該事業者が施工前照査を行った結果、今回の工事箇所が東武鉄道敷地に近接している箇所であり、水の噴射の影響がどこに出るか分からないこと、圧入する深さの層のうち、N値が40程度という50に近い層があり、ウオータージェットの効果が得られない可能性があること、場所が狭く大量の水の供給方法が困難になること、噴射した水が飛び散ることが懸念され、駅を利用される方に迷惑をかける可能性があり、その対応が難しいなどの理由により、他の方法で施工ができないかと協議されたものでございます。

2ページを御覧いただきたいと思えます。工法について検討していただいた結果、ウオータージェット併用工法以外の方法で、最も安価で効果的で効率的で施工可能であるショベル用油圧オーガ併用工法が提案されました。大型ショベルの先端にオーガを装着し、オーガにより土を掘り、その後、圧入器で圧入していく方法でございます。オーガとは、ドリル状の形状で穴を掘り上げる機材でございます。この方法により、硬い地質にも対応できることになり、また東武鉄道敷地まで影響もなくなるというものでございました。この提案を協議した結果、嵐山町建築工事標準契約約款第18条の規定に基づきまして、契約を変更することとしたものでございます。

3ページは契約書の写しでございます。

工期につきましては、当初は8月末でございましたが、先ほど説明させていただきましたとおり、仮設工法の照査に不測の時間がかかり、延長させていただきました。

本契約は、概算数量になる発注でございますので、現場施工後の数量の整理や再度議決をいただく可能性があることを鑑み、2月末を工期としたものでございます。また、本工事は、駅前広場工事を続けて行うため、本工事の作業期間が限られてございます。今回の変更は、あくまでも仮設工の方法の変更でございますので、工事を継続しながら議決をいただきたく、施工については進めさ

せていただきたいところがございます。何とぞご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

今回変更する金額の精査に伴い、変更設計を行いましたので、議決をいただきたくお願いするものがございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

議案第41号 工事請負契約の変更について（町道菅谷31号線雨水管整備工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎日程の追加

○森 一人議長 ここで日程の追加についてお諮りいたします。

報告第8号 専決処分の報告について、発議第8号 学校施設老朽化に対する補助率の引き上げを求める意見書の提出について、発議第9号 健康保険証の廃止を求める意見書の提出について、発議第10号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について及び発議第11号 武器輸出の要件緩和に反対する意見書の提出について、以上の件につきまして日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第16、報告第8号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第8号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第8号は、専決処分の報告についての件でございます。

損害賠償請求額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決処分事項の指定についてに基づき、専決処分したので議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

萩原総務課長。

○萩原政則総務課長 報告第8号の細部について説明させていただきます。

専決処分書をお開きください。損害賠償額の決定につきましては、地方自治法第180条第1項の規定によりまして、令和5年8月31日に専決処分を行ったものでございます。

右側別紙を御覧ください。損害賠償の相手方でございますが、東秩父村坂本1017番地4の市之瀬正之氏でございます。損害賠償の額は33万4,906円でございます。

次に、事故の概要でございますが、令和5年6月29日木曜日午後3時頃、国立女性教育会館内草原運動場駐車場において、市之瀬氏所有の駐車中の車両の屋根及びボンネットに枯れ枝が落下し損傷を与え、修理費及び修理期間中のレンタカーの手配を要したものでございます。

以上、報告第8号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 この際、何かお聞きしたいことはございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎延会の宣告

○森 一人議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時30分)

令和5年第3回嵐山町議会定例会

議事日程（第6号）

9月14日（木）午前10時開議

- 日程第 1 発議第 8号 学校施設老朽化に対する補助率の引き上げを求める意見書の提出について
- 日程第 2 発議第 9号 健康保険証の廃止の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第 3 発議第10号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出について
- 日程第 4 発議第11号 武器輸出の要件緩和に反対する意見書の提出について

○出席議員（11名）

1番	小林	智	議員	3番	狛守	勝義	議員
4番	藤野	和美	議員	6番	大野	敏行	議員
7番	畠山	美幸	議員	8番	長島	邦夫	議員
9番	青柳	賢治	議員	10番	川口	浩史	議員
11番	松本	美子	議員	12番	渋谷	登美子	議員
13番	森	一人	議員				

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	青木正志
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
萩原	政則	総務課長
安藤	浩敬	地域支援課長
岡野	富春	税務課長
贄田	秀男	町民課長
太田	直人	福祉課長
菅原	広子	健康いきいき課長
近藤	久代	長寿生きがい課長
藤原	実	環境課長
中村	寧	農政課長
小輪瀬	一哉	企業支援課長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課長
清水	延昭	上下水道課長
大島	真弓	会計管理者兼会計課長
下村	治	教育長
高橋	喜代美	教育総務課長
馬橋	透	生涯学習課長

中 村

寧

農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第3回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞さまです。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、令和5年第3回嵐山町議会定例会第21日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時55分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第1、発議第8号 学校施設老朽化に対する補助率の引き上げを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 提案理由です。

○森 一人議長 渋谷議員、これも登壇です。

[12番 渋谷登美子議員登壇]

○12番（渋谷登美子議員） それでは、学校施設老朽化に対する補助率の引き上げを求める意見書の提案理由を述べます。

全国各地の自治体で、学校施設の老朽化と少子化で学校統合が進められています。本来なら、子どもの歩いていける範囲、コミュニティ単位の学校が求められるわけです。しかし、現状の新築は補助率2分の1、長寿命化改修は補助率3分の1です。地域の将来を考える時、長寿命化改修においても補助率2分の1とし、自治体の財政負担を軽減し、地域に学校統合による過疎化を促すのではなく、人口減少しても地域が存続するように、長寿命化改修においても補助率を2分の1とすることを求め、本意見書案を提出します。

では、裏面を読みます。

学校施設老朽化に対する補助率の引き上げを求める意見書

全国の学校施設は昭和40年代・50年代に建設された施設が多く、老朽化が進み、改築せざるを得ない状況になっている。改築するにあたって、施設整備にかかる補助率は、新築の場合2分の1、長寿命化改修の場合、3分の1とされている。長寿命化改修の場合、新築の60%の建築費と計算されている。

今後も少子化は一層進むため、学校再編をせざるを得ない事態は、各地で起きている。しかし、少子化で地域の学校を廃校とすると、地域のコミュニケーションの基礎、地域文化の源を消滅させ、地域から住民が去っていく事態が想定される。今後の国のあり方、自治体のあり方を考慮すると、人口集中地区にさらに人口を集中させ、周辺地区から将来を担う子ども・若者が離れていく危険性がある。

学校老朽化対策をせざるを得ない自治体は、財政計画を念頭に入れると補助率3分の1の長寿命化計画よりも、補助率2分の1の新築を選択するが多い。

しかし、新築の場合は、校舎解体で、CO₂発生を余儀なくさせ、ゼロカーボンの政策を行うことは困難となる。また、すでに始まっている自治体消滅の危機から逃れることはできない。

老朽化対策として、建物の100年寿命ができる長寿命化改修とし、ZEB化改修・公共施設の併合を伴う場合、新築と同様に補助率を2分の1に引き上げることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、国土交通大臣、財務大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この提案ですけれども、今これは国に上げていくということで考え方なのでしょうけれども、今嵐山町の方向性というのは、骨子の案が発表されて、ある程度方向が決まってきているわけです。そういう中において、これを出していくというそのお考えについて、お尋ねしておきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 全国的にいろいろなところでこの問題が起きています。そして、本当に困っている人たちが多いという。ですから、これは補助率を上げることでその過疎化対策、少子化の問題、子どもが地域から消滅、いなくなっていくことを防ぐということの一つの意見書で、嵐山町もそうですけれども、ほかの地域も皆そのような問題を抱えているということです。なので、意見書を提出します。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。
ご苦労さまでした、自席にお戻りください。
討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。
これより発議第8号 学校施設老朽化に対する補助率の引き上げを求める意見書の提出についての件を採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。
よって、本案は否決されました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、発議第9号 健康保険証の廃止の見直しを求める意見書の提出についての件を議題といたします。
提出者から提案説明を求めます。
渋谷登美子議員。

[12番 渋谷登美子議員登壇]

○12番（渋谷登美子議員） それでは、健康保険証の廃止の見直しを求める意見書の提出について提案理由を述べます。

マイナンバーカードに保険証を紐付け、保険証廃止を行う政策が進められようとしています。本来マイナンバーカードの取得は任意のようですが、保険証は、国民各自にとって必要不可欠なものであり、保険証の廃止は国民健康保険証制度を崩壊せざるを得ない政策です。

健康保険証の紐付けは、任意取得のものであるマイナンバーカードを強制するものであり、認容できるものではなく本意見書を提出します。

ということで、裏面を読みます。

健康保険証の廃止の見直しを求める意見書

令和5年6月2日、マイナンバー法等の一部改正により、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、従来の健康保険証を来年秋に廃止することになった。マイナンバーカードの取得は任意であるが、マイナンバーカードを事実上義務化させることとなり、選択の自由と国民皆保険制度を壊しかねない事態である。

国民皆保険制度は、「いつでも」「どこでも」「誰でも」、日本国内で等しく医療が受けられるものである。健康保険証を廃止し、マイナ保険証を取得しない国民は、「資格確認書」を申請しな

ければ、公的医療が受けられなくなる。

マイナンバーをめぐるトラブルが多発し、未だにその全貌が明らかになっていない。更にマイナ保険証によるオンライン資格確認では、他人の情報が紐づけられていた例が多数あったほか、通信エラーや顔認証ができないなどのトラブルが続いている。

健康保険証の廃止後は、必要に応じて、本人の申請によって1年間有効の資格確認書を提供する方針だが、高齢や病気などで申請が難しい方や、マイナンバーカードを紛失してしまった方など、資格確認書がない期間が生じる。こうした方が医療機関等にかかる際、保険に加入していながら無保険者と同様に扱われ、多大な自己負担を強いられかねない。また、毎年申請の手続きを強いられる町民の負担も、申請を受けて資格確認書の迅速な発行を求められる基礎自治体など保険者の負担も相当なものになる。厚生労働省の省令によるオンライン資格確認システムの義務化は合法性にも疑義があり、全国の医療機関や薬局では、このシステム導入の困難を抱えている事業者もあるという。こうしたことより、住民への医療提供体制が大きく損なわれることになる。

よって、嵐山町議会は、拙速なマイナンバーカードと健康保険証の一体化の強要に反対し、国会及び政府に対し、従来の健康保険証を廃止しないことを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第9号 健康保険証の廃止の見直しを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、発議第10号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

[12番 渋谷登美子議員登壇]

○12番（渋谷登美子議員） それでは、学校給食費の無償化を求める意見書の提出について提案理由をお話しします。

提案理由。学校給食は児童生徒には、学びの一つであり、義務教育課程では学校給食の早期の無償化が必要である。現在、コロナ禍によって自治体の政策により子どもたちの格差が大きく広がっている。自治体間の政策による子どもの格差を縮小するため、国において、学校給食無償化の政策を進めることを求め本意見書を提出する。

裏面を読みます。

学校給食費の無償化を求める意見書

小中学生の保護者が負担している教育費は、給食費、教材費、制服、体操着、学用品、修学旅行の積立金など多額である。

学校給食法第2条に定めている学校給食の目標達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われており、その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

新型コロナウイルス感染症の蔓延、ウクライナとロシアの戦争を背景とし、最近の物価高騰により国民の生活は厳しくなっている。全国の自治体において子育て支援として、小中学校の給食費を無償化し、公費負担する自治体がある一方で、財政力が十分ではなく無償化の実施が困難である自治体もある。義務教育の費用負担において自治体格差がある。義務教育課程では学校給食の早期の無償化が必要である。

よって、嵐山町議会は、国に対し下記を求める。

記

1 国の財政負担による学校給食の無償化を迅速に実施すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、こども家庭庁長官です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私もこの意見書には、会派の中で検討を重ねまして、サインをさせていただきました。ただ、我々もやっぱり、ここの中でも提案理由の中にあるように、自治体の政策によって子どもたちの格差が大きく広がっているという、この辺がやっぱり一番問題だろうねというようなこともありまして、昨今は与党においても給食費の無償化ということも検討されたりして、今進んできています。そんな中で、これは国の財政負担による学校給食費の無償化を迅速に実施する

ということで、まずよろしいのですねということが1点。

それと、もう一つは、提案者として、国の財政負担になった場合には、恐らく約5,000億から上のお金が、全国でやる場合、発生してくると思われます。その場合の財源的なことについては、どのようなお考えをお持ちになっていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 国の全面的な財政負担を求めるといことです。

それで、この学校給食費の負担ですけれども、今いろいろな政策が行われていて、国の政策、その政策を変更していけばよいといことです。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第10号 学校給食費の無償化を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、発議第11号 武器輸出の要件緩和に反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員。

[10番 川口浩史議員登壇]

○10番（川口浩史議員） 武器輸出の要件緩和に反対する意見書の提出について。

初めに、提案理由を申し上げます。昨年末、閣議決定された安保3文書は、武器の輸出を定めたルールの見直しを検討するとしたわけであります。これを受け政府与党は、機雷処理や停船射撃用の銃砲など殺傷力のある武器の輸出は可能という点で意見の一致があつたとしました。

殺傷力のある武器の輸出がされれば、死傷者が出ることになります。死傷者が出ることよりも、軍需産業に巨額の利益を優先する姿勢は、日本を「死の商人国家」にするものであると考えます。こうした改悪に反対し、国際平和を維持するために本意見書を提出するものであります。

それでは、裏面を朗読したいと思います。

武器輸出の要件緩和に反対する意見書

昨年末に閣議決定された安保3文書は、武器の輸出ルールを定めた「防衛装備移転三原則」やその「運用指針」の見直しを検討すると明記してあります。これを受けて政府与党内で論点整理が始まった。

論点整理では、三原則の前文に、武器輸出の目的として「我が国にとって望ましい安全保障環境の創出」と「国際法に違反する侵略や武力の行使又は威嚇を受けている国への支援」を追加すべきだとした。前者は米国が進める対中国軍事包囲網づくりの一環として狙われ、後者は、昨年3月に運用指針を改定し輸出を可能にしたウクライナの他にも対象国を広げようとするものである。

運用指針に関しては、輸出を認める武器の範囲を論点の第一に挙げている。現行では日本と安全保障面で協力関係がある国に対し「救難、輸送、警戒、監視、掃海」の5類型にかかわる武器の輸出を認めている。政府は、これらに殺傷能力を持った武器は含まれないと説明してきた。ところが、機雷処理や停船射撃用の銃砲など殺傷能力のある武器の輸出は可能という点で「意見の一致があった」とし、さらに「類型を撤廃すべきである」との意見もあったとした。類型の撤廃は、殺傷能力のある武器の輸出の全面解禁につながる。

こうした背景には、日本が英国、イタリアと共同開発する次期戦闘機を第三国が購入しようとする場合、現行の運用指針の下では、英国やイタリアは輸出できるのに、日本は輸出することができないため、大きな損失になるということである。日本が開発・生産に加わった戦闘機が海外で使用され、一般市民を含め死者などが出る恐れよりも、軍事産業に巨額の利益を得させることを優先する姿勢である。

このように政府と与党だけの密室協議で従来の政府見解を次々と覆しているのだ。

よって、嵐山町議会は、国際平和を維持することは何ものにも代えがたいものであることから、日本を「死の商人国家」にしないために武器輸出の要件緩和に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣であります。

以上です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

ご苦労さまでした。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第11号 武器輸出の要件緩和に反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

これより執行部が入場してまいりますので、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時16分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長挨拶

○森 一人議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、令和5年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会は8月25日に開会され、9月14日の本日まで21日間にわたり極めて熱心なご審議を賜り、提案いたしました令和4年度一般会計決算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決及び認定を賜り、深く感謝申し上げます。

また、教育委員会委員の選任につきましてもご同意を賜り、重ねて御礼申し上げます。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存であります。

また、堀江代表監査委員並びに長島議会選出監査委員におかれましては、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。決算審査意見書を十分参考にいたしまして、今後の行政運営に資する所存でございます。

また、9月17日、今度の日曜日でありますけれども、武蔵嵐山駅東西連絡通路において、嵐山町エリアリノベーションの支援事業の理念に沿ったR a n z a n M a r k e tが予定をされ、10月にはスポーツフェスティバル、11月には嵐山まつりを開催させていただきます。町民の皆様、ス

ポーツの秋、食欲の秋、文化の秋をしっかりと満喫していただけるよう努めてまいります。議員の皆様方にも、ぜひご協力をお願い申し上げます。

まだまだ残暑が続いております。議員各位におかれましては、健康にご留意いただき、さらなるご活躍をいただきますようご祈念申し上げます。閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○森 一人議長 私からも令和5年第3回嵐山町議会定例会の閉会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る8月25日に開会し、議員各位の熱心なご審議により全議案を議了し、本日ここに無事閉会の運びとなりました。議員、執行の皆様方の議会運営に対するご理解とご協力のたまものと心から感謝を申し上げます。

また、決算審査特別委員会におきましては、畠山委員長、藤野副委員長には委員会の合理的かつ慎重なる審査にご尽力をいただきましたことと、各議員の皆様には質疑の事前通告等におきましてスムーズな委員会進行にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

議会といたしましては、これからも今の時代に合った合理的な議会スタイルを構築していく必要があると思います。何とぞご協力をお願い申し上げます。

また、本日の議会をもって、今期4年間の議員活動の主な活動は終了となります。このたびご勇退されます松本議員、長島議員、大野議員におかれましては、大変ご苦労さまでした。長年にわたり町政発展のためにご尽力賜りましたこと、議会を代表してお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

結びに、嵐山町の限りない発展と佐久間町長をはじめとする執行部の皆様のご健勝とご活躍を衷心よりご祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 以上をもちまして、令和5年第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員